

**防災に関してとった措置の概況
平成25年度の防災に関する計画**

第183回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び平成25年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

第1部 災害の状況と対策

特集	指標等からみる我が国の防災対策	1
1	はじめに	1
2	国及び地方公共団体における災害による被害の軽減に向けた取組	8
	(1) 耐震化に向けた取組	8
	(2) 避難に関する取組	15
	(3) 協定の締結に関する取組	16
	(4) 備蓄に関する取組	18
	(5) 避難勧告等に関する取組	20
	(6) 防災訓練等に関する取組	22
3	住民、地域コミュニティ等における災害による被害の軽減に向けた取組	23
	(1) 住民の取組	23
	(2) 災害ボランティア、企業等の取組	27
	(3) 地域コミュニティにおける消防団等の取組	30
4	各地域における災害による被害の軽減に向けた先進的な取組の事例	32
	(1) 自主防災組織等の取組例	32
	(2) 性格の異なる複数の地区が連携した取組例	35
	(3) 事業者等の取組例	36
5	まとめ	38
第1章	東日本大震災の復旧と復興に向けた取組	39
1	東日本大震災の概要	39
	1-1 被害状況	39
	1-2 これまでの取組	39
	(1) 復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底	39
	(2) 復興予算に関するフレームの見直し	40
	(3) 復興の加速策の具体化と推進	40
2	復旧状況	40
	2-1 被災者支援	40
	(1) 被災者の状況	40

(2) 被災者支援のための取組	41
2-2 インフラの応急復旧と災害廃棄物処理	42
(1) インフラの応急復旧	42
(2) 災害廃棄物処理の状況	42
3 復興状況と復興に向けた取組	43
3-1 インフラとまちづくりの再建	43
(1) 公共インフラの本格復旧・復興の状況	43
(2) 復興まちづくりの取組と状況	46
3-2 産業復興と雇用の確保	49
(1) 産業復興の状況と取組	49
(2) 雇用確保のための取組	49
4 復興のための制度について	50
4-1 復興特区制度	50
4-2 復興交付金制度	50
4-3 取崩し型復興基金	51
5 福島の復旧・復興	51
5-1 避難状況及び避難指示区域等の見直し	51
5-2 福島の復興・再生に係る法制度	52
(1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対 処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転 者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）	52
(2) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）	52
(3) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする 住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関 する施策の推進に関する法律（子ども被災者支援法）（平 成24年法律第48号）	52
5-3 福島復興に係る政府の新たな取組	53
(1) 体制強化	53
(2) 福島ふるさと復活プロジェクト	53
5-4 避難指示区域等の復興と住民帰還に向けた取組	54
(1) 避難解除等区域復興再生計画	54
(2) 早期帰還・定住プラン	54
5-5 除染の状況	54
5-6 損害賠償の状況	54

5-7	放射線による健康への影響等に対する対策の推進	55
5-8	健康不安や生活上の負担に対する支援	55
5-9	風評被害への対応	55
5-10	産業・雇用の課題と取組	55
5-11	公共インフラの復旧の取組	56
5-12	住民意向調査の実施	56
5-13	長期避難者に対する支援	56
6	原子力災害への対応状況	56
6-1	原子力規制委員会の設置	56
6-2	原子力施設の安全確保に向けた取組	57
	(1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の安全確保	57
	(2) 規制基準等の見直し	57
6-3	モニタリングの実施	58
6-4	原子力防災の改善	59
	(1) 原子力災害対策の体制整備	59
	(2) 原子力災害対策指針の策定	60
第2章 平成24年以降に発生した主な災害		61
1	平成24年5月に発生した突風等	61
1-1	災害の状況	61
1-2	国等の対応状況	61
2	平成24年7月九州北部豪雨	62
2-1	災害の状況	62
2-2	国等の対応状況	62
3	平成24年8月13日から14日にかけての大雨等	63
3-1	災害の状況	63
3-2	国等の対応状況	64
4	平成24年台風第17号	64
4-1	災害の状況	64
4-2	国等の対応状況	64
5	平成24年11月末からの大雪等	65
5-1	災害の状況	65
5-2	国等の対応状況	65
6	淡路島付近を震源とする地震	65

6-1	災害の状況	65
6-2	国等の対応状況	66
第3章	我が国の災害対策の取組の状況等	68
1	東日本大震災の教訓を踏まえた主な取組	68
1-1	防災対策推進検討会議最終報告	68
1-2	災害対策法制の見直し	69
1-3	防災基本計画の見直し	71
2	災害対策に関する施策の取組状況	72
2-1	事前防災	72
(1)	防災に関する科学技術の研究の推進	72
(2)	災害に強い国づくり, 地域づくり	72
(3)	防災拠点施設	73
(4)	防災訓練	73
2-2	災害発生時の対応及びそれへの備え	75
(1)	緊急事態における初動対応	75
(2)	救急・救助体制	75
(3)	広域医療搬送等	76
(4)	広域的な応援体制	77
(5)	円滑な物資供給体制の構築に向けた取組	78
(6)	情報収集・伝達体制	80
(7)	防災無線通信網	80
(8)	防災情報の活用	85
(9)	行政機関の業務継続体制	86
2-3	被災者支援対策	86
(1)	災害時要援護者の避難支援等に関する対策	86
(2)	避難所の良好な生活環境確保対策	87
(3)	災害救助法, 災害弔慰金の支給等	88
(4)	被災者生活再建支援法及び住家の被害認定	88
2-4	復旧・復興対策	89
(1)	公共施設等の復旧	89
(2)	地方公共団体の復興支援	91
2-5	多様な主体の連携による防災活動の推進	92
(1)	災害被害の軽減に向けた国民運動の展開	92

(2) 防災教育の取組	92
(3) 災害教訓の伝承	93
(4) ボランティアの取組等	93
(5) 企業等の取組について	96
(6) 男女共同参画の視点からの取組	102
2-6 国際防災協力	102
(1) 世界における最近の災害	102
(2) 国際防災協力への取組	104
3 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況	109
3-1 地震・津波災害対策	109
(1) 地震・津波想定 of 適切な見直し	109
(2) 南海トラフ巨大地震対策	109
(3) 首都直下地震対策	115
(4) 津波避難対策の強化	118
3-2 大規模水害対策	121
(1) 大規模水害対策の必要性	121
(2) 大規模水害対策の現状等	121
(3) 現在の取組	121
3-3 大規模土砂災害対策	122
(1) 大規模土砂災害対策の必要性	122
(2) 大規模土砂災害対策の現状等	124
(3) 現在の取組	125
3-4 火山災害対策	125
(1) 火山災害対策の必要性	125
(2) 火山災害の特徴と対策	126
(3) 火山災害対策の取組	127
(4) 大規模火山災害対策への提言	128
3-5 雪害対策	128
(1) 雪害の現況	128
(2) 雪害対策の概要	128
(3) 豪雪地帯対策の概要	129
(4) 今後の雪害対策の方向性	130
4 国土強靱化の推進について	130

第2部 平成23年度において防災に関してとった措置の概況

第1章 概要	133
1 法令の整備等	133
2 科学技術の研究	133
3 災害予防	133
4 国土保全	133
5 災害復旧等	133
6 国際防災協力	133
第2章 法令の整備等	134
第3章 科学技術の研究	136
1 災害一般共通事項	136
2 震災対策	137
2-1 地震に関する調査研究	137
2-2 震災対策一般の研究	140
3 風水害対策	142
4 火山災害対策	143
5 雪害対策	143
6 火災対策	144
7 危険物災害対策	144
8 原子力災害対策	145
第4章 災害予防	146
1 災害一般共通事項	146
1-1 教育訓練	146
1-2 防災施設設備の整備	148
1-3 その他	151
2 震災対策	157
2-1 教育訓練	157
2-2 防災施設設備の整備	157

2-3	その他	161
3	風水害対策	163
3-1	教育訓練	163
3-2	防災施設設備の整備	163
3-3	その他	164
4	火山災害対策	167
4-1	教育訓練	167
4-2	防災施設設備の整備	167
4-3	その他	167
5	雪害対策	168
5-1	教育訓練	168
5-2	防災施設設備の整備	168
5-3	その他	169
6	火災対策	169
6-1	教育訓練	169
6-2	防災施設設備の整備	169
6-3	その他	170
7	危険物災害対策	171
7-1	教育訓練	171
7-2	防災施設設備の整備	171
7-3	その他	171
8	原子力災害対策	172
8-1	教育訓練	172
8-2	防災施設設備の整備	173
8-3	その他	173
9	その他の災害対策	173
9-1	教育訓練	173
9-2	その他	174
第5章 国土保全		175
1	治水事業等	175
1-1	維持管理	175
1-2	災害対応・危機管理対策	175
1-3	予防的な治水対策	175

1-4	良好な河川環境の回復	175
1-5	ダム建設事業	175
2	治山事業	175
2-1	国有林治山事業	176
2-2	民有林治山事業	176
3	地すべり対策事業	177
3-1	直轄事業	177
3-2	補助事業	177
3-3	国土交通省所管事業	177
4	海岸事業	178
4-1	直轄事業	178
4-2	補助事業	178
5	下水道における浸水対策	178
6	農地防災事業	179
6-1	直轄事業	179
6-2	補助事業	179
7	災害関連事業	179
8	地盤沈下対策事業	180
9	その他の事業	181
第6章	災害復旧等	182
1	災害応急対策	182
1-1	平成23年台風第6号に対してとった措置	182
1-2	平成23年新潟県・福島県等における大雨に対してとった措置	182
1-3	平成23年台風第12号に対してとった措置	183
1-4	平成23年台風第15号に対してとった措置	184
1-5	平成23年11月からの大雪等に対してとった措置	185
1-6	その他の災害に対してとった措置	186
2	災害復旧事業	189
2-1	公共土木施設災害復旧事業	189
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	190
2-3	文教施設等災害復旧事業	190
2-4	厚生施設等災害復旧事業	190

2-5	その他災害復旧事業	191
3	財政金融措置	191
3-1	財政金融措置	191
3-2	災害保険	194
3-3	地方交付税及び地方債	194
4	災害復興対策等	195
4-1	被災者生活再建支援金の支給等	195
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	195
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	195
4-4	有珠山噴火災害に関する復興対策	196
4-5	三宅島噴火による災害に対してとった措置	196
4-6	平成16年台風第23号による災害に対してとった措置	196
4-7	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に対してとった措置	196
4-8	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策	197
4-9	霧島山(新燃岳)災害による復興対策	197
4-10	東日本大震災に関する復興対策	197
4-11	その他の災害に対してとった措置	200
第7章 国際防災協力		202
1	多国間協力	202
2	二国間協力	203
2-1	技術協力	203
2-2	無償資金協力	203
2-3	有償資金協力	203

第3部 平成25年度の防災に関する計画

第1章 概要	205
1 科学技術の研究	205
2 災害予防	205
3 国土保全	205
4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策	205
5 国際防災協力	205
第2章 科学技術の研究	206
1 災害一般共通事項	206
2 地震災害対策	208
2-1 地震に関する調査研究	208
2-2 震災対策一般の研究	211
3 津波災害対策	213
3-1 津波に関する調査研究	213
3-2 津波対策一般の研究	213
4 風水害対策	214
5 火山災害対策	215
6 雪害対策	216
7 火災対策	216
8 危険物災害対策	217
9 原子力災害対策	218
10 その他の災害対策	218
第3章 災害予防	219
1 災害一般共通事項	219
1-1 教育訓練	219
1-2 防災施設設備の整備	221
1-3 災害危険地住宅移転等	225
1-4 その他	225
2 地震災害対策	233
2-1 教育訓練	233

2-2	防災施設設備の整備	233
2-3	その他	238
3	津波災害対策	240
3-1	教育訓練	240
3-2	防災施設設備の整備	240
3-3	その他	241
4	風水害対策	242
4-1	教育訓練	242
4-2	防災施設設備の整備	242
4-3	その他	243
5	火山災害対策	247
5-1	教育訓練	247
5-2	防災施設設備の整備	247
5-3	その他	247
6	雪害対策	248
6-1	教育訓練	248
6-2	防災施設設備の整備	248
6-3	その他	249
7	火災対策	249
7-1	教育訓練	249
7-2	防災施設設備の整備	249
7-3	その他	250
8	危険物災害対策	251
8-1	教育訓練	251
8-2	その他	251
9	原子力災害対策	253
9-1	教育訓練	253
9-2	防災施設設備の整備	253
9-3	その他	253
10	その他の災害対策	254
10-1	教育訓練	254
10-2	その他	254

第4章 国土保全	256
1 治水事業等	256
1-1 維持管理 予防的対策	256
1-2 災害対応・危機管理対策 再度災害防止・危機管理対策	256
1-3 戦略的維持管理・更新	256
1-4 環境対策	256
2 治山事業	256
2-1 国有林治山事業	257
2-2 民有林治山事業	257
3 地すべり対策事業	257
3-1 農林水産所管事業	257
3-2 国土交通省所管事業	258
4 海岸事業	258
5 農地防災事業	258
5-1 直轄事業	258
5-2 補助事業	259
6 災害関連事業	259
7 地盤沈下対策事業	260
8 下水道事業	261
9 その他の事業	261
第5章 災害復旧等	264
1 災害応急対策	264
1-1 自衛隊の災害派遣	264
1-2 災害救助費の国庫負担	264
1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	264
1-4 被災者生活再建支援金の支給	264
1-5 その他の災害応急対策	264
2 災害復旧事業	264
2-1 公共土木施設災害復旧事業	264
2-2 農林水産業施設災害復旧事業	265
2-3 文教施設等災害復旧事業	266
2-4 水道施設等災害復旧事業	266
2-5 その他の災害復旧事業	266

3	財政金融措置	267
3-1	災害融資	267
3-2	災害保険	268
3-3	地方債	268
4	災害復興対策等	268
4-1	被災者生活再建支援金の支給	268
4-2	雲仙岳噴火災害に関する復興対策	268
4-3	阪神・淡路大震災に関する復興対策	269
4-4	三宅島噴火災害に関する対策	269
4-5	平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に関する復興対策	269
4-6	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策	269
4-7	霧島山(新燃岳)災害による復興対策	270
4-8	東日本大震災に関する復興対策	270
4-9	その他の災害に関する復興対策	272
第6章 国際防災協力		273
1	多国間協力	273
2	二国間協力	274
資料 平成25年度防災関係予算額等集計表		275
附属資料		277

本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

第1部

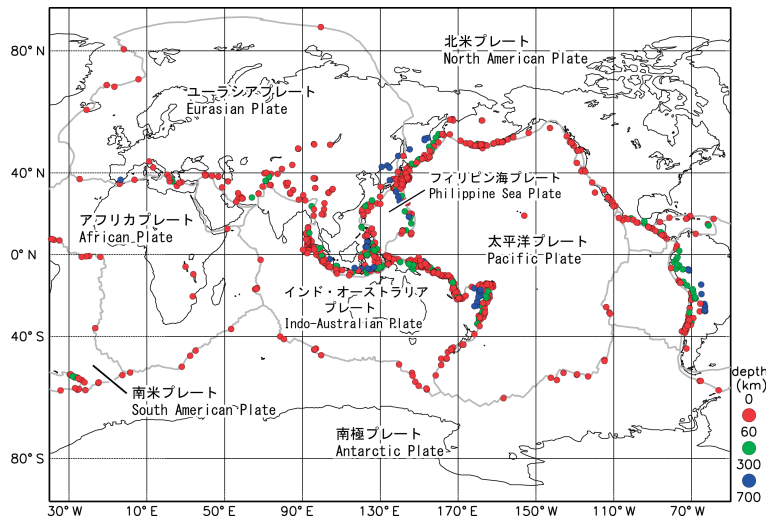
災害の状況と対策

特集 指標等からみる我が国の防災対策

1 はじめに

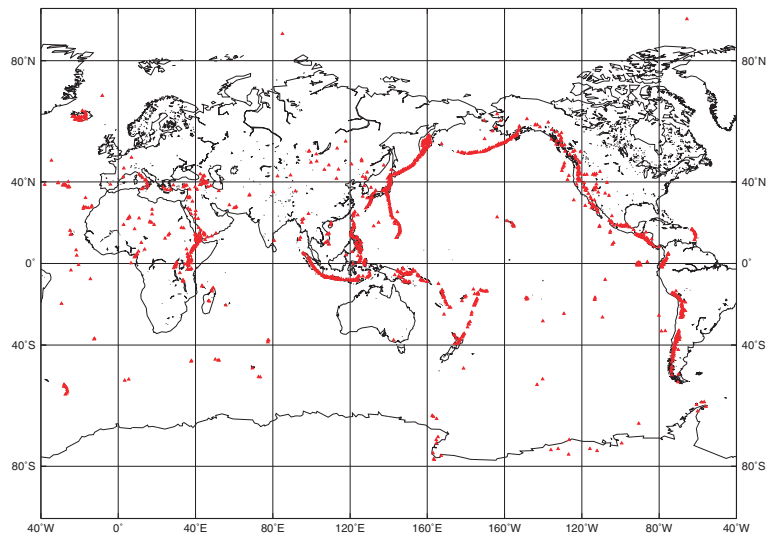
我が国は、その位置、地形、地質、気候等の自然的な条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい国土となっている。世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が我が国周辺で発生しているほか、分かっているだけでも約2,000の活断層が存在している。さらに、世界の活火山の約7%にあたる110の活火山が分布している（図表1-0-1、1-0-2、1-0-3、1-0-4、1-0-5）。

図表1-0-1 世界のマグニチュード6以上の震源分布とプレート境界



(注) 2003年～2012年
出典：アメリカ地質調査所の震源データをもとに気象庁において作成

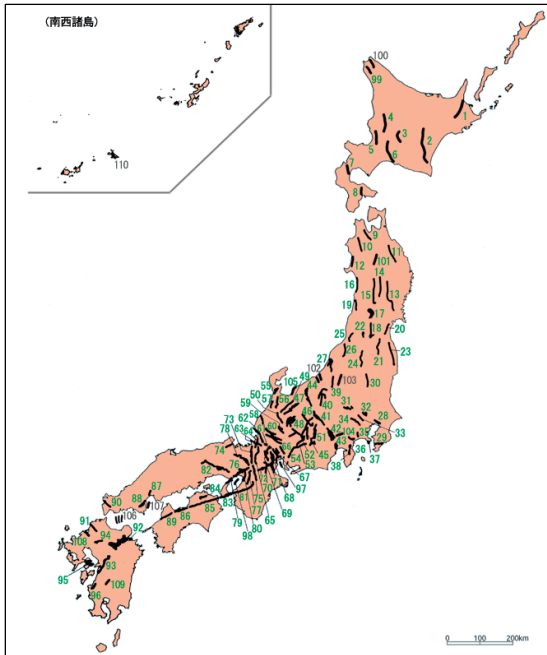
図表1-0-2 世界の火山の分布状況



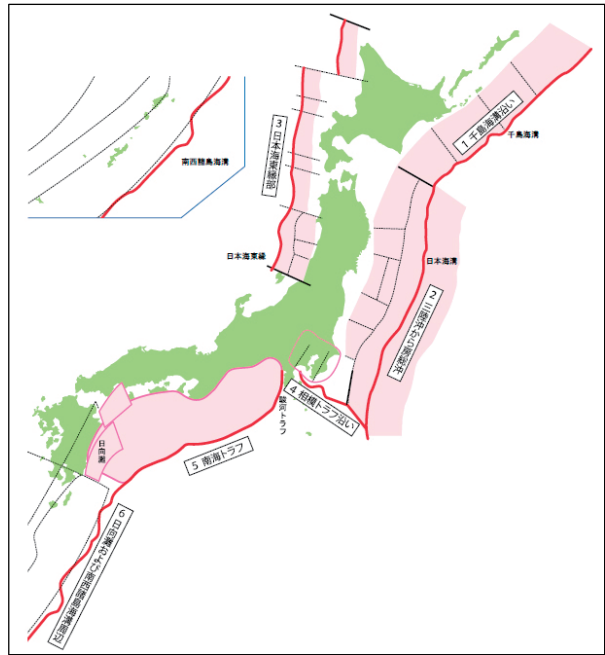
出典：気象庁資料

図表 1-0-3 我が国の海溝と活断層の分布

主な活断層

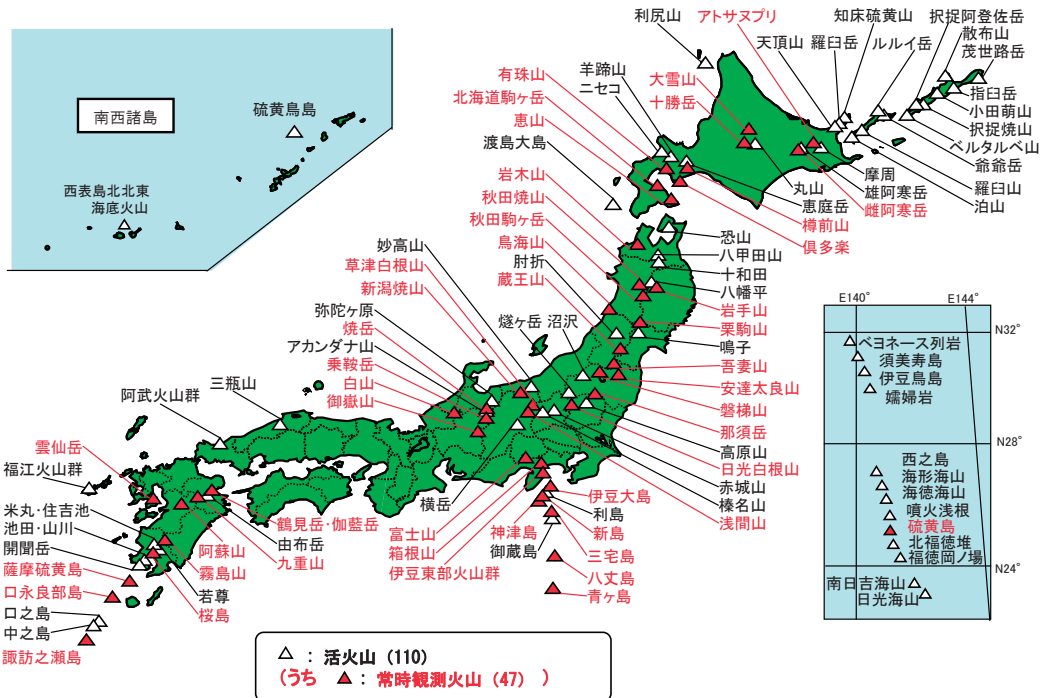


主な海溝



出典：左 内閣府資料，右 文部科学省資料

図表 1-0-4 我が国の活火山の分布



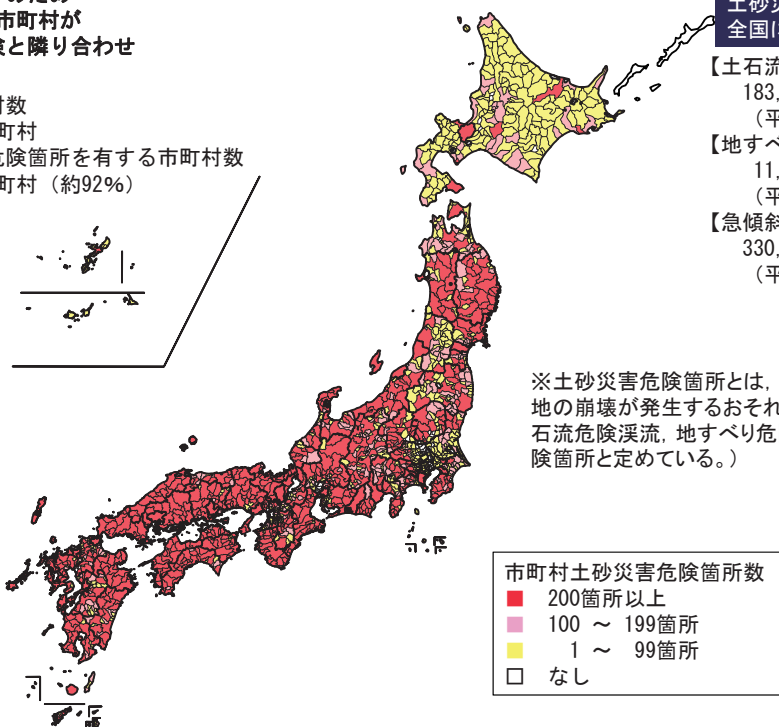
出典：気象庁資料

図表 1-0-5 市町村別の土砂災害危険箇所の状況

厳しい国土条件のため
全国の約9割の市町村が
土砂災害の危険と隣り合わせ

(参考)

- ・全国市町村数
1,742市町村
- ・土砂災害危険箇所を有する市町村数
1,606市町村 (約92%)



土砂災害危険箇所は
全国に約52万5千箇所と膨大

- 【土石流危険渓流】
183,863渓流
(平成14年度公表)
- 【地すべり危険箇所】
11,288箇所
(平成10年度公表)
- 【急傾斜地崩壊危険箇所】
330,156箇所
(平成14年後公表)

※土砂災害危険箇所とは、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれがある箇所(それぞれ、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所と定めている。)

出典：国土交通省資料，平成25年3月31日時点

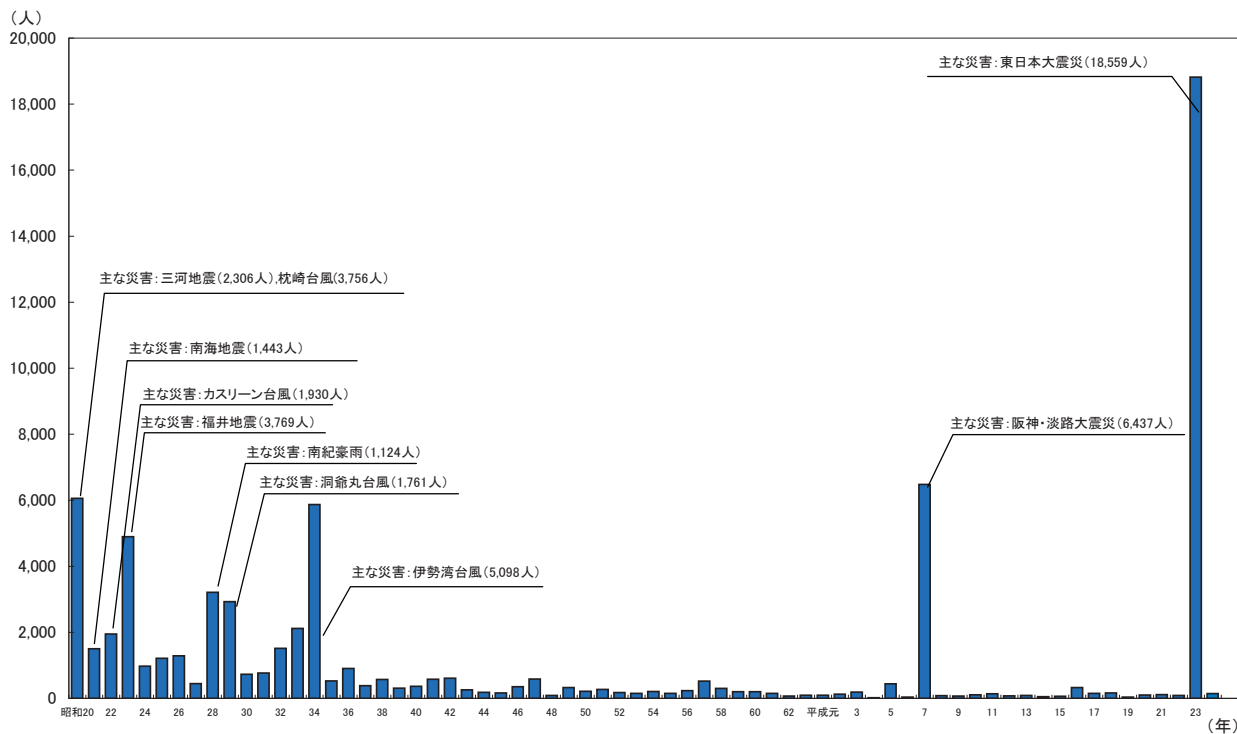
このような国土の特性から、我が国は、これまで多くの自然災害に見舞われてきたが、災害を経験する度に、それを教訓に防災体制の整備・強化、国土保全の推進、気象予報精度の向上、災害情報の伝達手段の充実等に取り組み、災害脆弱性の軽減、災害対応力の向上に努めてきた。

戦後間もない昭和20年代から30年代前半には、1,000人以上の人命が失われる大災害が頻発し、昭和21年の南海地震を契機として昭和22年に災害救助法、昭和22年のカスリーン台風等水害の多発を契機に昭和24年に水防法、昭和23年の福井地震を契機として昭和25年に建築基準法が制定された。

昭和34年の伊勢湾台風は死者・行方不明者が5,000人を超す未曾有の被害をもたらした。これを契機に、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため、災害対策基本法が昭和36年に制定された。その結果、災害の予防から応急対策、復旧・復興まで一貫した災害対策を実施することが可能となるとともに、内閣総理大臣を議長とする中央防災会議の設置、防災基本計画を土台とする防災計画体系が位置付けられ、総合的かつ体系的な災害対策が実施されることになった。また、災害対策基本法の制定以降も、昭和48年の桜島噴火を契機として制定された活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律(現、活動火山対策特別措置法)、昭和53年の宮城県沖地震を契機とする建築基準法の改正等により防災体制の充実・強化に努めてきた。そのような努力もあって、平成7年の阪神・淡路大震災までは、毎年の自然災害による死者・行方不明者数は数十名から数百名で推移していた。

平成7年の阪神・淡路大震災では地震動による建築物の倒壊等により6,400人以上の犠牲者が出たが、この教訓を踏まえ地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修に関する法律、災害対策基本法の一部改正等各種法令の制定・改正、防災基本計画の大幅な修正、各種情報システムの整備や初動対応の強化等様々な分野における災害対策の充実・強化が図られてきた(図表1-0-6, 1-0-7, 1-0-8)。

図表 1-0-6 自然災害による死者・行方不明者数



(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死919人を含む（兵庫県資料）。
 平成23年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値
 （平成23年の死者・行方不明者のうち、東日本大震災については、警察庁資料（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成25年5月10日)による。）
 出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）。昭和21～27年は日本気象災害年報，
 昭和28年～37年は警察庁資料，昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

図表 1-0-7 我が国における昭和20年以降の主な自然災害の状況

年 月 日	災 害 名	主な被災地	死者・ 行方不明者数
昭和 20. 1. 13	三河地震 (M6.8)	愛知県南部	2,306人
9. 17 ~ 18	枕崎台風	西日本 (特に広島)	3,756人
21. 12. 21	南海地震 (M8.0)	中部以西の日本各地	1,443人
22. 8. 14	浅間山噴火	浅間山周辺	11人
9. 14 ~ 15	カスリーン台風	東海以北	1,930人
23. 6. 28	福井地震 (M7.1)	福井平野とその周辺	3,769人
9. 15 ~ 17	アイオン台風	四国~東北 (特に岩手)	838人
25. 9. 2 ~ 4	ジェーン台風	四国以北 (特に大阪)	539人
26. 10. 13 ~ 15	ルース台風	全国 (特に山口)	943人
27. 3. 4	十勝沖地震 (M8.2)	北海道南部, 東北北部	33人
28. 6. 25 ~ 29	大雨 (前線)	九州, 四国, 中国 (特に北九州)	1,013人
7. 16 ~ 24	南紀豪雨	東北以西 (特に和歌山)	1,124人
29. 5. 8 ~ 12	風害 (低気圧)	北日本, 近畿	670人
9. 25 ~ 27	洞爺丸台風	全国 (特に北海道, 四国)	1,761人
32. 7. 25 ~ 28	諫早豪雨	九州 (特に諫早周辺)	722人
33. 6. 24	阿蘇山噴火	阿蘇山周辺	12人
9. 26 ~ 28	狩野川台風	近畿以東 (特に静岡)	1,269人
34. 9. 26 ~ 27	伊勢湾台風	全国 (九州を除く, 特に愛知)	5,098人
35. 5. 23	チリ地震津波	北海道南岸, 三陸海岸, 志摩海岸	142人
38. 1.	昭和38年1月豪雪	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	231人
39. 6. 16	新潟地震 (M7.5)	新潟, 秋田, 山形	26人
40. 9. 10 ~ 18	台風第23, 24, 25号	全国 (特に徳島, 兵庫, 福井)	181人
41. 9. 23 ~ 25	台風第24, 26号	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	317人
42. 7. ~ 8.	7, 8月豪雨	中部以西, 東北南部	256人
43. 5. 16	十勝沖地震 (M7.9)	青森県を中心に北海道南部・東北地方	52人
47. 7. 3 ~ 15	台風第6, 7, 9号及び7月豪雨	全国 (特に北九州, 鳥根, 広島)	447人
49. 5. 9	伊豆半島沖地震 (M6.9)	伊豆半島南端	30人
51. 9. 8 ~ 14	台風第17号及び9月豪雨	全国 (特に香川, 岡山)	171人
52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101人
52. 8. 7 ~ 53. 10.	有珠山噴火	北海道	3人
53. 1. 14	伊豆大島近海地震 (M7.0)	伊豆半島	25人
6. 12	宮城県沖地震 (M7.4)	宮城県	28人
54. 10. 17 ~ 20	台風第20号	全国 (特に東海, 関東, 東北)	115人
55. 12. ~ 56. 3.	雪害	東北, 北陸	152人
57. 7. ~ 8.	7, 8月豪雨及び台風第10号	全国 (特に長崎, 熊本, 三重)	439人
58. 5. 26	日本海中部地震 (M7.7)	秋田, 青森	104人
7. 20 ~ 29	梅雨前線豪雨	山陰以東 (特に鳥根)	117人
10. 3	三宅島噴火	三宅島周辺	-
12. ~ 59. 3.	雪害	東北, 北陸 (特に新潟, 富山)	131人
59. 9. 14	長野県西部地震 (M6.8)	長野県西部	29人
61. 11. 15 ~ 12. 18	伊豆大島噴火	伊豆大島	-
平成 2. 11. 17 ~	雲仙岳噴火	長崎県	44人
5. 7. 12	北海道南西沖地震 (M7.8)	北海道	230人
7. 31 ~ 8. 7	平成5年8月豪雨	全国	79人
7. 1. 17	阪神・淡路大震災 (M7.3)	兵庫県	6,437人
12. 3. 31 ~ 13. 6. 28	有珠山噴火	北海道	-
6. 25 ~ 17. 3. 31	三宅島噴火及び新島・神津島近海地震	東京都	1人
16. 10. 20 ~ 21	台風第23号	全国	98人
10. 23	平成16年(2004年)新潟県中越地震 (M6.8)	新潟県	68人
17. 12. ~ 18. 3.	平成18年豪雪	北陸地方を中心とする日本海側	152人
19. 7. 16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 (M6.8)	新潟県	15人
20. 6. 14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 (M7.2)	東北 (特に宮城, 岩手)	23人
22. 12. ~ 23. 3.	雪害	北日本~西日本にかけての日本海側	131人
23. 3. 11	東日本大震災 (Mw9.0)	東日本 (特に宮城, 岩手, 福島)	18,559人
23. 8. 29 ~ 23. 9. 7	平成23年台風第12号	近畿, 四国	94人
23. 11. ~ 24. 3.	平成23年11月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	132人
24. 12. ~ 24. 3.	平成24年12月からの大雪等	北日本から西日本にかけての日本海側	101人

- 注) 1. 死者・行方不明者について、風水害は500人以上、雪害は100名以上、地震・津波・火山噴火は10人以上のものほか、「災害対策基本法」による非常災害対策本部等政府の対策本部が設置されたもの。
 2. 阪神・淡路大震災の死者・行方不明者については平成17年12月22日現在の数値。いわゆる関連死を除く地震発生当日の地震動に基づく建物倒壊・火災等を直接原因とする死者は、5,515人。
 3. 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震の死者は、平成12年7月1日の地震によるもの。
 4. 平成24年以降の死者・行方不明者数は内閣府取りまとめによる速報値。

出典：気象年鑑，理科年表，警察庁資料，消防庁資料，緊急災害対策本部資料，兵庫県資料をもとに内閣府作成

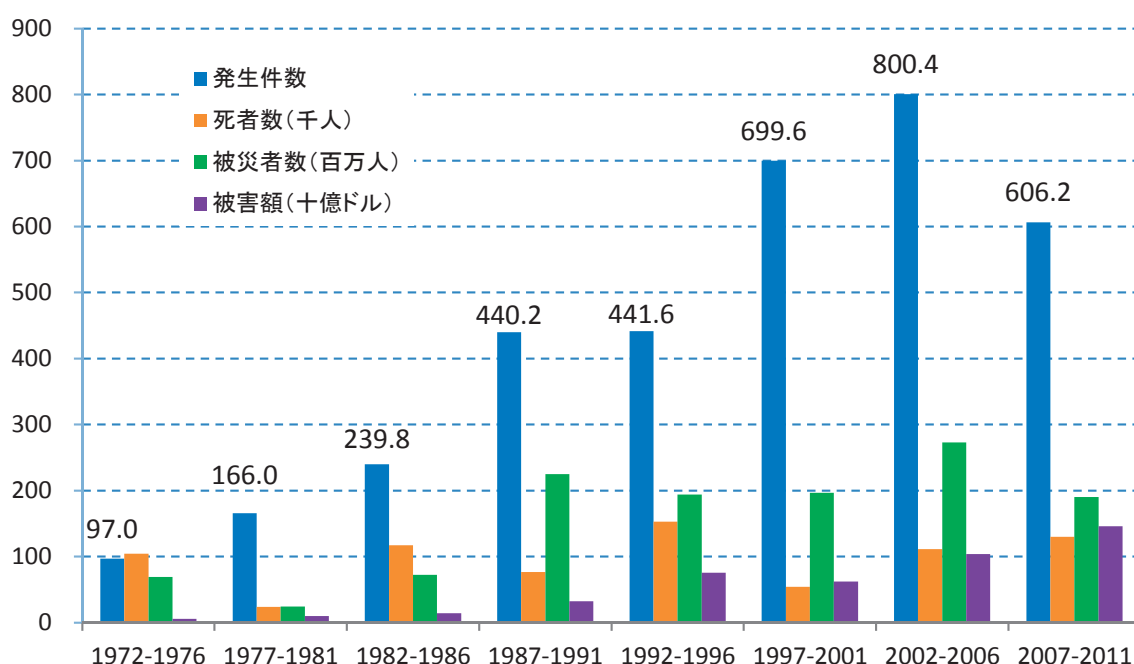
図表 1-0-8 戦後の防災法制度・体制の歩み

年	契機となった災害	災害対策に係る主な法制度	防災計画・体制等
1940年	1945 (昭和20年) 枕崎台風 1946 (昭和21年) 南海地震 1947 (昭和22年) カスリーン台風 1948 (昭和23年) 福井地震	47 「災害救助法」 49 「水防法」	
1950年	1959 (昭和34年) 伊勢湾台風	50 「建築基準法」	
1960年	1961 (昭和36年) 豪雪 1964 (昭和39年) 新潟地震	60 「治山治水緊急措置法」 61 「災害対策基本法」 62 「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律」 「豪雪地帯対策特別措置法」 66 「地震保険に関する法律」	61 防災の日創設 62 中央防災会議設置 63 防災基本計画
1970年	1973 (昭和48年) 桜島噴火 「浅間山噴火」 1976 (昭和51年) 東海地震発生可能性の研究発表(地震学) 1978 (昭和53年) 宮城県沖地震	73 「活動火山周辺領域における避難施設等に関する法律」(一昭和53年、「活動火山対策特別措置法」) 78 「大規模地震対策特別措置法」	74 国土庁発足 79 (東海地震)地震防災計画
1980年		80 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 81 「建築基準法施行令改正」	83 防災週間創設
1990年	1995 (平成7年) 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1999 (平成11年) 広島豪雨 JCO臨界事故	95 「地震防災対策特別措置法」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 「災害対策基本法」一部改正 「大規模地震対策特別措置法」一部改正 96 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」 97 「密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律」 98 「被災者生活再建支援法」 99 「原子力災害対策特別措置法」	95 防災基本計画全面修正 防災とボランティアの日創設
2000年	2000 (平成12年) 東海豪雨 2004 (平成16年) 新潟・福島豪雨等 2004 (平成16年) 新潟県中越地震 2011 (平成23年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	00 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 01 「水防法」一部改正 02 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 03 「特定都市河川浸水被害対策法」 04 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」 05 「水防法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 06 「宅地造成等規正法」一部改正 11 「津波対策の推進に関する法律」 「津波防災地域づくりに関する法律」 12 「災害対策基本法」一部改正 「原子力規制委員会設置法」	01 内閣府設置 03 東海地震対策大綱 東南海・南海地震対策大綱 東海地震防災対策推進基本計画 04 東南海・南海地震防災対策推進基本計画 05 東海地震の防災推進戦略 東南海・南海地震の地震防災戦略 首都直下地震対策大綱 06 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 首都直下地震の地震防災戦略 災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針 08 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略 09 中部圏・近畿圏直下地震対策大綱 11 防災基本計画修正 12 防災基本計画修正 首都圏大規模水害対策大綱

出典：内閣府資料

このような取組が進む一方、我が国を取り巻く社会経済状況も大きく変化している。我が国は、人口減少社会に入っており、少子・高齢化が進む中で、大都市部への人口集中、地方部の過疎化等が進展し、国・地方とも厳しい財政状況にある。また、地球温暖化による気候変動等による災害リスクの高まりにより、世界中で自然災害の発生件数及び被災者数が増加傾向にある。例えば、2007～2011年の世界の自然災害発生件数の年平均は、1972～1976年の年平均の約6.2倍となっている。近年では、スマトラ島沖地震、米国のハリケーン・カトリーナ、タイの洪水等で大きな被害が発生している（図表1-0-9）。

図表1-0-9 世界の自然災害発生頻度及び被害状況の推移（年平均値）



出典：CRED, アジア防災センター資料をもとに内閣府作成

平成23年の東日本大震災は、我が国観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれによる津波に加え、原子力発電施設の事故も伴い、広域にわたって大規模な被害が発生するという未曾有の複合災害となった。

東日本大震災は、我が国の防災対策に多くの教訓を残した。特に、災害の発生を防ぎきることは不可能であること、大規模な災害が発生した場合は人命を守ることが重要なこと、災害対策のあらゆる分野で、予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じてできるだけ被害の最小化を図る「減災」の考え方を徹底して、防災政策を推進すべきことが再認識させられた。

こうしたことを踏まえ、中央防災会議防災対策推進検討会議最終報告では、①一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体の災害を大きくすることから、災害予防、応急期、復旧・復興期のあらゆる側面で、このことを認識した対策が講じられるべきであること、②災害による被害を最小限にするためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行っていくことが必要であること、③起こり得る災害とその被害想定に基づき、あらゆる行政分野について、防災の観点からの総点検を行い、防災対策の充実・見直しを優先順位をつけて着実にやっていくべきこと、④自然の猛威は実施可能なハード対策の防災力を上回り、それだけでは被害を防ぎきれない場合があることから、計画を上回る災害にも粘り強い効果を発揮するハード対策に加え、都市計画、土地利用施策、警戒避難対策、防災教育・訓練等のソフト施策の組合せにより災害に強い国土、地域づくりを行う必要があること、⑤災害対応において、行政による対応には限界があり、住

民、企業、ボランティア等の民間主体と連携し、災害時には、地域で市民同士が助け合い、行政と連携しつつ市民の協働による組織・団体が積極的・主体的に地域を守るような社会づくりを進めていく必要があること、⑥災害により生産活動や流通が停止すると、広域的な経済活動へ影響が生じることから、企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組などを通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築が必要であること、⑦防災対策に関しては、「楽観」を避け、より厳しい事態を想定し、不断の努力により防災に関する可能な限りの備えを進めるべきこと、などが防災政策の基本原則として提言されている。

特に、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の発生が懸念される中、これらの大規模広域災害への備えを強化・促進することが急務であり、東日本大震災を教訓とした災害に強い国づくり地域づくりのため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた事前防災とともに、地域社会の特性に応じた効果的できめ細やかな防災体制を構築するため、自主防災組織をはじめとして企業やボランティア、地域に関係する団体等が連携し、地域コミュニティの防災力を向上させていく必要がある。

今回の特集では、これまで災害による被害を軽減するために行ってきた様々な取組について、国及び地方公共団体だけでなく、住民、地域コミュニティ、企業、ボランティア等の多様な主体に関する既存の指標等や先進事例を使って、可能な範囲で国民に対して客観的に示し、防災の取組の着実な推進に資するものとする。

2 国及び地方公共団体における災害による被害の軽減に向けた取組

ここでは、国民の生命、財産等を災害から保護する責務を有し、これまで日本における災害による死者・行方不明者の減少に大きな役割を果たしてきた国及び地方公共団体における災害による被害の軽減に向けた取組に関する主な指標等を分析する。

(1) 耐震化に向けた取組

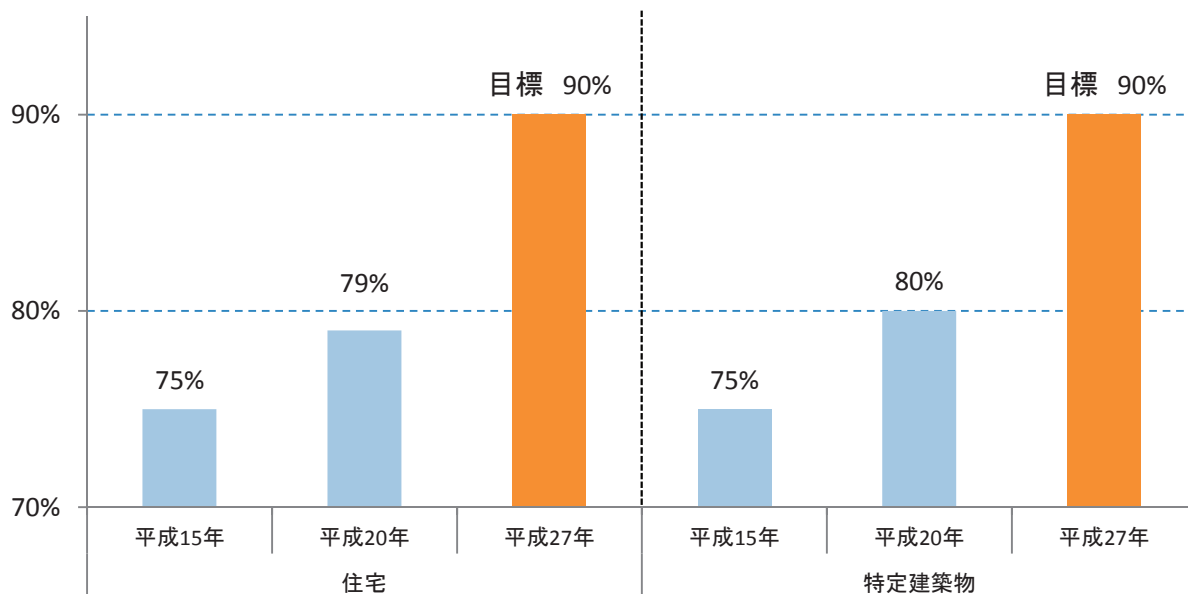
(住宅・建築物の耐震化)

阪神・淡路大震災では、地震による犠牲者の約9割が住宅・建築物の倒壊によるものであり、今後発生が懸念される大規模地震でも、建築物の倒壊を原因とする犠牲者の発生が予測される。地震から命を守る上で最も効果的な対策は、住宅・建築物の耐震化により、人々が生活している空間をより安全にすることであり、住宅・建築物の耐震化を推進してきた。

耐震改修促進法に基づく国の基本方針では、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成15年の75%から平成27年までに少なくとも9割とする目標を定めるとともに、政府の「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)、「住生活基本計画」(平成23年3月15日閣議決定)及び「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)においては、住宅の耐震化率を平成32年までに95%とする新たな目標を定めた。また、「首都直下地震の地震防災戦略」(平成18年4月21日中央防災会議決定)では、多数の者が利用する建築物(特定建築物)の耐震化率を平成27年までに90%とする目標を定め、計画的な耐震化の促進を図っている。

国土交通省が取りまとめたところでは、平成20年時点の耐震化率は、住宅が約79%、多数の者が利用する特定建築物が約80%となっているが、目標達成に向けてさらなる努力が求められている。耐震化の促進は、住民や利用者の命を守るとともに、その倒壊等により救急救助活動等の支障とならないようにするためにも喫緊の課題である(図表1-0-10)。

図表 1-0-10 住宅及び特定建築物の耐震化の状況



出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

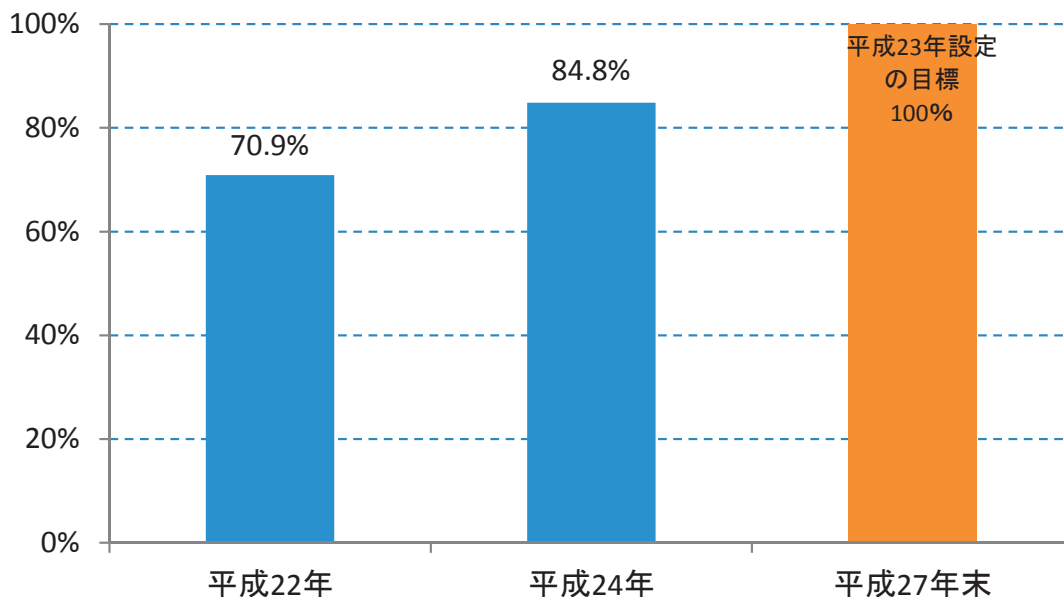
(学校の耐震化)

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害が発生した場合には、地域住民等の緊急時の避難場所（以下「緊急避難場所」という。）又は地域住民等が一定期間滞在するための避難所（以下「避難所」という。）としての役割も果たすことから、その安全性の確保は重要である。

文部科学省では、平成23年5月24日に「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、公立学校施設の耐震化について、平成27年度末までのできるだけ早い時期に完了させるという目標を打ち出している。

文部科学省が取りまとめたところでは、例えば、公立小中学校の耐震化率は、平成24年4月1日現在で84.8%（平成22年度比13.9ポイント増）となっており、耐震化が推進されているが、災害時に学校施設が緊急避難場所及び避難所（以下「緊急避難場所等」という。）としての機能を果たすことに鑑みれば、なお一層の耐震化の促進が必要である（図表1-0-11）。

図表 1-0-11 公立小中学校施設の耐震化の状況



出典：文部科学省「耐震改修状況調査結果」をもとに内閣府作成，各年4月1日現在

(病院の耐震化)

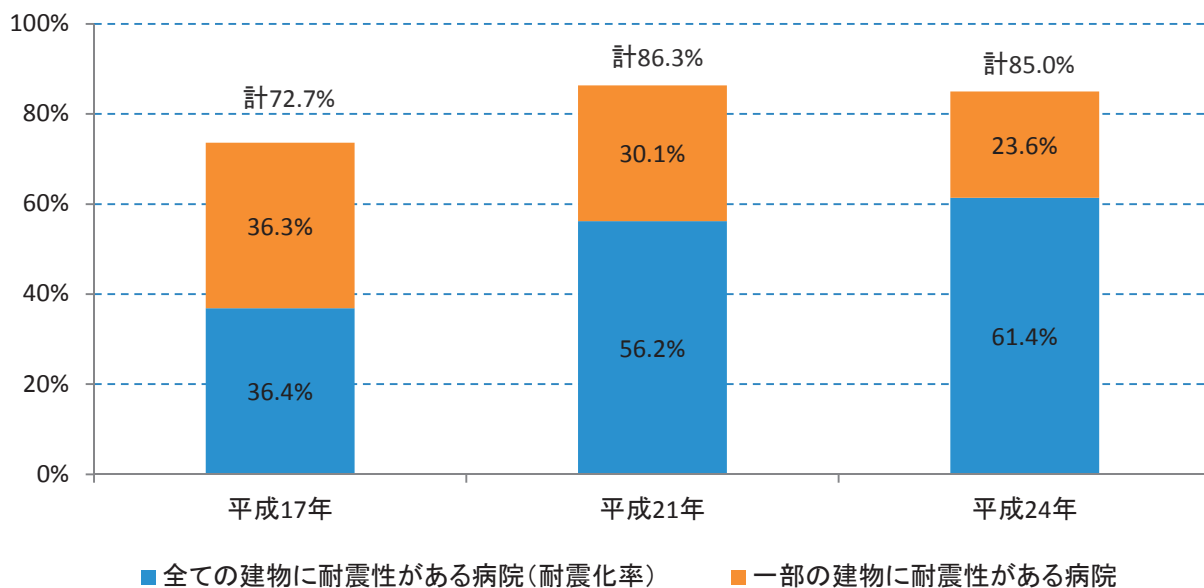
病院の耐震化については、地震発生時の病院の倒壊・崩壊を防ぎ、入院患者等の安全を確保すると共に被災者に適切な医療を提供していく観点から、重要な課題となっており、厚生労働省において、病院の耐震改修状況の調査を行うとともに、各種補助事業により病院の耐震化を促進してきた。

厚生労働省の平成24年の「病院の耐震改修状況調査」によれば、病院の全ての建物に耐震性のある病院は61.4%（平成21年比5.2ポイント増）、一部の建物に耐震性がある病院は23.6%（平成21年比6.5ポイント減）となっており、これらの合計は85.0%（平成21年比1.3ポイント減）である（図表1-0-12）。

一方、病院のうち、災害拠点病院及び救命救急センターについては、平成24年3月21日に指定要件の見直しを行い、経過期間を設けながら、診療機能を有する施設の耐震化を義務付けており、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は、病院の全ての建物に耐震性のある病院は73.0%（平成21年比10.6ポイント増）、一部の建物に耐震性がある病院は25.2%（平成21年比9.1ポイント減）となっており、これらの合計は98.2%（平成21年比1.5ポイント増）である（図表1-0-13）。

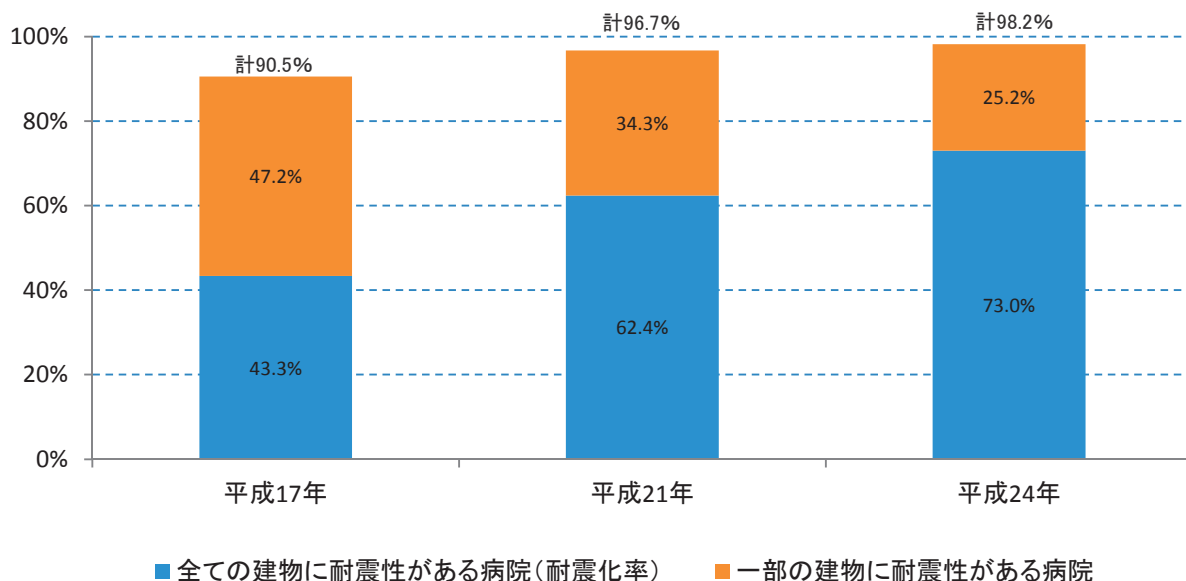
災害拠点病院及び救命救急センターについては、ほぼ全ての建物について耐震化が進んでいるが、今後は、病院全体について、全ての建物に耐震性のある病院の割合を高めるとともに、一部の建物に耐震性がある病院を含め、耐震化を推進することが必要である。

図表 1-0-12 病院の耐震化の状況



出典：厚生労働省「平成24年度病院の耐震改修状況調査の結果」をもとに内閣府作成

図表 1-0-13 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化の状況



出典：厚生労働省「平成24年度病院の耐震改修状況調査の結果」をもとに内閣府作成

(社会福祉施設等の耐震化)

社会福祉施設等（社会福祉施設のほか、グループホーム、福祉アパート等を含む。以下同じ。）については、地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用するため、その耐震化を推進してきており、社会福祉施設等の耐震化について初めて調査を行った厚生労働省の「社会福祉施設等の耐震化状況調査」によれば、社会福祉施設等の耐震化率は、平成22年4月時点で81.3%となっている。

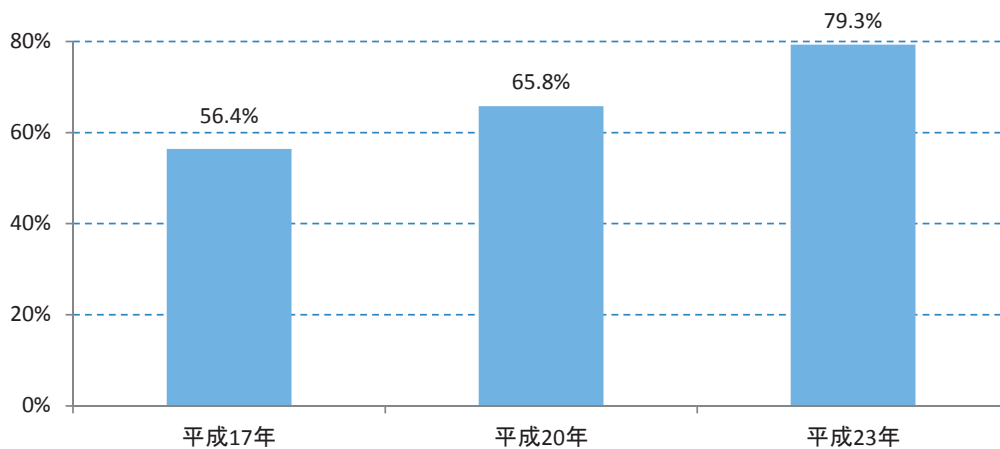
厚生労働省では、調査結果を踏まえ、都道府県等に対し、社会福祉施設等について、計画的に耐震化整備を進め、福祉避難所としての機能も期待される社会福祉施設等が地域の防災機能の向上に資するものとなるよう取組を進めることを要請した。

(防災拠点となる公共施設等の耐震化)

防災拠点となる公共施設等は、災害が発生した場合には、緊急避難場所等になる等重要な役割を果たすことから、その耐震化を推進してきた。

消防庁の「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」によれば、社会福祉施設、文教施設、庁舎等地方公共団体が所有又は管理する公共施設全体のうち、災対応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設等の耐震率は、平成23年度末で79.3%（平成20年度末比13.5ポイント増）となっているが、その役割の重要性に鑑み、なお一層の耐震化の促進が必要である（図表1-0-14）。

図表 1-0-14 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



※ 地方公共団体が所有又は、管理している公共施設等（公共用及び公用の建物：非木造の2階建以上又は延床面積200㎡超の建築物）全体のうち、災害応急対策を実施するに当たり拠点（防災拠点）となる施設を右記の基準に基づき抽出し、集計・分析。

＜防災拠点となる施設の範囲＞

- ①社会福祉施設…………… 全ての施設
- ②文教施設（校舎、体育館）… 避難場所に指定している施設
- ③庁舎…………… 災害応急対策の実施拠点となる施設
- ④県民会館・公民館等…………… 避難場所に指定している施設
- ⑤体育館…………… 避難場所に指定している施設
- ⑥診療施設…………… 地域防災計画に医療救護施設として位置づけられている施設
- ⑦警察本部、警察署等…………… 全ての施設
- ⑧消防本部、消防署所…………… 全ての施設
- ⑨公営住宅等…………… 無
- ⑩職員舎…………… 無
- ⑪その他…………… 避難場所に指定している施設

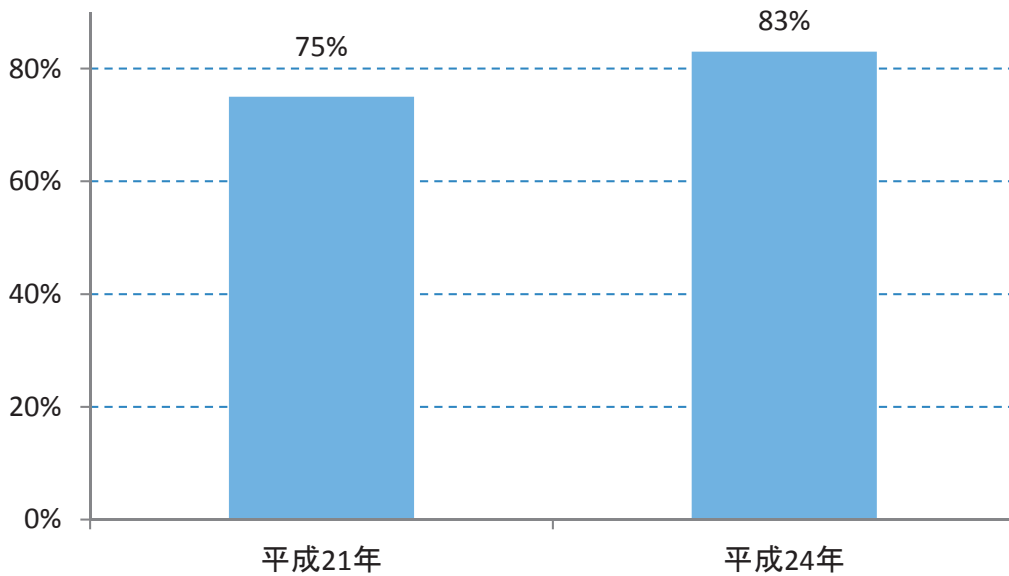
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

(国の庁舎の耐震化)

国の庁舎は、災害時には、災害から人命を守り、災害応急対策活動を行う施設としての機能を有する必要があることから、その耐震化の推進を進めてきた。

国土交通省の取りまとめによると、平成24年3月現在で、国の庁舎（規模の小さい建築物等を除く、一般会計の行政機関の事務庁舎）の耐震化率は、83%（平成21年比8ポイント増）と耐震化が進んでいるが、大規模災害が発生した際に政府の業務継続を確保するためには、更なる耐震化の促進が必要である（図表1-0-15）。

図表 1-0-15 国の庁舎の耐震化の状況

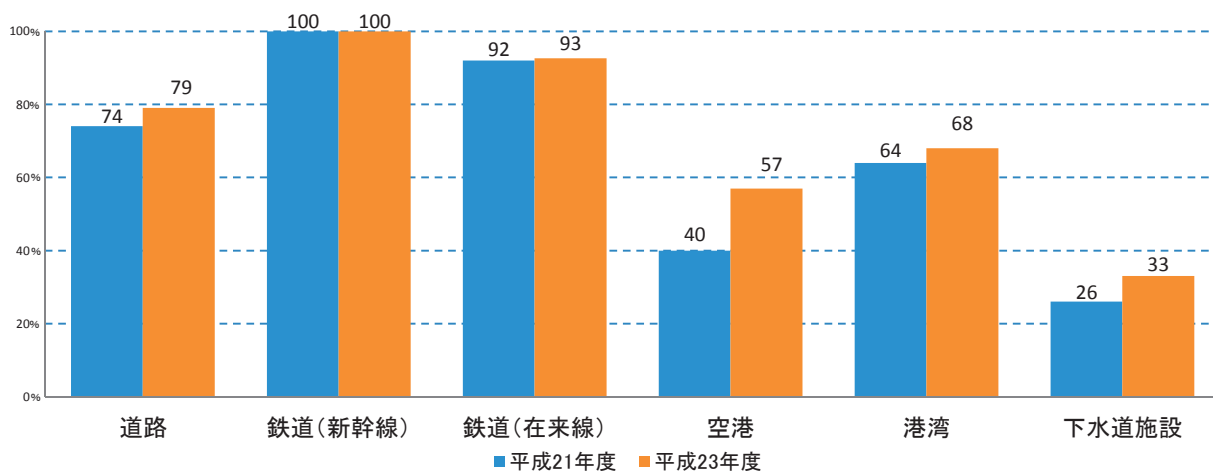


対象：「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条に基づき、国土交通大臣が整備等を所掌している施設のうち、一般会計の行政機関の事務庁舎（規模の小さい建築物等を除く）
出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成，平成24年3月現在

（公共インフラ等の耐震化）

道路や港湾、空港等の公共インフラは、災害時の応急活動を支える重要な基盤となるものであり、その耐震化を進めることが重要である。国土交通省の取りまとめによると、その耐震化の状況については、平成23年度末で、道路が79%（平成21年度比5ポイント増）、鉄道（新幹線）が約100%（平成21年度比増減なし）、鉄道（在来線）が約93%（平成21年度比1ポイント増）、空港が57%（平成21年比17ポイント増）、港湾が68%（平成21年度比4ポイント増）、下水道施設33%（平成21年度比7ポイント増）となっている。公共インフラは、未だ耐震化が十分とはいえない状況にあり、重点的に取組を進めていく必要がある（図表1-0-16）。

図表 1-0-16 公共インフラ等の耐震化の状況



(注) 道路：緊急輸送道路（災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動をするために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路）の橋梁の耐震化率
 鉄道（新幹線）：高架橋・駅、トンネル
 鉄道（在来線）：高架橋
 空港：緊急輸送に活用できる空港から100km圏域の人口の割合、なお空港のみ年単位での比較である。
 港湾：耐震強化岸壁（整備目標336バースに対する整備済み岸壁の割合）
 下水道施設：重要な幹線等（流域幹線、防災拠点・避難地からの排水を受ける管きょ、ポンプ場・処理場に直結する幹線管きょ、緊急輸送路・軌道下に埋設された管きょ等）

出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

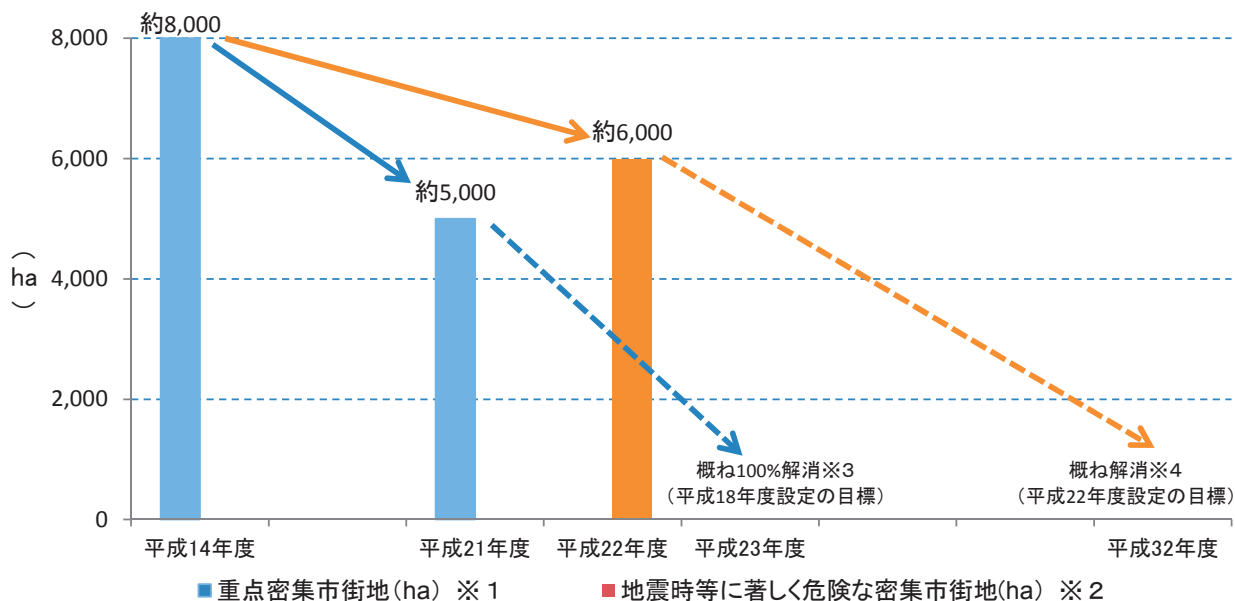
（地震時等に著しく危険な密集市街地）

地震防災対策上多くの課題を抱える密集市街地の改善整備は都市の安全確保のため喫緊の課題であり、平成18年9月19日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）では、地震時等において大規模な火災の可能性がある重点的に改善すべき密集市街地（平成14年度約8,000ha）を、大規模火災に対する最低限の安全性が確保される市街地として平成23年度までに概ね100%まで整備することを目標としていた。

その後、平成21年度時点において重点的に改善すべき市街地が約5,000haまで減少したことを受け、「住生活基本計画（全国計画）」の変更（平成23年3月15日閣議決定）において、新たに「地震時等に著しく危険な密集市街地」（密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地）の面積約6,000ha（平成22年度時点）を平成32年度までに概ね解消するとの目標を定めている。

国土交通省が、全国の市区町村を対象に調査を実施し、平成24年10月に取りまとめた「地震時等に著しく危険な密集市街地」は、全国に197地区（5,745ha）存在し、平成32年度までの目標を達成するためには、これまで以上の取組が必要である（図表1-0-17）。

図表 1-0-17 「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積



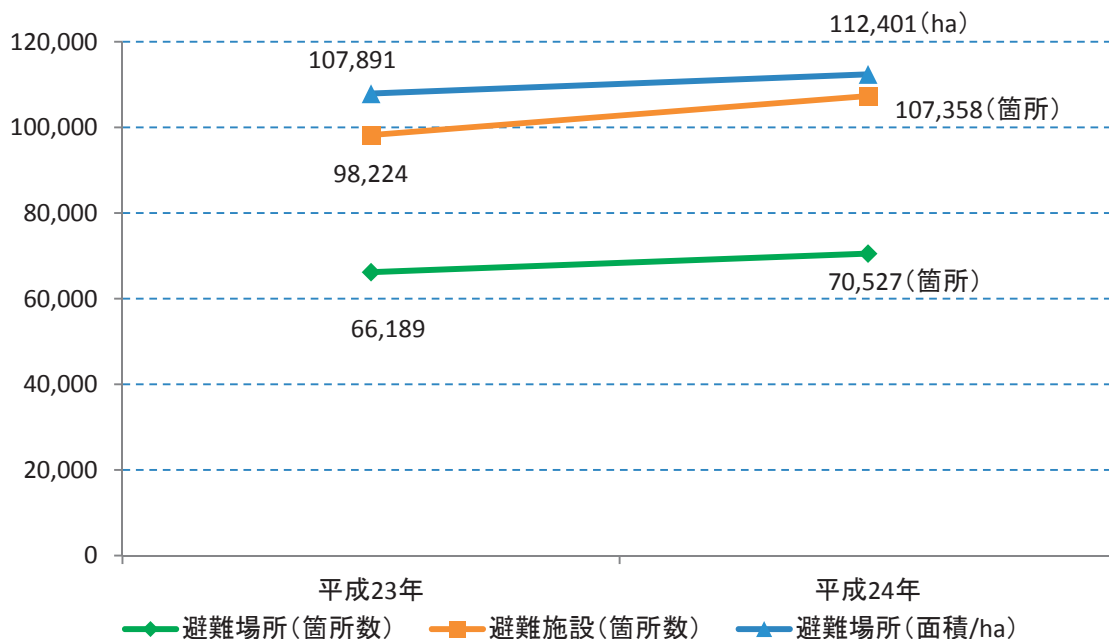
※1 重点密集市街地：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地
 ※2 地震時等に著しく危険な密集市街地：密集市街地のうち延焼危険性や避難困難性が特に高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、あるいは道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な密集市街地
 ※3 住生活基本計画（全国計画）（H 18.9.19閣議決定）参照
 ※4 住生活基本計画（全国計画）（H 23.3.15閣議決定）参照
 出典：国土交通省資料をもとに内閣府作成

(2) 避難に関する取組
 (避難場所・避難施設の指定状況)

消防庁が、市区町村の避難場所・避難施設について取りまとめたところによれば、平成24年4月現在で、避難場所については、1,647市区町村において指定されており、その総数は7万5,277箇所（前年比6.6%増）、総面積は11万2,401ha（同4.2%増）、また、避難施設については、1,603団体において指定されており、その総数は10万7,358箇所（同9.3%増）となっているが、一方で避難場所一箇所当たりの面積は1.6ha（前年比増減なし）と変わっていない（図表1-0-18）。

今後、地方公共団体においては、住民の生命・身体の安全を確保するため、地震・風水害等災害の種別、地域特性等を考慮して、緊急避難場所等を指定するとともに、地域住民への周知徹底を図っていくことが重要である。その際には、緊急避難場所については、それぞれの災害ごとに地域の特性等を踏まえ、地域住民等が、当該災害の危険から緊急に逃れ、その安全が確実に確保できる場所を指定すべきである。また、避難所については、地域住民等が被災時に一定の期間避難生活をおくることができる環境が整えられている施設を指定すべきである。

図表 1-0-18 緊急避難場所等の指定状況



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

(3) 協定の締結に関する取組

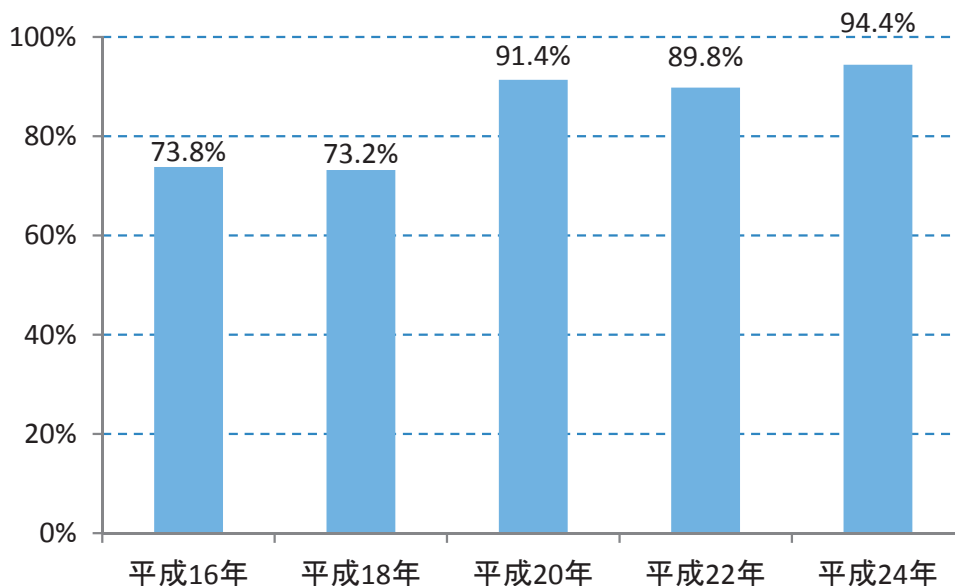
(地方公共団体相互の応援協定の状況)

大規模、広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする、広域応援体制の確立を図る必要がある。広域応援を迅速かつ的確に実施するためには、関係機関とあらかじめ協議し、協定を締結する等により、応援要請の手続、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等について定めておく必要がある。

都道府県間の広域防災応援協定については、平成7年の阪神・淡路大震災の発生以前は3件のみであったが、阪神・淡路大震災を契機に、全国に広域防災応援協定の締結が波及し、平成8年には、全国知事会において全都道府県による広域防災応援協定が締結され、日本全国の隣接する地域ブロックでの広域防災応援協定の締結・見直しが進んでおり、平成24年4月1日現在、全国で32協定が締結されている。

市区町村間においても、都道府県内の統一応援協定や県境を越えた広域的な協定の締結等、広域防災応援協定に取り組む団体が多く、平成24年4月1日現在、広域防災応援協定を結んでいる市区町村は、1,645団体（市区町村の94.4%、平成22年度比4.6ポイント増）である。今後は、南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害を念頭に、都道府県、市町村、さらには、国も含めた全国規模での広域応援体制の確立が急がれる（図表1-0-19）。

図表 1-0-19 市区町村間で相互応援協定を締結している市区町村の割合



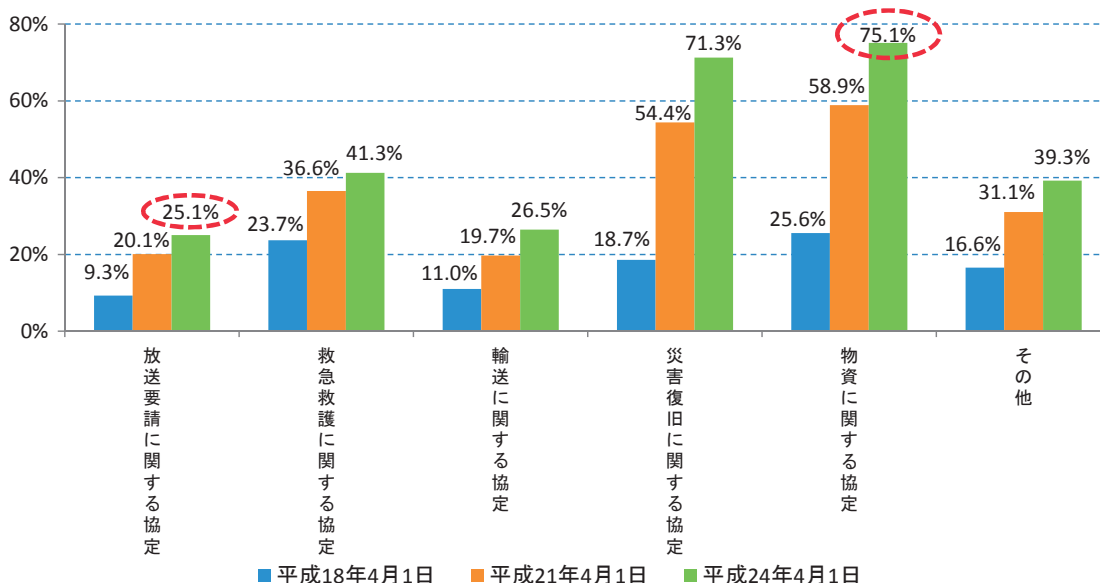
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成，各年4月1日現在

(地方公共団体と企業等との協定締結)

東日本大震災をはじめ近年の災害時において、物資の運送・供給をはじめとする様々な分野で民間企業等と行政の間で締結した協定は、大きな効果をあげたところであり、その重要性は増している。

消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」によれば、地方公共団体においては、民間企業等との間で、物資、災害復旧、救急救護、放送要請、輸送等に係る協定締結が広く行われており、平成24年4月1日現在、最も締結されている割合が高い「物資に関する協定」が市区町村の75.1%、最も締結されている割合が低い「放送要請に関する協定」が市区町村の25.1%で締結されているが、今後は、全ての分野にわたって、必要に応じて協定の締結を進めるべきである（図表1-0-20）。

図表 1-0-20 企業等と協定を締結している市区町村の割合



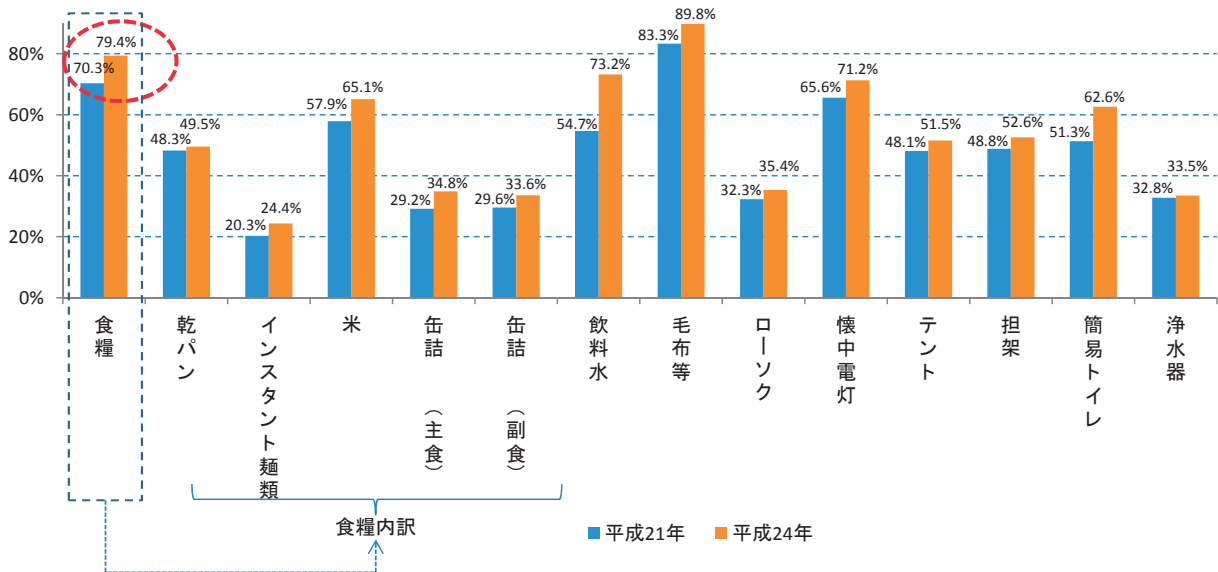
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

(4) 備蓄に関する取組

(地方公共団体における備蓄の状況)

消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」によれば、平成24年4月1日現在、米や乾パンなどの食糧の備蓄を行っている市区町村の割合は、79.4%（平成21年比9.1ポイント増）となっている。地方公共団体においては、一定の被害想定をもとに備蓄すべき量を定め、計画的に備蓄を推進することが必要である（図表1-0-21）。

図表1-0-21 備蓄を行っている市区町村の割合



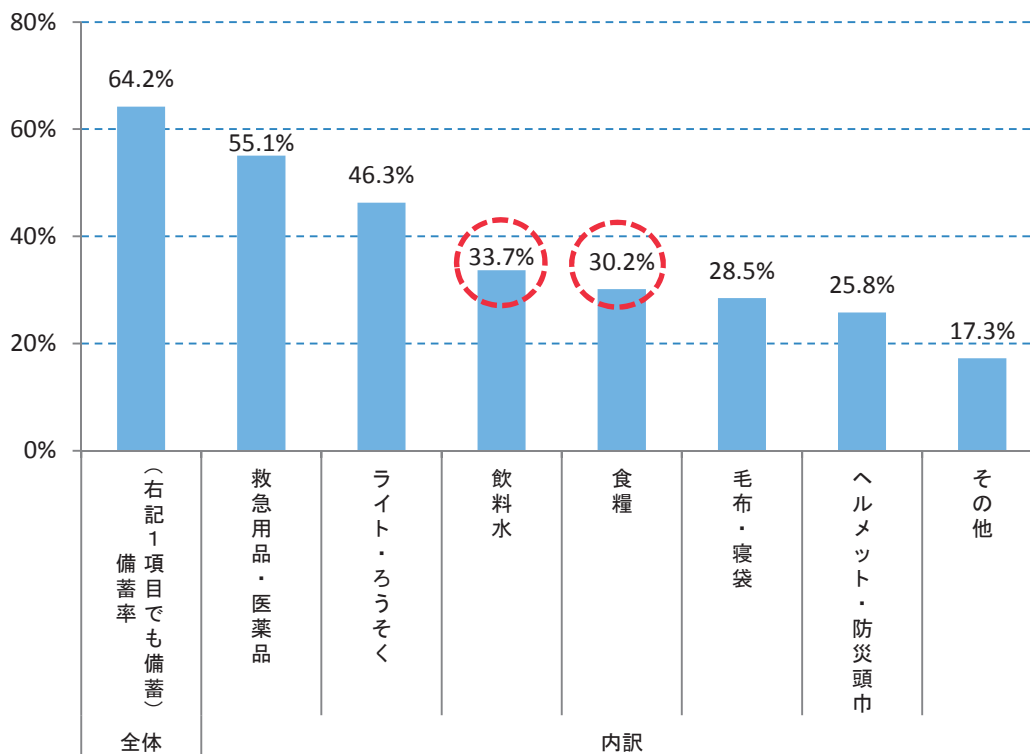
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

(学校における備蓄の状況)

災害が発生した場合に、児童生徒等が学校に待機することを想定して備蓄を進めることは重要である。

文部科学省が平成24年度に行った「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」によれば、被災時に児童生徒等が学校に待機することを想定して備蓄している学校の割合、例えば、飲料水や食糧については3割程度であり、取組を促進していく必要がある（図表1-0-22）。

図表 1-0-22 学校における備蓄状況

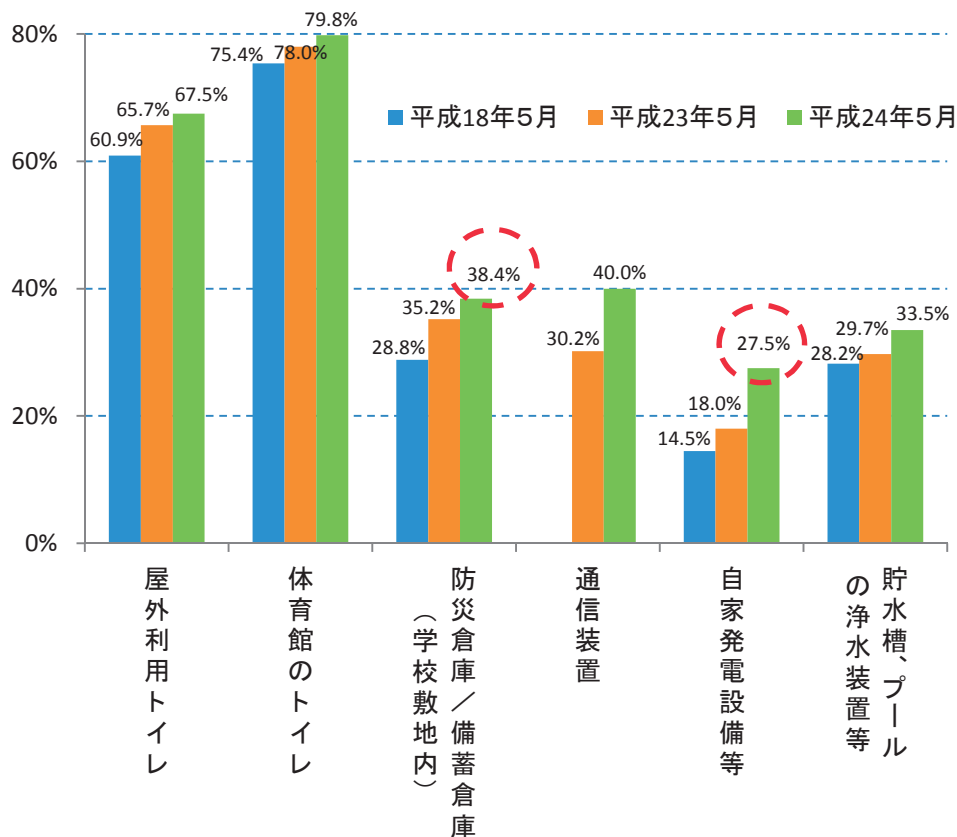


出典：文部科学省「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成23年度実績）」をもとに内閣府作成

(学校の防災関係施設・設備の整備状況)

学校は、災害時の緊急避難場所等として、全国の公立学校のうち90%にあたる3万2,333校が指定されており、防災関係の施設や設備の整備も進められている。国立教育政策研究所の「学校施設の防災機能に関する実態調査」によれば、緊急避難場所等に指定されている学校のうち、停電に備えた自家発電設備等が設置されている学校は、27.5%（前年度比9.5ポイント増）となっているが、災害時に他の設備で代替することが難しい重要な設備であることから、早急に整備する必要がある。一方、防災倉庫・備蓄倉庫が敷地内に設置されている学校は、38.4%（前年度比3.2ポイント増）となっているが、学校周辺の備蓄を活用できる場合もあることから、全体の状況を見ながら必要な取組を促進する必要がある（図表1-0-23）。

図表 1-0-23 緊急避難場所等に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況



※平成24年調査は、岩手県、宮城県、福島県は含まない。

※自家発電設備等：平成24年度調査における設置数には、災害時に使用可能な太陽光発電設備、蓄電池、協定等により他所有の発電機を学校が優先使用できるものの数が含まれている。

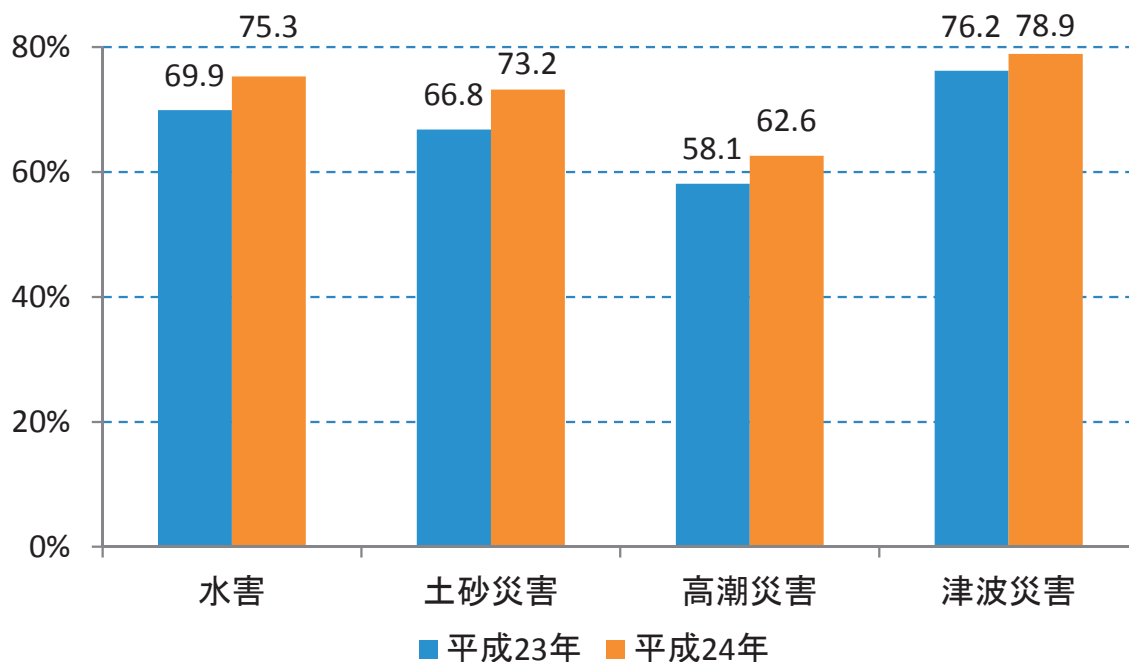
出典：文部科学省資料をもとに内閣府作成

(5) 避難勧告等に関する取組

(避難勧告等の発令基準の策定状況)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命身体を災害から保護するため、市町村長は、避難勧告等を発令する必要があるため、その基準の策定が推進されてきた。平成24年11月現在の避難勧告等の発令基準の策定率（災害が想定される市区町村のうち、避難勧告を策定済及び見直し中である市区町村の割合）は、水害については、75.3%（前年比5.4ポイント増）、土砂災害については、73.2%（前年比6.4ポイント増）、高潮災害については、62.6%（前年比4.5ポイント増）、津波災害については、78.9%（前年比2.7ポイント増）となっており、避難勧告等の発令基準の整備が進められているものの、避難勧告等の発令は、住民の生命を守るために最も重要な手段であることから、その発令基準については、災害が想定される全ての市区町村において、早急に作成されるべきである（図表1-0-24）。

図表 1-0-24 災害が想定される市区町村における避難勧告等の発令基準の策定状況



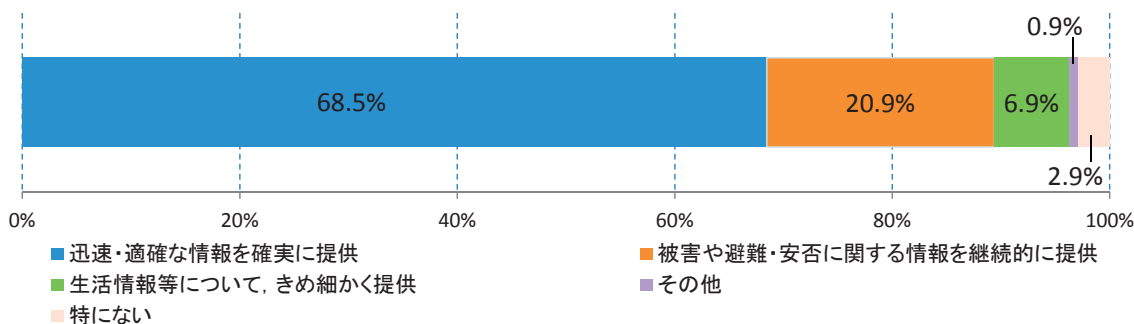
※策定済及び見直し中のものの割合。なお、平成24年の調査では、水害は全市町村(1742団体)、土砂災害は1604団体、高潮災害は645団体、津波災害は669団体で災害が想定されている。
 出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

(ICT等の活用状況)

総務省の平成24年の「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」によれば、東日本大震災を踏まえた住民への情報提供の一番の課題点について、地方公共団体の68.5%が、災害時に住民に対して迅速・適確な情報を確実に提供することを、地方公共団体の20.9%が、住民に対して被害等に関する情報を継続的に提供することをあげている。(図表1-0-25)。

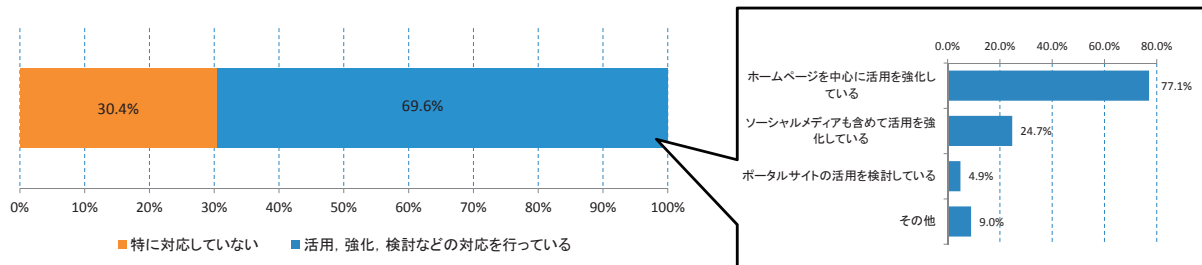
また、地方公共団体の69.6%では、災害時におけるインターネットの活用やその強化等の対応を実施するようになっており、地方公共団体が、災害時における住民への情報提供の手段として、迅速性・適確性及び継続性に優れたインターネットの活用を進めていることがうかがえる(図表1-0-26)。

図表 1-0-25 震災後の地方公共団体における情報提供に当たっての課題点



出典：総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)をもとに内閣府作成

図表 1-0-26 東日本大震災後の地方公共団体による災害時のインターネットの活用



出典：総務省「地域におけるICT利活用の現状及び経済効果に関する調査」(平成24年)をもとに内閣府作成

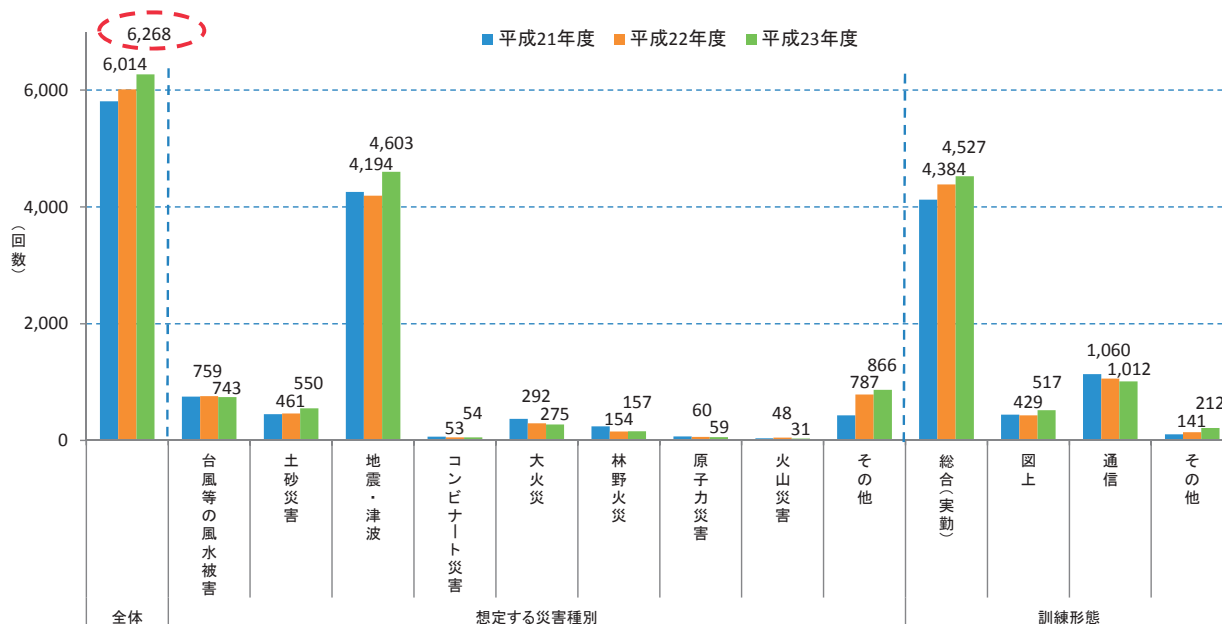
(6) 防災訓練等に関する取組 (防災訓練の実施状況)

大規模広域災害時等には、行政と住民等が緊密な連携のもと、情報の収集・伝達、救急・救助、医療、消火等の災害応急活動を迅速かつ適切に実施する必要がある。災害は多くの場合、その発生を予測できず、しかも防災に係わる関係機関は多岐にわたっていることから、防災体制の実効性を確認・検証し、多くの関係職員に防災業務を習得させるためには、常日頃から実践的な防災訓練が不可欠である。

消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」によれば、平成23年度においては、都道府県主催で延べ291回(前年度比増減なし)の防災訓練が実施されたほか、市区町村においても延べ6,268回(前年度比4.2%増)の防災訓練が実施されており、単純平均すれば、一県当たり年6.2回、一市区町村当たり年3.6回の防災訓練が実施されている。防災訓練は、多様な災害形態、地域特性、参加者等を踏まえて行う必要があることに鑑みれば、今後より一層の取組の強化が必要である。

なお、訓練に際しての災害想定としては、地震・津波に対するものが多く、訓練形態は住民等の参加を得た総合(実動)訓練が多くなっている(図表1-0-27)。

図表 1-0-27 市区町村における防災訓練の実施状況



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

3 住民、地域コミュニティ等における災害による被害の軽減に向けた取組

東日本大震災等の経験を踏まえ、大規模広域災害等に備えるためには、国及び地方公共団体だけでなく、住民、地域コミュニティ等が連携して対策を行うことが重要になっていることから、住民、地域コミュニティ、企業、災害ボランティア等の指標等を分析する。

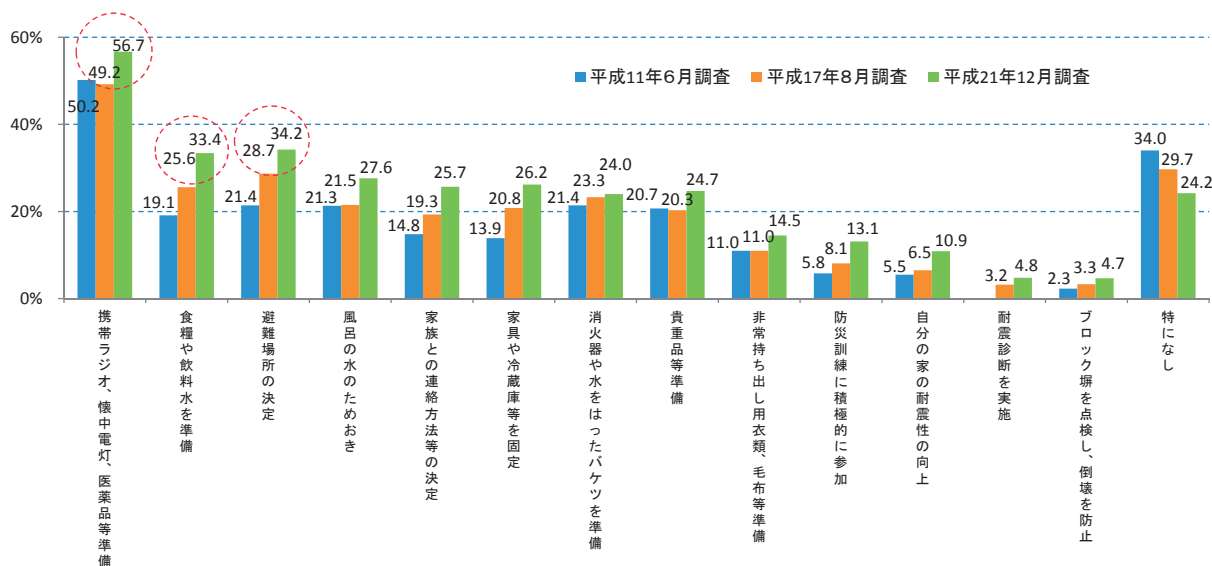
(1) 住民の取組

(住民の防災意識の変化)

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害による被害を軽減していくためには、日頃からの住民の防災意識を高め、具体的な行動に結びつけていくことが重要である。まず、東日本大震災前後の住民の意識の変化について見てみたい。

東日本大震災以前の平成21年に内閣府政府広報室が実施した「防災に関する特別世論調査」によると、大地震に備えてとっている対策として、携帯ラジオ、懐中電灯等を準備（56.7%、平成17年比7.5ポイント増）したり、避難する場所を決めたり（34.2%、平成17年比5.5ポイント増）、食糧や飲料水を準備（33.4%、平成17年比7.8%増）しているとする回答が多かった。これまでの調査と比較すると対策をとっている者の比率が比較的高くなっているものの、携帯ラジオ、懐中電灯等の準備でさえ6割を切っている。日頃から災害による被害を軽減するための取組が行われるよう普及啓発を図ることが重要である（図表1-0-28）。

図表1-0-28 住民が大地震に備えてとっている対策

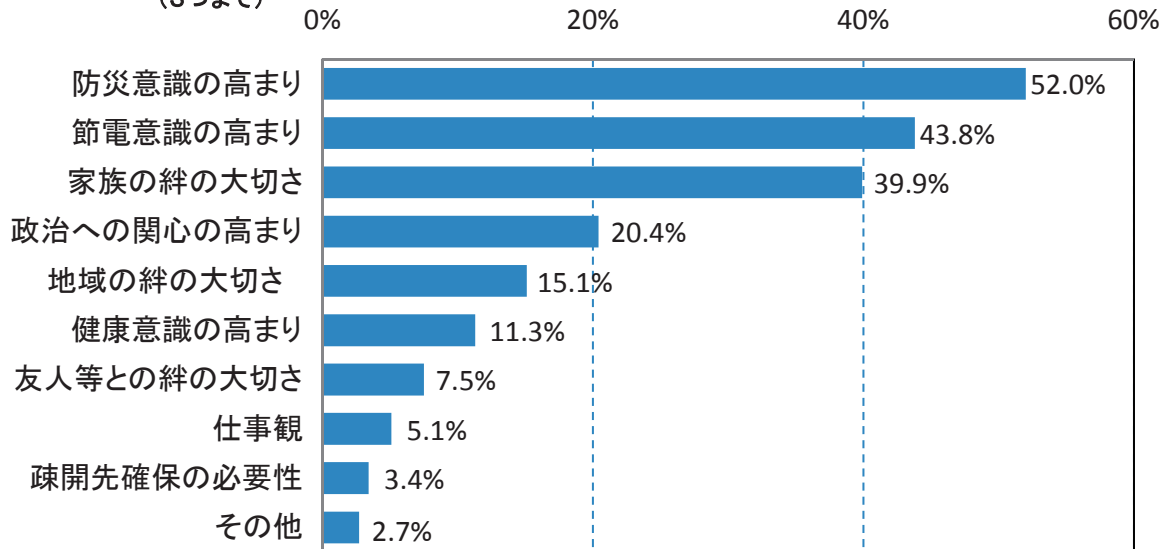


出典：内閣府政府広報室「防災に関する特別世論調査」（平成22年1月公表）をもとに内閣府作成

東日本大震災後の平成24年に国土交通省が実施した「国民意識調査」においては、東日本大震災後に、防災意識の高まり（52.0%）、節電意識の高まり（43.8%）、家族の絆の大切さ（39.9%）等に対する考え方が変わったとする回答が多く、未曾有の震災である東日本大震災をきっかけとして、自らの命を守る等国民の防災意識が高まったものと推測される（図表1-0-29）。

図表 1-0-29 東日本大震災後の国民の意識の変化

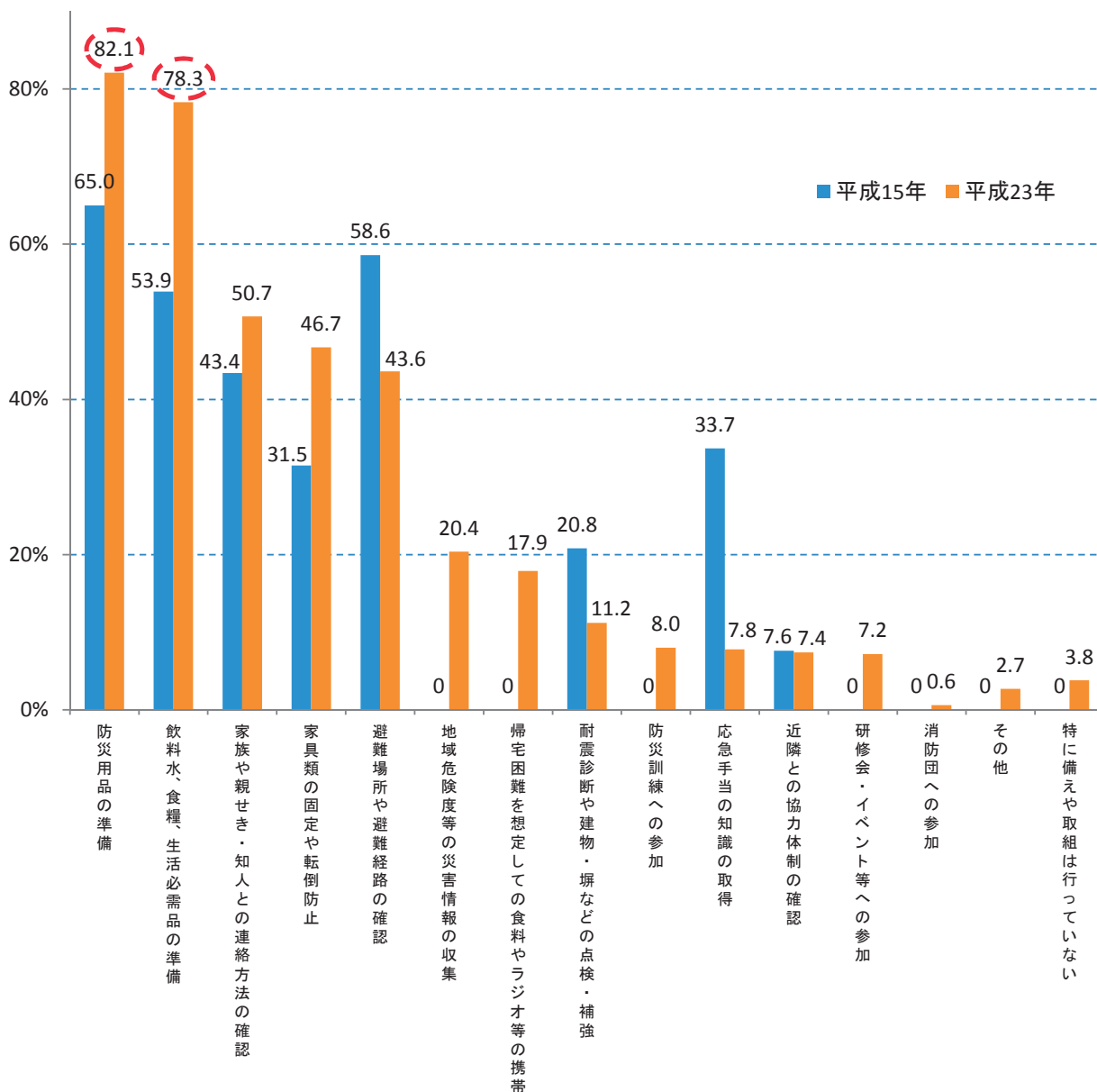
2011年3月に起こった東日本大震災後、あなたの考え方で変わったことは何ですか。
(3つまで)



出典：国土交通省「国民意識調査」(平成24年1月末～2月実施)

また、震災後では、首都直下地震の発生が懸念される東京都をみると、東京都が平成23年に実施した「インターネット都政モニターアンケート調査」においては、「防災用品の準備」や「飲料水等の備蓄」をしている者が8割前後まで増えているが、一方で、「避難場所等の確認」、「耐震診断等」、「応急手当の知識の取得」等をしている者は減少している。今後、このような減少の原因について分析を行った上で、各取組を一層促進する必要がある(図表1-0-30)。

図表 1-0-30 住民の防災に関する備えや取組



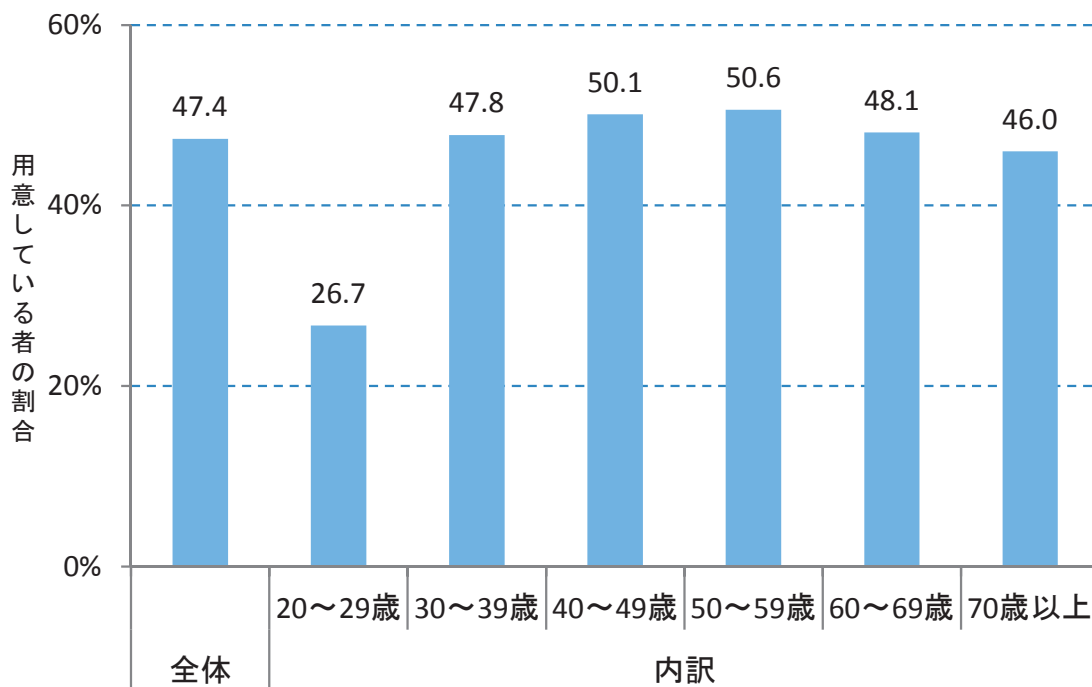
出典：東京都生活文化局「平成23年度第4回インターネット都政モニターアンケート結果」(平成23年11月17日)

(備蓄の状況)

住民が災害に備え、非常用食糧を備蓄する取組も進んでいる。

例えば、厚生労働省の平成23年度の「国民健康・栄養調査」によれば、非常用食糧を用意しているものは全体で47.4%に留まっており、また、年代別に見ると20代が26.7%と低くなっている。今後は、若年層も含め住民全体のより一層の備蓄を高めるための取組が必要である。(図表1-0-31)。

図表 1-0-31 非常用食糧の用意の有無



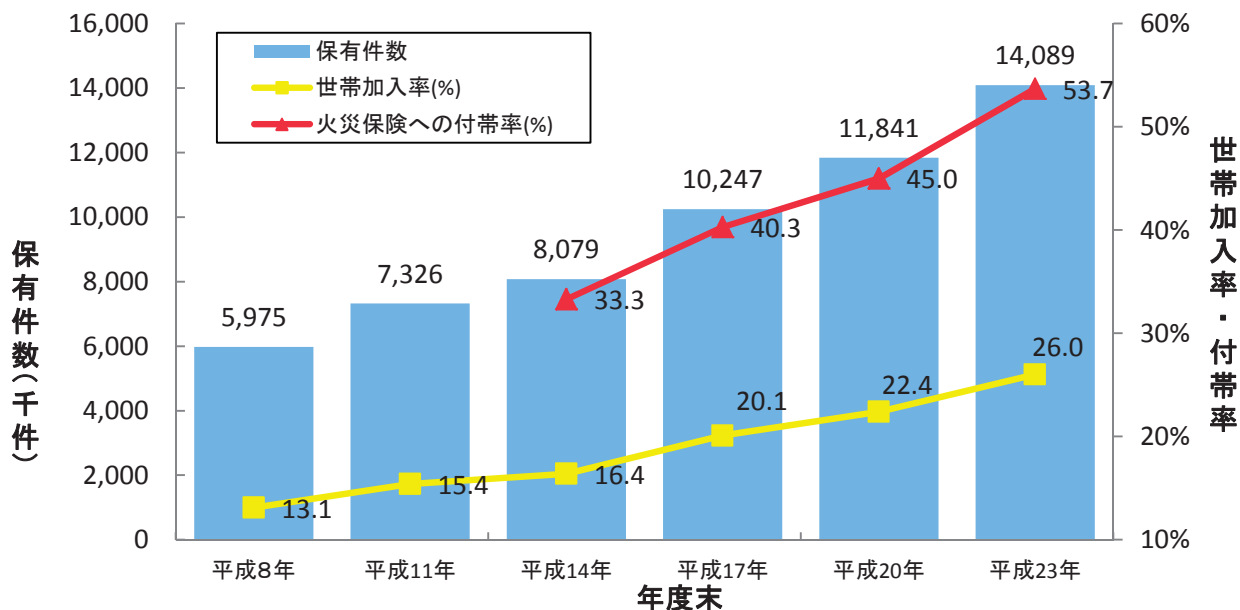
出典：厚生労働省「平成23年度国民健康・栄養調査」をもとに内閣府作成

(地震保険の付帯率)

災害から自己の財産を守るためには、あらかじめ保険等に加入しておくことが重要である。

例えば、地震保険については、損害保険料率算出機構の調査によれば、平成23年度末時点で、契約件数約1,409万（平成20年度末比19.0%増）、世帯加入率は26.0%（平成20年度末比3.6ポイント増）となっており、増加傾向にあるものの、全世帯に占める割合は1/4程度に過ぎないことから、今後さらに加入を進める必要がある（図表1-0-32）。

図表 1-0-32 地震保険の契約件数等の推移



出典：損害保険料率算出機構資料をもとに内閣府作成

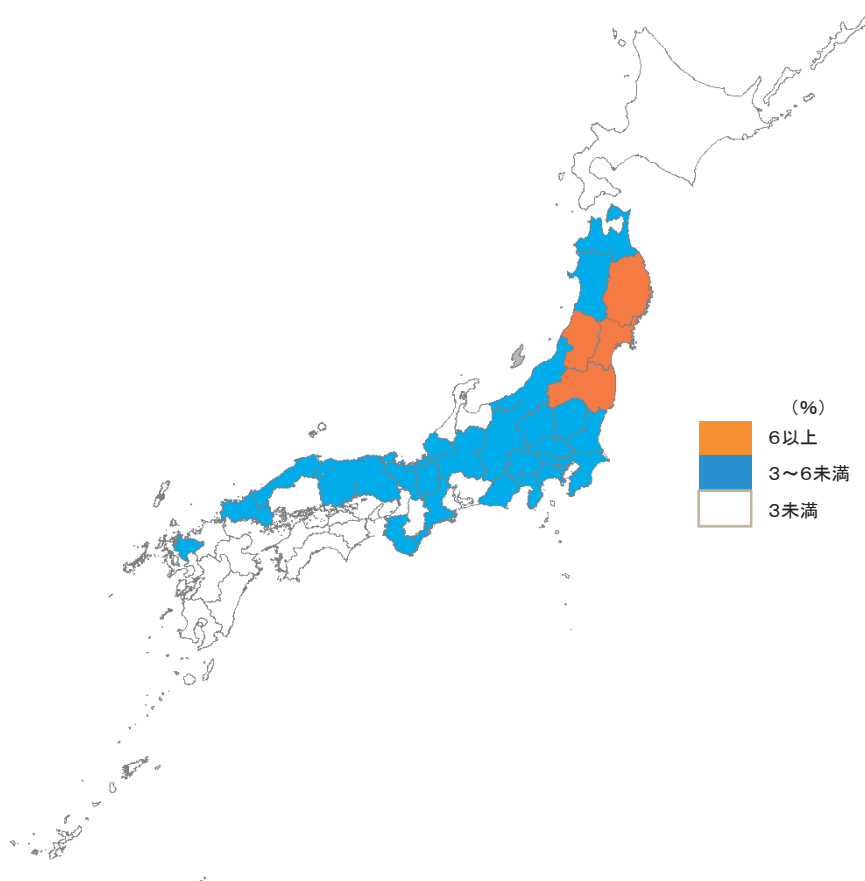
(2) 災害ボランティア、企業等の取組

次に、災害ボランティアや企業等が、東日本大震災でどのような役割を果たし、また、東日本大震災後にどのような変化が生まれたか見ていきたい。

(災害ボランティアの傾向)

総務省の平成23年の「社会生活基本調査」によれば、10歳以上の者のうち、災害ボランティア活動への参加者の割合は、岩手県及び宮城県が11.1%と最も高く、次いで山形県が6.9%、福島県が6.5%等となっている。住民の防災意識や地域コミュニティとの絆を重視する意識の高まりを受けて、特に被災地域及びその周辺において、災害ボランティアへの参加割合が高くなった（図表1-0-33）。

図表 1-0-33 都道府県別災害ボランティア活動の行動者率

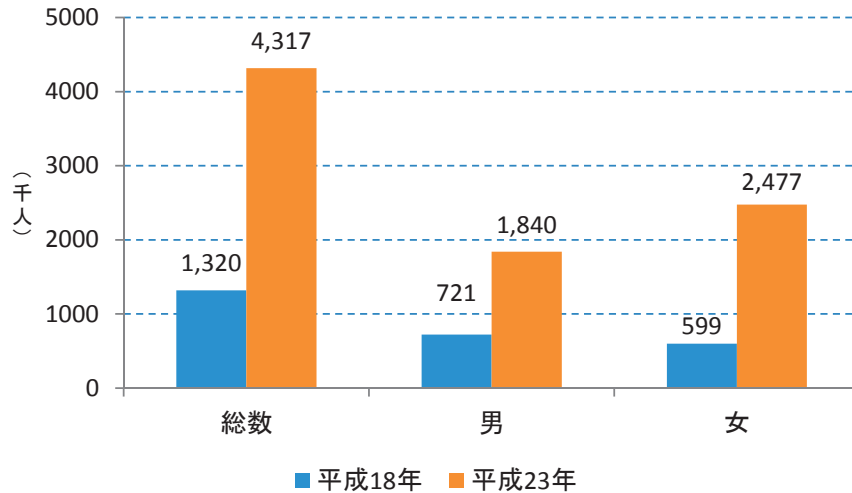


出典：総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」

(災害ボランティア活動への参加者数)

また、東日本大震災がきっかけになって、日本中で住民の防災意識や絆の意識が高まったほか、災害ボランティア活動に対する被災地のニーズも高まったことから、災害ボランティア活動に参加する者の数が大きく増加した。例えば、総務省の平成23年の「社会生活基本調査」によれば、10歳以上の者のうち平成23年に災害ボランティア活動に参加した者は、431万7,000人（平成18年比227.0%増）と推計されている（図表1-0-34）。

図表 1-0-34 災害ボランティア活動への参加者数



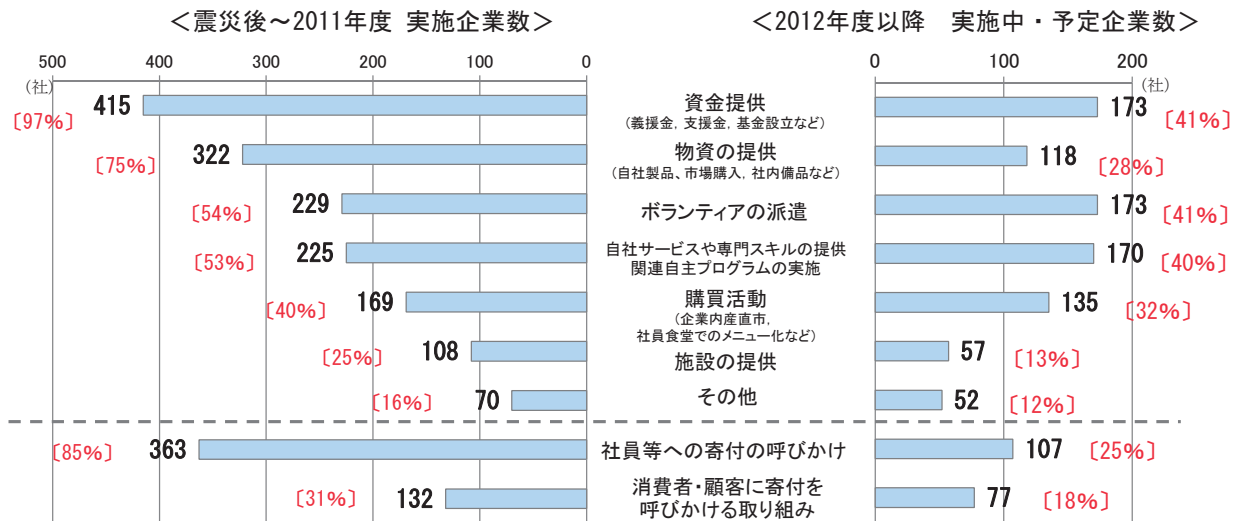
出典：総務省統計局「平成23年社会生活基本調査」

(企業の社会貢献活動)

東日本大震災をきっかけとして、企業や経営者の防災意識や社会貢献意識が高まり、企業における災害時の事業継続に対する取組や社会貢献の取組も進んでいる。

例えば、日本経済団体連合会の2011年度の「社会貢献活動実績調査」によれば、企業の東日本大震災に係る被災者・被災地支援の取組状況については、多くの企業が資金（97%）及び物資の提供（75%）、ボランティアの派遣（54%）等大震災関連支援活動を実施している（図表 1 - 0 -35）。

図表 1-0-35 企業の東日本大震災に係る被災者・被災地支援状況

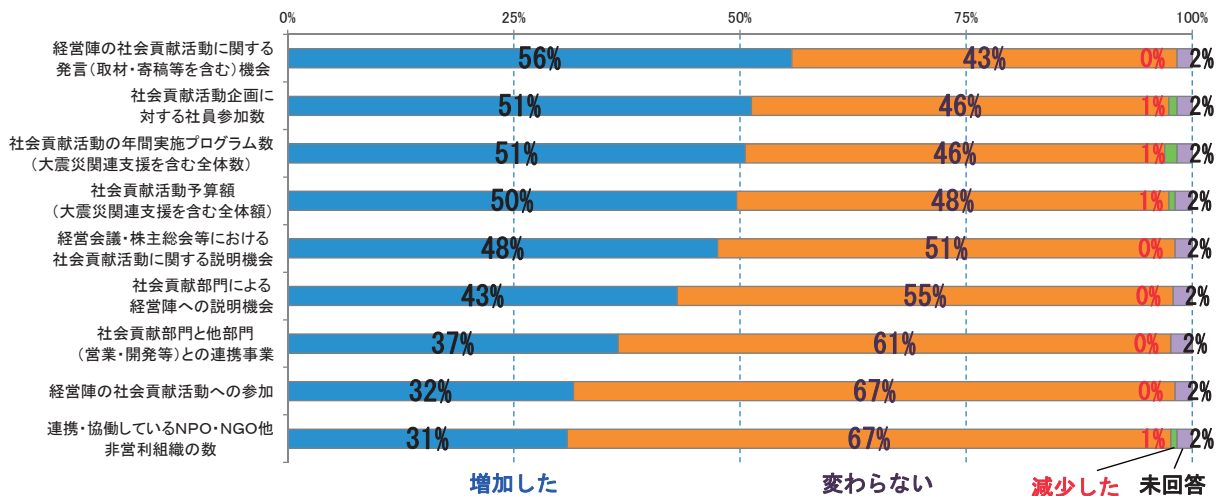


※ [%] は、「各項目別回答企業数/2011年度大震災関連支援活動実施企業数(427社)」

出典：(一社)日本経済団体連合会「2011年度社会貢献活動実績調査」

また、同調査によれば、東日本大震災を契機に、経営陣の社会貢献活動に関する発言機会（56%）や社会貢献活動企画に対する参加社員数（51%）等が増加したと回答する企業が多くなっている（図表 1 - 0 -36）。

図表 1-0-36 東日本大震災を契機とした企業の社会貢献活動に対する意識の変化

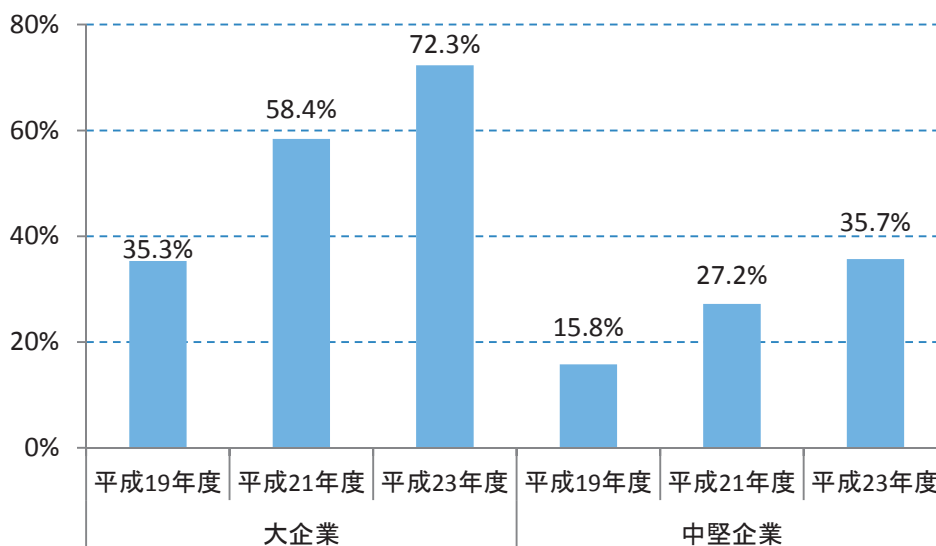


出典：(一社)日本経済団体連合会「2011年度社会貢献活動実績調査」をもとに内閣府作成

(企業の事業継続の取扱い)

内閣府が、平成23年11月に公表した「企業の事業継続の取組に関する実態調査」によれば、企業における事業継続計画(BCP)の策定状況については、BCPを策定済又は策定中とした企業は、大企業で72.3%(平成21年度比13.9ポイント増)、中堅企業で35.7%(平成21年比8.5ポイント増)となっている。大企業及び中堅企業のそれぞれで、BCP策定への取組が着実に進められていることが明らかになっており、企業の事業継続に対する意識が高まっていることがうかがえる(図表1-0-37)。

図表 1-0-37 BCPを策定済又は策定中とした企業の割合



出典：内閣府「企業の事業継続の取組に関する調査」(平成23年11月)をもとに作成

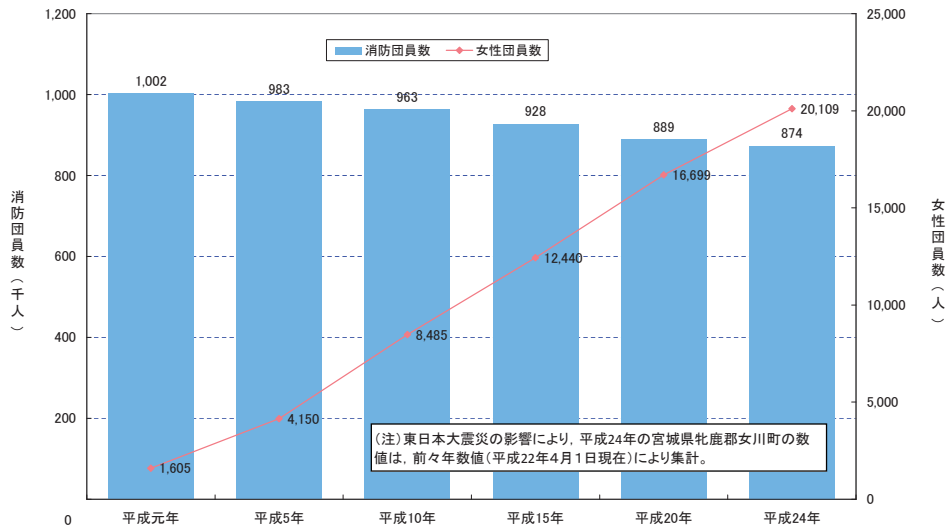
(3) 地域コミュニティにおける消防団等の取組 (消防団の推移)

消防団は、地域の防災力の中心・中核として、常備消防と連携しながら消火、救助等の活動を行うとともに、東日本大震災等においても多くの消防団員が出動し、住民生活を守るために不可欠な役割を果たしたほか、日常においても、各家庭の防災指導、防災訓練、巡回広報等住民生活に密着したきめ細かな活動を行っており、地域の防災活動の要になっている。

一方で、消防団は、社会環境の変化やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、団員の減少、高齢化等が進んでいる。

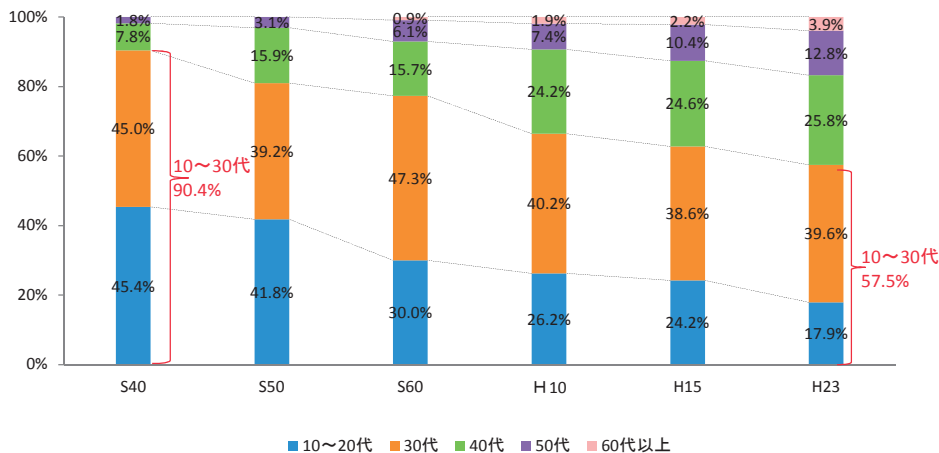
例えば、消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」によれば、地域コミュニティにおける防災活動において中心的な役割を果たしてきた消防団の団員数は減少が続いており、近年は90万人を割る状況となっているほか、30代以下の団員が6割を切っており、また、20代以下の団員は2割を切っているなど、団員の高年齢化が進んでいる。一方で、女性消防団員数は、年々増加している(図表1-0-38、1-0-39)。

図表 1-0-38 消防団員数の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

図表 1-0-39 消防団員の年齢構成比率の推移



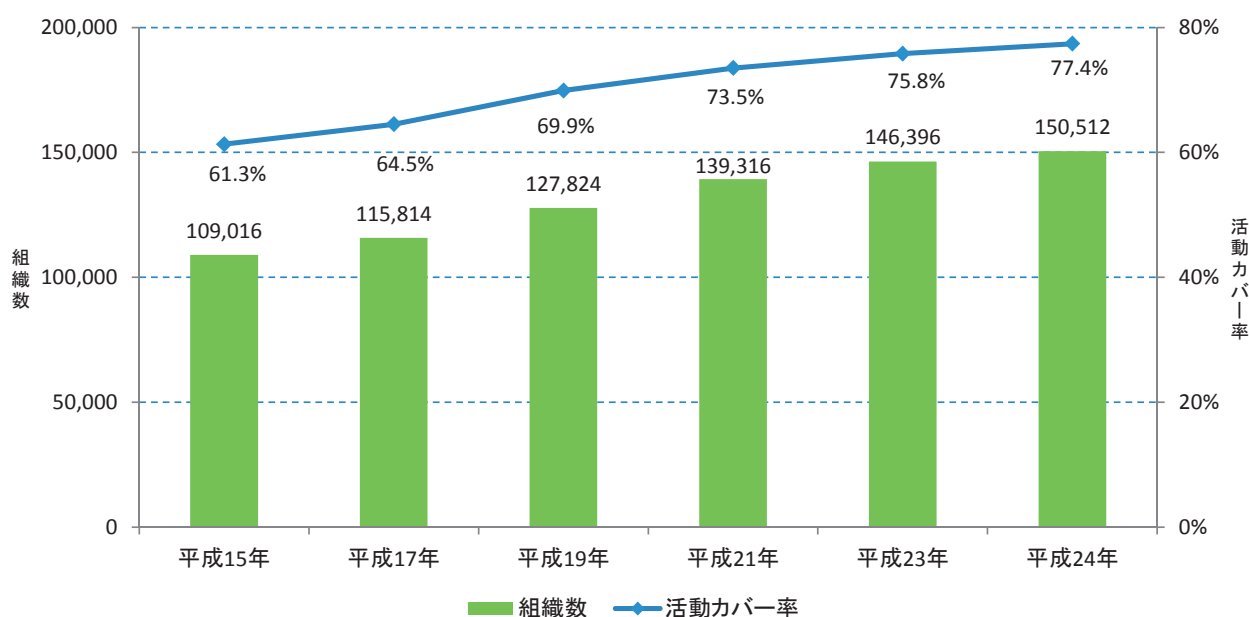
出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成

（自主防災組織の推移）

次に、住民による自発的な防災活動に関する組織である自主防災組織については、消防庁の「消防防災・震災対策現況調査」によれば、平成24年4月1日現在で、全国1,742市区町村のうち1,640市区町村で15万512（前年比2.8%増）の自主防災組織が設置されており、組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）は77.4%（前年比1.6ポイント増）となっており、組織数及び活動カバー率の上昇は緩やかである（図表1-0-40）。

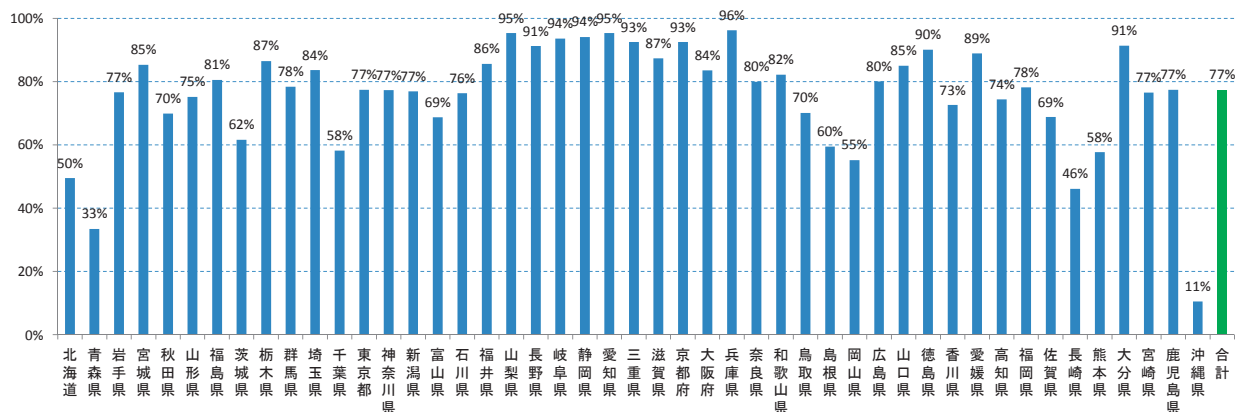
また、活動カバー率の高い都道府県は、兵庫県96%、山梨県95%、愛知県95%等となっており、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺でカバー率が高くなっている（図表1-0-41）。

図表 1-0-40 自主防災組織の推移



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、各年4月1日現在

図表 1-0-41 都道府県別自主防災組織カバー率



出典：消防庁「消防防災・震災対策現況調査」をもとに内閣府作成、平成24年4月1日現在

4 各地域における災害による被害の軽減に向けた先進的な取組の事例

ここまでは、代表的な指標等を用いて防災の現状と課題について述べてきたところであるが、ここでは、自主防災組織、企業、住民等多様な主体によって行われている災害による被害の軽減に向けた自発的な防災活動のうち先進的な取組の事例を紹介したい。

(1) 自主防災組織等の取組例

○ 防災福祉コミュニティの概要（兵庫県神戸市）

兵庫県神戸市の「防災福祉コミュニティ」とは、災害発生時においても地域の強い連帯感のもとに、市民が主体となり適切な防災活動及び福祉活動を展開できるよう、平常時から防災活動や福祉活動など地域活動に積極的に取り組むコミュニティで、平成20年度に市内全域で全191地区で結成された。

神戸市の地域への活動支援として、①新規結成時の防災資機材の配備、②活動経費の一部助成、③市民防災リーダーの養成などを行っており、平成18年度は全市の防災福祉コミュニティで543回の訓練等が行われた。平成24年度には、その回数は896回に増加している。

各地域の特徴的な活動の例としては、東灘区の魚崎地区で、「地域みんなでお助け隊」という、地域内の高齢者など災害時要援護者の避難支援に関する取組がある。これは、あらかじめ本人の同意により登録された名前や住所等の要援護者情報を「要援護者登録票」として各自治会の特定の役員と支援者のみで共有し、いざという時の救出や避難支援活動に役立てようとするもので、この要援護者のデータをもとに毎年繰り返し避難支援訓練を行っている。

また、兵庫区の明親地区においては、防災福祉コミュニティ・消防団・事業所・行政機関が連携して、中学校1年生を対象とした防災教育に、年間を通じて取り組んでいる。さらに、南海トラフの巨大地震対策として、小中学生と共に津波表示板や津波緊急待避所を確認する「まち歩き」などにより、津波からの避難の意識啓発を行っている。

このように、阪神・淡路大震災の教訓である「自助」「共助」の精神で、それぞれの地区の災害リスクに応じた活動に、地域と行政が協働で取り組んでいる。



防災訓練の様相

○ 「気付きを生む」京都市での取組（京都府京都市）

「人が足りない！あと5人連れてきて。」「車からジャッキを持って来い！」

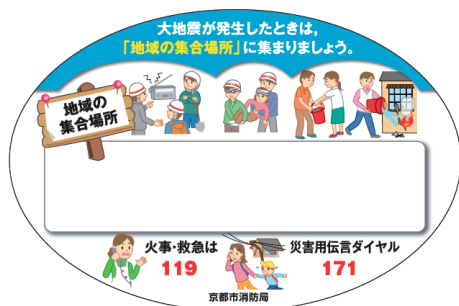
町中で突如始まった訓練。周辺の家屋には、「火災発生！消火器5本による消火活動が必要」、「建物倒壊！救出には10人とジャッキ2台が必要」などの災害想定が書かれたプラカードが掲げられており、それぞれの災害想定に対応すべく、地域住民が緊迫した表情で活動している。

これは、「地域の集合場所」での訓練の様子である。

「地域の集合場所？」聞き慣れない言葉であるが、京都市においては地域防災のキーワードであり、近所の公園やガレージなどが「地域の集合場所」として選定されている。木造住宅の密集地域が多くある京都市で大地震が発生した場合、地域住民による初期消火や救出救護活動は必要不可欠であり、そうした活動を実施するにはたくさんの人手が必要となる。地震時、少しでも早く、そして少しでも多くの人手を集めるために、あらかじめ地域住民が選定している集合場所、それが「地域の集合場所」である。

京都市では、おおむね町内を単位として結成されている約6,300の自主防災組織それぞれが、町内版の防災計画である「身近な地域の市民防災行動計画」を策定しており、その中で「地域の集合場所」を定めている。また、「地域の集合場所」を周知するためのシール（消防局作成）を全戸配布するなど、地域と行政が連携しながら周知に努めている。

身近な場所で、身近な人たちと訓練に取り組むからこそ、多くの気付きがある。「町有の消火器が少ない」、「いざという時に人が集まるか不安」といった気付きがある一方で、「自動車整備工場から器材を借りられる」、「学生マンションの学生たちに参加を呼び掛ける」といった気付きもある。まずは、それぞれの地域にある強み、弱みを認識することが地域の災害対応力向上への第一歩であると考えられる。



地域の集合場所周知用シール（左上）、災害想定が書かれたプラカード（右上）、防災訓練の様（左下）

○ 地域住民が主体となった防災訓練（静岡県富士市富士南地区まちづくり推進会）

静岡県富士市内では、地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった自主防災組織による防災活動を推進している。

そのうち、富士川の東、最も海寄りに位置し、約2万人が居住する富士南地区では、災害時に避難所の開設・運営がスムーズに行えるよう、避難所運営マニュアルを策定し、訓練を実施している。

同地区では、初めての避難所開設・運営訓練を平成24年3月11日に実施した。同訓練では、参加住民が500人に上ったが、参加者側からは、見学型中心の訓練であったため、訓練に参加した実感を得ることが難しく、手持ち無沙汰になった等の指摘があった。

そして、初回の訓練の反省を踏まえ、平成25年3月10日に、第2回の避難所開設・運営訓練を実施した。

訓練を実施するに当たり、参加者が、避難所開設・運営の流れを体験することに主眼を置き、企画段階から、ワークショップ形式により、本部、総務班、施設管理班、保健・衛生班など6つの活動班に分かれて、訓練内容、役割分担等の協議を行った。

また、訓練当日には、地区内外から約400名の住民が参加し、各活動班に所属して、避難所開設・運営の訓練を行った。

さらに、第2回の訓練では、地域の公共的団体である郵便局、富士商工会議所等と連携して訓練に取り組んだところであり、例えば、郵便局との連携により、段ボールで作成した臨時郵便ポストが設置されたほか、東日本大震災時の郵便局の取組などがパネルで展示された。

訓練後には、訓練を振り返るワークショップが開催され、参加者が訓練中に気づいたことを記入した模造紙等をもとに、課題、問題点が抽出され、避難所運営マニュアルに反映すべき点等が整理された。



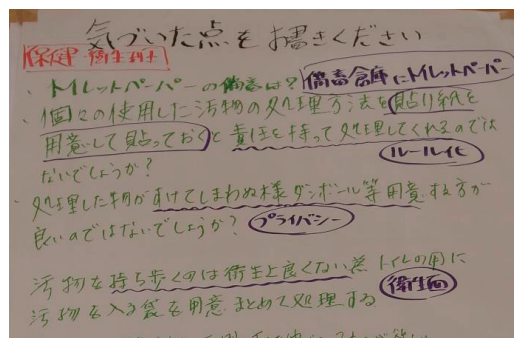
体育館で受付・班分けを行う様子



備蓄倉庫の飲料水を運搬する参加者



郵便局によって設置された臨時郵便ポスト



訓練中に気づいたことを記入した模造紙

(2) 性格の異なる複数の地区が連携した取組例

○ マンション管理組合と地域自治会の連携（東京都東大和市南街・桜が丘地域防災協議会）

「南街・桜が丘地域防災協議会」は東京都東大和市の南部に位置しており、南側には新しい高層マンション群が立ち並び若い世代が多く居住する「桜が丘地域のマンション管理組合」、北側には低層戸建て住宅が立ち並び比較的高年齢者が多く居住する「南街地域の自治会」があり、この性格が相違する二つの地域の21団体が、地域内にある市立小学校、市立中学校、都立高校及び関連行政諸機関と連携して防災活動を含む地域の活性化に繋がる種々の活動をしている。

この地域は関東平野の中であり、山も川も海も無く、高低差も少ない天災地変（津波、川の氾濫、崖崩れ及び液状化）の影響のない地域であるが、災害時低層戸建て住宅の多い南街地域では家屋の倒壊及び火災が問題になる。小学校及び中学校は住宅の密集する南街地域にあり、マンション地域の子供達は南街地域を通過して通学している。

このような環境の中から、双方の地域差を乗り越えて、学校を中心として「どのようにして災害から子供を守ることができるか」に着目して、地域内の自治会、マンション管理組合及び小学校／中学校（含むPTA）が、平成19年度から予備調査を開始して、平成20年に当該協議会を設立した。

以降、主要防災活動として総合防災訓練、可搬ポンプ操作訓練、救急救護訓練及び地域病院とのトリアージ訓練を実施し、その他に地域活性のために地デジ関連の問題の解決、地域放射線量の測定、食品の簡易放射線量測定を実施しており、これらの活動が評価され、平成24年度に東京都防災隣組第一回の36団体に認定されるとともに、都立東大和南高校と新たに防災協定を締結した。

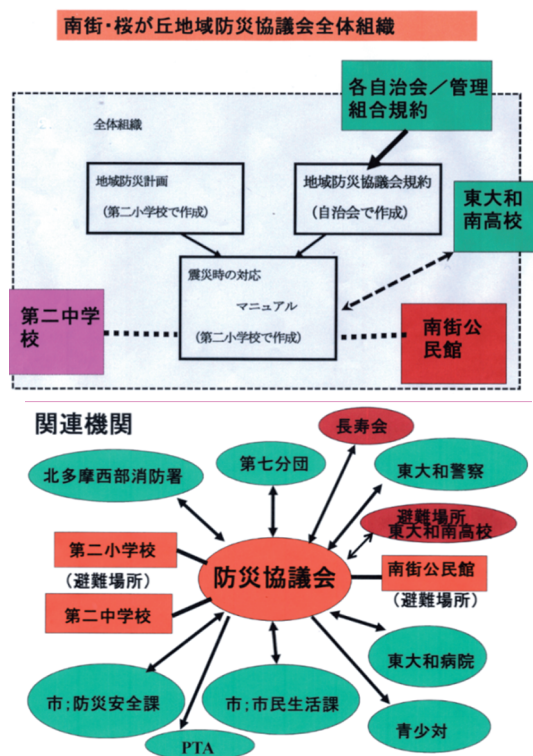
地域の状況
(マンション群と低層戸建て住宅地域)



総合防災訓練の集合状況



協議会の全体組織図



(3) 事業者等の取組例

○ 事業者による地域の防災計画づくり（兵庫県神戸市旧居留地連絡協議会）

神戸市旧居留地連絡協議会は地区内で事業を営む法人の集まりである。会員間の親睦を第一に、近年では“まちづくり”にも積極的に取り組んでおり、「イベント」「広報」「環境」「都市（まち）づくり」「防災・防犯」の専門委員会を設け、多方面の活動を実践している。

この中で「防災・防犯委員会」は、平成7年の阪神・淡路大震災を機に設置したもので、参加企業のネットワークを活かした自主的な防災協力体制を確立することを目的に、行政とも協働して精力的な活動を続けている。

その一環として平成13年には、地域全体の防災力向上を目指して「旧居留地地域防災計画」を策定し、以下の3つの基本理念に基づいた行動を呼びかけている。

① 非常時における旧居留地内企業の相互支援をスムーズにする

自分（社）の命と財産は自分（社）でまもることを前提に、個々の対応では不足が予想される部分を補うために、非常時における情報の共有や共同備蓄の体制を構築している。情報共有については5～10棟程度のビルでグループ（隣組）を構成し、電話回線が使えない事態に陥った場合にも直接伝達できる連絡網を決めている。

② 非常時における来訪者を助ける

旧居留地には平日でも来訪者は1万人近くのにほり、有事の際には救護コーナーや情報提供コーナーの開設、また帰宅が困難な来訪者に対して、行政機関が体制を整えるまでの間、ビル内の会議室や廊下等を一時待避所として提供することなどを取り決めている。

③ 日頃から防災意識を育み、訓練を怠らない

防災訓練や防犯講習会、市民救命士講習会などを定期的に行っているほか、昨年は津波対策を含めて「防災マニュアル」を改訂し、協議会のホームページに掲載した。



防災訓練の様相

○ 明海地区事業所が協働する津波緊急避難計画
(愛知県豊橋市明海地区防災連絡協議会)

・ 明海地区の位置づけと地域連携BCPの主体

明海地区は、愛知県三河港の東南部に位置し、昭和30年代後半から臨海工業地帯として発展した。現在では、豊橋市の工業製品出荷額（平成19年工業統計）の約半分、製造業の従業者の約3割（約1万人）を明海地区で占め、地域の産業や経済だけでなく、自動車港湾の機能を持つことでも非常に重要な位置付けとなっている。

明海地区の防災連絡協議会及び三河湾明海地区産業基地運営自治会では、自治会や立地企業が主体となり、地域で企業が連携して明海地区としての産業機能を維持していくことに取り組んでいる。

・ 明海地区事業継続計画の構築

防災連絡協議会ではアンケートを実施し、事業継続における懸念事項を抽出し、共有化を図った。その後、被災時の救急・救命への対応、緊急帰宅への対応、帰宅困難者への対応、応急復旧への対応などの課題を見いだし、平成22年4月に「明海地区事業継続計画の構築に向けて」を策定、公表した。

・ 津波緊急避難計画の策定

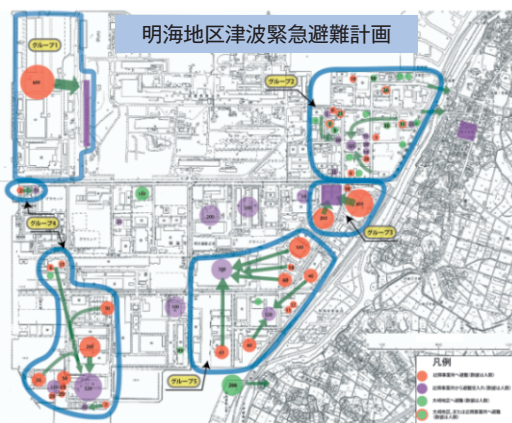
東日本大震災発災後、津波に対する対策が急務となり、明海地区内では津波に対し自社内の避難場所に収容しきれない従業員が約2,000人いることが判明した。そこで津波避難において「自社内の避難場所へ受入可能な企業」と「自社に避難場所がない企業」とを組み合わせ、参画した60社で5つのグループを形成し、平成24年11月に「明海地区事業所が協働する津波緊急避難計画」を策定し、平成24年12月に企業間での合同避難訓練を実施した。

・ 地域連携BCPの今後について

個別企業の事業継続計画（BCP）は、埋立地特有の脆弱性のために、発災時に計画が機能しない可能性がある。しかし、団地内には様々な資機材があり、自立的な応急復旧能力も保有している。この能力を工業団地の復旧のために互いに出し合い、共通する脆弱性を補填するなど、一企業の枠を超えた工業団地としての地域連携BCPを策定し、中部経済産業局との連携により事業継続力・産業競争力の強化を図っている。



出典：明海地区事業継続計画（BCP）の構築に向けて（H.22.4 明海地区防災連絡協議会）



出典：明海地区内事業所が協働する津波緊急避難計画と避難訓練（H24.11 明海地区防災連絡協議会）



近隣の受入企業へ避難する他社の従業員（H24.12.7）

5 まとめ

今回の特集では、国及び地方公共団体だけでなく、住民、地域コミュニティ、企業、災害ボランティア等の多様な主体によって実施されている災害による被害の軽減に向けた取組について分析を行った。

国及び地方公共団体においては、住民等の命を守るため、住宅、多数の者が利用する建築物及び公立学校の耐震化については、目標を定め、その達成に向けて耐震化の促進が図られている。病院については、災害拠点病院及び救命救急センターについては、ほぼ全ての建物について耐震化が進んでいるが、一般の病院全体の耐震化を推進することが必要である。防災拠点施設等や国の庁舎については、その災害時の役割の重要性や首都直下地震が発生した際に政府の業務継続を確保するため、更なる耐震化の促進が必要である。公共インフラについては、災害時の応急活動を支える重要な基盤となるものであり、重点的に取組を進めていく必要がある。

地方公共団体相互の応援協定の状況を見ると、阪神・淡路大震災を契機に隣接する地域ブロックでの締結見直しが進んでいることがわかった。南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害を念頭に、都道府県、市町村、さらには、国も含めた全国規模での広域応援体制の確立が急がれている。また、地方公共団体と企業等との協定については、分野によって締結状況も様々であるが、今後全ての分野にわたって、必要に応じて協定の締結を進めるべきである。

備蓄については、各地方公共団体ごとに、被害想定をもとに備蓄量を定め、計画的により一層備蓄を推進することが必要である。また、児童生徒等を想定して備蓄をしている学校の割合は、飲料水、食糧については3割程度であり、取組を促進していく必要がある。

防災訓練については、一つの地方公共団体当たり年数回程度実施されているが、多様な災害形態、地域特性、参加者等を踏まえて行う必要があることから、より一層の取組の強化が必要である。

住民における取組を見ると、大地震に備えて携帯ラジオ、懐中電灯等の準備でさえ6割の住民しか実施していないことがわかった。日頃から災害による被害を軽減するための取組が行われるよう普及啓発を図ることが重要である。また、災害に備え非常用食糧の備蓄を行っている住民は、5割以下であることがわかった。若年層も含め住民全体のより一層の備蓄を高めるための取組が必要である。

地震保険については、加入者が増加傾向にあるものの、全世界帯に占める割合は1/4程度に過ぎないことから、今後さらに加入を進める必要がある。

災害ボランティア、企業、地域コミュニティにおける取組を見ると、東日本大震災後、災害ボランティアに参加する者の数が大きく増加したほか、企業の防災意識や社会貢献意識が高まっているとともに、事業継続に向けた取組が進んでいることが分かった。

消防団は、地域の防災活動の要になっているが、社会環境の変化に伴い、団員の減少、高齢化等が進んでいるが、女性の消防団員数が増加していることがわかった。自主防災組織については、組織数及び活動カバー率の上昇が緩やかであるが、地域によって活動カバー率に差があることがわかった。

このほか、住民、自主防災組織、事業者等多様な主体が、地域コミュニティにおける防災計画を作成している事例、自らが主体となって防災訓練を実施している事例等被害の軽減に向けた自発的な防災活動に関する取組も活発になってきている。これらは、今後の地域における自発的な取組の参考となるものである。

首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が懸念される中、国及び地方公共団体における取組をさらに強化し、ソフト、ハード対策を組み合わせた防災・減災対策を進めていくことや地域住民、事業者、災害ボランティア等との連携による取組の強化等により、地域の防災力の向上を図っていくことが、ますます重要となっている。このため、今回明らかになった課題を踏まえ、各分野を防災の観点から総点検し、必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を図り、災害に対して「強く」「しなやか」な社会を国全体として構築していくことが望まれる。

第1章 東日本大震災の復旧と復興に向けた取組

平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（気象庁が命名）は、マグニチュード9.0という我が国の観測史上最大の地震であり、世界でも1900年以降4番目の巨大地震であった。この地震により、広範囲に揺れが観測され、日本各地で大きな津波が発生し、加えて、原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害となった。（注：平成23年4月1日の閣議了解により、この東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害については、「東日本大震災」と呼称することとされた。）

以下では、東日本大震災からの復旧・復興の状況や取組について記載する。

1 東日本大震災の概要

1-1 被害状況

東日本大震災では、死者・行方不明者は12都道県でみられ、死者1万5,883人、行方不明者2,676人（平成25年5月10日警察庁発表）という極めて深刻な被害をもたらした。

住家についても、全壊は9都県で発生し、その数約13万棟、半壊は12都道県で発生し、その数約27万棟（平成25年5月10日警察庁発表）となる大きな被害が生じた。

1-2 これまでの取組

東日本大震災からの復興へ向けて、平成23年6月24日に公布・施行された「東日本大震災復興基本法」に基づき、内閣に東日本大震災復興対策本部が設置された。その後、同法に基づき、東日本大震災復興構想会議が作成した「復興への提言～悲慘のなかの希望～」を最大限尊重し、同年7月29日、「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定した。

また、平成24年2月10日には、「復興庁設置法」に基づき、復興の司令塔となる復興庁を開庁し、現地には、復興局、支所及び事務所を設置した。さらに、復興推進会議（議長：内閣総理大臣、副議長：復興大臣、議員：全ての国務大臣等）及び有識者会議である復興推進委員会を設置した。

また、平成24年度から、復旧・復興関連予算を計上する「東日本大震災復興特別会計」が設けられた。原子力災害からの復興に関しては、平成24年3月31日に「福島復興再生特別措置法」が公布・施行され、同年7月13日には同法に基づく福島復興再生基本方針を閣議決定した。

現在、東日本大震災からの復旧・復興については、内閣の最重要課題として、復興大臣を中心に、復興の加速化に取り組んでいるところである。具体的には、（1）復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底、（2）復興予算に関するフレームの見直し、（3）復興の加速策の具体化と推進の3点について、早急に対応すべきとの方針のもと、以下の必要な施策を講じている。

（1）復興庁の司令塔機能の強化と現場主義の徹底

内閣総理大臣による復興加速化に向けた指示を踏まえ、福島における「福島復興再生総局」と東京における「福島復興再生総括本部」からなる福島・東京二本社体制による復興庁の体制強化を図ったほか、縦割り是正のため、住宅再建・まちづくりや除染、風評被害のそれぞれのテーマにおけるタスクフォースを設置し、省庁横断的な施策の検討を行うこととした。

また、復興大臣の裁量で、事業費の追加や新たなニーズに機動的に対応するとともに、諸制度の隙間を埋めて復興の調査企画等を実施するための予算制度を創設した。

(2) 復興予算に関するフレームの見直し

平成25年度予算編成と併せて復興フレームの見直し（5年間で19兆円から25兆円に拡大する見直し）を行い、必要な財源を確保したほか、復興予算について復興庁に一括計上し、その用途を厳格化することとした。

(3) 復興の加速策の具体化と推進

① 住宅再建・まちづくり、なりわいの確保等

住宅再建・まちづくりについては、復興大臣のもとに、省庁横断的なタスクフォースを設置し、住宅・宅地の戸数の年度別目標である「住まいの復興工程表」を公表し、工程表の実現のための加速化措置を策定した。また、なりわいの確保等については、企業立地に係る補助を津波被災地域へ拡充したほか、グループ補助金の拡充、復興交付金の運用のさらなる柔軟化等の対応を行っている。

② 福島の復興・再生の加速化

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生については、「福島ふるさと復活プロジェクト」として、「地域の希望復活応援事業」や「コミュニティ復活交付金」の創設、「子ども元気復活交付金」の創設を行い、これまで対処できなかった課題に対する新たな支援措置を講じている。また、福島県に基金を造成し、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援することとしている。

さらに、「早期帰還・定住プラン」や、原子力災害の被災者、風評被害対策に係る施策パッケージの取りまとめ、「福島復興再生特別措置法」に基づく「避難解除等区域復興再生計画」の策定等、福島の方々が安心して帰還・定住し、また長期避難者の生活拠点を形成するための具体策を講じている。

また、平成24年12月26日に閣議決定した基本方針等において、震災復興に当たって「最低限の生活再建」にとどまることなく、創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげるという考え方が示された。「新しい東北」の創造とは、具体的には、今の日本が抱える人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題への対応や、持続可能なエネルギー社会の構築等、震災復興を契機に、世界のモデルとなる、「創造と可能性ある未来社会」の形成を、全国に先駆けて目指すというものであり、平成25年6月に復興推進委員会において目指すべき目標像や施策の方向性を示した「中間とりまとめ」が行われた。

2 復旧状況

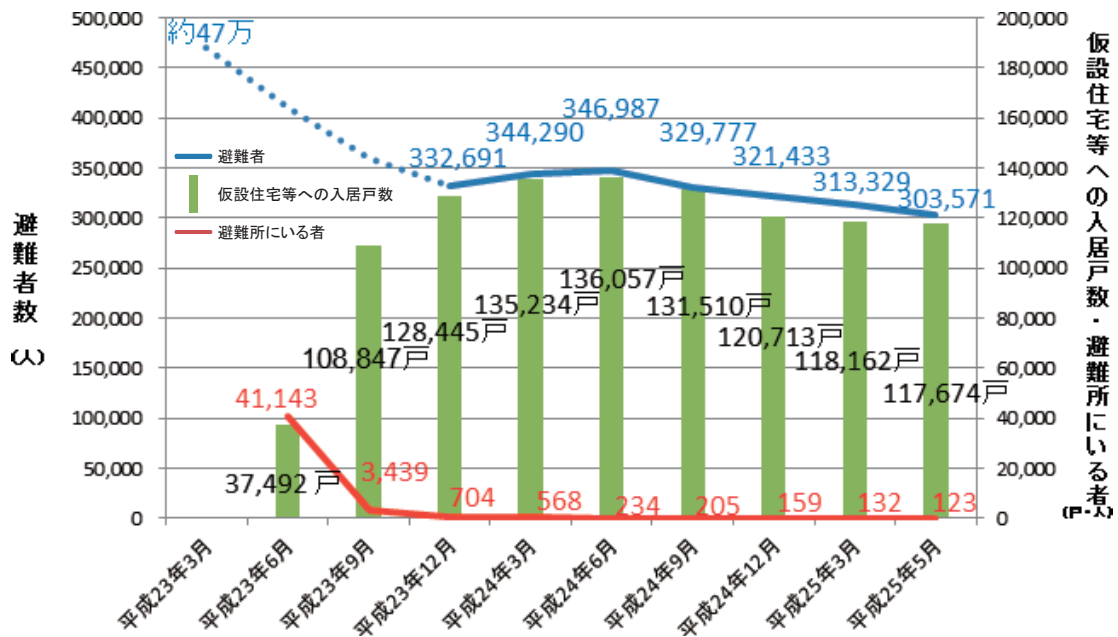
2-1 被災者支援

(1) 被災者の状況

避難者数は、被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県を中心として、平成23年3月14日時点で、約47万人に上った。これは平成7年の阪神・淡路大震災（最大時約32万人）と比較すると約1.5倍に上る。その後、平成25年5月9日時点で、避難所で生活している者の数は約123人に減少し、応急仮設住宅や公営住宅等で生活している者は約30万4,000人となっており、全国47都道府県約1,200市区町村に所在している。また、自県外に避難等している者は、福島県から約5万5,000人、宮城県から約7,700人、岩手県から約1,600人となっている（図表1-1-1）。

図表 1-1-1 避難者数等の推移

(平成 25 年 5 月 9 日時点)



出典：復興庁資料

(2) 被災者支援のための取組

被災者支援のための取組として、被災者の多様なニーズに柔軟に対応するため、行政、民間それぞれ様々な担い手が連携して各課題に取り組んでいる。

仮設住宅については、暖房器具の追加設置や、手すりやスロープの設置等、居住環境の改善を行ったほか、仮設住宅等における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有するサポート拠点を設置・運営している。また、仮設住宅等での生活の長期化に伴い、心身の健康の維持が重要な課題となっており、このため、保健師の訪問による血圧測定等による健康状態の把握や生活不活発な状態の予防のための健康体操等の保健指導を行うとともに、岩手、宮城、福島各県に設置された心のケアセンターが専門職による訪問支援等を行っている。

東日本大震災における震災関連死の死者数は、平成 25 年 3 月 31 日現在で 2,688 人であった。その原因を把握するとともに、今後の災害への備えを含め必要な対応策を検討し、平成 24 年 8 月 21 日に「東日本大震災における震災関連死に関する報告」を取りまとめた。また、福島県における死者数が、発災から 1 年以上経過した後も他県に比べ多いこと等を踏まえ、福島県に特化して国と県で連携し、原因の把握を行うとともに対応策を検討し、平成 25 年 3 月 29 日に「福島県における震災関連死防止のための検討報告」を取りまとめた。

NPO 等の取組としては、発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元 NPO 等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援等、息の長い取組を展開している。政府は、これらの取組を支援するため、① NPO 等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策の取りまとめ、② 多様な担い手が連携して復興にあたるための参考となる「復興ロードマップ」の作成等を行い、復興庁のホームページや NPO 等の会議等で周知を図っている。

2-2 インフラの応急復旧と災害廃棄物処理

(1) インフラの応急復旧

電気・ガス・水道・情報通信等、主要なライフラインや公共サービスは、平成23年4月から6月にかけてほぼ復旧した。また、海岸、河川、道路、鉄道、港湾等といった公共インフラは、家屋等流出地域や原子力災害の警戒区域の一部を除き、応急的な復旧はほぼ完了している。なお、国道等の主要な道路は、応急的な復旧はすべて完了している。

(2) 災害廃棄物処理の状況

東日本大震災では、特に津波により、岩手県、宮城県及び福島県において膨大な量の災害廃棄物及び津波堆積物が発生した。環境省の推計によれば、これら3県の沿岸市町村で発生した災害廃棄物の量は約1,600万t、津波堆積物の量は約1,000万tに及んだ。

災害廃棄物は、まず仮置場に搬入された後、破碎・選別等により、木くず、コンクリートくず等は再生資材としてリサイクルされ、それ以外の可燃物については焼却やセメント焼成されることになり、不燃混合物のうち再生資材化できないものについては埋立処分等により処理・処分される。平成25年3月末現在、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸37市町村における災害廃棄物のうち58%、津波堆積物のうち32%が処理を完了している（図表1-1-2）。

岩手県、宮城県では、仮設焼却炉31基の設置を完了するなど、県内処理体制の整備が進み、さらに1都1府14県で72件の広域処理を実施するなどにより、平成26年3月末までに処理が可能な見込みとなっている。一方で、福島県の災害廃棄物については、相馬市及び新地町から災害廃棄物処理の代行要請を受け、相馬市内に国が建設した県内第一号の仮設焼却炉が平成25年2月から本格稼働したところである。また、広野町については、平成25年1月に災害廃棄物処理の代行要請を受け、災害廃棄物等の仮設処理施設の設置に向けて、用地の測量を行っている。国が直轄で処理する地域においても、さらなる仮置場・仮設焼却炉等の施設整備を進め、処理の加速化を図る。

図表 1-1-2 3県（岩手県、宮城県、福島県）の沿岸37市町村の処理状況

(平成25年3月末現在)

	災害廃棄物等推計量(万t)	災害廃棄物				津波堆積物				仮置場設置数
		推計量(万t)	処理			推計量(万t)	処理			
			量(万t)	割合(%)	中間目標(%)		量(万t)	割合(%)	中間目標(%)	
岩手県	525	366	180	49	58	159	24	15	50	54
宮城県	1,733	1,046	676	65	59	688	292	43	40	88
福島県	331	170	68	40	—	161	3	2	—	30
合計	2,590	1,582	924	58	—	1,009	319	32	—	172

※福島県の汚染廃棄物対策地域（国直轄処理地域）を除く。
出典：環境省資料

3 復興状況と復興に向けた取組

3-1 インフラとまちづくりの再建

(1) 公共インフラの本格復旧・復興の状況

今回の地震では、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、地震による被害だけでなく、津波や地盤沈下等の被害が著しく大きくなった。このため、災害時の被害を最小化する減災の観点から、構造物による防御のみならず、逃げることを前提とした地域づくりを基本に、ハードとソフトの施策を組み合わせた多重防御による災害に強いまちづくりを推進しており、これらを定めた復興計画のもと、公共インフラの災害復旧を進めるとともに、住宅等の移転やかさ上げ、新たな公営住宅の建設等、復興まちづくりに着手している。

各種インフラ等の復旧・復興状況については、対象18事業（図表1-1-3～図表1-1-5、図表1-1-7の各項目をさらに関連する分野ごとにまとめたもの）について、所管省庁による工程の進捗確認を実施した。その結果、11事業は「概ね平成24年度に目標達成」もしくは「平成24年度に目標達成」、海岸対策等3事業及び災害廃棄物の処理等4事業の一部が「平成25年度に目標達成がずれ込む」となっている。

事業の進捗は、手順やスケジュール等を示した事業計画・工程表を市町村ごとに公表して見える化を図り、PDCAサイクルを用いた事業者による進捗確認や関係者のみならず住民等との情報共有を行っている。

また、復旧・復興事業を進めるに当たり、用地取得を迅速化するための取組、不足する人材や資材を確保するための取組や予定価格に実勢を適切に反映するための取組等、円滑な施工の確保に努めている。

図表 1-1-3 被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 着工 海岸対策 (全体) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合) ※H25.3末時点	42%(着工) 13%(完了)	本復旧工事に着工した地区海岸数 196地区 本復旧工事が完了した地区海岸数 60地区 被災した地区海岸数 471地区
完了 着工 海岸対策 (国施工) (本復旧工事に着工した地区海岸の割合) ※H25.3末時点	100%(着工) 0%(完了)※	本復旧工事に着工した地区海岸数 9地区 本復旧工事が完了した地区海岸数 0地区※ ※国施工区間(代行区間含む)約42kmのうち、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水処理場の前面の区間の約5kmについては、施工を完了している。 被災した地区海岸数のうち国施工区間(代行区間含む) 9地区
完了 着工 海岸防災林の再生 (復旧工事に着手・完了した海岸防災林の割合) ※H25.3末時点	39%(着手) 13%(完了)	海岸防災林の復旧事業の工事着手延長距離 54km 海岸防災林の復旧事業の工事完了延長距離 18km 海岸防災林の被災延長距離(青森県～千葉県)約140km※ ※警戒区域等を含む
完了 河川対策 (本復旧工事が完了した河川堤防(直轄)の割合) ※H25.3末時点	99%	本復旧工事が完了した箇所数 2,113箇所 被災した河川管理施設の箇所数 2,115箇所
完了 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※の割合) ※「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。これらの中には、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。 ※H25.3末時点	95%	通常処理に移行した処理場数 69箇所 災害査定を実施した処理場数 73箇所
完了 水道施設 (本格復旧が完了した水道事業数の割合) ※H25.3末時点	87%	本格復旧事業のための災害査定の対象工事がすべて完了した水道事業数 158事業 災害査定を実施した、あるいは実施を予定している水道事業数 181事業
完了 災害廃棄物の処理 (災害廃棄物の処理・処分が完了した割合) ※H25.3末時点	59%	国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物処理・処分量計 973万t 国の事業計画及び工程表の対象市町村における災害廃棄物推計量 1,636万t

※原則としては本復旧等の完了による進捗状況の把握としているが、着工から完了まで一定の時間を要する事業に就いては、着工による把握としている。

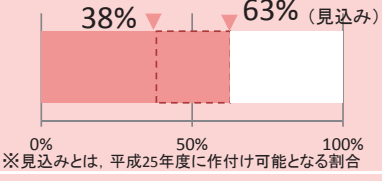
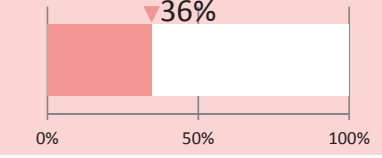
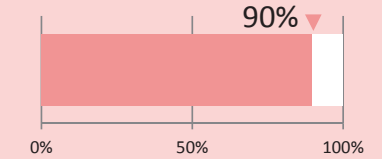
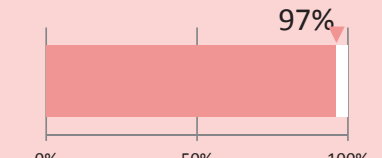
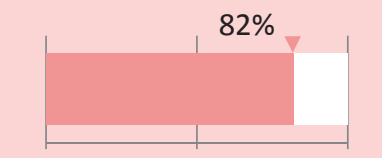
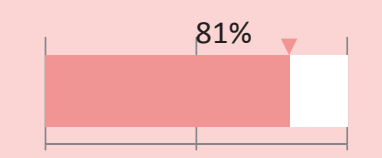
出典：関係省庁からのデータをもとに復興庁作成

図表 1-1-4 被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 交通網 (直轄国道) (本復旧が完了した 道路開通延長の割合) ※H25.3末時点	<p>99%</p>	下記のうち本復旧完了等の開通延長 1,144.4km 岩手, 宮城, 福島県内の国道4号, 6号, 45号 の総開通延長 1,161 km
完了 着工 交通網 (復興道路・復興支援道路) (工事に着手した復興 道路・復興支援道路 の割合) ※H25.4末時点	<p>63%(着工) 37%(完了)</p>	工事着手済延長※ 347km 供用済延長 205km 計画済延長(事業中+供用済) 553 km ※工事着手したIC間延長
完了 交通網(鉄道) (運行を再開した 鉄道路線延長の割合) ※H25.4.3時点	<p>89%</p>	下記のうち鉄道運行を再開した路線の延長 2,079.7 km 岩手, 宮城, 福島県内の旅客鉄道のうち被災 した路線の総延長 2,330.1 km
完了 着工 交通網(港湾) (本格復旧に着手した復 旧工程計画に定められ た港湾施設の割合) ※H25.3末時点	<p>98%(着工) 52%(完了)</p>	本格復旧工事に着手し箇所数 128箇所 本格復旧工事完了箇所数 68箇所 被災した港湾のうち, 復旧工程計画に定めら れた港湾施設の箇所数 131 箇所

出典：関係省庁からのデータをもとに復興庁作成

図表 1-1-5 被災地域の主な産業基盤である農業、林業、水産業の復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 農地 津波被災農地面積に対する営農再開可能面積の割合 ※H25.3末時点	38% → 63% (見込み)  ※見込みとは、平成25年度に作付け可能となる割合	営農再開が可能な農地面積 8,190 ha 加えて、25年度営農再開に向けて5,280haで実施中 津波被災農地面積（青森県～千葉県） 21,480 ha※ ※旧警戒区域等を含む
完了 漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港の割合〕 ※H25.3末時点	36% 	陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港数 115 漁港 被災した漁港数 319 漁港※ ※警戒区域等を含む
完了 漁場（養殖） 〔がれき撤去が完了した養殖漁場の割合〕 ※H25.3末時点	90% 	がれき撤去が完了した箇所数 973 箇所 養殖漁場の箇所数 1,076 箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む
完了 漁場（定置） 〔がれき撤去が完了した定置漁場の割合〕 ※H25.3末時点	97% 	がれき撤去が完了した箇所数 975 箇所 定置漁場の箇所数 1,003箇所※ ※再流入による追加箇所数を含む
完了 養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕 ※H25.3末時点	82% 	復旧した養殖施設数(岩手・宮城) 62,655 施設 養殖業再開希望者の施設数(岩手・宮城) 76,192 施設
完了 定置網 〔大型定置網の復旧の割合〕 ※H25.3末時点	81% 	大型定置網の復旧数 115箇所 大型定置網の操業再開希望数 142 箇所

出典：関係省庁からのデータをもとに復興庁作成

(2) 復興まちづくりの取組と状況

沿岸部の被災市町村においては、復興計画が策定されており、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業の個別事業の実施のため、調査や手続きが行われているが、他の震災事例と比較しても大規模となることが予想される。

復興まちづくり事業の加速化を図るため、平成25年1月10日の第5回復興推進会議における総理指示を受け、同年1月29日の第6回復興推進会議において当面の取組等が取りまとめられた。平成24年度補正予算においては、津波被災地域の住民の定着促進のため、取崩し型復興基金の積増し等について震災復興特別交付税の増額措置が講じられた。

図表 1-1-6 住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ（概要）

【住まいの復興工程表（平成25年3月末時点）】

(H25.4.26更新)

- ・工程表は、各市町村の地区毎・年度毎に作成し供給戸数を明示。
- ・今後、四半期毎に更新し、公表。

①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み（戸数）

	平成26年度まで累計	平成27年度まで累計
岩手県 (進捗率)	概ね4,900戸 (概ね8割)	概ね5,900戸 (概ね10割)
宮城県 (進捗率)	概ね7,800戸 (概ね5割)	概ね11,600戸 (概ね7.5割)

※福島県は現段階として27年度までに概ね2,900戸が工事終了の見込み。

②民間住宅等用地の整備に係る進捗見込み（宅地数）

	平成27年度まで累計	平成28年度以降も含めた累計
岩手県 (進捗率)	概ね5,800戸 (概ね6割)	概ね8,700戸 (概ね9割)注
宮城県 (進捗率)	概ね6,700戸 (概ね5割)	概ね9,500戸 (概ね7割)注

注)岩手県の概ね1,000戸(概ね1割)、宮城県の概ね3,600戸(概ね3割)については、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期を調整中である。

※福島県は現段階として平成27年度までに概ね800戸分の供給見込み。

【実現および加速化のための主な措置】

(加速化策第1弾(H25.3.7公表)、第2弾(H25.4.9公表))

1. 用地取得の迅速化

- ・自治体に対し関係省庁・県の専門家による実務支援チームの始動
- ・防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
- ・土地収用事業認定手続の審査期間の短縮(3カ月→2カ月以内)
- ・裁判所において、復興関連の様々な法的紛争を想定し、書記官等約25人の増配置、震災対応窓口の設置等の態勢面の整備など

2. 埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化

- ・全国から発掘担当者を派遣
(32名(平成24年10月)→60名体制(平成25年4月～)へ拡充)
- ・防災集団移転促進事業の大臣同意前に埋蔵文化財調査が可能であることの周知 など

3. 人員不足対策<技術者・技能者の確保>

- ・被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入
- ・発注ロットの大型化 など

4. 資材不足対策<生コン、砂>

- ・公共事業専用プラントの新設(岩手県宮古・釜石地区において国が設置)
- ・原材料の資材を地域外から調達 など

5. 発注者支援

- ・全国の自治体からの更なる職員派遣(約1,800人派遣中(平成25年2月))
- ・民間企業等の人材の活用促進のための財政措置拡充及び採用手続の周知(平成25年3月)
- ・複数地区の設計業務と工事を一括して発注するCM方式の導入など

6. 適正な契約価格

- ・平成25年度の公共工事設計労務単価を改訂(前年度と比べ、被災3県の全職種平均で約21%引き上げ) など

出典：復興庁

さらに、復興大臣のもとに、省庁横断的な「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が設置され、平成25年3月と4月に、住宅再建・復興まちづくりの加速化措置を取りまとめたところである。同年3月には、住宅再建等の時期の目安を示すため、各市町村の地区ごと・年度ごとに作成し供給戸数を明示した、「住まいの復興工程表」が公表された。工程表は、今後四半期ごとに更新し、公表することとしている。

具体的には、被災自治体における人員やノウハウの不足を補い、事業を進める必要があることから、全国の自治体からの職員派遣の更なる強化に加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等の活用、市町村の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、都市再生機構の活用等に取り組むこととしている。

さらに、用地取得の迅速化として、地方公共団体に対する関係省庁・県の専門家で構成される実務支援チームによる支援や財産管理人制度の円滑な活用、土地収用手続きの迅速化等に取り組むこととしている。さらに、埋蔵文化財発掘調査の簡素化・迅速化として、全国からの発掘担当者の派遣体制の充実等を図るとともに、技術者・技能者の確保対策として、被災地と被災地以外の建設企業が共同する復興JVの導入や発注ロットの大型化等に取り組むこととしている。また、資材不足対策として、公共による公共事業専用プラントの設置等に取り組むこととしている。これらの取組により、復興まちづくり事業の加速化を図ることとしている(図表1-1-6)。

各事業の進捗状況については、平成25年3月末時点で、高台移転等の防災集団移転促進事業の実施が想定される328地区中、325地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っている。また、土地区画整理事業については、想定される59地区中、44地区において事業着手の法定手続である都市計画決定に至っている。

復興住宅について、各県が公表している災害公営住宅の必要戸数は、2万1,743戸であり、このうち、整備に着手した戸数は、平成25年3月末時点で、8,952戸（約41%）となっている。

医療施設については、被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院184箇所中、当該制限等から回復した病院は、平成25年3月末時点で、166箇所（約90%）となっている。学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む）学校2,328校中、復旧が完了した学校は、平成25年3月末時点で、2,148校（約92%）となっている。

図表 1-1-7 被災者が安心して生活するために必要な住宅、医療・学校施設等の復旧・復興状況

項目 指標名	進捗率	復旧・復興の状況 ／被害の状況
完了 着工 復興住宅 〔災害公営住宅の整備に着手した割合〕 ※H25.3.末時点	▼41%(着工) 1.2%(完了)	災害公営住宅の整備に着手した戸数(用地確保が完了した時点) 8,952戸 災害公営住宅の整備が完了した戸数 262戸 各県が公表している必要災害公営住宅の戸数※ 21,743戸 ※全体計画未定のため福島 県分はいずれも除外
完了 着工 復興まちづくり (防災集団移転) 〔事業計画の同意地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H25.3.末時点	99%(同意) ▼20%(着工) 1%(完了)	事業計画について国土交通大臣の同意を得た地区数 325地区 造成工事に着手した地区数 64地区 造成工事が完了した地区数 4地区 住まいの工程表に基づく面整備事業を行う地区数 328地区
完了 着工 復興まちづくり (土地区画整理) 〔都市計画の決定地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合〕 ※H25.3.末時点	75%(都決) ▼46%(着工) 0%(完了)	都市計画決定された数 44地区 造成工事に着手した地区数(事業計画の認可地区数) 27地区 造成工事が完了した地区数 0地区 復興交付金の調査地区数 59地区
完了 着工 復興まちづくり (漁業集落防災強化) 〔漁業集落防災機能強化事業の実施地区数の割合〕 ※H25.3.末時点	98%(着工) 3%(完了)	着工地区(復興交付金の事業費措置地区) 39地区(98%) 完了地区(当事業による住宅用地の整備が完了した地区) 1地区(3%) 当事業により住宅用地の整備を行う地区数 40地区
完了 着工 復興まちづくり (被災した造成宅地) 〔宅地造成の工事に着手した地区数〕 ※H25.3.末時点	▼44%(着工) 2%(完了)	対策工事に着手した地区数 80地区 対策工事が完了した地区数 4地区 復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち、対策工事が必要な地区数 182地区
完了 復興まちづくり (医療施設等) 〔入院の受入制限等から回復した病院の割合〕 ※H25.3.末時点	90%	入院の受入制限又は受入不可から回復した病院数 166箇所 被災直後に入院の受入制限又は受入不可を行った病院数 184箇所
完了 復興まちづくり (学校施設等) 〔復旧が完了した公立学校施設の割合〕 ※H25.3.末時点	92%	下のうち復旧が完了した学校数 2,148校 公立学校施設災害復旧事業に申請した若しくは申請予定の学校数 2,328校 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み)

注) 漁業集落防災機能強化事業については、上記以外に住宅用地の整備は行わず水産関係用地や公共施設の整備を行う地区が予定されている。

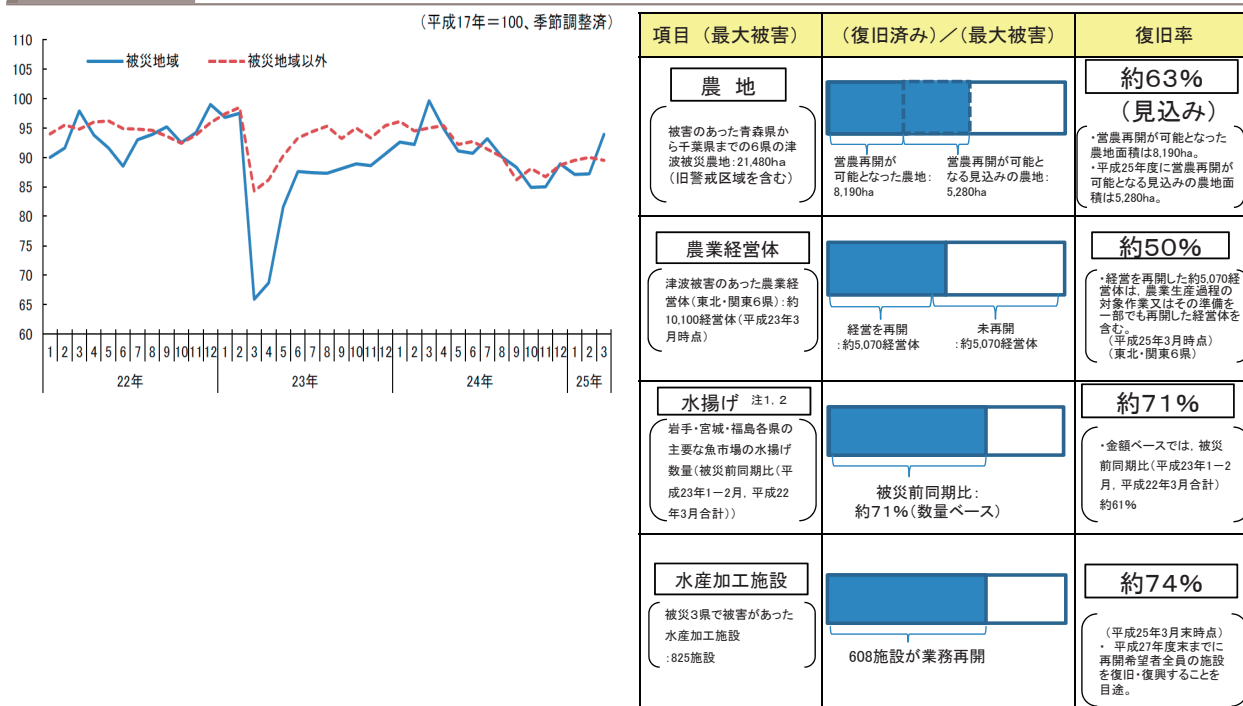
出典：関係省庁からのデータをもとに復興庁作成

3-2 産業復興と雇用の確保

(1) 産業復興の状況と取組

被災地域の鉱工業生産は震災前の水準にほぼ回復したが、業況は経済動向の影響を受けている。震災復興特別貸付等による資金繰り支援のほか、グループ補助金や仮設店舗・仮設工場の整備・無償貸与等により支援し、水産加工施設や中小企業等の事業再開を図ってきたところである。なお、農業は、被災農地の63%で営農再開が可能となる見込みであり（平成25年3月末時点）、水産業は、被災3県の主要魚市場の水揚げ数量が震災前の約7割に達している（図表1-1-8）。

図表1-1-8 鉱工業生産指数の動き（左）と農業・水産業の復興状況（右）



出典：経済産業省、復興庁資料

今後は、まちづくりの本格化と商業機能の復興の同時解決、復旧と併せた先進的な農林水産業の実現、被災地内外からの新たな投資の呼び込みを推進する。

また、二重ローン問題に関し、(株)東日本大震災事業者再生支援機構や、各県の産業復興相談センター・産業復興機構が連携して、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難となっている事業者の再生を支援する。

(株)東日本大震災事業者再生支援機構では、平成24年3月5日の業務開始以来、これまでに1,233件の相談を受け付けており、そのうち200件の事業者に対して、債権買取等の再生支援を行う旨の決定をしている（平成25年5月31日時点）。

一方、各県の産業復興相談センターにおいては、2,189件の事業者からの相談に対応しており、そのうち対応を終了したものは1,923件となっている。主な実績は、金融機関等による金融支援について合意したものの308件、うち債権買取は128件となっている（平成25年度5月24日時点）。

(2) 雇用確保のための取組

被災地の雇用情勢は、有効求人倍率が3県ともに1倍程度となっており、雇用者数は震災前の水準程度まで回復している。しかし、沿岸部では、有効求人倍率が高いものの、人口の減少、復旧・復興の遅れにより、雇用者数は震災前の水準まで回復しておらず、また、建設業等においては、雇用のミスマッチが発生している。今後も、本格的な雇用創出を図るため、被災地の強みである農林

水産業等への産業政策と一体となった雇用面での支援、ハローワークにおけるきめ細かな就職支援や職業訓練への誘導等を通じたミスマッチの解消に努め、雇用の改善を図っていく（図表1-1-9）。

図表 1-1-9 雇用創出のための取組

被災地における雇用対策

○ 産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

- ・震災後は、被災者の雇用の継続や、雇用創出基金なども活用し、復旧事業を通じた雇用創出などを推進。（震災等緊急雇用対応事業により、被災3県で5万9,000人超（平成25年3月末時点）の雇用機会を創出等。）
- ・地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。（※被災地の本格的な雇用復興を図る「雇用復興推進事業」のための基金：約1,510億円）
- ・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

事業復興型雇用創出事業

《概要》

国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするもの。）の対象となっている事業などを実施する事業所に対し、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

・助成内容

1人当たりの助成額225万円（3年間）

《実績》（被災3県）

4,489件（2万2,408人）
〔平成25年3月末日時点〕

ハローワークの就職支援

《概要》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで開拓・確保するとともに、担当者制等により、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。

《実績》（被災3県）

・23年4月～25年3月
29万人以上の就職支援

・避難所、仮設住宅等への出張相談
実施回数 8,793回

相談件数 2万7,978件（平成25年3月31日現在）

こちらで紹介している求職者に応募して採用が決まりました。一度はあきらめかけたCADの仕事でしたが、また同じ職に就くことが出来、災害復旧の仕事に携わることが出来ました。自分自身が得意な仕事で働くことが出来ています。相談からしていただいてありがとうございました。
岡岡市 30代女性

出張相談の様子（福島労働局）

就職された方からのお礼の手紙

職業訓練の機動的拡充・実施

《概要》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。（実績は平成25年4月26日時点）

《実績》（被災3県）

- ・23年度開講コースの受講者数1万6,179人（24年度4～25年2月は1万989人）
- ・特別訓練コースの設定定員 950人（24年度は1,091人（予定））

（岩手・宮城・福島県の訓練実施状況）



特別訓練コースの実施（岩手県宮古市）

出典：復興庁

4 復興のための制度について

4-1 復興特区制度

平成24年1月から運用されている「東日本大震災復興特別区域法」に基づく復興推進計画については、同年2月の認定以降、医療・福祉サービスの確保、応急仮設建築物等の規制の特例や設備投資に係る即時償却等の税制上の特例、利子補給金の支給等を内容とする計画が着実に認定され、平成25年5月末日時点で、計63の計画が認定された。また、課税の特例の適用に必要な事業者の指定状況の件数及び事業者数は、平成25年4月末時点でそれぞれ1,760件、1,430者となっている。

また、復興整備計画については、平成24年3月に岩手県及び宮城県の9市町村が計画を公表して以降、順次公表が進み、平成25年5月末時点で、岩手県の10市町村、宮城県の13市町、福島県の5市町の計28市町村が、集団移転促進事業や市街地開発事業等、計469地区の事業を公表している。

4-2 復興交付金制度

復興交付金は、地震、津波等により著しい被害を受けた地域における、災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等の復興地域づくりを支援するものであり、平成24年3月から25年3月までの間に、7県及び94市町村に対し、計5回、事業費1兆9,369億円、国費1兆5,703億円が交付されている。

復興交付金は、必要な事業の幅広い一括化、自由度の高い効果促進事業、全ての地方負担への手当て、基金による執行の弾力化等、既存の交付金等を超えた各種の手当てにより、極めて柔軟な制度として制度設計された。その後も被災地の要望を踏まえ、復興のステージの高まりに対応した採択対象の拡大、効果促進事業の制度見直し、事務手続の簡素化等の対応を行っている。

4-3 取崩し型復興基金

東日本大震災からの復興に向けて、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、平成23年度第2次補正予算で増額された特別交付税のうち1,960億円を活用して、特定被災地方公共団体である9県における取崩し型復興基金の設置について財政措置が講じられた。被災団体においては、地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、取崩し型復興基金を有効に活用している。

また、津波による被災地域において、安定的な生活基盤（住まい）の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、津波被災地域の住民の定着促進について、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、平成24年度補正予算で震災復興特別交付税を1,047億円増額し、津波被災地域を抱える県の復興基金の積増し等について財政措置が講じられた。

5 福島の復旧・復興

5-1 避難状況及び避難指示区域等の見直し

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故発生を受け、当初、同発電所から半径30キロメートル圏内が避難指示区域等（屋内退避を含む）に設定された。その後、平成23年4月21日、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣から、対象市町村長に対して、半径20キロメートル圏内について警戒区域を設定する旨の指示がなされ、また、同月22日、20キロメートル以遠で事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域について計画的避難区域が設定された。

さらに、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、警戒区域、計画的避難区域を、順次（1）避難指示解除準備区域、（2）居住制限区域、（3）帰還困難区域に見直すこととしており（図表1-1-10）、平成25年5月末日時点において、10市町村が避難指示区域の見直しを完了している。

平成25年5月末日時点で、避難指示区域及び旧緊急時避難準備区域からの避難者数は、約10万6,000人、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、約15万4,000人に及んでいる（図表1-1-11）。

図表 1-1-10 見直し後の避難指示区域

①避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実に確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民が帰還できるための環境を目指す区域。
②居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域。 同区域は、将来的には住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指して、除染を計画的に実施するとともに、早期の復旧が不可欠な基盤施設の復旧を目指す区域。
③帰還困難区域	事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある地域。

出典：復興庁

図表 1-1-11 避難指示区域等の概念図



避難指示区域等からの避難者数 (主な内訳)

- ・避難指示解除準備区域 約3.3万人
- ・居住制限区域 約2.4万人
- ・帰還困難区域 約1.9万人
- ・警戒区域 約0.7万人
- ・計画的避難区域 約0.1万人

※平成22年国勢調査及び各市町村からの聞き取りを基に、原子力被災者生活支援チーム集計（平成25年5月10日時点）

※旧緊急時避難準備区域からの避難者も含む

福島県全体の避難者数 (避難指示区域からの避難者も含む)

- ・福島県内への避難者数 約1.9万人 (親類宅等へ避難した自主避難者は含まれていない)
- ・福島県外への避難者数 約5.6万人

※福島県発表「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況速報（第942報）」(平成25年5月13日)

出典：原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム

5-2 福島の復興・再生に係る法制度

原子力発電所の事故の結果、放射性物質による環境の汚染に加えて、健康不安や風評被害による影響が、浜通りのみならず、中通り、会津地方を含む福島全域に広がっている。こうした広域かつ多岐にわたる原子力災害に対応するため、例えば次の法律が措置されている。

(1) 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供や、住所を移転した住民と元の地方公共団体との関係の維持という課題に対応する措置が講じられた。

(2) 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）

福島全域にわたって、住民が、健康、仕事、暮らし等、あらゆる面で困難な状況に直面し、福島の地方公共団体自身も問題を抱えるといった特殊な諸事情に的確に対応するため、平成24年3月に公布・施行された。

また、同法に基づく基本的な方針である「福島復興再生基本方針」を平成24年7月に閣議決定した。

その後、長期避難者の生活拠点の形成や、公共インフラの復興・再生、課税の特例等による企業立地の更なる促進を内容とする改正法が平成25年5月10日に公布・施行された。

(3) 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども被災者支援法）（平成24年法律第48号）

放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等により、被災者が健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられていることに鑑みて被災者の不安の解消・安定し

た生活の実現に寄与することを目的とし、議員立法により平成24年6月に成立した。国として、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策を総合的に策定し実施することとしている。

5-3 福島復興に係る政府の新たな取組

(1) 体制強化

福島の復興に関しては、地震、津波災害に加え、我が国が経験したことのない原子力災害への対応が求められており、政府の総合力を発揮して取り組む必要がある。

このため、平成25年2月に福島に「福島復興再生総局」を設置し、復興、避難指示区域の見直し、除染等を担当する現地の関係三機関（復興庁福島復興局、原子力災害現地対策本部、環境省福島環境再生事務所）を一体運用する体制強化を行った（図表1-1-12）。

(2) 福島ふるさと復活プロジェクト

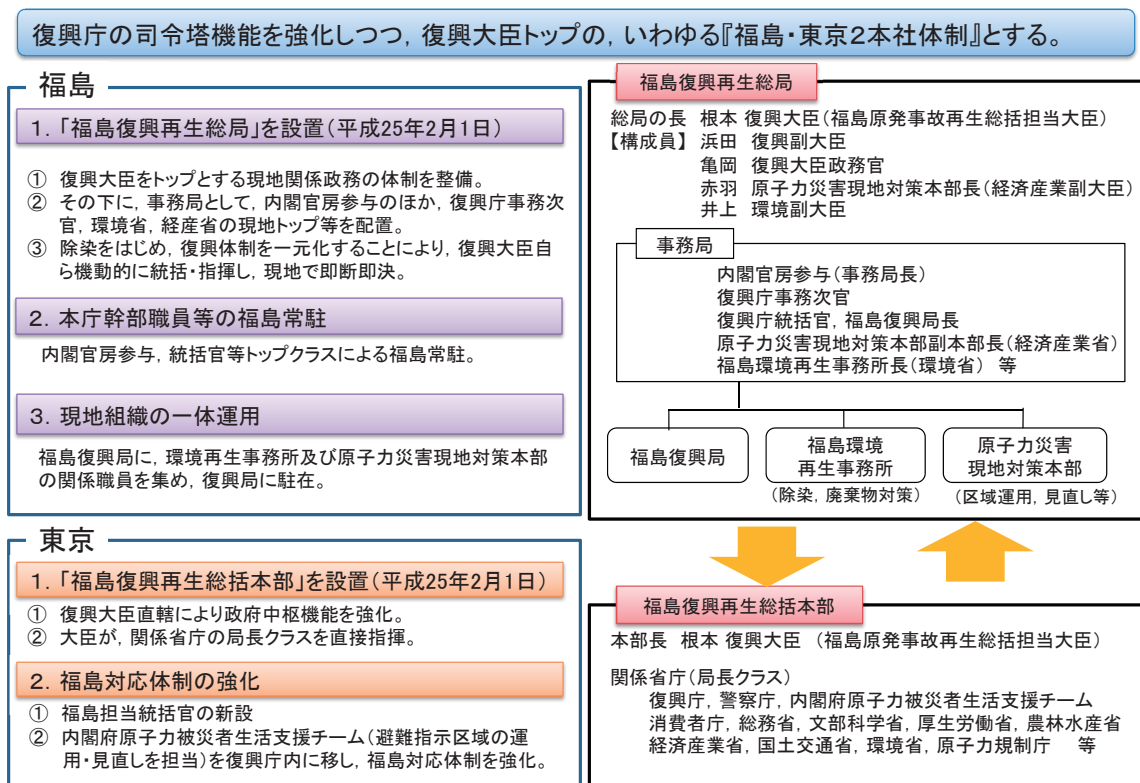
今般の原子力災害は、広範囲にわたって様々な影響を及ぼしていることから、被災者と地域の実情に応じたきめ細かな対策が必要となる。

このため、平成24年度補正予算及び平成25年度政府予算において、「福島ふるさと復活プロジェクト」として新たな支援措置を講じている。

(参考)「福島ふるさと復活プロジェクト」

- ・地域の希望復活応援事業：避難解除区域への帰還加速のための取組等
- ・コミュニティ復活交付金：長期避難者のための生活拠点の形成を促進するための取組等
- ・子ども元気復活交付金：公的な賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設を整備するための取組等

図表 1-1-12 福島対応体制の強化について



出典：復興庁

5-4 避難指示区域等の復興と住民帰還に向けた取組

(1) 避難解除等区域復興再生計画

平成25年3月に、「福島復興再生特別措置法」に基づき、避難解除等区域復興再生計画が内閣総理大臣決定により策定された。本計画は、避難対象12市町村の避難解除等区域の復興・再生を図るため、インフラ、生活環境、産業再生等について中長期的な取組方針を示すとともに、国、県、市町村において講じる具体的取組内容を取りまとめたものである。

同計画は3部構成となっており、「第1部 全般的事項」「第2部 広域的な地域整備の方向」「第3部 市町村ごとの計画」としている。特に第3部においては、市町村ごとの計画を作成しており、各市町村の復興計画等を踏まえつつ、市町村の復興の姿や復興の方針を記載するとともに、それを実現するための、除染、インフラ、医療・介護、産業再生等の様々な取組を盛り込んでいる。これにより、政府として住民や企業の帰還の判断材料を提供し、帰還促進を図ることを目指すこととしている。

(2) 早期帰還・定住プラン

政府においては、平成25年3月に帰還実現のための環境整備を目的とした、「早期帰還・定住プラン」を取りまとめた。同プランは、今後1、2年で帰還を目指すことが可能となる区域等において、避難指示解除を待つことなく必要な取組を速やかに実行し、さらには前倒しすることで、避難住民の早期帰還・定住を実現することをねらいとしている。

同プランにおいては、インフラの早期復旧や除染をはじめ、リスクコミュニケーション等の安心・安全に向けた取組、賠償の丁寧かつ迅速な対応等、帰還・定住を加速化するために基礎となる取組を盛り込むとともに、医療・福祉体制の確保や商業施設をはじめとする生活環境の整備、産業振興・雇用の確保、営農再開に向けた農地の保全・管理の取組等の農林水産業の再開について、必要な取組を進めることとしている。

5-5 除染の状況

平成24年1月1日に全面施行した「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)及び同法に基づく基本方針に基づき、除染を推進している。また、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境汚染は広範囲に及ぶことから、人の健康保護の観点から必要な地域について優先的に除染を実施し、除染に伴う除去土壌等は、安全に収集、運搬、保管及び処分することとしている。

国が直接除染を行う除染特別地域については、各市町村の意見を聴きつつ、9市町村について特別地域内除染実施計画を策定した(平成25年3月末時点)。また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域について、平成25年3月29日時点で、94市町村について除染実施計画の策定を終了している。

また、関係府省庁が参加した「除染・復興加速のためのタスクフォース」を開催し、除染の新技术の利用拡大、除染とインフラ復旧の一体的推進等のテーマについて、具体的方策を検討している。

5-6 損害賠償の状況

「原子力損害の賠償に関する法律」に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を順次策定している。

上記の指針等を踏まえ、避難した住民や事業者等に対して、東京電力(株)から、平成25年5月17日時点で、総額約2兆3,017億円の賠償金が支払われている。

5-7 放射線による健康への影響等に対する対策の推進

福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。また、政府一丸となって健康不安対策に確実に取り組むべく、平成24年5月に「原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン」を取りまとめた。同プランでは、(1)関係者の連携、共通理解の醸成、(2)放射線影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション、(3)放射線影響等に係る拠点の整備、(4)国際的な連携強化の4つの観点から必要な施策をまとめており、今後、関係省庁等において各施策を確実かつ計画的に実行していくこととしている。

5-8 健康不安や生活上の負担に対する支援

政府による避難指示の対象とされなかった地域においても、前述した放射線による健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じている。さらに、福島県において子どもが運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下、多くのストレスを抱えている実態が指摘されており、また、放射性物質に対する不安から、子育て世代を中心に避難指示区域等以外からの自主避難が続いている。

このため、「子ども被災者支援法」の趣旨も踏まえ、福島県を中心とした原子力災害の被災者が安心して生活することができるようにするとともに、将来を担っていく子どもが元気に成長できるように、各取組を関係省庁において検討、整理し、平成25年3月、「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」として取りまとめた。同パッケージでは、子どもの元気を復活させる先進的な取組、健康不安に対して安心を確保する取組及び健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援に関する施策等をまとめている。

5-9 風評被害への対応

原子力災害による風評被害については、福島県にとどまらず広範囲に及んでおり、農林水産物、食品をはじめとして、工業製品、観光等に大きな影響を与えている。このため、復興大臣の下、関係12府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を立ち上げ、平成25年4月に省庁横断的な対策パッケージを取りまとめた。同パッケージに基づき、被災地における放射線の状況を的確に把握・発信することに加え、被害を受けている農林水産業や観光業における新たな需要創出への支援等を関係省庁の連携により実施している。具体的には、放射線の状況の的確な把握・発信については、福島県における米の全袋検査等の食品等の放射線検査・測定体制の整備に加え、インターネットを活用した検査結果の公表等、正確で分かりやすい情報提供等に取り組んでいる。

また、農林水産業への支援については、被災地等で生産された農産物等の消費拡大を推進するため、これらの農作物等の各省庁の食堂での積極利用や、マスメディアを活用した広報等を実施している。観光業への支援については、マスメディアとタイアップした広報や、復興イベントの開催等、東北地方の観光需要創出のための取組等を行っている。

5-10 産業・雇用の課題と取組

原子力災害による被害を受けた福島全体の産業の復興及び再生を早急に図るためには、原子力災害に伴う放射性物質による直接の被害に対処するのみならず、産業・雇用の回復に万全を期すことが重要である。

また、福島における既存企業の流出の阻止や、県外からの新規企業立地、県内での新增設の促進を通じて被害を受けた産業の復興及び再生を進めるためには、企業立地に向けての補助が有効な手段である。

このため、例えば平成25年度政府予算において、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」(1,100億円)を計上し、民間事業者の用地取得、工場立地経費を補助し、雇用の創出を通

じて地域経済の活性化を図ることとしている。

5-11 公共インフラの復旧の取組

公共インフラの復旧においては、区域見直しの動向や放射線量の低減状況等を踏まえ、住民の帰還に向けて、手順やスケジュール等を示した工程表を市町村ごとに適宜作成し、公表することとしている。平成25年3月15日時点で、10市町村（田村市、南相馬市、広野町、川内村、楡葉町、飯館村、富岡町、浪江町、葛尾村、川俣町）について公表している。工程表を作成した市町村では、情報の共有化を図りながら早期復旧を目指し、本格的な復旧を推進している。

また、居住制限区域や帰還困難区域における復旧・整備について、避難指示が解除された区域又は避難指示解除準備区域の復興のために必要不可欠となる事業に取り組むよう復興庁、内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームから関係府省庁に要請した。

さらに、工事廃棄物等の仮置き場の確保が困難な状況の中で、国、県、市町村等が連携し、協力していく体制が必要であり、体制の構築に向けて調整中である。

5-12 住民意向調査の実施

避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、さらには長期避難者に対する支援策等の具体化を進めるための基礎資料として、避難している住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するために住民意向調査を実施している。平成24年度においては、8市町村（葛尾村、大熊町、田村市、飯館村、双葉町、楡葉町、富岡町、浪江町）で実施したところである。

5-13 長期避難者に対する支援

避難期間が長期に及ぶ避難者等のための生活拠点の確保、整備等に向けた検討を促進するため、国、福島県、避難元自治体及び受入自治体からなる協議会を平成24年9月に設置した。長期避難者等の生活拠点を確保するため、移転期間、移転規模、整備方法、制度的課題等について検討・調整し、また、避難元自治体のニーズに応じて、受入自治体と連携しつつ、災害公営住宅のモデル的整備について検討・調整することとしている。協議会には事務担当者会議（全体会、個別部会）を置き、詳細な事項についての調整を図っている。

6 原子力災害への対応状況

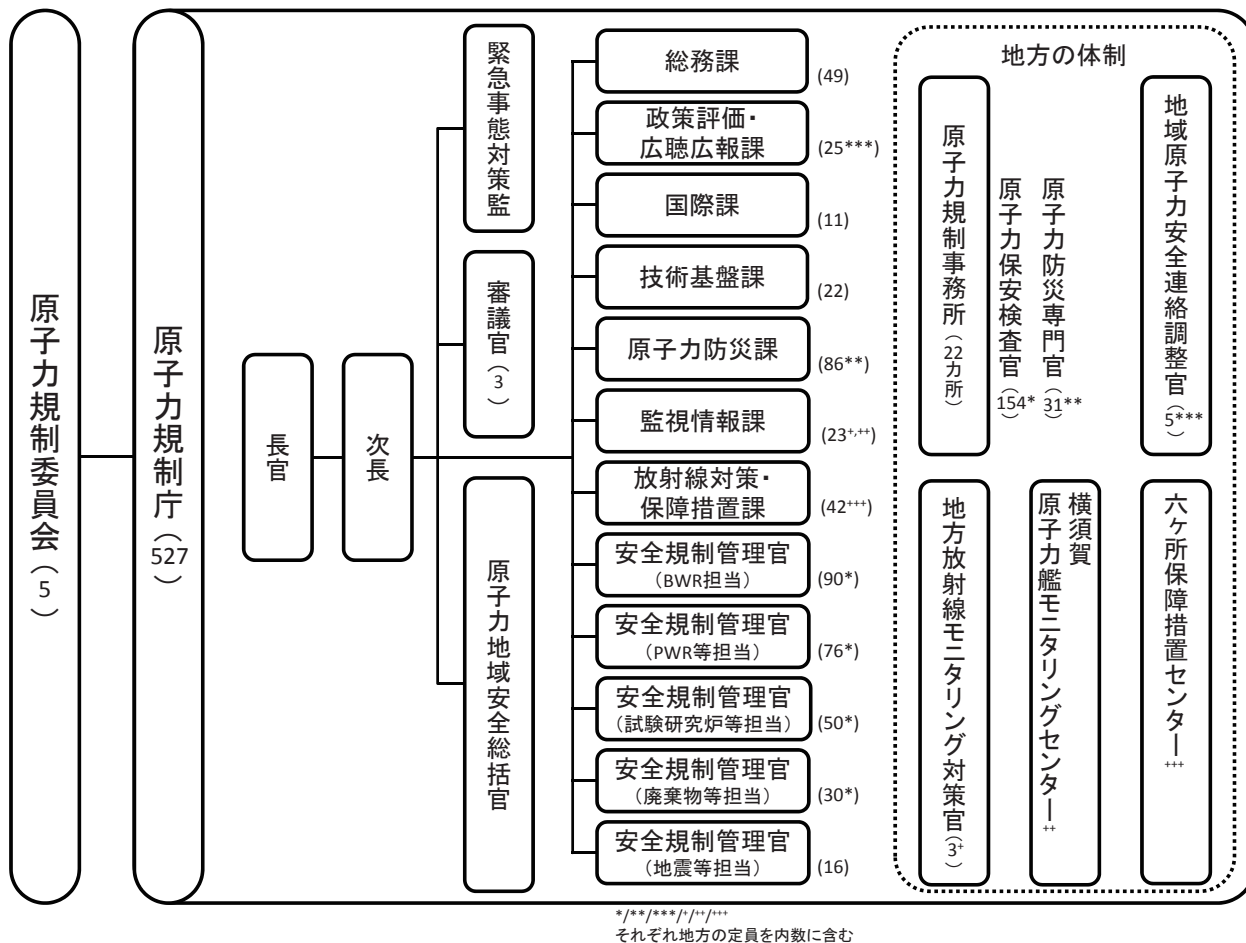
6-1 原子力規制委員会の設置

平成23年3月11日に発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公正な立場から、独立して原子力規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月19日、「原子力規制委員会設置法」に基づき、環境省の外局として原子力規制委員会が発足した。

委員会は、内閣総理大臣が任命した委員長及び4人の委員から構成され（平成25年2月15日に国会同意）、その事務局機能は原子力規制庁が担う。「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定している。

平成25年3月現在の原子力規制庁の定員は527名（図表1-1-13）、平成24年度予算は377億5,500万円（補正後）である（なお、内閣府において、別途、原子力防災関連予算218億4,200万円（補正後）が計上されている）。

図表 1-1-13 原子力規制委員会の組織・定員（平成25年3月現在）



出典：原子力規制庁資料

6-2 原子力施設の安全確保に向けた取組

(1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所の安全確保

平成23年3月11日に深刻な重大事故が発生した東京電力（株）福島第一原子力発電所の安全確保及び同1～4号機の廃炉に向けて原子力規制委員会は、平成24年11月7日に、同原子力発電所を「原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）」に定める「特定原子力施設」として指定し、措置を講ずべき事項を提示した。これを受け12月7日に東京電力（株）から提出された実施計画について、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から成る「特定原子力施設監視・評価検討会」において審査を行っている。

また、平成25年4月に同原子力発電所に設置されている地下貯水槽から放射性物質を含んだ水が漏えいした事象については、放射性物質を含んだ水の移送や漏えいの原因究明、地下貯水槽周辺の環境への影響評価を指示するとともに、放射性物質を含んだ水の抜本的対策を東京電力（株）に求めているところであり、同検討会において確認していくこととしている。

(2) 規制基準等の見直し

平成24年6月に「原子炉等規制法」が改正され、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化や、最新の技術的知見を取り入れ、既設の施設にも新規制基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）の導入等を行うこととなった。このうち、改正法に基づき平成25年7月までに施行する必要がある発電用軽水型原子炉に係る新規制基準等の策定に関しては、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等からなる検討チームを3つ設け、東京電力（株）福島第一原

子力発電所事故の教訓や国際原子力機関（IAEA）等の国際基準を踏まえた検討を行った。平成25年2月には、重大事故対策を取り入れ、地震・津波対策等を強化した新規制基準の骨子案を取りまとめ、パブリックコメントを募集した。その後、この骨子を踏まえた関係規則等の条文案を作成し、改めて同年4月にパブリックコメントを募集したところである。

また、試験研究用原子炉、核燃料施設等についても、平成25年12月までの施行に向けて、新規制基準等の策定作業を進めている。

6-3 モニタリングの実施

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故により環境中に大量の放射性物質が放出され国民の健康への影響等が懸念されることから、事故発生当初から、関係省庁や福島県、原子力事業者等が連携して、空間線量や土壌等の放射線モニタリングを継続的に実施してきた。

さらに、平成23年8月以降は、関係省庁や福島県、原子力事業者等で構成されるモニタリング調整会議において決定された「総合モニタリング計画」（平成23年8月決定、平成24年3月、4月及び平成25年4月改定）に沿って、関係省庁や福島県等が連携して、放射線モニタリングを実施している（図表1-1-14）。また、放射線モニタリング情報のポータルサイト（URL：<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/>）において、各府省庁等が実施したモニタリングの結果を一元的に情報提供している。

図表1-1-14 放射線モニタリングの実施状況

モニタリング調整会議（平成23年7月4日設置）		平成25年4月時点
<p>国民の健康や安全・安心に応える「きめ細やかなモニタリング」の実施と一体的で解りやすい情報提供のため、放射線モニタリングを確実かつ計画的に実施することを目的として関係省庁、自治体及び事業者が行っている放射線モニタリングの調整等を行う。 「総合モニタリング計画」を平成23年8月2日に決定（平成24年3月15日、4月1日及び平成25年4月1日改定）。</p>		
<p>議長：環境大臣、副議長：環境大臣政務官、事務局長：規制庁長官</p>		
<p>関係府省等（構成員）：警察庁警備局長、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、農林水産省農林水産技術会議事務局長、水産庁次長、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、気象庁次長、海上保安庁次長、環境省水・大気環境局長、防衛省運用企画局長、関係自治体、関係原子力事業者、その他、議長が必要と認めた者</p>		
総合モニタリング計画（平成25年4月1日改定）に沿った主要なモニタリング		※総合モニタリング計画に沿った各省のモニタリング実施体制
<p>全国的な環境一般のモニタリング（原子力規制委員会、都道府県等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県におけるモニタリングポストによる空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開 事故発生以前の水準調査と同程度の分析精度で、降下物（雨や空気中のほこり等）は月に1回、上水（蛇口）は3ヶ月に1回の頻度で、放射性物質の濃度を測定 福島県隣県の比較的放射性物質の沈着量の高い地域について、航空機モニタリングを実施。 	<p>港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング（国交省、福島県、自治体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥中の放射性物質の濃度の測定 港湾、空港、都市公園等の空間線量率の測定 	
<p>福島県全域の環境一般のモニタリング（原子力規制委員会、原災本部、福島県、東京電力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型モニタリングポストを福島県及び福島隣県に設置し、測定結果をリアルタイムで公開 原子力発電所周辺の空間線量率、大気浮遊じん（ダスト）等の継続的測定 空間線量率の分布、地表面への様々な放射性物質の沈着状況を確認するとともに、陸域における放射性物質の移行状況調査を実施 原子力発電所80km圏内における航空機モニタリングを定期的に実施 避難指示区域等における詳細モニタリングの実施 	<p>水環境、自然公園等、廃棄物のモニタリング（環境省、福島県、市町村、東京電力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県並びに近隣県の河川、湖沼・水源地、地下水、沿岸等における水質、底質、環境試料の放射性物質の濃度及び空間線量率の測定 野生動植物の放射性物質濃度の分析を実施 放射性物質汚染対処措置に基づき、廃棄物処理施設等の放流水中の放射性物質濃度、敷地境界における空間線量率等の測定を実施 	
<p>海域モニタリング（原子力規制委員会、水産庁、国交省、海保庁、環境省、福島県、東京電力等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県及び周辺県を中心として、(1)東電第一原子力発電所近傍海域、(2)沿岸海域、(3)沖合海域、(4)外洋海域、(5)東京湾について、海水、海底土及び海洋生物の放射性物質の濃度を測定 	<p>農地土壌、林野、牧草等のモニタリング（農水省、林野庁、都道府県等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県及び周辺県について、農地土壌の放射性物質の濃度の推移の把握や移行特性の解明を行う 福島県内の試験地において、森林土壌、枝葉、樹皮及び木材等の放射性物質の濃度を測定 関係都道府県毎に都道府県内各地の牧草等について放射性物質の濃度を測定 福島県内において、ため池等の放射性物質の濃度を測定 	
<p>学校、保育所等のモニタリング（原子力規制委員会、文科省、厚労省、福島県等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県内の学校等に設置した約2700台のリアルタイム線量測定システムによる空間線量率の測定結果をリアルタイムで公開 屋外プールの水の放射性物質の濃度の測定 学校等の給食について、放射性物質を測定するための検査を実施 	<p>食品のモニタリング（厚労省、農水省、水産庁、福島県、関係自治体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品に含まれる放射性物質の濃度を測定 食品摂取を通じた実際の被ばく線量の推計調査を実施 	
	<p>水道水のモニタリング（厚労省、原災本部、都県等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係都県毎に、浄水場の浄水及び取水地域の原水に関して、また、福島県内については、水源別に水道水における放射性物質の濃度を測定 	
<p>※上記の各種モニタリングの結果は、原子力規制委員会のウェブサイトに設置したポータルサイトを通じて一元的に情報発信。</p>		

出典：文部科学省資料

6-4 原子力防災の改善

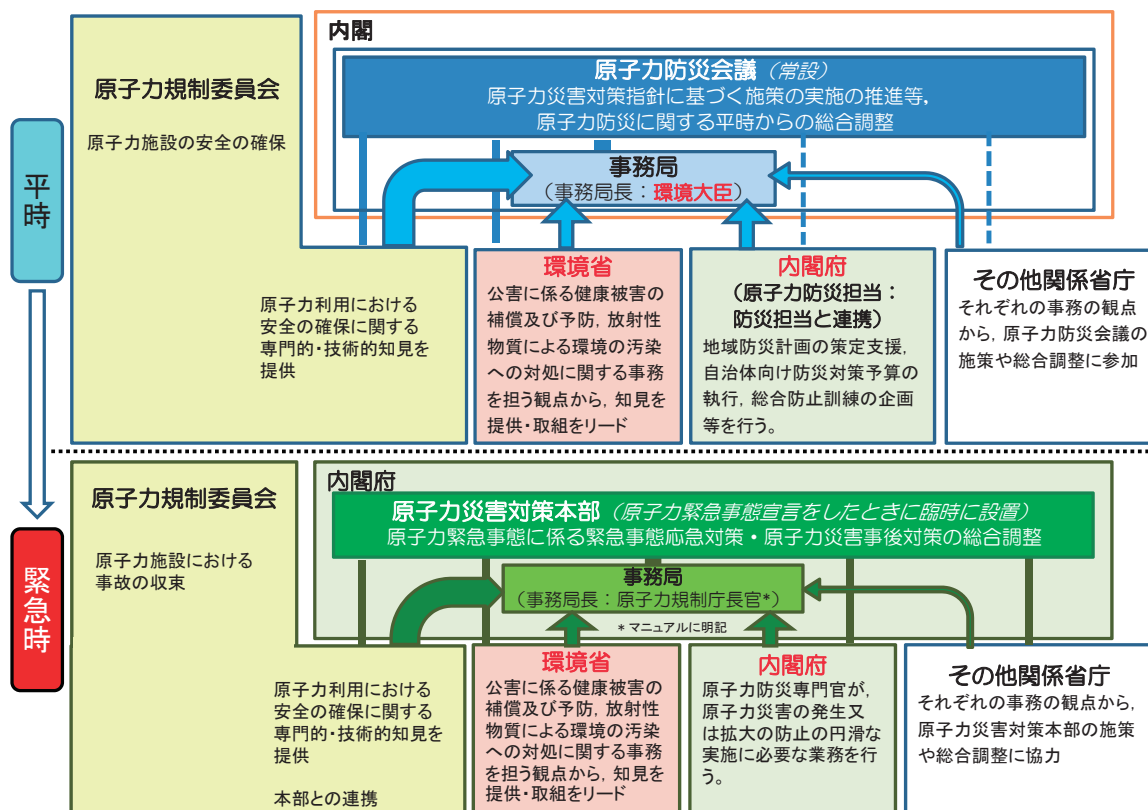
(1) 原子力災害対策の体制整備

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策を構築するため、平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、「原子力基本法」,「原子力災害対策特別措置法」等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築された（図表1-1-15参照）。

原子力災害対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置され、原子力規制委員会委員長が会議の副議長に位置づけられた。また、大量の放射性物質の放出等、原子力緊急事態が発生した場合に設置される「原子力災害対策本部」においては、原子力規制委員会委員長がその副本部長に位置づけられ、原子力施設に係る技術的・専門的事項の判断については、原子力規制委員会が一義的に担当することとなった。

また、このような新たな原子力災害対策の体制整備に伴い、平成24年9月6日、我が国の防災に関する方針をまとめた防災基本計画の原子力災害対策編が改正された。さらに、原子力災害発生時の対応について、原子力規制委員会を含めた関係省庁の具体的な活動要領を定めるため、平成24年10月19日に開催された第1回原子力防災会議において、原子力災害対策マニュアルが了承された。同マニュアルにおいては、政府としての具体的な要員配置や対応手順等が定められ、原子力規制委員会が、総理官邸内に設置される原子力災害対策本部の事務局の中核となり、情報収集・情報発信、事業者の事故収束活動の監督、避難等の周辺住民に対する防護措置に係る専門的判断等を行うこととされた。

図表 1-1-15 政府の原子力防災体制



出典：内閣府資料

(2) 原子力災害対策指針の策定

「原子力災害対策特別措置法」では、原子力規制委員会は、事業者、国、地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針を定めることとされている。このため、原子力規制委員会において、発足後速やかに同指針の議論を開始し、平成24年10月31日に同指針を策定した。同指針においては、以下のような点について規定した。

- ・住民の視点に立った防災計画を策定すべきであるという考え方
- ・原子力事業者における災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務の明確化
- ・即時避難を実施するためのP A Z（施設から概ね5 kmを目安）、状況に応じて避難等を実施するためのU P Z（施設から概ね30kmを目安）の設定
- ・避難を含めた防護措置の実施基準となるE A L（緊急時活動レベル）、O I L（運用上の介入レベル）の導入
- ・P A Zにおいて、原子力規制委員会の一義的な判断の下、即時避難と同時に安定ヨウ素剤の投与指示を行い、住民等が服用すること
- ・避難の際の要援護者に対する配慮の必要性
- ・緊急時環境放射線モニタリングの実施及び事業者の拡散予測結果の確認・検証
- ・複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備
- ・オフサイトセンターの要件の明確化
 - ①P A Z圏外、U P Z圏内の設置
 - ②耐震性や非常電源、放射線防護設備等の機能強化
 - ③U P Z以遠における代替オフサイトセンターの確保 等

その後も、緊急時における防護措置の判断基準やそれに応じた防護措置、スクリーニングや安定ヨウ素剤の予防服用等の被ばく医療等について、内容の充実を図るべく、原子力規制委員会委員、外部有識者、原子力規制庁職員等から成る検討チームを設け、検討を行った。それを受けて、原子力規制委員会において、平成25年1月30日には、原子力災害対策指針の改定原案を取りまとめ、パブリックコメントを行った上で、同年2月27日、同指針の改定を決定した。同指針に基づく地域防災計画については、同年4月末時点で、対象となる地方公共団体のうち4分の3以上が策定を終えており、地域の原子力防災体制の充実・強化を図るため、引き続き地方公共団体の取組を支援していくこととしている。また、防災資機材やオフサイトセンターの整備支援に必要な予算を計上し、地域における原子力災害対策の体制整備を図った。

第2章 平成24年以降に発生した主な災害

平成24年は、風水害による被害が顕著であった。5月竜巻等の突風、7月九州北部豪雨、8月の前線による大雨、9月の台風第17号により多くの人的被害や住家被害等が生じた。また、北海道において暴風雪による死者が発生し、交通に支障を来した。各災害における各府省庁の対応の詳細は、附属資料25に記述する。

1 平成24年5月に発生した突風等

1-1 災害の状況

平成24年5月6日、日本の上空約5,500mに、氷点下21度以下の強い寒気が流れ込んだ。一方、同日9時には日本海に低気圧があって、東日本から東北地方の太平洋側を中心に、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、東海地方から東北地方にかけて大気の状態が非常に不安定となり、落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生した。

茨城県つくば市付近においては、藤田スケールでF3（風速が毎秒70～92mに達する）と推定される竜巻が発生した。また、栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては藤田スケールでF1～F2（風速が毎秒33～69mに達する）と推定される竜巻が、茨城県筑西市付近においては藤田スケールでF1（風速が毎秒33～49mに達する）と推定される竜巻が発生した。

この突風等により、死者3人及び負傷者59人の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊89棟、住家半壊197棟、住家一部破損978棟等の被害が発生した。

ライフライン関係では、東京電力管内及び東北電力管内で約2万1,500戸が停電したほか、水道は、約5,200戸で断水した。通信関係では、固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。道路については、最大時で県管理国道2区間及び県道1区間において通行止めとなった。

鉄道については、1路線で運転休止となった。

公共土木施設では、公園1箇所被害が発生した。

農林水産施設等では、農地11箇所、農業用施設4箇所、森林10箇所等に被害が生じた。

文教施設等では、国立学校施設3校、公立学校施設16校、私立学校施設5校、社会教育・体育、文化施設等4施設、文化財等6件及び研究施設等1施設で被害が発生した。

社会福祉施設等では、13施設で被害が発生した。

1-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、5月7日に関係省庁連絡会議を開催し、今後の気象状況の見通し及び被害・対応状況等について情報共有を行い、具体的な対応策について意見交換・検討等を行った。また、5月17日には同会議において、支援策についての各府省庁の対応状況について情報共有を行い、今後の対応策について検討を行った。さらに、同日以後、竜巻等突風対策の充実・強化を目的として、内閣府副大臣を座長とし、関係府省庁局長級職員により構成される「竜巻等突風対策局長級会議」を開催し、8月15日に、今後取り組むべき竜巻等突風対策を取りまとめた。

また、5月7日には内閣府副大臣を団長とする政府調査団が、5月8日には内閣府特命担当大臣（防災）が茨城県及び栃木県において、5月15日には環境大臣が茨城県つくば市において、5月19日には農林水産副大臣が茨城県筑西市及び栃木県真岡市において現地調査を実施した。

自衛隊は、茨城県知事からの災害派遣要請を受け、捜索活動等を実施した。
茨城県は、つくば市、常陸大宮市、筑西市及び桜川市に、栃木県は真岡市、芳賀郡茂木町及び益子町に「災害救助法」を適用した。
また、茨城県は、つくば市に「被災者生活再建支援法」を適用した。

2 平成24年7月九州北部豪雨

2-1 災害の状況

7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨となった。

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫では、7月11日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が108.0ミリ、最大24時間降水量が507.5ミリとなり、それぞれ観測史上1位の値を更新した。この豪雨について、気象庁は「平成24年7月九州北部豪雨」と命名した。

この豪雨により、死者30名、行方不明者2名及び負傷者27名の人的被害が発生した。特に、熊本県阿蘇市では土砂災害等により21名の死者が発生した。また、住家被害としては、福岡県、熊本県及び大分県を中心とした18府県で、住家全壊363棟、住家半壊1,500棟、住家一部破損313棟、床上浸水3,298棟、床下浸水9,308棟等の被害が発生した。（一部7月1日からの大雨による被害を含む。）

避難指示は、4県で10万1,406世帯に、避難勧告は、8県で12万8,112世帯に出された。

土砂災害は、17府県で268件が発生した。

河川については、矢部川水系矢部川で堤防が決壊し、白川水系白川、菊池川水系合志川及び筑後川水系花月川等で護岸崩壊等が発生したほか、4水系6河川では計画高水位を、5水系11河川で氾濫危険水位を超え、各地で浸水被害等が多数発生した。

ライフライン関係については、九州北部を中心に中国地方及び四国地方と合わせて約5万4,000戸で停電が発生し、水道は福岡県、大分県及び熊本県で約1万1,584戸が断水した。通信関係では固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路3路線、直轄国道6区間、県管理国道20区間及び県道155区間で通行止めとなった。

鉄道については、21路線で運転休止となった。

公共土木施設では、河川2,343箇所、砂防（急傾斜地含む）254箇所、道路（橋梁含む）1,896箇所、港湾3箇所、下水道8箇所及び公園17箇所等被害が発生した（7月10日～23日の梅雨前線に伴う豪雨による被害状況）。

農林水産施設等では、農地2万8,650箇所、農業用施設1万1,761箇所、林地荒廃1,500箇所、治山施設113箇所、林道施設5,325箇所、漁港施設18箇所及び漁業用施設4箇所等で被害が発生した（6月8日からの豪雨及び暴風雨による被害状況）。

文教施設等では、国立学校施設2校、公立学校施設82校、私立学校施設8校、社会教育・体育、文化施設等91施設、文化財等24件で被害が発生した。

社会福祉施設等では、102施設で被害が発生した。

2-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁は情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行うとともに、7月12日に関係省庁連絡会議を開催し、関係地方公共団体と連携を密にし、政府一丸となった対応にあたること等を確認した。さらに7月14日に第2回関係省庁連絡会議を開催し、内閣府特命担当大臣（防災）から、災害時は平時とは異なるという認識の下、手続きの迅速化と弾

力的な制度の適用等を要請する等を行った。

また、内閣府特命担当大臣（防災）を団長とする政府調査団が、7月13日から14日には大分県及び熊本県において、7月21日から22日には大分県、熊本県及び鹿児島県において現地調査を実施した。

7月20日には内閣総理大臣が、熊本県、大分県及び福岡県の被災地を調査した。

自衛隊は、福岡県知事、熊本県知事及び大分県知事からの災害派遣要請を受け、孤立者の救助活動、行方不明者の搜索活動、避難支援活動、給水支援活動、物資輸送支援活動、水防活動等を行った。

この災害を含め、平成24年の梅雨前線による大雨災害に関し、福岡県は朝倉市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、うきは市及び広川町に、大分県は日田市、中津市及び竹田市に、熊本県は阿蘇市、熊本市、南阿蘇村、産山村及び高森町に「災害救助法」を適用した。また、福岡県は県内全域に、大分県は日田市、中津市及び竹田市に、熊本県は県内全域に、鹿児島県は肝付町に「被災者生活再建支援法」を適用した。

さらに、「平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（7月31日閣議決定、8月3日公布・施行）によりこの災害を激甚災害に指定し、全国を対象として、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例等を適用したほか、熊本県阿蘇市の区域を対象として「中小企業信用保険法」による災害関係保証の特例等を適用した。また、政令の一部を改正し（8月10日閣議決定、8月15日公布・施行）、全国を対象に、適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助等を追加した。

3 平成24年8月13日から14日にかけての大雨等

3-1 災害の状況

8月13日から14日にかけて、朝鮮半島から日本海中部へ伸びる前線がゆっくりと南下し、本州付近に達した。前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となり、近畿中部を中心に大雨となり、局地的に猛烈な雨が降った。

13日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が、大阪府枚方市枚方では91.0ミリ、京都府京田辺市京田辺では78.0ミリとなり、それぞれ観測史上1位の値を更新した。

この大雨等により、死者2名、行方不明者1名及び負傷者4名の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊14棟、住家半壊12棟、住家一部破損30棟、床上浸水1,663棟、床下浸水7,200棟等の被害が発生した。

避難勧告は、3県で1,330世帯に出された。

土砂災害は、7県で19件発生した。

河川については、2水系2河川で避難判断水位を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係においては、関西電力管内において約4万8,700戸が停電となったほか、上水道は、京都府において224戸が断水した。通信関係では、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路1路線、県管理国道2区間及び都道府県道8区間で通行止めが発生した。

公共土木施設では、河川97箇所、砂防3箇所、道路100箇所、下水道1箇所及び公園5箇所被害が生じた。

農林水産施設等では、農地499箇所、農業用施設305箇所、林地荒廃212箇所、治山施設8箇所、林道施設157箇所等に被害が生じた。

文教施設等では、国立学校施設2校、公立学校施設20校、私立学校施設13校、社会教育・体育、文化施設等12施設及び文化財等5件に被害が発生した。

3-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁では、情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。

自衛隊は、京都府知事からの災害派遣要請を受け、行方不明者の搜索、孤立施設（老人福祉施設等）への輸送活動等を行った。

京都府は、宇治市に「災害救助法」を適用した。また、京都府は宇治市に、大阪府は守口市及び寝屋川市に「被災者生活再建支援法」を適用した。

4 平成24年台風第17号

4-1 災害の状況

9月21日3時にフィリピンの東海上で発生した台風第17号は、28日9時に石垣島の南海上で進路を北東へ変え、30日15時頃に和歌山県潮岬付近を、17時半頃三重県志摩半島付近を通過した後、19時頃に愛知県東部に上陸した。台風は関東甲信地方、東北地方を通過した後、10月1日21時に千島列島の東海上で温帯低気圧に変わった。この台風により、非常に激しい雨が降り猛烈な風が吹いた。また、海上は猛烈なしけとなり、沿岸では高潮が発生した。

この台風により、死者1名及び負傷者182名の人的被害が発生した。また、住家被害としては、住家全壊53棟、住家半壊178棟、住家一部破損1,679棟、床上浸水196棟、床下浸水929棟等の被害が発生した。

土砂災害は、6県で19件が発生した。

河川については、2水系2河川で計画高水位を超え、2水系3河川で氾濫危険水位を超え、各地で浸水被害等が発生した。

ライフライン関係においては、約28万900戸が停電となったほか、上水道は、愛知県、三重県、鹿児島県及び沖縄県において9,888戸が断水した。通信関係では、固定電話で障害が発生し、携帯電話基地局が停波した。

道路については、最大時で高速道路23路線、直轄国道13区間、県管理国道17区間及び都道府県道43区間で通行止めとなった。

鉄道については、24路線で運転休止となった。

公共土木施設では、河川380箇所、海岸（港湾海岸は除く）6箇所、砂防（急傾斜地含む）8箇所、道路（橋梁含む）304箇所、港湾10箇所及び公園5箇所で被害が発生した。

農林水産施設等では、農地584箇所、農業用施設703箇所、林地荒廃43箇所、治山施設13箇所、林道施設901箇所、漁港5箇所等に被害が生じた。

文教施設等では、国立学校施設11校、公立学校施設175校、私立学校施設42校、社会教育・体育、文化施設等108施設及び文化財等20件に被害が発生した。

社会福祉施設等は、22施設で被害が発生した。

4-2 国等の対応状況

内閣官房や内閣府等関係府省庁では、情報収集体制を強化し、被害・対応状況の速やかな把握等を行った。

鹿児島県は、天城町、和泊町、与論町及び知名町に、沖縄県は、伊平屋村、南城市、金武町及び伊江村に「被災者生活再建支援法」を適用した。

5 平成24年11月末からの大雪等

5-1 災害の状況

平成24年11月末から平成25年3月にかけては、北日本では、寒気の影響により低温となった日が続き、日本海側を中心に降雪量が多くなった。このため、青森県青森市酸ヶ湯で積雪の深さが566cmとなる等、北日本日本海側を中心に記録的な積雪となった。

この大雪により、主に屋根の雪下ろし等、除雪作業中の事故等で死者101人及び負傷者1,516人の人的被害が発生した。また、住家被害については、住家全壊2棟、住家半壊4棟、住家一部破損117棟等の被害が発生した。

3月2日から3日の暴風雪では、北海道中標津町において、暴風雪の吹き溜まりで立ち往生した車内で一酸化炭素中毒により家族4名が亡くなる等、9名の死者が発生した。また、道路については、最大時、直轄国道44区間で通行止めとなった。鉄道については、最大時360本が運転休止となった。

5-2 国等の対応状況

12月26日に内閣総理大臣は関係省庁に対し、(1)関係省庁において被害情報の共有・集約に遺漏なきを期すこと、(2)地方公共団体と緊密に連携し、ライフライン・交通の確保に万全を尽くすこと、(3)政府一丸となって、一人暮らしの高齢者を始めとした地域住民の生活支援に当たること、(4)今後の大雪に十分留意し、その際、人命救助を第一に救出救助活動をはじめとする災害応急対策に全力を挙げることを指示した。さらに、3月3日、内閣総理大臣は内閣府特命担当大臣(防災)に対し、(1)被災状況の確認、危険箇所の把握を迅速に実施すること、(2)除排雪を徹底し、ライフラインの確保、交通網の復旧に全力を尽くすこと、(3)住民への的確な情報提供に努めることを指示した。

3月4日、大雪対策に関する関係閣僚会議が開催され、内閣総理大臣は関係閣僚に対して上記指示を徹底するとともに、今後の気象状況の見通しや被害・対応状況等について情報共有を行い、今後の対応に万全を期することとした。

また、関係省庁連絡会議を2回開催し、総理指示の伝達や気象状況の見通し及び被害・対応状況について情報共有を行い、対応に万全を期すことを確認した。

2月11日には内閣府副大臣が秋田県に、2月27日には内閣府大臣政務官及び内閣総理大臣補佐官が青森県に、3月4日から5日には内閣府大臣政務官及び内閣総理大臣補佐官をはじめとする政府調査団が北海道で現地調査を行った。

自衛隊は、北海道知事からの災害派遣要請を受け、人命救助活動、救援物資輸送等を実施した。

北海道は室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町及び洞爺湖町に、山形県は尾花沢市及び大石田町に、新潟県は長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町及び妙高市に「災害救助法」を適用した。

6 淡路島付近を震源とする地震

6-1 災害の状況

平成25年4月13日午前5時33分、兵庫県淡路島付近を震源とするマグニチュード6.3(暫定値)の地震が発生し、兵庫県淡路市で震度6弱、兵庫県南あわじ市で震度5強等を観測した。

この地震により負傷者34名の人的被害が発生した。また、住家被害としては、兵庫県等で住家全壊6棟、住家半壊66棟、住家一部損壊約8,000棟が発生した。

ライフライン関係においては、上水道は、大阪府、兵庫県及び徳島県において約205戸が断水した。

公共土木施設では、道路（橋梁含む）6箇所及び港湾4箇所で被害が発生した（平成25年4月30日現在）。

農林水産施設等では、農地94箇所、農業用施設121箇所、漁港8箇所等の被害が発生した。

文教施設等では、国立学校施設1校、公立学校施設39校、私立学校施設14校、文化財等5件、研究施設等1件に被害が発生した。

社会福祉施設等は、58施設で被害が発生した。

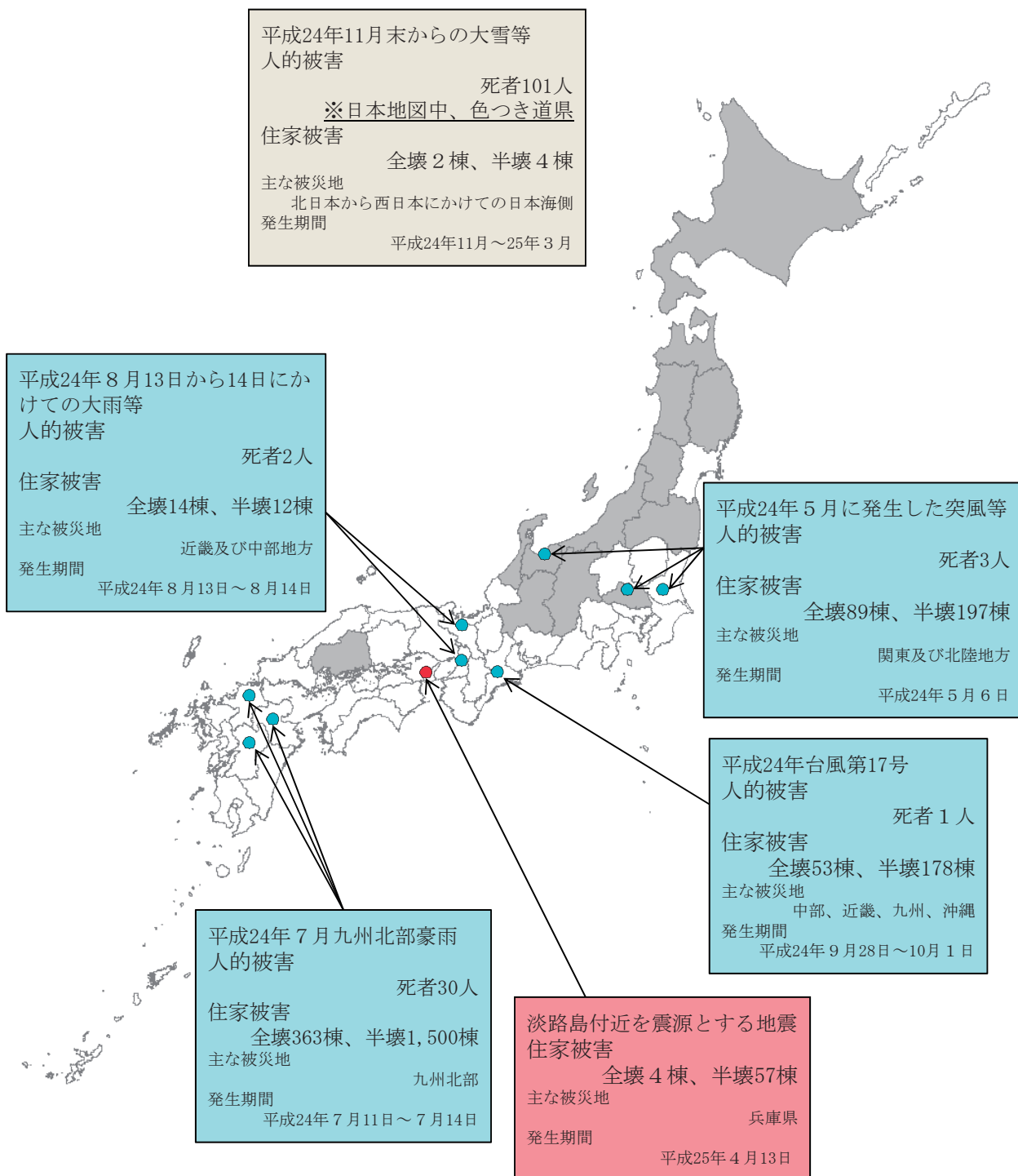
6-2 国等の対応状況

政府においては、地震発生後ただちに、官邸対策室を設置するとともに、緊急参集チーム（関係省庁等の局長等の幹部）が参集し、被害情報の収集に万全を期すとともに、人命救助を第一義とし、住民の避難、被災者の救援救助活動に全力を尽くすこと等を確認した。また、内閣総理大臣から関係省庁に対し、（1）被害情報の確認に万全を期すこと、（2）被害者の救出・救助活動に全力を尽くすことを指示した。

4月13日から14日にかけて、内閣府副大臣が現地調査を実施した。

また、関係省庁災害対策会議を3回開催し、被害状況及び対応・支援状況について情報共有を行った。第3回関係省庁災害対策会議は、内閣府特命担当大臣（防災）及び内閣府副大臣出席の下で開催し、内閣府副大臣から現地調査報告を行ったほか、内閣府特命担当大臣（防災）は、各省庁に対し、（1）引き続き、農林水産関係等、被害状況を早急に把握し、関係機関の情報共有を図ること、（2）災害廃棄物の迅速な処理や、漁港や学校等公共施設の迅速な復旧に向けて、積極的に対応することを要請した。

図表 1-2-1 平成24年以降に発生した主な災害



出典：内閣府資料

第3章 我が国の災害対策の取組の状況等

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害であり、深刻な被害をもたらした。それと同時に、我々に数多くの課題と教訓を残した。東日本大震災の教訓を踏まえ、中央防災会議や各府省庁において災害対策の見直しやその充実が図られてきている。南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模災害の発生が懸念されている中で、これらの災害に対する取組が進められている。本章では、東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策の取組の状況について述べる。

1 東日本大震災の教訓を踏まえた主な取組

1-1 防災対策推進検討会議最終報告

政府では、平成23年10月、中央防災会議の専門調査会として「防災対策推進検討会議」を設置した。本会議は、関係閣僚と学識経験者で構成されており、閣僚を委員とする専門調査会はこれが最初である。同会議は、東日本大震災における政府の対応を検証し、大震災の教訓を総括するとともに、首都直下地震、南海トラフ巨大地震や火山災害等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、災害対策の充実・強化を図ることを目的とし、平成24年3月に中間報告を、同年7月に最終報告を取りまとめた（図表1-3-1）。

図表 1-3-1 防災対策推進検討会議 最終報告（要旨）

防災対策推進検討会議 最終報告
～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（要旨）
平成24年7月31日 中央防災会議 防災対策推進検討会議

■ 第1章 災害対策に取り組む基本姿勢 ～災害に強くなやかな社会の構築のために～

- ◎ 災害から国民を守り、国を守ることは政治の究極の責任である
- ◎ 「国難」ともいふべき大規模災害を意識する
- ◎ 「防災の主流化」を通じ、可能な限りの備えを怠らない
- ◎ 災害発生時、官民が連携し資源の大量・集中投入を行う
- ◎ 被災を地域社会再構築への希望に変えていく
- ◎ 防災こそ我が国再生のフロンティアである
- ◎ 「防災先進国日本」を世界に発信する

■ 第2章 防災政策の基本原則 ～災害対策のあらゆる分野で「減災」の徹底を～

（前提となる事項）

- 一つの災害が他の災害を誘発することを認識する
- 最新の科学的知見を総動員する
- あらゆる行政分野について、「防災」の観点からの総点検を行う

（事前の備え）

- ハード・ソフトの組合せにより災害に強い国土・地域を実現する
- 自らの命と生活を守ることができる「市民」の力と民間との「協働」に期待する
- 災害リスクにしたがった「市場」を構築する
- 防災対策に関しては、「楽観」を避け、より厳しい事態を想定する

（発災後の対応）

- 災害対応に当たって、「平時」を物差しとすることは禁物である
- 限定的な情報の下、状況を把握・想定し、適時に判断する
- 災害対応は、「人の命を救う」ことを始めとして、すべて「時間との競争」であることを意識すべきである

（被災者支援と復旧・復興）

- 被災者のニーズ変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する
- 被災地を以前の状態に戻すのみならず「よりよい復興」を実現する
- 被災地の復旧・復興は、地域特性や「地域力」への配慮が大切である

■ 第3章 今後重点的に取り組むべき事項 ～防災政策の基本原則を踏まえて～	
主要な項目	
<p>第1節 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組 災害から生命を守るための初動対応 ○災害応急対策の第一の目標は、人の命を救うことであり、発災当初の72時間は、人命救助及びこのための活動を最優先にして人的・物的資源を配分すべき。 ○災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と、中長期にわたって被災者が生活する場所としての避難所を明確に峻別して指定するとともに、住民に周知徹底すべき。 ○災害拠点病院を始め被災地内外の医療機関の間で、より有効な災害時医療活動が展開できるよう、連携方策をあらかじめ構築すべき。 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援 ○災害対策基本法に被災者支援の理念や基本的事項を明記し、災害救助法や被災者生活再建支援法等の運用も、これに基づいて行うべき。 ○避難所における食料の確保、寒暖対策、心身両面の保健医療対策等避難生活において配慮すべき事項について法的な位置付けを図るべき。 ○災害時要援護者名簿の作成などについて、災害対策法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべき。 ライフライン等の被害からの早期回復 ○各ライフラインの管理者は、予防力向上に向けた設計基準の見直しや復旧の迅速化のためのマニュアルの整備等を早急に行うべき。 ○災害廃棄物の広域的な処理体制、最終処分場の確保等について、地方公共団体間、地方公共団体と民間事業者間の連携・調整の仕組み、国の関与の仕組みを整備すべき。</p>	<p>第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化 (つづき) 自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方 ○災害緊急事態における緊急措置の範囲は、経済的措置等に限定されているが、帰宅困難者対策や治安維持等の観点から、範囲を拡大する必要があるか検討すべき。 ○「緊急事態」への対応について、東日本大震災の経験や対応を踏まえ、国・都道府県・市町村の事務や権限、財政負担のあり方を検討すべき。</p>
<p>第2節 災害発生時対応に向けた備えの強化 災害即応体制の充実・強化 ○職員の派遣・研修を含む地方公共団体との連携等による体制の充実、政府全体の防災総括部門の位置付けの明確化など、政府全体の防災総括部門の機能強化を図るとともに、政府の防災各部門の連携強化や、国・地方の人材育成・連携強化に資する防災訓練の充実強化等により、国・地方を通じた防災体制の充実を図るべき。 ○総合防災情報システムについて、本来必要とされる情報の収集・提供が行われるよう、早急に抜本的改善を図るべき。 ○複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する必要がある。</p>	<p>第3節 災害を予防するための多面的な取組 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働 ○防災の基本理念(減災、自助・共助・公助等)を法的に位置付けるべき。 災害文化の継承・発展 ○学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、学習指導要領における位置付けの明確化等、防災教育の一層の推進を図るべき。 ○外部評価を取り入れて訓練目的の達成状況や問題点を明らかにすることにより、訓練の結果が防災体制及び対策の見直しに反映されるよう取り組むべき。 災害に強い国土・地域・まちの構築 ○適切な居住地の選択を誘導する観点から、地域の災害リスクにも十分対応した都市計画や土地利用計画を策定すべき。 最新の科学的知見を反映した防災対策 ○南海トラフ巨大地震の発生機構を解明し、地震発生予測も含めた調査・研究を推進すべき。</p>
<p>第4章 今後の防災対策の充実に向けて 必要な制度の早急な改善・拡充、具体的な対策の推進、実施状況を定期的・継続的に把握・点検することによる防災制度・対策の更なる改善</p>	<p>第4節 迅速かつ円滑な復興への取組 ○復興の基本的な方針の策定、関係行政機関による施策の総合調整等を行う復興本部の設置等を可能とする復興の枠組みをあらかじめ法的に用意すべき。 ○東日本大震災において講じられた特別措置について、大規模災害時に迅速に発動するための法的措置を講じるべき。</p>
<p>第5節 国の総力を挙げた取組体制の確立 ○様々な主体が連携し、総力を挙げて防災に関する国民運動の展開を図る必要がある。</p>	

出典：内閣府資料

最終報告は、第1章では、災害に強くしなやかな社会の構築のための災害対策に取り組む基本姿勢を、第2章では、それを前提とした防災政策の基本原則を提示した。そして第3章では、こうした基本姿勢や基本原則を踏まえ、今後重点的に取り組むべき事項を示しており、各分野にわたる提言事項を網羅している。さらに第4章では、今後の防災対策の充実に向けた指針を示した。政府としては、この最終報告を踏まえ、災害対策法制の見直しを始め、災害対策全般の更なる見直しに取り組むこととしている。

平成25年3月26日の中央防災会議において、防災対策推進検討会議の廃止及び同会議の後継組織として防災対策実行会議の設置が決定された。本会議は、防災対策推進検討会議最終報告の単なるフォローアップにとどまらず、最終報告等に基づく各省庁の諸施策の実行を後押しするとともに、防災対策に係る省庁横断的な課題を議論し、実行に結び付けることとしている。

1-2 災害対策法制の見直し

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化、(2)大規模広域な災害時における被災者対応の改善、(3)教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上といった課題については、「災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年6月27日公布・施行)」により措置した。

その後政府としては、同法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、防災対策推進検討会議の最終報告も踏まえ、さらなる法制化に向けて検討を進め、(1)大規模広域な災害に対する即応力の強化、(2)住民等の円滑かつ安全な避難の確保、(3)被災者保護対策の改善、(4)平素からの防災への取組の強化等を内容とした「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」及び、(1)復興に関する組織等、(2)復興計画の作成等、(3)復興計画等における特別の措置、(4)災害復旧事業に係る工事の国等による代行等を内容とした「大規模災害からの復興に関する法律案」を、第183回国会に提出したところである(図表1-3-2、1-3-3)。

図表 1-3-2 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要

背景	
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、平成24年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。 	
法律案の概要	
1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等 <ul style="list-style-type: none"> 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等 	3 被災者保護対策の改善 <ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等
2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 <ul style="list-style-type: none"> 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。 的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国（地方気象台等）又は都道府県に応答義務を課すこと。 市町村長は、防災マップの作成等に努めること。等 	4 平素からの防災への取組の強化 <ul style="list-style-type: none"> 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等
5 その他 <ul style="list-style-type: none"> 災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること。 特定非常災害法について、相続の承認又は放棄をすべき期間に関する民法の特例を設けること。等 	

出典：内閣府資料

図表 1-3-3 大規模災害からの復興に関する法律案の概要

背景	
東日本大震災の教訓と課題を踏まえた復興の枠組みの創設 <p>東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成24年6月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。</p>	
法律案の概要	
1 復興に関する組織等 <ul style="list-style-type: none"> 復興対策本部の設置 内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。 復興基本方針の策定 政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。 	3 復興計画等における特別の措置 <ul style="list-style-type: none"> 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。
2 復興計画の作成等 <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。 	4 災害復旧事業に係る工事の国等による代行 <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。
5 その他 <ul style="list-style-type: none"> 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。等 	

出典：内閣府資料

1-3 防災基本計画の見直し

防災基本計画は、中央防災会議が作成する我が国の防災対策の基本を定めた総合的かつ長期的な計画である。防災基本計画では、国、地方公共団体、関係機関等の役割を明らかにし、この計画に基づいて、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画を作成することで、各主体が計画的に災害対策を推進している。

防災基本計画は、大規模災害の経験等をもとに、中央防災会議において修正を行ってきた。東日本大震災以降、平成23年12月に修正を行い、さらに、平成24年9月に「災害対策基本法」の改正（平成24年6月27日公布）、防災対策推進検討会議の最終報告（平成24年7月31日）、原子力規制委員会設置法の制定（平成24年6月27日公布）等を踏まえた修正を行った。具体的には、災害に対する即応力の強化、被災者への対応改善等の大規模広域災害対策の強化、オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）、オフサイト対応（住民防護・被災者支援）等の原子力災害対策の強化を主な内容としている（図表1-3-4）。

図表1-3-4 防災基本計画修正（平成24年9月）の概要

<p>大規模広域災害への対策</p> <p>1 災害に対する即応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化 ○地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え ○地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進 ○多様な主体による共同防災訓練の実施 ○複合災害への対応 <p>2 被災者への対応改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要請を待たずに物資の輸送を開始する等、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入 ○市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ（広域一時滞在）協定締結の推進 ○市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化 <p>3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民による災害教訓伝承とその支援 ○地域防災計画の策定への多様な主体の参画
<p>原子力災害への対策</p> <p>1 政府の原子力災害への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官邸の意思決定及び情報発信機能の強化 ○オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化 ○複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施 ○複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合には、相互連携に努める。 <p>2 オンサイト対応（事故収束活動の体制・支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化 ○平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化 <p>3 オフサイト対応（住民防護・被災者支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化 ○原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築 <p>4 防災インフラ・防災資機材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備 ○複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施 ○オフサイトセンターの設備基盤強化 <p>5 事後対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記

出典：内閣府資料

2 災害対策に関する施策の取組状況

2-1 事前防災

災害による被害の発生を未然に防止し、あるいは軽減するためには、災害に強い国づくり、地域づくりのための施策を進めるとともに、防災に関する調査・研究・観測を通じた最新の科学的知見を反映した防災対策の取組が重要である。また、国民一人一人が、平時及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備をするよう促すため、防災訓練等の実施が重要である。

(1) 防災に関する科学技術の研究の推進

災害対策を効果的に講じるため、科学技術の分野において、以下のような方針を策定し、防災に関する科学技術の研究を推進している。

我が国の科学技術基本政策の方針を記した「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月閣議決定)においては、科学技術政策により目指すべき国の姿として、①震災から復興・再生を遂げ、将来にわたり持続的な成長と社会の発展を実現する国、②安全かつ豊かで質の高い国民生活を実現する国、③大規模自然災害等、地球規模の問題解決に先導的に取り組む国、④国家存立の基盤となる科学技術を保持する国等を掲げた上で、「震災からの復興、再生の実現」等を、東日本大震災から力強く復興、再生を遂げ、将来にわたり、持続的な経済成長と社会の発展を実現するための主要な柱として位置付けるとともに、「我が国が直面する重要課題への対応」として、それと同等に取り組むべき課題を掲げている。これらの課題の達成に向けて重点的に推進すべき施策の基本的方向性としてこれまでの分野別の重点化から重要課題の達成に向けた施策の重点化への転換、重要課題の達成に向けたシステム改革、世界と一体化した国際活動の戦略的展開等に取り組むこととしている。

さらに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上、政府研究開発投資を対GDP比の1%、第4期基本計画期間中の政府研究開発投資の総額の規模を約25兆円とすることを目標として明示している。

また、文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部においては、「新たな地震調査研究の推進について－地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策－」(平成21年4月)等の方針に基づき、活断層調査の総合的推進、地震調査研究の重点的推進を図っている。

(2) 災害に強い国づくり、地域づくり

地域の特性に配慮しつつ、災害に強い国土と地域を目指して、国土保全、地域づくりを推進するとともに、主要な交通・通信機能の強化、構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保に関する施策等を実施している。

風水害、土砂災害、地震・津波災害、火山災害等の自然災害から国土並びに国民の生命・身体及び財産を保護するため、治山・治水、海岸等の国土保全施設の整備や老朽化した社会資本の適切な維持管理に取り組んでいる。

また、大規模災害に対しても多様な輸送手段の選択が可能となるよう、高速道路のミッシングリンクの解消等による道路ネットワークの強化や鉄道施設の耐震化、耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化等を進めている。

今後発生が懸念される大規模地震においても建物等の倒壊による大きな被害が想定されていることから、住宅・学校・病院等の建築物やライフライン、インフラ施設等の構造物の耐震化、天井等の非構造部材の脱落防止対策等を推進している。また、大規模な盛土造成地について、地震発生時に地すべりや崩壊のおそれのある区域を特定し、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を推

進んでいる。

さらに、地震被害に対する都市の防災性向上のため、根幹的な公共施設等の整備を推進している。都市公園事業及び街路事業等の活用による避難地・避難路の整備の推進、都市防災総合事業等を活用し、避難地、避難路周辺の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図っている。

津波対策について、海岸保全施設等の整備に加えて、海岸防災林の整備、土地のかさ上げ、津波避難ビルや避難路・避難階段の整備等を行っている。

風水害を始めとした災害発生時には、災害に関する情報や避難勧告等の情報を正確かつ円滑に伝達するため、防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等多様なメディアの多重活用、災害時の通信遮断を回避するためのネットワークの多重化や優先迂回路等の整備等、情報通信手段の確保を図っている。

農山漁村については、決壊時に甚大な被害を及ぼすおそれのあるため池の整備等のハード整備と防災情報提供システムの整備等のソフト対策の一体的な実施による農用地及び農業用施設等の防災・減災対策を実施している。また、避難路としても機能する林道、災害時の避難地や災害対策拠点として活用するための漁村広場や公園、緊急物資輸送に資する漁港の耐震岸壁、災害対策上必要な施設の整備を実施している。

また国土形成計画（広域地方計画）について、東日本大震災を受け、国土審議会防災国土づくり委員会において、平成23年7月に「災害に強い国土づくりへの提言」が取りまとめられたことを踏まえ、各広域地方計画について総点検を実施したところであり、引き続き、災害に強い地域づくりの取組等を進めていく。

（3）防災拠点施設

首都圏における大規模地震・津波災害の発生に備え、緊急災害対策本部が官邸に設置できない場合の代替施設の1つである「災害対策本部予備施設（立川広域防災基地内）」及び緊急災害現地対策本部が設置されることとなる「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設（有明の丘地区・東扇島地区）」が維持、管理及び運用されている。また、首都圏以外の地域における大規模地震・津波災害の発生に備え、被災地の災害応急対策に係る連絡調整を実施する緊急災害現地対策本部の設置場所を既存施設の中から順次選定している。

その他の防災拠点施設については、各施設の管理者において整備や耐震化、設備機能強化等を進めている。地方公共団体が主体となり防災拠点施設の整備等を実施する場合は、その用途や機能に応じて、国土交通省の社会資本整備総合交付金等により、国が支援をしている。

（4）防災訓練

① 防災訓練の意義、必要性

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められる。

防災関係機関の災害への対応に関して、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められている。

防災訓練の実施に当たっては、平成23年3月の東日本大震災の教訓や南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ、災害発生時の応急対策に関する検証・確認による災害対応力の向上とともに、国民の防災意識の高揚を図る必要がある。

中央防災会議では、毎年度、訓練を実施する際の基本的な考え方と、政府、地方公共団体等が連携・協力して行う総合防災訓練の概要等を示した「総合防災訓練大綱」を決定しており、政府、地方公共団体等の各防災関係機関は、この大綱に基づいて各種訓練の推進を図っている。

② 平成24年度に政府が実施した主な防災訓練

首都直下地震を想定し、首都中枢機能の停止に伴う各種障害等への対応を協議する緊急災害対策本部会議等の訓練（平成24年9月1日、「防災の日」政府本部運営訓練）や緊急災害対策本部事務局の機能を検証するロールプレイング形式の図上訓練（平成25年1月10日、政府図上訓練）を実施した。また、南海トラフ巨大地震を想定し、広域医療搬送に関するDMAT及び患者輸送、広域搬送拠点臨時医療施設運営等支援等の総合的な実動訓練（平成24年9月1日、広域医療搬送訓練）や地震に伴う津波による被害の軽減を図るため、防災関係機関等が協力・連携した「津波防災訓練」（平成24年9月2日）、さらには、中部ブロックにおいて、政府現地対策本部の設置・通信連携及び関係省庁、地方公共団体等関係機関との実動訓練（平成25年2月7日、広域連携防災訓練）等を実施した（附属資料24）。

③ 平成25年度に政府が実施を予定している主な防災訓練

東日本大震災の教訓や平成24年度実施訓練のフォローアップ結果等を踏まえ、平成25年度総合防災訓練大綱を以下のように定めた（図表1-3-5）。

9月1日の「防災の日」に行う政府本部運営訓練について初めて南海トラフ巨大地震を想定して実施するとともに、首都直下地震発生時における総理以下、全閣僚の安否確認と参集手段の確保を図る図上訓練を初めて実施する等、実践的・効果的な訓練の推進、多数の主体が参加・連携する訓練等を通じて災害対応力の向上に取り組むこととした。

図表1-3-5 平成25年度総合防災訓練大綱

1. 国、地方公共団体、公共機関等の防災訓練実施に当たっての基本方針

- ・東日本大震災を踏まえた災害対応力の向上 ・実践的、効果的な訓練の推進 ・多数の主体が参加・連携する訓練の実施
- ・国の積極的訓練参画等 ・男女共同参画や災害時要援護者の視点に立った訓練の実施 ・訓練に先立つ防災研修の推進
- ・国民運動に寄与する訓練の工夫・充実 ・客観的な分析・評価の実施 ・年度を通じた計画的訓練の推進 ・国からの支援

2. 政府における総合防災訓練等

①「防災の日」総合防災訓練

- ア 「防災の日」政府本部運営訓練** 南海トラフ想定は初
「防災の日」（9月1日）に、総理以下、全閣僚参加による緊急災害対策本部会議等の訓練
- イ 九都府県市合同防災訓練との連携** 首都直下
被災地（千葉市）への現地調査訓練

⑤業務継続計画検証訓練等

- ア 情報伝達・官邸参集図上訓練** 首都直下 初実施
利用可能な通信手段による大臣の安否確認、参集手段確保の訓練
- イ 業務継続計画実効性確認訓練** 首都直下
全府省庁による職員の安否確認及び非常参集等の訓練
- ウ 分野（業界）別、テーマ別訓練**
事業者等の業務継続性確保のための業界横断的な訓練

②官邸への参集訓練 首都直下

- ・閣僚の徒歩等による官邸への参集訓練

⑥津波防災訓練 11月実施は初

- ・広く津波対策の理解と関心を深めるため、「津波防災の日」（11月5日）を中心とした日に、関係機関等が連携して実施

③緊急災害現地対策本部設置等訓練 南海トラフ

- ・現地対策本部設置等訓練を大阪府、香川県で実施 初実施

⑦原子力防災訓練

- ・愛知県・三重県・和歌山県を被災地と想定して実施 初実施

④政府図上訓練

- ア 政府図上訓練** 首都直下
緊急災害対策本部事務局における業務や関係機関等との連携に関する訓練
- イ 緊急災害対策本部事務局要員図上訓練** 首都直下 初実施
新任者等を対象とした緊急災害対策本部事務局要員への基礎的な図上訓練
- ウ 初動対応図上訓練**
台風等による堤防の決壊と浸水被害を想定した訓練

⑨事故災害等対処訓練（航空災害、排出油等防除）

- ⑩地域ブロック広域訓練**
・地域ブロックにおいて、関係機関で構成される協議会等が主体となつて行う広域的な実動・図上訓練

⑪地方公共団体等関係機関と連携した実動訓練 連携訓練拡大

- ・九都府県市合同防災訓練、静岡県総合防災訓練、近畿府県合同防災訓練、東海地域広域連携防災訓練等と連携した訓練

出典：内閣府資料

2-2 災害発生時の対応及びそれへの備え

災害発生時においては、発災直後の情報の収集・連絡、活動体制の確立と並行して、人命の救助・救急、医療、消火等の初動の応急対策活動を迅速かつ的確に講ずることが求められる。

災害応急対策は、「災害対策基本法」上も、一次的には基礎的な地方公共団体である市町村において災害対策本部を設置して対応することとなる。風水害、津波、火山の噴火のような場合であって発生が予測できるときは、市町村長が避難勧告や避難指示を発令して災害に備えることとなる。また、地震のように突発的に災害が発生した場合には、直ちに、被害の把握、人命救助等の初動の応急対策活動を実施するとともに、災害の状況に応じて、避難所の開設、水・食料等の確保、応急仮設住宅の建設等の応急対策活動を実施することとなる。

これらの活動に対して、災害の状況に応じて、地方公共団体間の相互応援協定等に基づく応援がなされるだけでなく、国、地方公共団体、公共機関等がそれぞれ相互に密接な連携のもとに協力して実施することとなる。

災害応急対策活動を実施するに当たっては、以下のような体制を国又は地方公共団体で整備している。

(1) 緊急事態における初動対応

応急対策を講ずる上で最も重要となる情報収集・連絡体制の確立に関しては、官邸の内閣情報集約センターが窓口となり、24時間体制で情報の収集・伝達等の対応に当たることとし、関係省庁における情報の共有化を図っている。

大規模災害や社会的影響の大きい災害が発生した場合、緊急参集チームが官邸危機管理センターに緊急参集し、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うこととしている。

また、内閣府においては、被害規模の早期把握に関して、地震規模により異なるものの地震発生後概ね10分で被害を推計する「地震防災情報システム(D I S)」を整備し稼働させている。一方、被害規模の早期把握のため、各省庁はそれぞれの立場において現地の関係者からの情報を集約するほか、警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、防衛省においては、航空機(ヘリコプター等)、船舶や各種通信手段の活用等により情報収集を行うこととしている。

発生した災害の規模に応じて、関係省庁間での情報共有、対策の調整を行うために、災害対策関係省庁連絡会議を開催するほか、大規模な被害が生じている場合には、内閣府特命担当大臣(防災)を本部長とする非常災害対策本部を、著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められる場合には、内閣総理大臣を本部長とする緊急災害対策本部を設置することができる。なお、東日本大震災を踏まえて、効率的な応急対策を実施するため、政府は情報の収集・分析や被災者の生活環境の改善に係る総合調整等の機能を充実させるとともに、併せて人員も増加し、緊急災害対策本部の体制を強化した。

さらに、被災地により詳しい状況把握と的確な災害応急対策を講ずるため、状況により、内閣府特命担当大臣(防災)又は内閣府副大臣を団長とし、関係省庁の要員で構成する政府調査団を派遣することとしている。

(2) 救急・救助体制

地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合、警察庁、消防庁、海上保安庁及び自衛隊の実動部隊を広域的に派遣し、救急・救助活動を行う。

警察庁においては、東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に被災地等において活動する部隊を拡充し、即応部隊と一般部隊からなる警察災害派遣隊(即応部隊規模:約1万人(広域緊急援助隊警備部隊約2,600人,同交通部隊約1,500人,同刑事部隊約1,500人,広域警察航空隊約500人,機動警察通信隊約1,200人,緊急災害警備隊約3,000人))を編成した。

消防庁においては、大規模な災害の際に全国の消防機関が相互に出動し効果的な消防応援活動を

行うための部隊である緊急消防援助隊（平成25年4月1日現在の登録部隊数4,594隊（消火部隊1,633隊，救助部隊412隊，救急部隊1,043隊他））を的確かつ迅速に出動可能としている。また，被災地の消防の応援を行う体制を構築するため，緊急消防援助隊の編成及び資機材の充実強化を図っている。

また，海上保安庁においては，海上における災害に係る救助・救急活動を行うこととしており，さらに可能な場合は，必要に応じ，被災地方公共団体の活動を支援することとしている。

さらに，防衛省・自衛隊においては，都道府県知事等の要請に基づく災害派遣により，救出・救助等の災害応急対策活動を行うこととしている。

なお，平成24年度の自衛隊の災害派遣は520件に上り（救急患者の搬送件数も含む。），延べ約1万2,000人の人員が派遣された。

図表 1-3-6 実動部隊の派遣体制

機関	活動体制等	定員
警察	都道府県警察	28万5,723人（平成24年度）
消防	消防職員，消防団員	103万3,923人（平成24年度）
自衛隊	陸上，海上，航空の各自衛官	24万7,746人（平成24年度）
海上保安庁	地方勤務の海上，航空，陸上職員	1万2,671人（平成23年度末）

出典：各省庁の資料をもとに内閣府作成

（3）広域医療搬送等

① 広域医療搬送の目的と概要

広域医療搬送は，重傷者のうち，被災地内での治療が困難であって，被災地外の医療施設において緊急に手術や処置等を行うことにより，生命・機能の予後改善が十分期待され，かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を，被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することを目的としている。

広域医療搬送の概要は，i. 地震発生後速やかに被災地外の拠点に参集した災害派遣医療チーム（DMAT）が，航空機等により被災地内の航空搬送拠点へ移動，ii. 被災地内の航空搬送拠点に到着したDMATの一部は，被災地内の災害拠点病院等で広域医療搬送対象患者を選出（トリアージ）し，被災地内航空搬送拠点まで搬送，iii. 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）にて，搬送した患者の広域搬送の順位を決定するための再トリアージ及び必要な追加医療処置を実施，iv. 搬送順位にしたがって，被災地外の航空搬送拠点へ航空搬送し，航空搬送拠点から救急車等により被災地外の医療施設へ搬送して治療，という流れになっている。



SCU内で処置を行うDMAT
（平成24年9月1日広域医療搬送実動訓練）



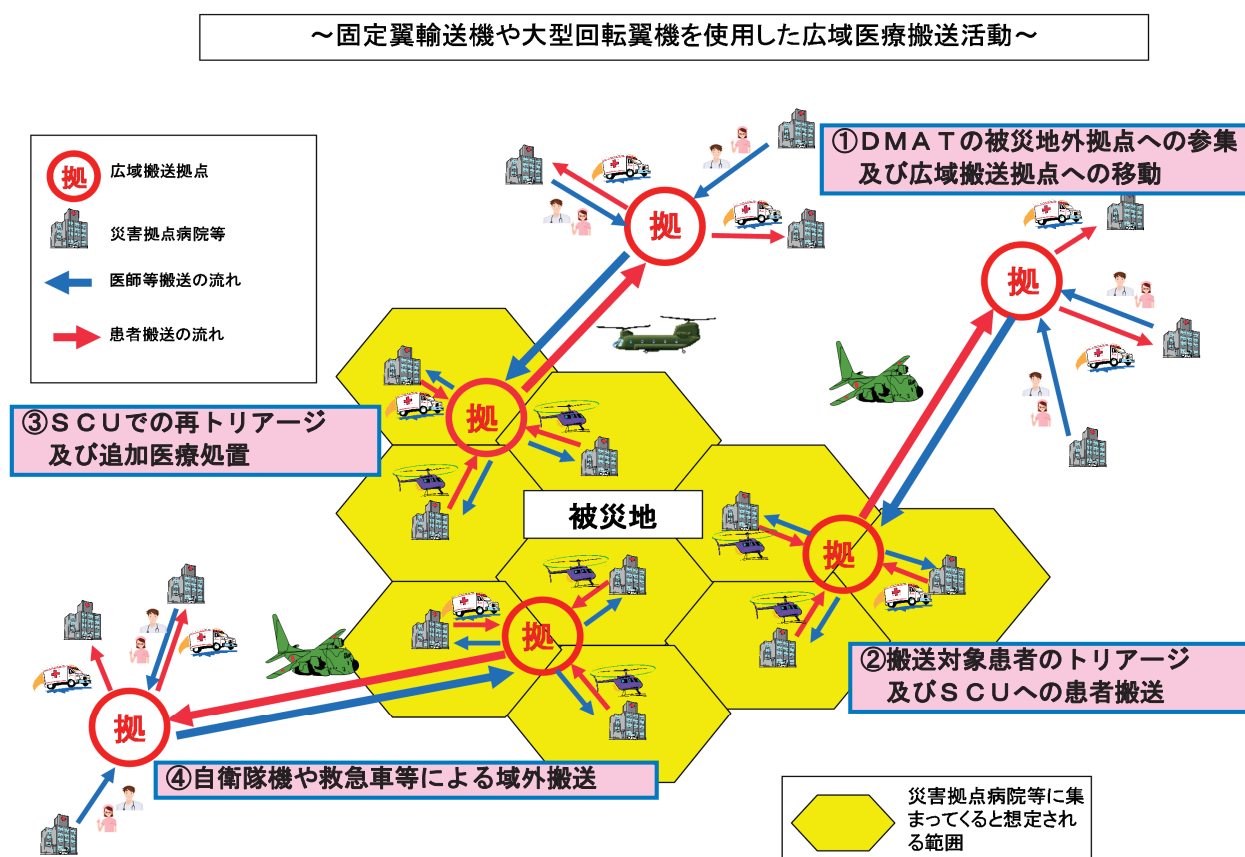
自衛隊機へ患者を搬送するDMAT
（平成24年9月1日広域医療搬送実動訓練）

② 広域医療搬送計画

大規模災害発生後、速やかに広域医療搬送を実施できるよう、事前計画を策定している。現状においては、「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画、「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画における広域医療搬送計画が策定されている。

また、広域医療搬送の体制等に関する検討を関係省庁等が連携して行っており、その結果は図上訓練、総合防災訓練等を活用して検証し、改善に努めている。

図表 1-3-7 広域医療搬送概要図



出典：内閣府資料

③ 人工透析の提供体制の確保等

災害時における人工透析の提供体制の確保等については、厚生労働省において、「厚生労働省防災業務計画」（平成13年2月14日厚生労働省発総第11号）に定めるとともに、都道府県及び公益社団法人日本透析医会に対し、人工透析の提供体制の確保を図るよう要請してきている。今後も、都道府県及び公益社団法人日本透析医会と連携して、大規模な災害発生時にも対処できる人工透析の提供体制の確立に向けた取組を行う。

(4) 広域的な応援体制

地方公共団体においては、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき速やかに応援体制を整えることとしている。また、必要に応じて、被災市町村は他の市町村に対して、被災都道府県は他の都道府県に対して応援を求めることができる。さらに、平成24年の「災害対策基本法」の改正により、甚大な災害が生じた場合等において、地方公共団体間の応援では、

円滑な災害応急対策が実施されないような状況においては、国に対して、他の都道府県が被災都道府県を応援するよう要求できることとなった。

国土交通省においては、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊、約5,300人規模）や土砂災害専門家活動計画を確立し、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧等、災害応急対策に対する技術的な支援を行うこととしている。

平成24年は九州北部豪雨等、被災地域へ延べ1,075人・日の隊員を派遣し、的確な被災地支援活動を行った。

また、TEC-FORCE隊員の養成及び増員並びに災害対策用の資機材の充実を図った。

（5）円滑な物資供給体制の構築に向けた取組

① 災害に強い物流システム構築に向けた取組

東日本大震災の支援物資物流においては、早期に物流事業者・物流事業者団体が参加していなかったこと等により、円滑な輸送や物資集積拠点の運営等に支障が生じた。そのような教訓を踏まえ、国土交通省では、平成23年度に、有識者、物流事業者・団体から構成されるアドバイザリー会議を開催し、支援物資物流に係る課題について整理・分析し、支援物資物流システムの基本的な考え方について報告書を取りまとめ公表した。また、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生による被害が懸念される4ブロック（関東、東海、近畿、中四国・九州）において、学識経験者、関係自治体、物流事業者等で構成される「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、支援物資の広域的な受入拠点（広域物資拠点）としての活用を想定する民間物流施設（民間物資拠点）を395箇所リストアップするとともに、官民の協力協定の締結・拡充の促進等の取組を実施した。

平成24年度は、東北地域において、新たに「東北地域における災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を立ち上げ、震災時に支援物資物流に直接に携わった関係者の経験を基にして全国に展開すべき知見を整理した。また、平成23年度から取組を進めている上記4ブロックに対応する地域では、引き続き協議会を開催し、各地域で想定される大規模な災害の被害想定を基にして、支援物資物流に関するシステムの検証等を実施した。さらに、全国で民間物資拠点を新たに539箇所（延べ934箇所）リストアップする等の取組を進めた。

さらに、平成23年度及び平成24年度において、民間物資拠点を対象にした非常用電源設備、非常用通信設備の導入支援を実施した。

今後は、平成24年度に各地域で取りまとめた知見等を「マニュアル」等のかたちで統一化すること等に取り組むこととしている。



民間物流事業者の協力による支援物資搬入作業の様子

② 食料等の供給における震災応急業務体制の整備

農林水産省においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害発生時における応急用食料や物資の支援・供給に関する組織体制や具体的手順等を整理した省内マニュアルを作成し、震災応急業務の体制整備を行った。

今後とも、定期的に訓練等を実施するとともに、マニュアルの点検・見直しを行っていくこととしている。

③ 生活必需物資等の供給における震災応急業務体制の見直し

経済産業省においては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に必要とされる生活必需物資リストの見直しを行い、関係団体等との連絡体制を構築した。

また、必要な情報の欠落等により物資調達・輸送活動が混乱・停滞したため、問題の解決に向け、平成23年度から24年度にかけて、支援物資供給の効率化事業を実施した。事業者・地方公共団体へのヒアリングやデータの収集・分析を行うとともに、物流事業者・被災地方公共団体・有識者等で構成された検討会において、情報共有の在り方等について議論を重ねた。その結果として、共有すべき情報項目の整理や標準フォーマットやマニュアルの策定等を行った。現在、関係府省庁において、策定したフォーマットを基に、災害時の物資調達・輸送活動時における具体的な情報共有方法に関する検討を行っている。

さらに、政府が民間企業に対して、支援物資の提供を迅速・円滑に依頼する体制を整えるため、平成24年度に、流通事業者、有識者等で構成された検討会において、大規模災害に備えた政府の情報収集体制の在り方に関して議論を行った。本検討会での議論を基に、国内の大手メーカー、卸売業、及び小売業に対して、政府は、生産又は配送拠点の情報、当該拠点における生活必需品等物資の情報を集約する取組を試行的に実施した。

④ 災害時を想定した流通サプライチェーンの強靱化

東日本大震災においては、商業流通網の混乱等から、被災地のみならず全国で局地的に生活必需品等の商品・物資不足が発生し、大きな社会不安が発生した。これを受けて、経済産業省においては、今後の首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害を想定し、食品や日用雑貨等生活必需品に関して、災害時であっても円滑な配送・在庫配置・店舗販売が行われ、消費者に物資が届くようにすることを念頭に、小売業の事業継続計画（BCP）の策定状況や上記のような大規模災害を想定した策定の在り方等について、平成24年度に調査を行った。

⑤ 災害に強い石油・LPガスサプライチェーンの構築に向けた取組

東日本大震災において石油やLPガスのサプライチェーンが地震や津波による大きな被害を受けた教訓を踏まえ、経済産業省においては、平成24年度に、災害時における石油・LPガスの迅速な供給を確保するため、「石油備蓄法」の改正、石油製品の形態での国家備蓄の増強、製油所、油槽所、SS（サービスステーション）、LPガス充填所の災害対応能力の強化に取り組んだ。

「石油備蓄法」の改正では、i. 経済産業大臣が災害時にも備蓄放出を判断できるよう、海外からの石油・LPガスの輸入不足の場合に限定されていた備蓄放出要件の見直し、ii. 石油会社・LPガス会社が災害時に共同して石油・LPガスを供給する計画（災害時石油供給連携計画、災害時石油ガス供給連携計画）の策定義務化、iii. 災害時の地域の石油供給の拠点となるSSの届出義務化（中核SS）等を措置した。

国家備蓄については、国内消費量1日分の石油製品（ガソリン、灯油、軽油、A重油）の備蓄を平成24年度に完了した。

サプライチェーンの災害対応能力強化の取組としては、製油所、油槽所、SS、LPガス充填所における非常用発電機導入や耐震強化等への支援を行った。引き続き石油・LPガスのサプライ

チェーンの災害対応能力強化の取組や在り方について検討していくこととしている。

(6) 情報収集・伝達体制

大規模な災害が発生した際、政府として迅速な災害応急対策がとれるよう、気象庁からの地震・津波情報、関係省庁等からのヘリコプターにより撮影された被災映像、指定公共機関、地方公共団体、その他防災関係機関からの被害情報等、災害に関する情報を総合的に収集し被害規模を把握するとともに、これらの情報を直ちに総理大臣官邸、指定行政機関等へ伝達するためのシステムが構築されている。

まず、地震の情報については、気象庁は、全国約660地点に震度計と約280地点に地震計を設置してオンラインで地震の観測データを収集し、その他の機関の観測データとあわせ地震活動等総合監視システム（EPOS）により処理・解析して、緊急地震速報や地震情報を発表している。

また、消防庁は、震度情報ネットワークシステム整備事業等により全国の都道府県、市町村の約2,900地点に設置した震度計等から観測される震度情報を即時に情報収集し、広域応援体制確立の迅速化等に利用している。

一方、独立行政法人防災科学技術研究所は、全国約1,700箇所に強震計を設置し、地震情報を通信ネットワークで収集・配信するための設備を整備しており、地震発生時には気象庁が行う震度情報の発表に活かされる等、初動対応等に活用されている。

次に、津波の情報については、気象庁は、全国の沿岸約80箇所に津波観測施設を設置しているほか、関係機関（国土交通省、海上保安庁、国土地理院、地方公共団体等）が設置している観測施設からのデータも活用し、全国の沿岸約170箇所で津波の監視を行っている。また、沖合の津波監視については、国土交通省が整備したGPS波浪計や、気象庁や関係機関（海洋研究開発機構、防災科学技術研究所）が設置したケーブル式海底津波計に加え、気象庁が新たに整備した3箇所のブイ式海底津波計と合わせて約50箇所の沖合観測施設からのデータを活用している。気象庁は、地震計のデータやこれらの津波の監視に用いているデータを基にEPOSにより処理・解析して、地震により日本沿岸に津波が到達するおそれがある場合や、津波を観測した場合には、津波警報・津波注意報、津波予報、津波情報を発表している。

この他、防災科学技術研究所や海洋研究開発機構では、緊急地震速報や津波警報の高度化に貢献するため、海底地震・津波観測網を整備し、観測の充実を行うこととしている。

雨量・風速等の情報について気象庁は、局地的な気象情報の観測を行う地域気象観測システム（AMeDAS）、降水の強さ・風の3次元分布を観測する気象ドップラーレーダー、東アジア・西太平洋域の雲の分布・高度等を広く観測する静止気象衛星等を活用して観測データを収集し、数値解析予報システムにより解析、予測等を行っている。

気象庁で解析・処理された情報は、気象庁本庁及び大阪管区気象台に設置された気象情報伝送処理システムを介して内閣府、警察庁、消防庁、海上保安庁、防衛省等の中央府省庁と共に、国土交通省地方整備局、地方公共団体に伝達されている。

また、国土交通省は、河川の水位、雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報をリアルタイムに収集し、ウェブサイト「川の防災情報」や地上デジタル放送のデータ放送において、提供している。

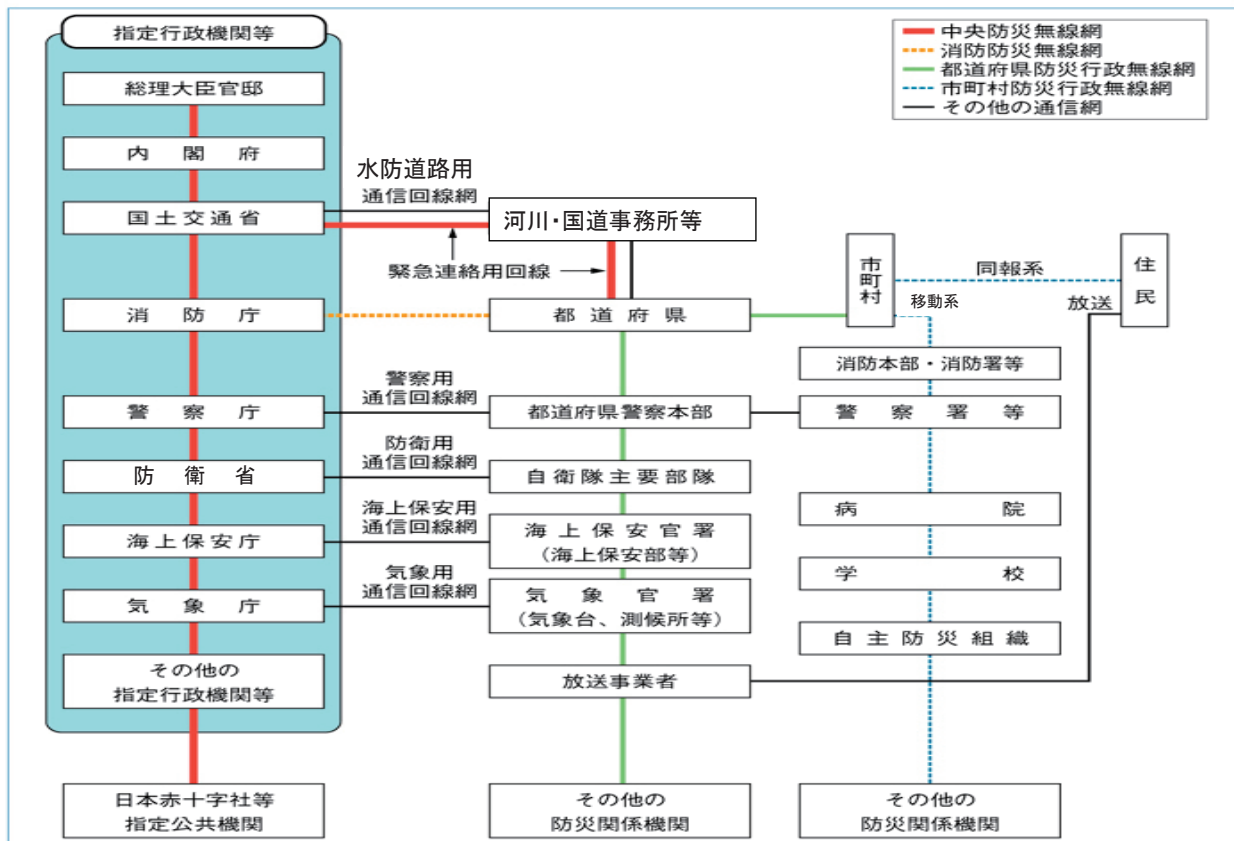
(7) 防災無線通信網

防災関係機関では、災害応急対策や救助・救命等に係わる重要な通信を確保するために、専用無線通信網を整備している。これらの無線通信網は、電気通信事業者回線が途絶した場合であっても迅速かつ確実に災害情報を伝達し、また、商用電源が停電した場合であっても予備電源等により機能を維持することを目指して整備がなされている。最近では、映像や電子データの伝送を可能とするため、通信回線のデジタル化が進められている。

我が国の防災無線網には、中央防災無線網、消防防災無線網、都道府県防災行政無線網、市町村

防災行政無線網等がある（図表1-3-8）。

図表1-3-8 防災関係通信網の概念図



出典：内閣府資料

① 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模な災害が発生した場合においても、政府による災害情報の収集・伝達を確実に行うことを目的として整備されており、総理大臣官邸や指定行政機関等（30機関）、指定公共機関（56機関）及び地方公共団体（47都道府県5政令市）とのネットワークに加えて、災害発生時には現地災害対策本部等との臨時ネットワークを構築することができる（図表1-3-9）。

中央防災無線網では、電話、ファクシミリ、災害映像伝送、総合防災情報システム、ファイルサーバの利用が可能である。

中央防災無線網を構成する地上系固定通信回線、衛星通信回線、移動無線回線の概略は以下のとおりである。

・地上系固定通信回線

首都圏では、マイクロ波無線による大容量の固定通信回線を構築している。さらに、国土交通省の水防道路用通信回線網（マイクロ波無線）と中央防災無線網との相互接続及び設備共用により、47都道府県と総理大臣官邸及び防災行政機関との間の通信回線を確保している。

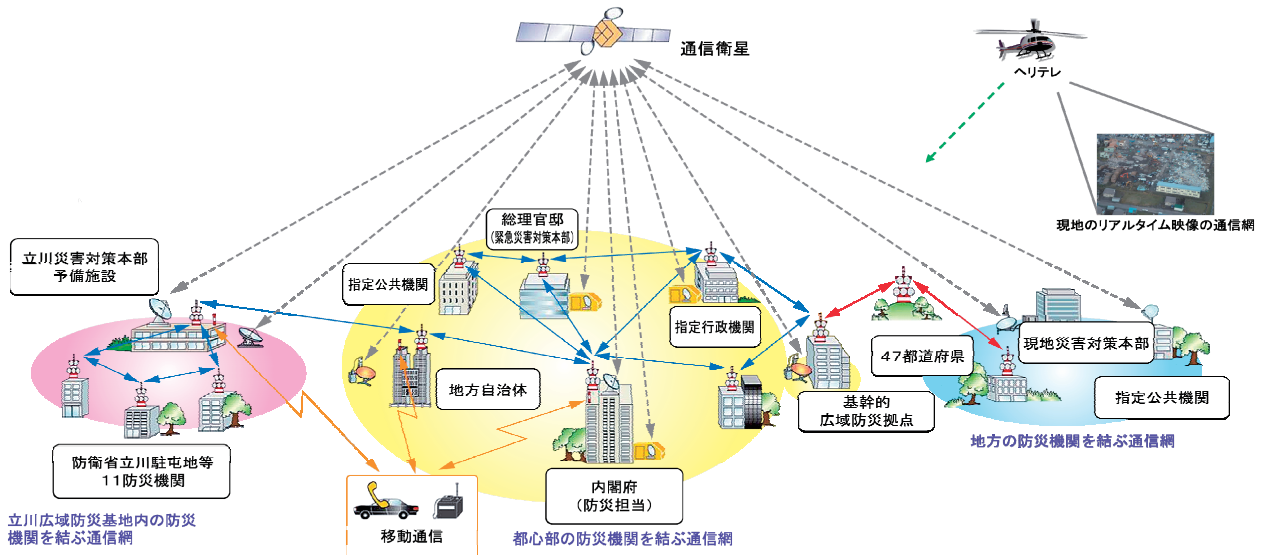
・衛星通信回線

東京都心から離れたところにある指定公共機関等については、衛星により通信回線を構築している。また、首都直下地震に対する地上系固定通信回線のバックアップとして、首都圏の指定行政機関や指定公共機関等に衛星通信装置を配備している。加えて、災害発生時に現地災害対策本部等との臨時ネットワークを構築するために、可搬型の衛星通信装置を全国20拠点に配備している。

・移動無線回線

電気通信事業者の通信回線が、災害や輻輳等により使用できない状況下においても、閣僚や災害対策要員等との連絡手段を確保するために、移動無線電話を整備している。移動無線電話は、首都圏4箇所に基地局を設置し、公用車及び閣僚や災害対策要員等の自宅に移動無線電話装置を配備している。

図表 1-3-9 中央防災無線網の概念図



出典：内閣府資料

② 消防防災無線網

消防防災無線網は、消防庁と都道府県との間を結ぶネットワークで、地上系回線及び衛星系回線で構成されている（図表 1 - 3 -10）。

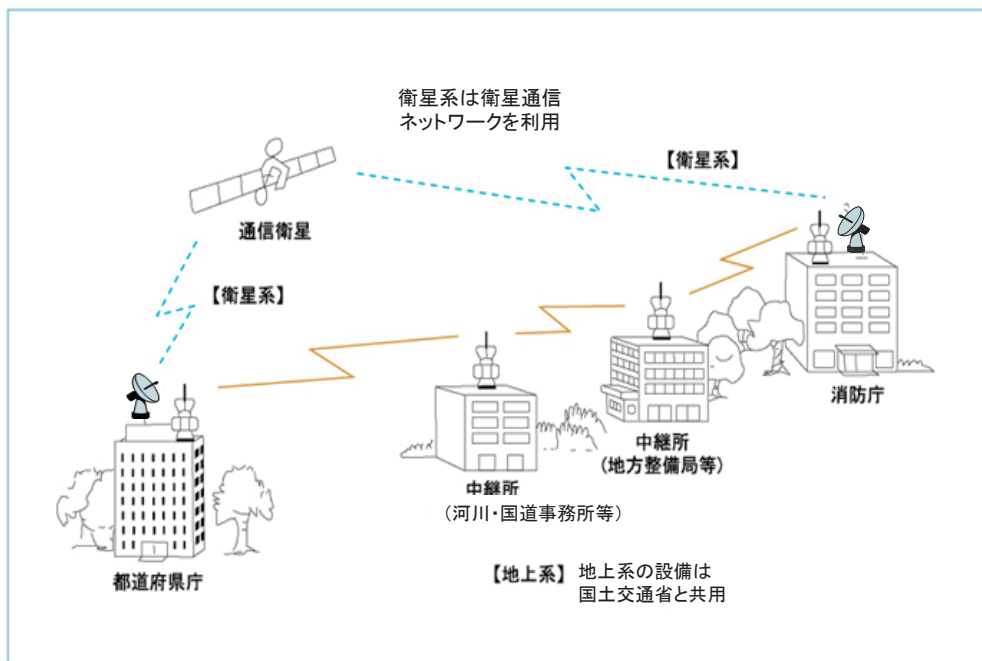
・地上系回線

国土交通省の無線設備と設備を共用して通信回線を構成しており、消防庁から全都道府県に対し電話、ファクシミリによる一斉伝達を行うほか、災害情報の収集・伝達に活用されている。

・衛星系回線（衛星通信ネットワーク）

消防庁と全都道府県との間を結んでおり、通常の音声通信のほか、一斉伝達、データ通信、映像伝送等が可能で、地上系を補完する無線通信網として位置づけられている。

図表 1-3-10 消防防災無線の概念図

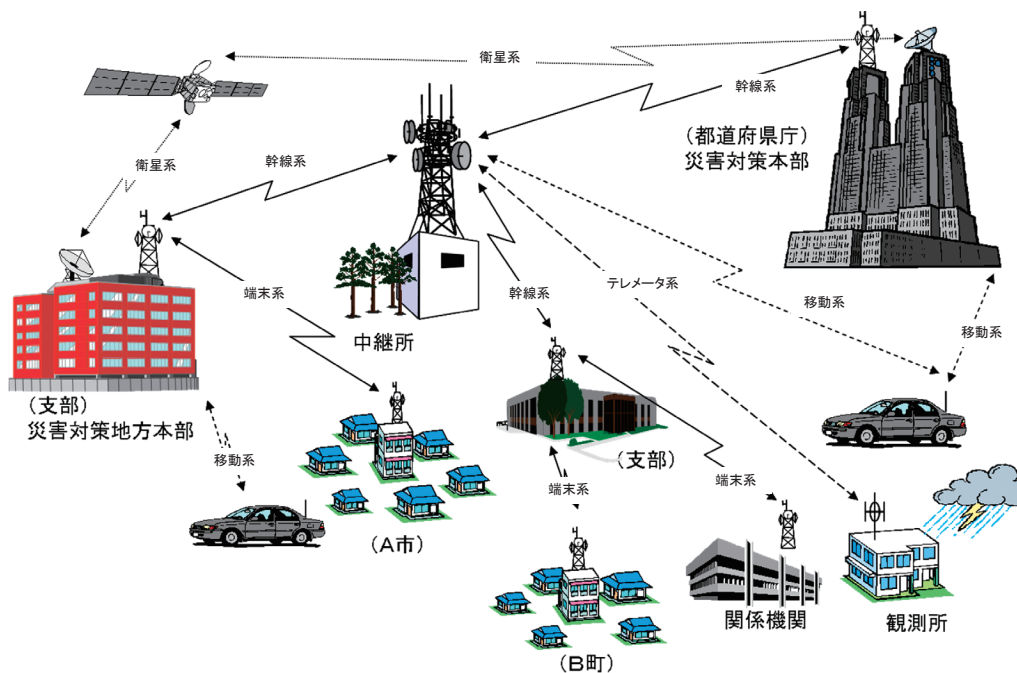


出典：内閣府資料

③ 都道府県防災行政無線網

都道府県防災行政無線網は、都道府県が災害情報の収集・伝達を行うために、都道府県とその出先機関、市町村、防災関係機関等との間を結ぶネットワークで、各機関によって地上系又は衛星系（衛星通信ネットワーク）の回線により構成されている（図表1-3-11）。

図表 1-3-11 都道府県防災行政無線の概念図



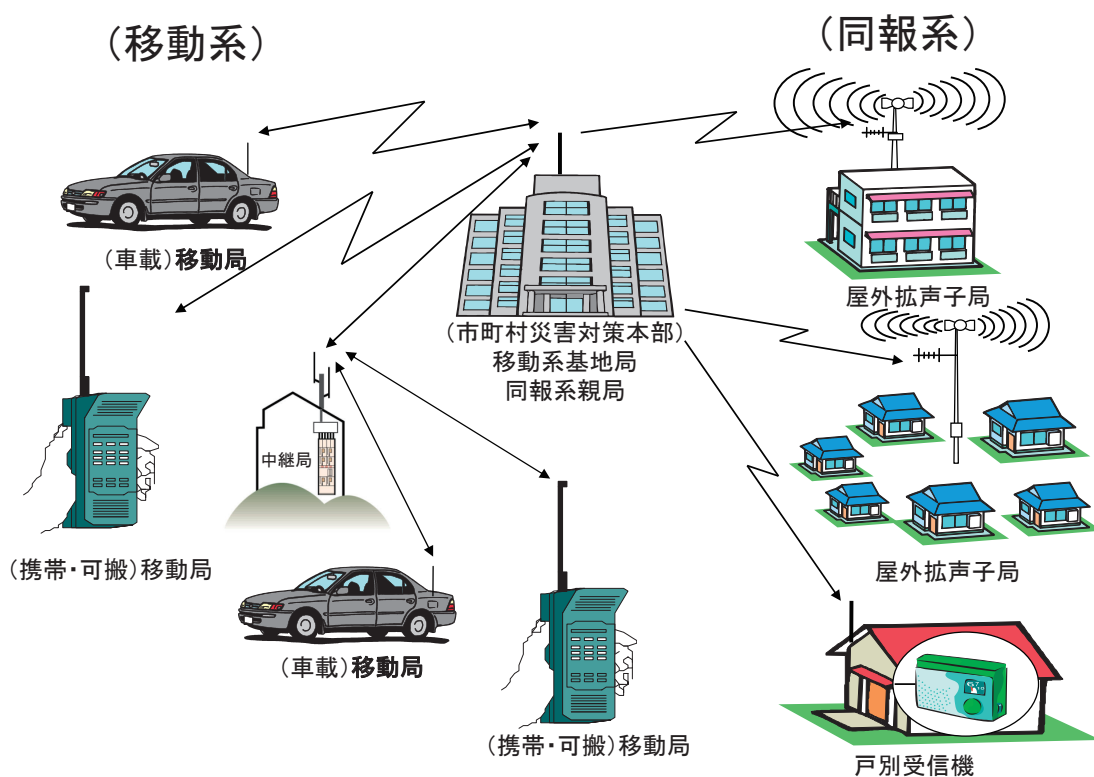
出典：内閣府資料

④ 市町村防災行政無線網

市町村防災行政無線網は、市町村が災害情報を収集し、また、地域住民に対し災害情報を周知するために整備している通信網である。市町村の庁舎や学校、病院等の防災関係・生活関連機関、車両等の間を結ぶ通信網と、市町村庁舎から屋外拡声子局や家庭内の戸別受信機に対し情報を周知するための同報系通信網によって構成されており、豪雨等の災害発生時における住民への情報伝達手段として活用されている（図表1-3-12）。

また、消防庁においては、弾道ミサイル攻撃に関する情報や、津波警報等の緊急情報を、人工衛星等を通じて市町村に瞬時に伝達し、同報系の防災行政無線等にも接続可能な全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備・運用している。

図表1-3-12 市町村防災行政無線の概念図



出典：内閣府資料

⑤ 防災相互通信用無線

防災相互通信用無線は、地震災害、コンビナート災害等の大規模災害に備え、災害現場において警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁等の各防災関係機関相互間で、無線通信により直接、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的として整備されたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されている。

⑥ その他

総務省においては、地方公共団体等における被害情報の収集や災害応急対策の実施に必要な通信手段の不足に備え、被災地方公共団体等から災害対策用移動通信機器の貸出要請があった際に、東京、大阪等の各拠点から、移動無線機を速やかに搬出できるよう体制を整備している。

(8) 防災情報の活用

収集・伝達された防災情報は、防災関係機関が密に連携し災害対応に取り組むため広く共有される必要がある。内閣府では、災害発生時に被災状況を早期に把握し、迅速かつ確かな意思決定を支援するため、防災関係機関内で防災情報を地理空間情報として共有する「総合防災情報システム」の整備を進めている。

総合防災情報システムにおいて取り扱う防災情報は大きく3つに分類される。

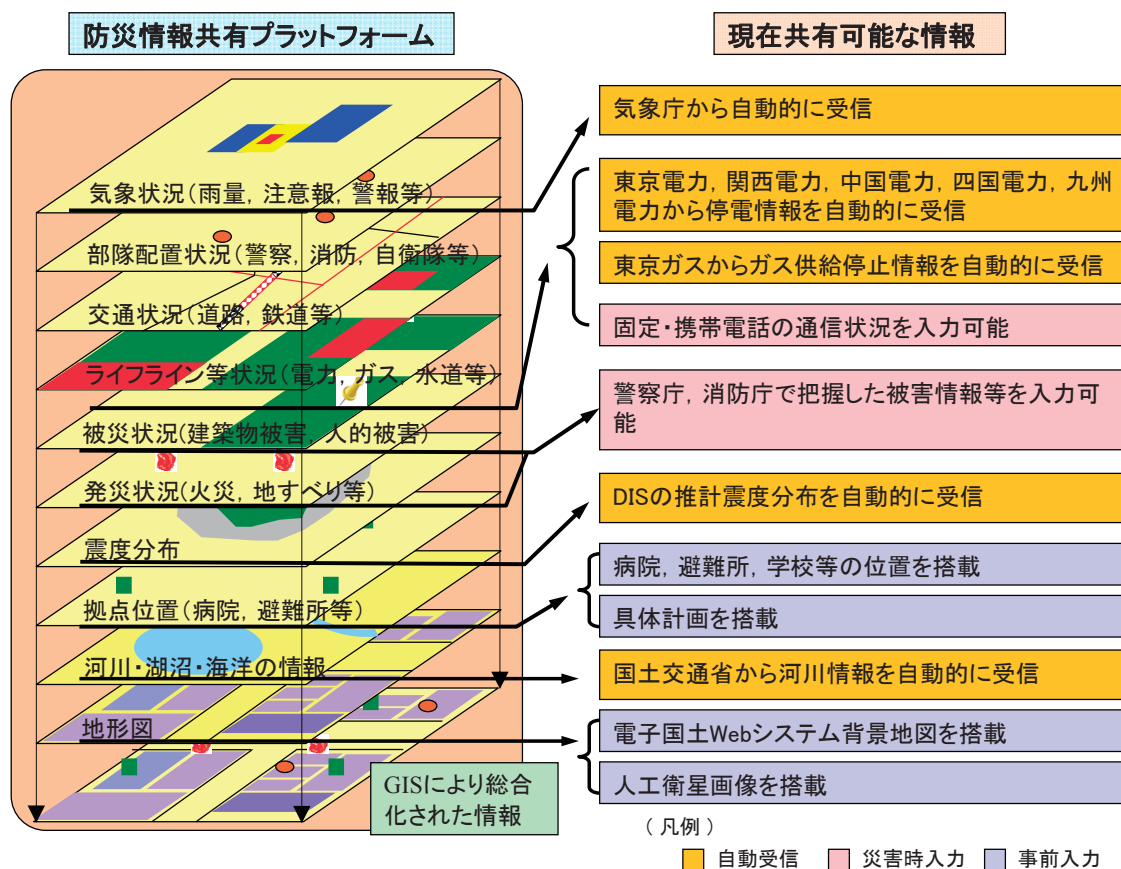
一つ目は、施設情報や基盤地図情報、災害リスク情報等、主に予め登録された情報である。これには、国土地理院が整備する電子国土基本図や「だいち」により撮影された平常時の衛星画像等の背景地図、病院・避難施設・学校等の施設情報や危険物施設等の重要施設のほか、地域防災計画等に定められている緊急輸送ルートやヘリポート、活動拠点等がある。

二つ目は、他機関から自動的に受信する観測情報である。これには、気象庁から配信される気象、地震・津波情報、河川情報等がある。

三つ目は、災害に応じて収集・公表される情報を入力した防災情報等である。これには、関係省庁が取りまとめる被害報告、水道や通信等の被災状況、交通インフラの情報等がある。

これらの情報は地震発災直後には緊急災害対策本部設置の判断等に活用されるほか、応急・復旧期には関係機関により報告される被害報や活動状況等を地図上に重畳し、関係省庁会議等において情報共有される。今後、他機関システムとの連携強化、インターネットを通じた防災情報の提供を進める。

図表 1-3-13 総合防災情報システムにおいて共有される情報のイメージ



出典：内閣府資料

(9) 行政機関の業務継続体制

中央省庁等の首都中枢機関は、首都直下地震対策大綱において、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、業務継続計画を策定することとされている。平成25年3月末現在、平成24年9月に設置された原子力規制委員会を除き、各省庁においては、業務継続計画が策定され、内容の更なる充実を図るため、同計画の見直しを進めているところである。また、今後、政府全体の業務継続計画を策定することとしている。

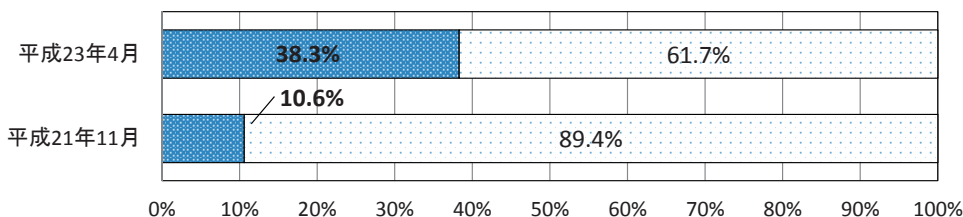
一方、地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を果たしつつ、地域の住民生活に不可欠な通常業務を継続することが求められている。内閣府では、平成22年4月、「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説（第1版）」を策定し、地方公共団体における業務継続の取組を支援しているところである。

東日本大震災では、地震・津波により、地方公共団体の庁舎や首長、職員が大きな被害を受け、行政機能の維持や災害応急対策活動に著しい支障が生じた。しかしながら、地方公共団体における業務継続計画の策定率は、近年、伸びているものの、平成23年4月現在、都道府県で38.3%、市町村で4.3%と低水準に留まっている（図表1-3-14）。

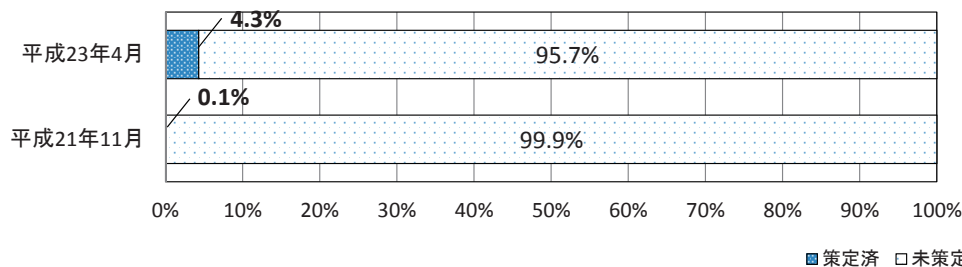
内閣府においては、上記手引きの改訂等を通じ、引き続き、地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を支援していくこととしている。

図表1-3-14 地方公共団体の業務継続計画の策定状況

【都道府県】



【市町村】



■ 策定済 □ 未策定

出典：平成23年4月：地方自治情報管理概要（平成24年3月）総務省自治行政局地域情報政策室調査
平成21年11月：地震発生時を想定した業務継続体制に係る状況調査（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）

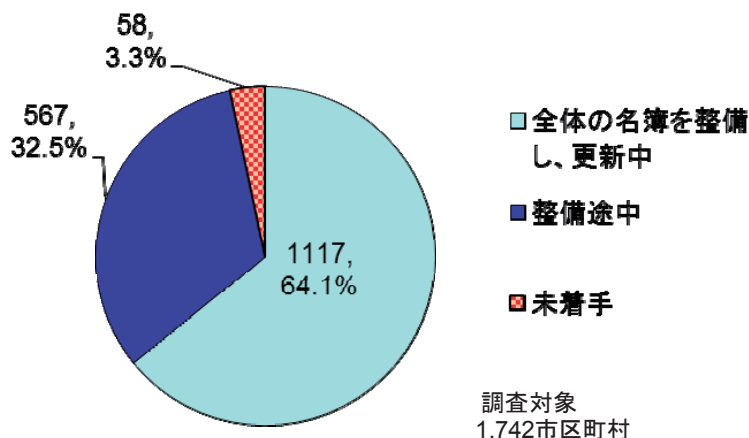
2-3 被災者支援対策

(1) 災害時要援護者の避難支援等に関する対策

災害時要援護者対策の推進については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）により、市町村に対し災害時要援護者名簿の作成、災害時要援護者の避難支援に係る全体計画及び災害時要援護者一人一人の個別計画の策定等を促してきた。しかしながら、市町村において、個人情報保護との関係等を理由として、災害時要援護者名簿の策定が進んでいなかった等の課題があったことが、東日本大震災においても明らかになった。

なお、災害時要援護者名簿について、整備し、更新中である市町村は、平成24年4月1日現在、64.1%にとどまっていた（図表1-3-15）。

図表 1-3-15 災害時要援護者名簿の整備状況



出典：消防庁「災害時要援護者の避難対策の調査結果（平成24年4月1日現在）」

このような東日本大震災の教訓等も踏まえ、有識者等からなる「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」を平成24年10月から平成25年3月にかけて5回開催して議論を行ったところである。これを踏まえ、

- ・市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、特に支援を要する高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握に努めるとともに、その避難の支援、安否の確認等のために、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないこと
- ・市町村長は、避難行動要支援者名簿の作成・活用に必要な限度で、その保有する情報を利用することができること
- ・市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を、利用することができること
- ・市町村長は、平常時から、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供すること
- ・市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意がなくとも避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができること等を「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（第二弾）に盛り込んだところである。

（2）避難所の良好な生活環境確保対策

東日本大震災においては、多数の被災者が長期にわたる避難所生活を余儀なくされる中、発災直後から、物資不足や災害時要援護者への対応等が課題となったほか、避難生活が長期化するにつれて、被災者の心身機能の低下を防止するための対策、施設管理者等主体の避難所運営から避難住民主体の避難所運営の切替えや被災者の生活再建に向けた取組も課題となった。

このような東日本大震災の教訓等も踏まえ、平成24年度においては、有識者等からなる「避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会」を平成24年10月から平成25年3月にかけて5回開催して議論を行い、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」（以下、「取組指針」という。）の策定に必要な事項等を取りまとめた。

同検討会の報告書においては、

- ・生活再建に向けた被災者の対応力の向上についても視野に入れつつ、発災後のフェーズに応じて

良好な環境を提供すること
 ・避難所は地域支援の拠点としての機能を有すべきこと
 ・被災者の多様性に十分配慮すべきこと
 という3点の基本的な考え方に沿って、取組指針に盛り込むべきこと等が取りまとめられた。

(3) 災害救助法、災害弔慰金の支給等

「災害救助法」は、一定規模以上の災害に際して、都道府県知事が、応急的に必要な救助（避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊出し等による食品の給与、飲料水の供給、医療及び助産等）を被災者に対して行うものである。また、災害により被害を受けた場合に、市町村が「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、

- ・災害により死亡した方の遺族には災害弔慰金を支給
- ・災害により著しい障害を受けた者には災害障害見舞金を支給
- ・災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた者には生活再建に必要な資金の貸し付けを行う。

(4) 被災者生活再建支援法及び住家の被害認定

① 被災者生活再建支援法

「被災者生活再建支援法」は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災が契機となって平成10年に制定された法律であり、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

具体的には、一定規模以上の自然災害により住宅が全壊する等の被害を受けた世帯に対し、住宅の被害状況に応じて、基礎支援金（最高額100万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最高額200万円）が支給される。平成24年度における「被災者生活再建支援法」の適用災害は図表1-3-16のとおりである。なお、この制度に基づく支援金の支給状況は、附属資料30のとおりである。

図表 1-3-16 平成24年度における被災者生活再建支援法の適用災害

法適用時期	対象災害名	適用地域
平成24年5月	平成24年5月6日に発生した突風災害	茨城県つくば市
平成24年6月	梅雨前線による大雨災害	福岡県朝倉市、柳川市、八女市、うきは市、みやま市 大分県中津市、日田市、竹田市、熊本県（全域） 鹿児島県肝付町
平成24年8月	平成24年8月13日からの大雨災害	京都府宇治市、大阪府守口市、寝屋川市
平成24年9月	台風第16号災害	鹿児島県与論町
平成24年9月	台風第17号災害	鹿児島県天城町、和泊町、知名町、与論町 沖縄県南城市、金武町、伊江村、伊平屋村

出典：内閣府資料

② 災害に係る住家の被害認定等

災害により被災した住宅については、余震等による倒壊の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定により、二次災害の防止が図られるとともに、全壊、半壊等の被害の程度を判定する住家被害認定により、被害規模の把握及びり災証明書の発行が行われる。り災証明書に記載される被害の程度に応じて、「被災者生活再建支援法」による支援金の支給をはじめとする様々な被災者支援措

置が講じられる。

住家被害認定調査は、「災害の被害認定基準」（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）（図表1-3-17）により、市町村により実施される。内閣府においては、被害認定調査の標準的な調査・判定方法を示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を平成21年6月に一部改定し、浸水被害、地震被害等について、より被害の実態に即した認定が行えるよう運用の見直しを行ったところである。さらに、東日本大震災に際してとられた措置について改めて検討したところである。

図表1-3-17 災害の被害認定基準

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

- (注) 1 住家被害数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

出典：内閣府資料

2-4 復旧・復興対策

災害からの復旧・復興においては、災害復旧事業等による公共施設等の復旧整備等による単なる原状回復にとどまらず、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりとともに、被災地復興の計画的実施、地域経済の復興対策等について、法律・税制・予算措置等による様々な措置を講じることとしている。

(1) 公共施設等の復旧

① 主な災害復旧事業

河川・道路・港湾等の公共施設等が被災した場合においては、公共の福祉の確保を図る観点等から、その迅速な復旧が望まれる。国が実施する主な災害復旧事業は、図表1-3-18のとおりであるが、できる限り速やかに実施されることが必要であり、原則として、直轄事業については2か年、補助事業については3か年で事業を完了させることとしている。

また、国は災害復旧事業を実施するために大きな財政負担を負う被災地方公共団体に対し、災害関係地方債の同意又は許可及びこれに対する財政融資資金の貸付、普通交付税の繰上げ交付、特別交付税における災害に伴う特別の財政需要の算定等の措置を講じ、財政負担の軽減等を図っている。

図表 1-3-18 主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省、農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 ①公立学校施設災害復旧事業 ②その他（国立学校、文化財）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 ①社会福祉施設等災害復旧事業 生活保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等 ②環境衛生施設等災害復旧事業 ③医療施設等災害復旧事業 ④その他（水道施設、感染症指定医療機関）	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法等	厚生労働省、環境省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 ①都市災害復旧事業（街路、都市排水施設等） ②既設公営住宅復旧事業 ③空港災害復旧事業 ④鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港法（旧空港整備法） 鉄道軌道整備法	国土交通省

出典：内閣府資料

② 激甚災害制度

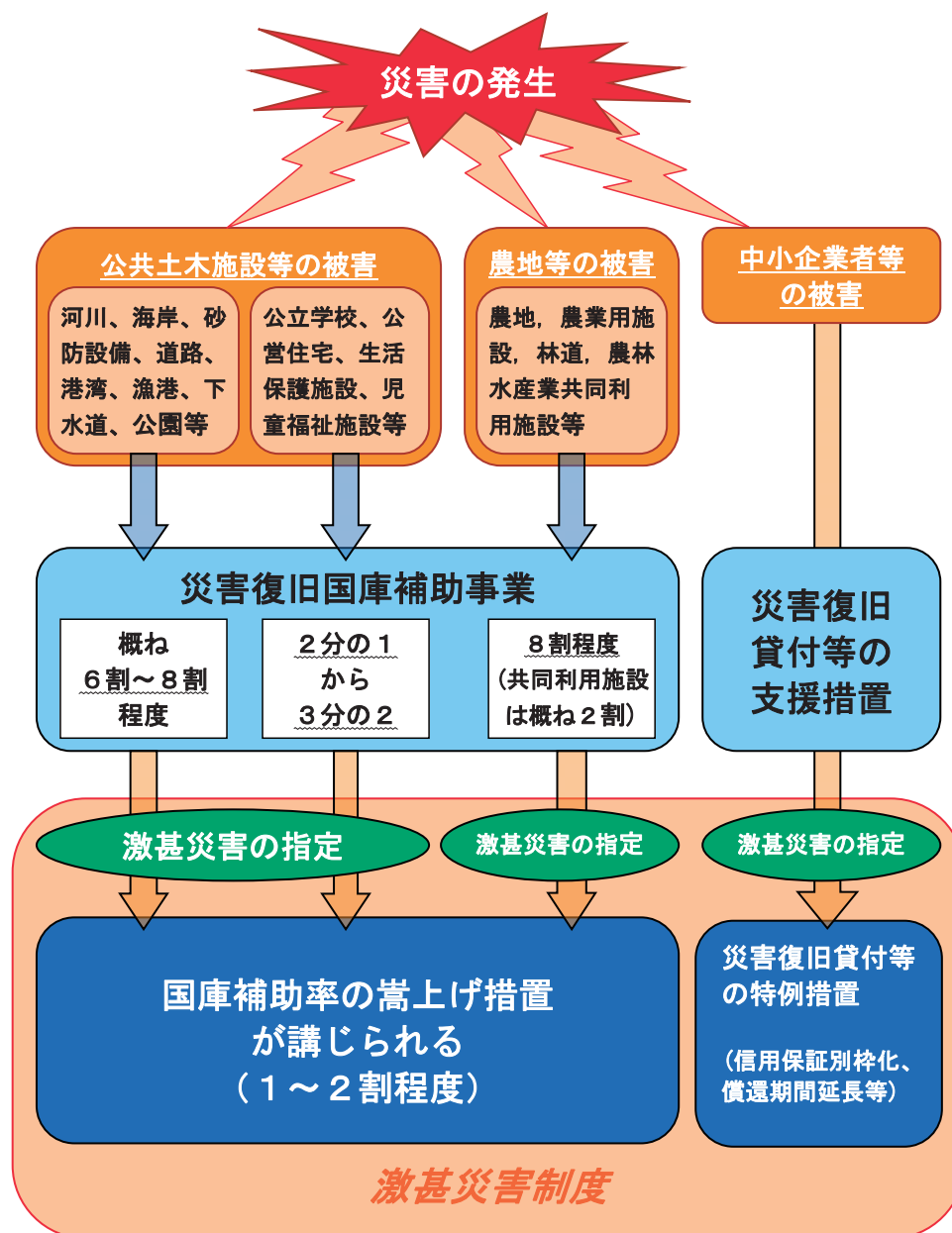
前述の措置に加えて、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、「激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議が定める基準に照らした上で、当該災害を政令で「激甚災害」に指定し、災害復旧事業に対する国庫負担率の引上げ等、特別の財政援助措置を講じ、地方公共団体等の負担軽減を行っている（図表 1 - 3 -19）。例えば、河川や道路等の公共土木施設の災害復旧事業等について過去 5 ヶ年の平均国庫負担率を見ると、通常の災害の場合は 69% であるが、激甚災害に指定された災害の場合は 84% となっている。

過去 5 年間の適用実績は附属資料 31 のとおりとなっている。

図表 1-3-19 激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。



出典：内閣府資料

(2) 地方公共団体の復興支援

大規模な災害により甚大な被害が発生した場合には、地域の復興を迅速かつ円滑に推進するため、被災地方公共団体は早期に的確に対応する必要があるが、そのためには事前にその備えをしておくことが重要である。

このため、国においては、地方公共団体が災害の態様や地域の特性に合わせて復興対策を迅速かつ的確に検討できるよう、発災後からの時間軸に沿った施策、事業実施の手順等について、過去の事例等を整理して地方公共団体に提示することを検討する等、復興支援方策の充実を図っている。

2-5 多様な主体の連携による防災活動の推進

災害による被害を軽減し、災害に対する安全・安心を確保するためには、行政による災害対応を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、国民一人一人や企業等が自ら取り組む「自助」や地域の人々や企業、団体、ボランティア等が力を合わせて助け合う「共助」の果たす役割は極めて大きい。また、「自助」「共助」「公助」の連携が不可欠である。

まず、国民一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるようにすることが重要であり、日ごろから、家庭や職場における備えの実践として、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家具等の固定、家庭や企業での備蓄、住宅・建築物の耐震化、保険の加入等の取組を進めて行くことが必要である。

また、地域コミュニティ等の防災力の向上という観点から、災害時には、地域で住民同士が助け合い、行政とも連携しつつ市民の協働による組織・団体が積極的・主体的に地域を守るような社会づくりを普段から進めておくことが必要である。

国民一人一人が災害による被害を減らすための具体的な行動に着手し、さらにそのような行動が日常的に行われるよう国において以下の取組を行っている。

(1) 災害被害の軽減に向けた国民運動の展開

政府は、毎年9月1日を「防災の日」とし、この日を含む1週間を防災週間として、防災意識を高めるための行事を実施しており、その主要行事として、内閣府では、防災訓練の実施、防災フェアの開催等を行っている。防災フェアは、いつ起こるか分からない災害に対して、防災に関する各種展示、体験、映像及び実演等を通じて、災害についての認識を深め、防災意識を高めることにより、国民一人一人が災害への備えを日々の生活の中で実践することを促すために行っている。また、ポスターを描くことをきっかけとして、家族や学校・地域で防災について考えてもらうことにより防災意識の向上を図ることを目的として防災ポスターコンクールを実施している。

また、平成23年に「津波対策の推進に関する法律」が制定され、11月5日が「津波防災の日」と定められたことから、津波対策についての国民の理解と関心を高めるためのシンポジウム等各種取組を実施している。

この他、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」とし、各種行事や広報活動等を実施している。また、平成18年度から、被災者に対して被害の体験談をヒアリングし、エピソードとしてまとめる「一日前プロジェクト」を実施している。このプロジェクトは、町や学校の回覧板や会社の社内報等で活用されている。

(2) 防災教育の取組

一人一人が自然災害を正しく理解し、自らの的確な判断の下で防災・減災行動を取れるようになるためには、防災教育が重要であり、東日本大震災では、過去の災害教訓に基づく防災教育や避難訓練により、適切な避難行動を取ることができた学校の事例があった等、その効果が改めて確認されたところである。学校や地域における防災教育をより一層充実し、正しい防災意識を高めていくことが重要である。

文部科学省では、東日本大震災での被害状況や学校等での避難等の対応の調査を実施するとともに、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための防災マニュアルを作成する際の参考となる留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」を作成した。

また、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」において今後の防災教育等の在り方について検討を進め、

- ・自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成すること
- ・支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めること
- ・被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底

が示されたことを踏まえ、文部科学省では、平成24年度に、

- ・児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法や緊急地震速報等の防災に関する科学技術等を活用した避難行動に係る指導方法の開発・普及
- ・支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及
- ・外部有識者を学校に派遣し、「危険等発生時対処要領」や避難訓練等に対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築

を支援する「実践的防災教育総合支援事業」を実施した。

また、東日本大震災等近年の自然災害により明らかとなった新たな課題を踏まえ、阪神・淡路大震災を受けて平成10年に今後の学校における防災教育・防災管理等の在り方を示す参考資料として作成された「生きる力をはぐくむ防災教育の展開」を改訂する等、学校における防災教育の充実を図っている。

内閣府では、全国の地域や学校での防災教育を充実させるため、防災教育への意欲をもつ全国各地の団体・学校・個人等に対し、防災教育のプランを募集し選出した上で、その実践への支援を行っている。あわせて、学校内外での防災教育の資料、情報を収集し、取組成果（教育手法、教材、留意事項、問い合わせ先等）を取りまとめ、ホームページに公開し、広く学校等の利用に供することにより、各地域で自発的に防災教育に取り組む環境づくりを行っている（<http://www.bosai-study.net/>）。

消防庁では、地域の防災力を高めて災害被害の軽減を図ることを目的として、地域住民、消防職員・消防団員、地方公務員等に、インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供する「防災・危機管理e-カレッジ」を開講している。また、小中学生等が防災に関する知識や実践的な技術を身につけることができるよう、広く防災教育において活用できる指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成し、全国の都道府県、市町村、消防本部等に配布したほか、「防災・危機管理e-カレッジ」で公開している。

（3）災害教訓の伝承

過去の災害の教訓を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減するために大変重要である。内閣府では被災の経験と防災・減災の知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、関東大震災や富士山宝永噴火等、過去に経験した25の大災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響等を体系的に収集し、取りまとめている。

さらに、この調査報告書から災害教訓や体験を抽出し、わかりやすく取りまとめた「災害史に学ぶ」や「災害を語りつぐ」といった冊子を作成することにより、災害教訓の普及啓発に努めている。

（4）ボランティアの取組等

① 東日本大震災における防災ボランティアの活動と内閣府の取組

東日本大震災では被害が甚大かつ広域であったため、個人はもとより団体でも単独では十分な支援活動を行うことが困難だった。そのような状況下、発災直後に「東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）」等多くの団体が連携し、支援を行った。

その背景には、阪神・淡路大震災の時の経験が活かされている。ボランティアが注目されたきっかけである阪神・淡路大震災の時は、100万人を超える国民がボランティア活動に参加し、ボランティア活動が注目された一方で、活動者が組織化されていなかったために、安全面や被災者側のニーズと支援側のやりたいことのマッチング等で多くの課題も見つかった。

そこで内閣府では、防災ボランティア活動の環境整備に取り組むために、全国各地の防災ボランティア活動関係者が一堂に会して課題や成果を持ち寄り知識を共有化したうえで、対策を検討する

「防災ボランティア活動検討会」を平成16年に立ち上げた。その結果、防災ボランティアの組織化や組織同士の連携が進み、前述のJCNのようなボランティア団体間の連携の動きにつながった。

一方で、東日本大震災をきっかけに、それまでボランティア活動をしていなかった人たちの中から、新しい取組も多く生まれた。

発災時に被害状況の把握が難しい中、以下の事例のような情報収集・伝達の手段としてインターネット、特にツイッターやフェイスブックといったソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用した新たな取組が出てきた。

事例1：ふんばろう東日本プロジェクト

ふんばろう東日本支援プロジェクトは、それまでボランティア経験のなかった一人の大学の先生がスタートしたプロジェクトである。実家が被災したことがきっかけで被災地に入り、物資を必要としている被災者のところに支援物資が届いていない現状を目の当たりにし、自分にできることから始めようとして支援活動を始めた。活動の内容は、被災地のニーズを自らが訪問することにより把握して、その情報をツイッター等で全国に発信し、被災地のニーズと支援のマッチングを効果的に行った。後には、アマゾンの「欲しいものリスト」を活用するなど、インターネットツールを活用してさらに効率的な活動を行うとともに、物資の支援にとどまらず、被災地の子どもたちの学習支援等、被災地の数多くのニーズに対して次々と新しいプロジェクトを立ち上げていき、現在は数千人の活動メンバーを抱えるほどになっている。

事例2：助けあいジャパン

助けあいジャパンは、発災直後、支援に関する情報が、政府・自治体・報道機関や個人等多くの情報源から発信され、いわゆる“情報の洪水”のような状態になった際に、行政とも連携しながら国民がワンストップで情報を得ることができる窓口を立ち上げた。インターネットの世界でキュレーションというインターネット上の情報を特定の視点から収集、選別し、共有するサービスが注目されているが、支援したい人にとって必要な情報をわかりやすく整理して提供することで、支援と被災地のニーズのマッチングを効果的に行うことによって東日本大震災に関する支援活動のキュレーションを行った。現在では、情報収集をより強化するために、企業からの支援を受けて、自動車を使って被災地の状況を取材し、ホームページにアップする活動なども行っている。

② 東日本大震災における支援活動に関する調査

東日本大震災を受けて、前述のような新たな防災ボランティアの動きが生まれてきている中で、今後さらに防災ボランティア活動の裾野を広げていくにはどのような環境整備が必要になるかを検討するため、内閣府では、全国の20歳以上の男女計約6,000人を対象に、東日本大震災における支援活動について、インターネットによる意識調査を平成25年3月に実施した。

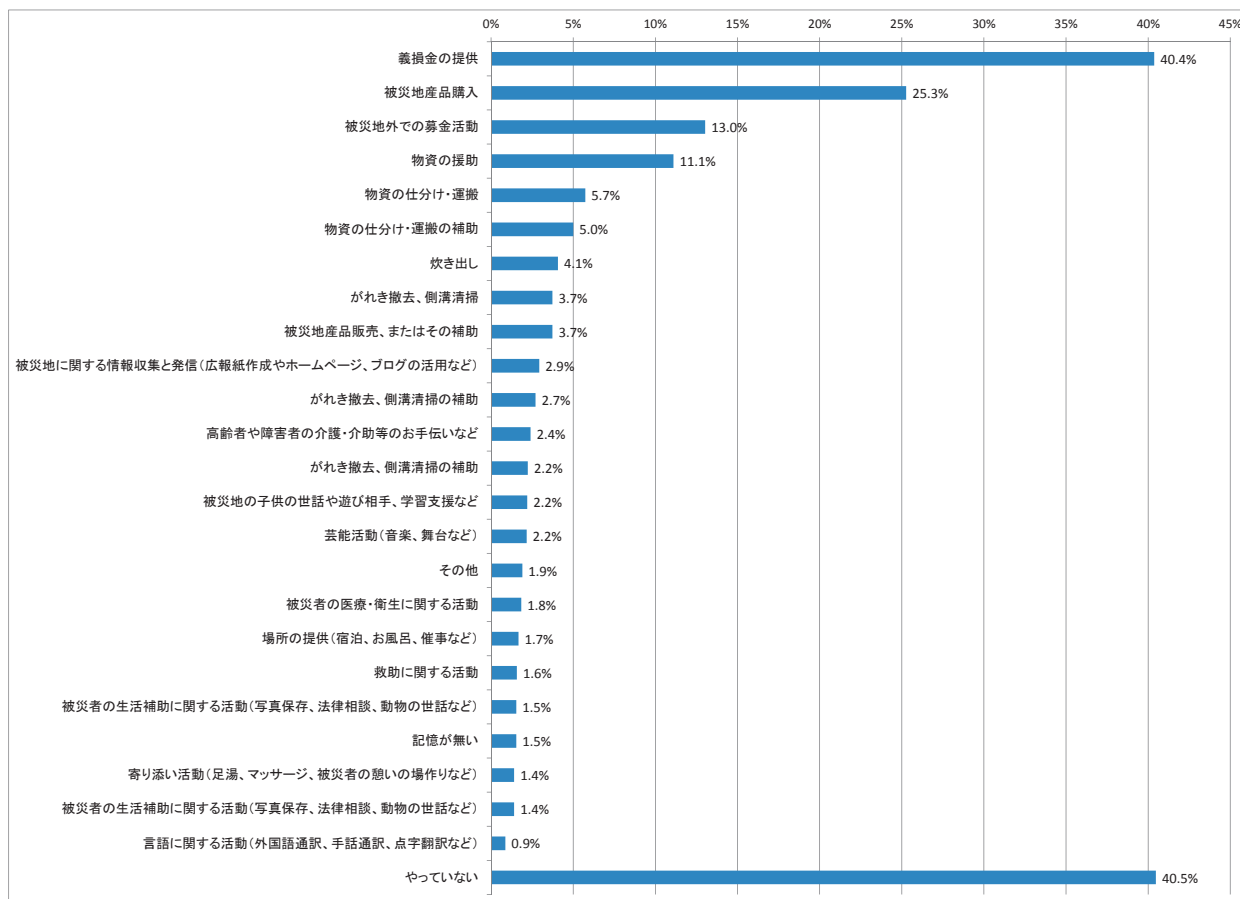
調査結果の中から、防災ボランティア活動の裾野拡大の参考になるとと思われるデータを紹介する。

i 東日本大震災に関連して行った支援活動

東日本大震災で行った支援活動としては、義捐金の拠出（40.4%）、被災地産品の購入（25.3%）、被災地外での募金活動（13.0%）、物資の援助（11.1%）等が多くなっている。現地に入るボラン

ティア活動が注目されがちだが、中間・後方支援も重要で、実際に活動した人数も非常に多い。
 今後は、中間・後方支援活動に対する環境整備も積極的に進める必要がある。

図表 1-3-20 東日本大震災に関連して行った支援活動

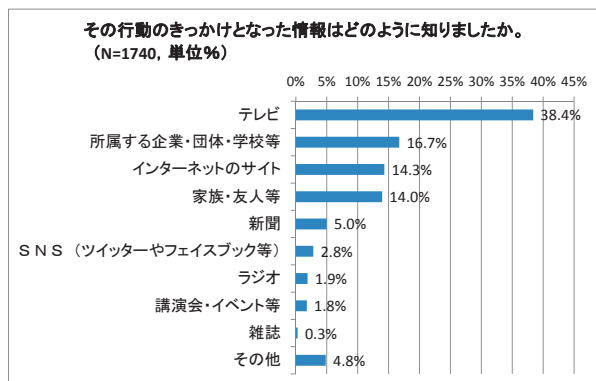


出典：内閣府「東日本大震災における支援活動に関するアンケート調査」資料

ii 支援活動の契機となった情報源

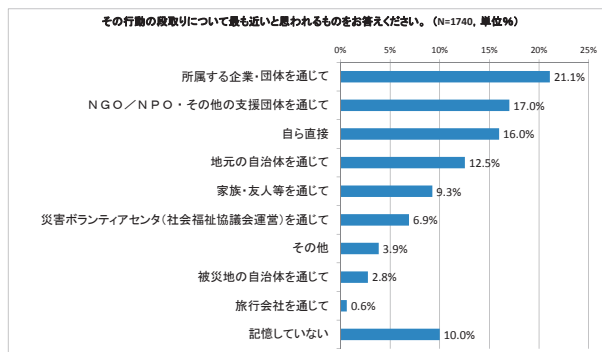
支援活動を行う契機となった情報源は、テレビ(38.4%)、SNS等インターネット関係(17.1%)、所属する企業・団体・学校等(16.7%)となっている。また、支援活動を開始するに当たって段取り等を整える手段としては、所属する企業・団体を通じて(21.1%)、NGO/NPOその他の支援団体を通じて(17.0%)が多くなっている。防災ボランティア活動の裾野を広げるに当たり、東日本大震災における「助けあいジャパン」のサイトのような、各省庁や自治体等を発信源とするボランティアニーズの情報を取りまとめて掲載するインターネット上の一元的な情報プラットフォームを整備するとともに、企業や学校等の団体に対する情報発信の在り方を検討しておく必要がある。

図表 1-3-21 支援活動の契機となった情報源



出典：内閣府「東日本大震災における支援活動に関するアンケート調査」資料

図表 1-3-22 支援活動開始の手段



出典：内閣府「東日本大震災における支援活動に関するアンケート調査」資料

(5) 企業等の取組について

① 企業の事業継続計画 (BCP) 策定・事業継続マネジメント (BCM) 促進に向けた政府の取組

大規模災害等が発生して企業活動が停滞した場合、その影響は当該企業にとどまらず、関係取引先や地域の経済社会に多大な影響を与えることとなる。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極めて重要である。

平成16年に中央防災会議の「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」において、必要な官民連携策を示した「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」が取りまとめられた。

当該提言において、事業継続計画 (以下「BCP」(Business Continuity Plan) という。) の指針や企業防災力の評価方法等の具体的な検討が必要とされ、内閣府では、平成17年に事業継続計画を策定するための「事業継続ガイドライン (第1版)」を策定した。

また、国の防災基本計画において、平成17年には、「企業がBCPを策定するよう努めるべき」旨を、平成20年には、「国及び地方公共団体が策定支援等に取り組むべき」旨を明確に規定するとともに、地域防災計画においても重点を置くべき事項として位置付けた。

さらに、平成23年度の調査結果では、大企業の「7割強」、中堅企業の「4割弱」が策定済又は策定中であったこと等から、平成24年の中央防災会議で決定した地震防災戦略において、企業のBCP策定率の目標を、大企業では「ほぼ全て」、中堅企業では「5割」と具体的な目標を掲げた。

今後政府は、未策定企業に対し、積極的にBCPの策定を促すとともに、BCPを策定済の企業に対しては、地震も含め様々なりスクに備えた、平時からの経営戦略となる事業継続マネジメント (以下「BCM」(Business Continuity Management) という。) の導入を推進していく必要がある。

このため、内閣府においては、BCP及びBCMに関する優良事例の収集や提供、東日本大震災の教訓や標準化 (ISO) の国際動向を踏まえた「事業継続ガイドライン」の充実、企業の連携訓練に関する情報の提供等を行うなど、BCP策定及びBCM促進に取り組んできたところである。

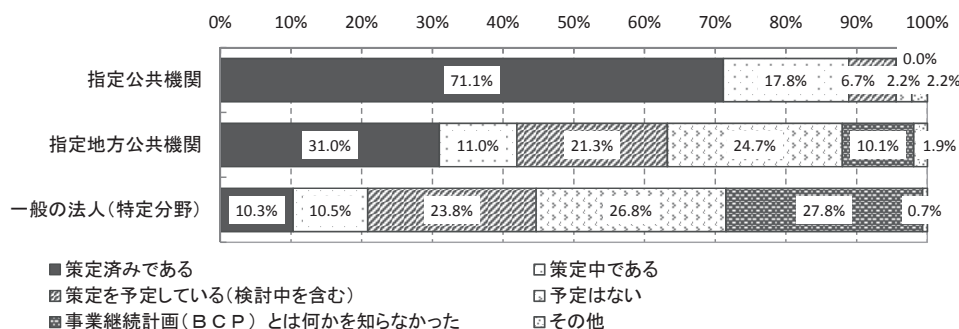
また、経済産業省においても、東日本大震災等の教訓を踏まえ、サプライチェーンの強靱化、地域連携の促進に加え、災害時だけでなく平時における経営改善の一環としてBCMが必要であるとの視点を踏まえ、平成18年に策定した「中小企業BCP策定運用指針」に、業種別の事例を加えた分かり易い入門編を追加するなど指針の見直しを平成24年度に行うとともに、中小企業団体、認定支援機関等の指導職員等を対象に研修会を開催するなど、中小企業・小規模事業者のBCP策定及びBCM促進に取り組んでいる。

② 事業継続計画（BCP）に関する企業の取組の現状

内閣府では、平成19年度より企業又は団体におけるBCP策定に係る進捗状況の実態調査を行っている。平成24年度には、特に災害時に重要な役割を果たすこととなる、i. 指定公共機関、ii. 指定地方公共機関、iii. 事業継続の観点から国民の関心が高い法人（特定分野に係る一般の法人）を対象に、「特定分野における事業継続に関する実態調査」を実施した。

当該調査結果のうち、BCPの策定率に関して、指定公共機関では、「策定済み」及び「策定中」を合わせた割合は約9割となり、取組が非常に進んでいることがわかる。（図表1-3-23）

図表 1-3-23 特定分野における事業継続に関する実態調査

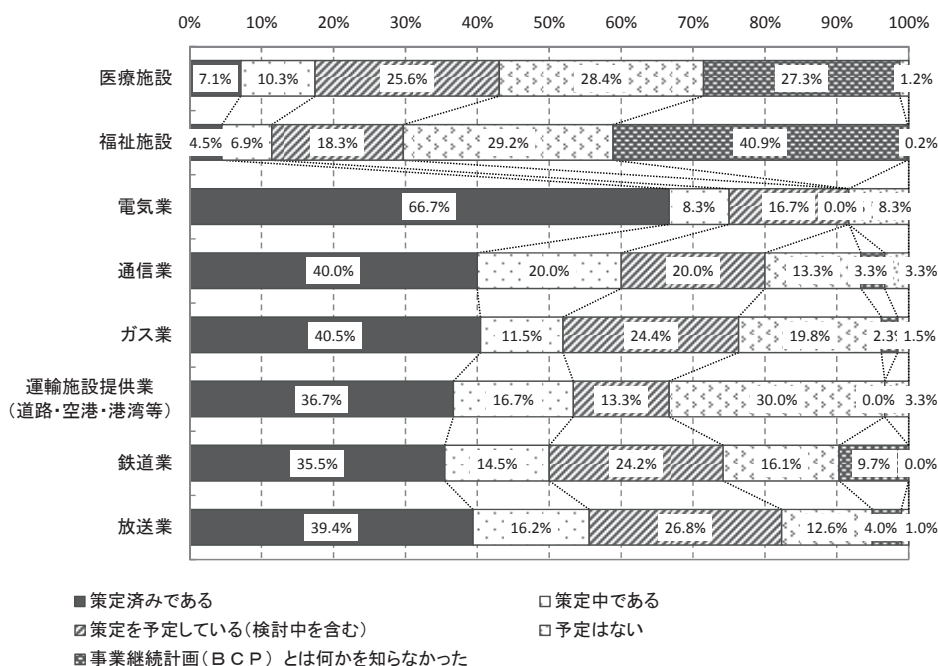


出典：内閣府資料

一方、特定分野の調査結果では、医療・福祉分野のBCPの「策定済み」は1割を切り、「知らなかった」との回答の割合も他分野と比較して高く、BCPがあまり浸透していないことがわかる。

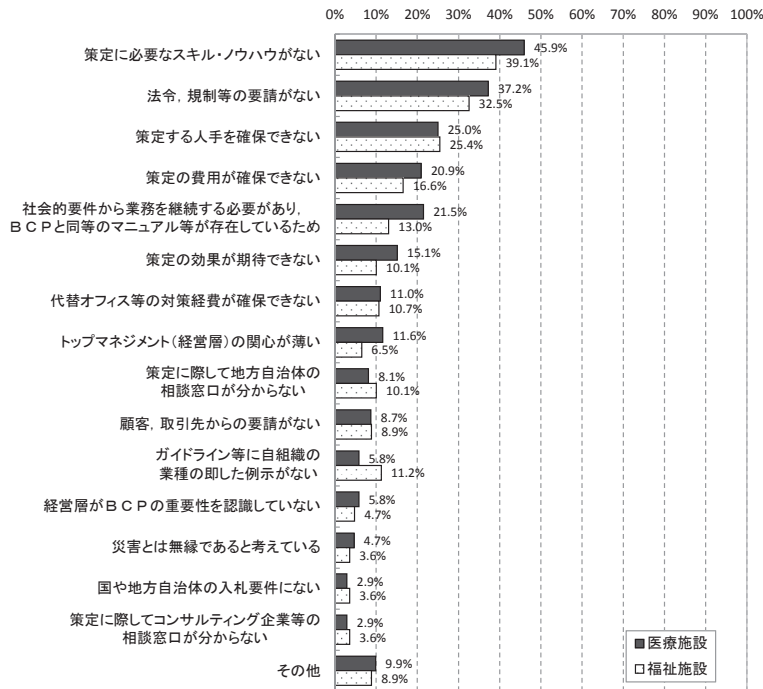
医療・福祉分野において、BCPを策定しない理由としては、「策定に必要なスキル・ノウハウがない」及び「策定する人手を確保できない」が多くなっており、今後、BCP策定が先行する他分野との比較検討を行いつつ、効果的な普及啓発が望まれる。（図表1-3-24、25）

図表 1-3-24 特定分野における事業継続に関する実態調査（BCPの策定状況）



出典：内閣府資料

図表 1-3-25 特定分野における事業継続に関する実態調査（BCPを策定しない理由）



出典：内閣府資料

③ 事業継続マネジメント（BCM）における継続的な改善の推進

平時からの取組であるBCMをより実効性のあるものとするには、経営者や従業員にとって事業継続が重要である旨の共通の認識を作り出し、その認識を定着させることが重要である。その際、BCPを明文化するとともに、各企業や団体における継続的な教育や訓練が不可欠である。

東日本大震災やタイ洪水等の経験を通じて、各企業や団体内のみならず取引先企業を含めたサプライチェーン等について、事業継続性の確保が極めて重要であることと考えられるようになった。しかし、取引先企業等との事業継続に係る連携訓練の実施率は極めて低いという問題がある（図表1-3-26）。

図表 1-3-26 連携訓練の実施率

企業規模	事業継続に係る訓練の実施率	取引先等との連携訓練の実施率
大企業	50.3%	8.0%
中堅企業	24.6%	5.8%
全体	35.5%	7.0%
その他企業全体	25.6%	5.7%

出典：内閣府資料「企業の事業継続の取組に関する実態調査（平成24年3月）」

内閣府では、平成22年度、平成23年度に広範な事業継続性を確保するための取引先企業等との連携訓練の事例を取りまとめたところであり、平成24年度には、より多くの企業が連携訓練に取り組めるよう、「連携訓練の手引き」を作成したところである。（図表1-3-27）

図表 1-3-27 連携訓練の手引き（内閣府防災のホームページ）



出典：内閣府資料

連携訓練については、最初は部分的な訓練を繰り返すことにより、課題を抽出し、参加者が互いに習熟度と信頼度を高めながら、レベルを向上させることが重要である。

また、経済産業省においても内閣府と連携しながら、企業等におけるBCMをより実効性の高いものとするため、BCMに関する国際規格（ISO 22301：事業継続マネジメントシステム（BCMS））が平成24年5月に発行されたことを契機として、その普及策を現在推し進めている。特に、地域・業界・サプライチェーンといった複数の企業等が連携して共通シナリオに基づいた訓練を行い、レビューをするなど、グループ単位でBCMのPDCAサイクル構築に取り組むモデルとなる事業者を支援しているところである。

④ 事業者団体による事業継続の取組の普及促進

政府は、企業等における事業継続の取組の課題に対して様々な施策を推進しているところであるが、民間事業者団体においても、東日本大震災等の教訓を踏まえた課題や事例に着目し独自の調査を行い、提言や指針等を取りまとめている。

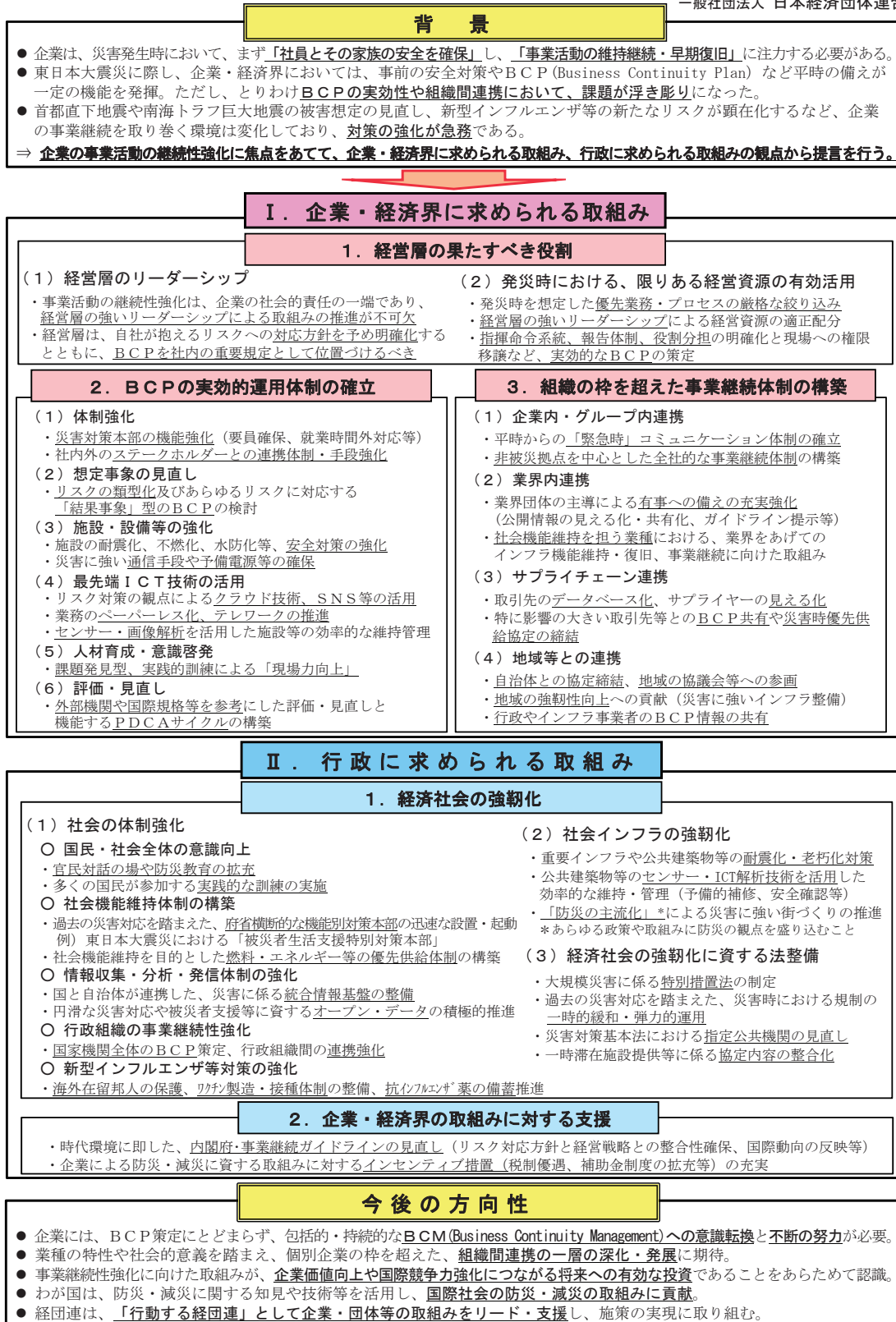
例えば、一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）では、東日本大震災に際して、想定を超える災害に直面し、とりわけBCPの実効性や組織間連携において課題が浮き彫りになったことから、平成25年2月に提言を取りまとめている。その内容はリーダーシップの重要性等の経営者の果たすべき役割、体制強化や想定事象の見直し等のBCPの実効的運用体制の確立に向けて取り組むべき具体的方策、業界内、サプライチェーン、地域等との連携といった組織の枠を超えた事業継続体制の構築に向けた取組を説明している。

また、同提言では、行政に求められる取組として、社会機能維持のための体制強化、社会インフラの強靱化等を取り上げている（図表1-3-28）。

図表 1-3-28 企業の事業活動の継続性強化に向けて【概要】

2013年2月19日

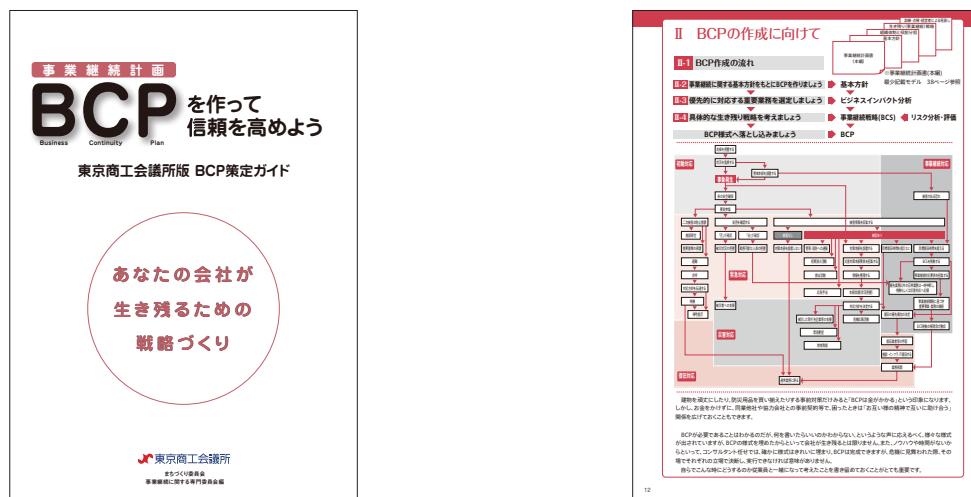
一般社団法人 日本経済団体連合会



出典：一般社団法人日本経済団体連合会

また、東京商工会議所では、東日本大震災の影響により、廃業に追い込まれた事業者が多いことを踏まえ、事業継続の取組に関して「企業が生き残るための戦略」という観点を盛り込んだ「BCP策定ガイド」を平成25年3月に公表し、中小企業に対する継続的な普及啓発を実施しているところである。(図表1-3-29)

図表1-3-29 BCP策定ガイド



出典：東京商工会議所

さらに、全国中小企業団体中央会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、「組合向けBCP策定運用ハンドブック」を平成25年3月に公表し、従来の「自助」に加え、組合・団体・地域単位など「共助」によるBCP策定運用の普及啓発を実施しているところである。(図表1-3-30)

今後も経済界や行政等、多様な主体による具体的な取組と相互の理解を着実に進め、主体間の連携・協働を深化・拡大させていくことが必要である。

図表1-3-30 組合向けBCP策定運用ハンドブック



出典：全国中小企業団体中央会

(6) 男女共同参画の視点からの取組

東日本大震災後、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大や、男女のニーズの違い等に配慮した取組が必要であることが、一層認識されるようになった。

平成24年6月の「災害対策基本法」の改正では、地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加することとされた。内閣府及び総務省は、地方防災会議に男女共同参画の推進及び高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促進するよう、地方公共団体に通知した。

全国の都道府県及び政令指定都市の地方防災会議について、委員に占める女性の割合は、平成24年10月15日現在、都道府県においては5.1%（平成24年4月比0.6ポイント増）、政令指定都市においては10.0%（平成24年4月比1.5ポイント増）となっている。女性委員が一人も任命されていない都道府県防災会議は6都県である。地方防災会議の委員に占める女性の割合は上昇傾向にはあるが、依然として低い割合にとどまっている。引き続き、防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画拡大が必要である。

また、内閣府では、平成25年5月に、東日本大震災を含め、過去の災害対応における経験をもとに、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を示した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成した。今後は、地方公共団体において男女共同参画の視点からの防災体制が整備されるよう、取組促進の働きかけを行うこととしている。

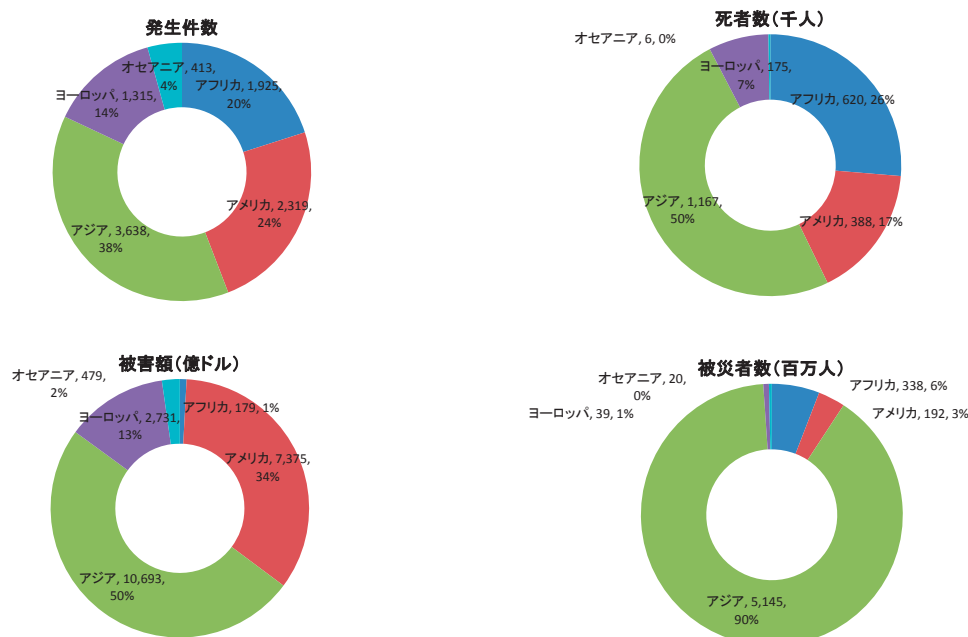
2-6 国際防災協力

(1) 世界における最近の災害

世界では、多数の死者・被災者、経済被害等を伴う災害による被害が毎年のように発生している。世界で過去30年間（1982～2011年）に発生した災害のうち、件数で約4割、死者数で約5割、被害額で約5割、被災者数で約9割がアジア地域で発生している（図表1-3-31）。

また、平成24年度に世界で発生した主な自然災害は図表1-3-32のとおりである。

図表1-3-31 地域別に見た1982年～2011年の世界の自然災害



出典：CREDの資料をもとに内閣府作成

図表 1-3-32 2012年度に起こった主な自然災害

発生時期	国名	災害の種類	死者数	行方不明者数	被災者数	直接被害額 (USドル)
2012年4月	中国	干ばつ			7,820,000	
2012年4月7日	パキスタン	雪崩	135			
2012年6月	ペルー	寒波	152		30,113	
2012年6月	バングラデシュ	洪水, 地滑り	125			
2012年6月	インド	洪水	536		2,543,175	
2012年6月20日	中国	洪水	50	42	10,400,000	
2012年6月30日	中国	地震			155,000	
2012年7月	ナイジェリア	洪水	363		2,000,000	
2012年7月6日	ロシア	洪水, 地滑り	171		22,000	
2012年7月15日	チャド	洪水	34		465,896	
2012年7月15日	ニジェール	洪水	81		527,471	
2012年7月18日	韓国	洪水	88	50	62,889	
2012年7月21日	中国	洪水	77			78,700,000
2012年7月24日	中国	洪水			400,000	14,400,000
2012年7月30日	フィリピン	洪水	51	6	867,799	
2012年8月	パキスタン	洪水	455		5,056,489	
2012年8月7日	フィリピン	洪水	109	2		
2012年8月8日	中国	洪水	6		2,170,000	
2012年8月11日	イラン	地震	306		157,403	
2012年9月7日	中国	地震	80		201,000	581,000,000
2012年9月21日	インド	洪水	33		1,000,000	
2012年10月28日	アメリカ	洪水	106			
2012年11月7日	グアテマラ	地震	44		3,400,000	
2012年12月4日	フィリピン	洪水	1,067	834	6,243,998	
2013年2月	フィリピン	洪水			260,000	

出典：各国政府，国連人道問題調整事務所（UNOCHA）資料等をもとに内閣府作成

① イラン北西部における地震

平成24年8月11日現地時間午後4時53分（日本時間8月11日午後9時23分），イラン北西部の東アゼルバイジャン州を震源とする，マグニチュード6.7（米国地質調査所発表）の地震が発生した。その11分後，マグニチュード6.3（米国地質調査所発表）の地震が再び北西部を襲い，地震による死者は306人，負傷者1,836人，被災者が15万7,403人（3万4,200世帯）に達する甚大な災害となった。

被災地では多くの家屋が倒壊し，戸外での避難を余儀なくされていたことから，日本政府はイラン・イスラム共和国に対し，国際協力機構（JICA）を通じ，約1,800万円相当の緊急援助物資（簡易トイレ・シャワー）の供与及び9,000万円の緊急無償資金協力（仮設住宅）を実施した。

② ハリケーン「サンディ」

平成24年10月22日（現地時間）にカリブ海で発生した熱帯低気圧「サンディ」は，その後ハリケーンに発達し，カリブ海諸国，北米に大きな被害をもたらした。ハイチ，キューバ，バハマ，ドミニカ共和国，ジャマイカ及び米自治領プエルトリコ等カリブ諸国での死者数は少なくとも69人，18万人以上が被災した。アメリカ東海岸地域では，106人が死亡し，大規模停電，交通網の遮断等都市機能が麻痺し，経済活動にも大きな影響を及ぼした。

日本政府は、ハリケーン「サンディ」の被災者支援として、ハイチ共和国に対し、国連児童基金（UNICEF）を通じ約9,700万円の緊急無償資金協力（水・衛生、栄養分野）、キューバ共和国に対し、JICAを通じ約3,200万円相当の緊急救助物資（スリーピングパッド、毛布）供与を実施した。

③ ナイジェリア洪水

ナイジェリア連邦共和国では、雨期（7～10月）の大雨による洪水で、北東部アダマワ州と中部コギ州等の地域を中心に国土の大半に被害が及び、363人が死亡、約60万棟の家屋が損壊し、約200万人が避難を強いられた。

被災地では多くの家屋が浸水し、戸外での避難を余儀なくされていたことから、日本政府はJICAを通じ、ナイジェリア連邦共和国に対し、約5,200万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、浄水器等）の供与を実施した。

④ パキスタン洪水

パキスタン・イスラム共和国では、8月中旬からの豪雨により、パキスタン北部のパンジャブ州、ハイバル・パフトゥンハー（KP）州、シンド州及びバロチスタン州等で、大雨による鉄砲水、地滑りのため455人が死亡、2,884人が負傷し、約28万棟の家屋が全壊、約19万棟の家屋が半壊した。

日本政府はパキスタン・イスラム共和国に対し、JICAを通じ約3,500万円相当の緊急援助物資（テント、毛布等）の供与及び国連世界食糧計画（WFP）等を通じ約3億8,000万円の緊急無償資金協力（食料、水・衛生等）を実施した。

⑤ フィリピン台風

パラオ南方を通過した台風ボーファ（Bopha：フィリピン名Pablo、日本名台風第24号）が平成24年12月4日、フィリピン南部ミンダナオ島・ダバオ地方に上陸し島を横断し、9日に熱帯低気圧となった。台風ボーファは、最低気圧930hPa、風速51.4 m/sを記録し、死者1,067人、負傷者2,666人、行方不明者834人の人的被害とともに、約8万棟の家屋が全壊し、約10万棟の家屋が一部損壊した。

日本政府はフィリピン共和国に対し、JICAを通じ約4,500万円相当の緊急援助物資（テント、スリーピングパッド等）の供与及び国連世界食糧計画（WFP）等を通じ約3億4,000万円の緊急無償資金協力（食料、シェルター等）を実施した。

(2) 国際防災協力への取組

我が国は、多くの災害の経験や教訓により培った防災に関する知識や技術を活用し、世界の災害被害の軽減に向けた国際防災協力を積極的に進めてきており、防災協力は我が国の顔の見える国際貢献の重要な分野となっている。

我が国は、国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）といった国際機関の活動支援を通じた協力、アジア防災センターを通じた防災情報の共有や人材育成等を行う多国間防災協力、日中韓やAPEC等における防災協力の推進を図る地域内防災協力等に取り組んでいる。東日本大震災に際しては、163の国及び地域並びに43国際機関から支援の申出を受け、24の国と地域から緊急援助隊、医療支援チーム及び復旧支援チームを受け入れ、国際機関も我が国において活動を実施した。また、128の国及び地域並びに機関から物資・寄付金を受領した（物資：64件、寄付金：95件（総額約175億円以上）・一部重複あり）。

東日本大震災により得られた知見や教訓は、我が国のみならず国際社会の防災力の向上にも資するものであり、大震災に際して寄せられた多大な支援に報いるためにも、国際社会に対して広く情

報を発信し、共有することによって、国際防災協力を推進する大きな責務がある。

① 国連や国際会議の開催を通じた防災協力の推進

i. 防災グローバル・プラットフォーム会合

「防災グローバル・プラットフォーム会合」は、平成17年に「第2回国連防災世界会議」（開催地：兵庫県神戸市）で採択された国際社会における防災活動の基本的な指針である「兵庫行動枠組2005-2015」（HFA）の進捗状況を点検・評価し、今後の推進方策を検討するため、2年に一回開催される国連主催の国際会議である。

平成25年5月19日から23日にかけてスイス・ジュネーブで開催された「第4回防災グローバル・プラットフォーム会合」には、「明日の安全のための今日の投資～Resilient People, Resilient Planet～」をテーマとし、閣僚級等を含む172カ国の政府機関、国連機関代表の他、地方公共団体、民間団体等から、前回は上回る3,500名以上が参加した。同会議では、各国での防災取組事例の共有のほか、防災の主流化の推進、レジリエントな社会の構築の重要性、気候変動による災害発生頻度の増加への懸念、急速な都市化による都市災害の頻発、災害による経済損失リスクの上昇等様々な側面から防災に関する議論が行われた。

本会議の最終日の閉会式では、日本政府を代表して内閣府大臣政務官がスピーチを行い、その中で「第3回国連防災世界会議」を平成27年3月に仙台市で開催することを全世界に向けて発表した。

ii. 世界防災閣僚会議 in 東北

我が国は、平成24年7月に、世界防災閣僚会議 in 東北を開催した。本会議は、外務省、内閣府、復興庁、国土交通省、JICAが主催し、国連開発計画（UNDP）、UNISDR、UNOCHA、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、一関市、石巻市、福島市が共催した。本会議は、東日本大震災を始め近年の大規模自然災害についての経験と教訓を各国と共有し、事前の備え、緊急対応、気候変動や都市化をはじめとする新たな災害リスクへの対応等様々な側面から防災に関する議論を行い、強靱な社会の構築に向けて、各国の開発計画及び国際協力における防災の主流化に貢献することを目的に開催されたものである。

本会議には、63か国、14国際機関の代表のほか、国際・国内NGO、民間セクターの代表等、約500名が参加した。我が国からは、内閣総理大臣をはじめとして関係閣僚や地方公共団体の長が出席し、議論に参加した。内閣府特命担当大臣（防災）は、閉会式で、国際防災協力の重要性が高まっており、世界各国がレジリエントな社会の構築に取り組まなければならないこと、防災の取組における目標値の設定、評価方法の確立、施策の体系化を検討する必要性、災害を完全に防ぐことは困難との認識に立った上で、減災を目指して、応急対応から復旧・復興までを含めた包括的な取組の重要性、防災の主流化を定着させるため、国際機関や専門機関のさらなる関与の必要性等が確認できたとの総括コメントを行った。

議長総括では、参加各国が、本会議で得られた成果を、平成27年に開催される「第3回国連防災世界会議」へと繋げ、兵庫行動枠組の後継枠組の策定をめぐる議論の重要な基礎とすべきとの認識で一致したと言及された。

iii. 防災と開発に関する仙台会合

平成24年10月に第67回国際通貨基金（IMF）・世界銀行年次総会の特別イベントとして「防災と開発に関する仙台会合」が財務省、世界銀行の共催で宮城県仙台市にて開催された。本会合は、各国の財務省関係者や防災・開発担当者を東日本大震災の被災地に招へいし、我が国の震災、復興の経験を共有すると共に、防災の重要性を訴え、途上国の経済・社会開発の中で防災の取組が強化されることを目指したものである。

本会議の成果として、日本の震災・復興の経験を共有するとともに、途上国の開発のあらゆる側面において、防災の観点を取り込むことを求める「仙台ステートメント」が、財務大臣と世界銀行総裁により共同で発出された。今後、途上国の開発においても防災の主流化が進められることが期待される。

iv. アジア防災閣僚級会議

「アジア防災閣僚級会議」(AMCDRR)は、兵庫行動枠組についてアジア各国の実施状況や推進方策を議論するとともに、アジアにおける災害被害の軽減のための取組の成果と課題を総括するため2年に一度開催される国際会議である。「第5回アジア防災閣僚級会議」は、平成24年10月にインドネシア・ジョグジャカルタ市にて開催された。

日本政府からは、内閣府副大臣が出席し、東日本大震災で得られた教訓を発表し、防災の主流化の推進と、ハードとソフトを組み合わせた減災の重要性を訴えた。また、東日本大震災を経験した日本として、得られた知見や教訓を国際社会により積極的に発信していくこと、及び兵庫行動枠組の後継枠組の議論に積極的に取り組んでいくことについて決意を述べた。

v. 国際復興支援プラットフォーム (IRP)

「第2回国連防災世界会議」で採択されたHFAでは、災害復興過程における災害予防の観点の取り込みの必要性が位置付けられ、このための国際支援の枠組みの強化を図ることが盛り込まれた。これを踏まえて、平成17年5月、我が国をはじめ、UNDP、UNISDR、UNOCHA、国際労働機関 (ILO)、アジア防災センター、世界銀行、国際赤十字・赤新月社連盟 (IFRC) 等との連携により、より良い災害復興のための国際支援の枠組みとして、IRPが設立されている。

平成25年1月にIRPは、内閣府、兵庫県、アジア防災センター等と共に、「国際復興フォーラム2013」を兵庫県神戸市で開催した。本年のテーマは、「都市の力強い復興～防災を取り入れた復興・開発計画づくり～」とし、東日本大震災等、世界各地で発生した災害の経験と教訓を、2015年以降の国際的な防災枠組に役立てるための方策について、活発な意見が交わされた。

また、IRPでは、世界各地での復興における教訓や優良事例をまとめた「分野別復興ガイドンスノート」を作成しており、さらにこれを教材に利用し、各国政府職員を対象としたワークショップを世界各地で実施している。

vi. 国連水と災害に関する特別会合

平成25年3月にニューヨークの国連本部において、国連事務総長、国連水と衛生に関する諮問委員会 (UNSGAB) と水関連災害有識者委員会 (HELP/UNSGAB) の共催により、水と災害に特化した国連初の会合である「水と災害に関する特別会合」が開催された。同会合には、皇太子殿下がご出席になり、日本の災害の記録と現在の防災に関する知恵を結び付けることで、災害に対してより備えのできる社会を構築できる旨の基調講演をなさった。本会合では水関連災害で得られた教訓や優良事例が共有されるとともに、持続可能な開発に向けた水関連災害のリスク削減の方向性について議論がなされ、水と災害を国連における最重要事項に位置付けること、国連に水と災害の対話プロセスを創設すること、2015年より先の開発目標に災害リスク削減に関する具体的な目標を新たに設定すること等について共通認識が得られた。

② アジア・太平洋地域における防災協力

i. アジア太平洋経済協力 (APEC)

「アジア太平洋経済協力」(APEC)において、防災分野は重要な分野の一つに位置づけられており、メンバー国・地域により緊急事態準備作業部会 (EPWG) が組織され、防災の取組に

係る情報交換や共同プロジェクトの実施等が定期的に行われている。

平成24年10月には、ロシア・ウラジオストックにおいて、APEC防災担当高級実務者会合が開催された。日本政府は、内閣府大臣官房審議官が出席し、東日本大震災の教訓、「災害対策基本法」及び防災基本計画の改訂の概要、国際防災協力について説明を行った。また、APEC地域における災害管理能力の向上及び優良事例、復興における民間部門との連携、地域の緊急事態への協力体制整備等をテーマとして、各国・地域から発表及び活発な意見交換が行われた。

ii. 東アジア首脳会議（EAS）

東アジア首脳会議（EAS）は、東アジア地域及び国際社会の重要な問題について、首脳間で率直な対話を行うために、2005年に発足した。現在は、ASEAN10か国に日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド、米国、ロシアを加えた18か国が参加している。

防災は、EASの優先協力分野の一つとされており、平成24年度は、9月に中国、12月にインドが、それぞれ防災ワークショップを開催した。各ワークショップには日本政府代表も参加し、日本の防災対策について発表したほか、メンバー各国との間で知見の共有並びに意見交換を行った。

iii. アジア防災センターの活動

アジア防災センターは、平成10年7月の設立以降、30か国（平成25年3月現在。平成24年12月にイラン・イスラム共和国が新規加入）に及ぶメンバー国とのネットワークを構築するとともに、様々な国連機関、国際機関等と積極的に連携して兵庫行動枠組の推進に取り組んでいる。

アジア防災センターでは、「防災情報の共有」、「メンバー国の人材育成」、「コミュニティの防災力向上」、「メンバー国、国際機関、地域機関、NGOとの連携」を4つの柱として活動を行っている。平成24年度は、メンバー国政府の防災関係職員8名を客員研修員として招へいしたほか、各国政府職員等への研修の実施、東日本大震災の復興状況等に関する調査、第5回アジア防災閣僚級会議等国際会議への参加及び大規模災害発生に伴う人工衛星による緊急観測要請22件への対応等を行った。

また、平成25年1月には、内閣府、UNISDRとの共催により、兵庫県神戸市で「アジア防災会議2013」を開催し、メンバー国や国際機関から約80名が参加した。内閣府からは内閣府大臣政務官が出席し、開会挨拶で東日本大震災から得た教訓を踏まえ、ソフト・ハード両面において災害に強い国づくりを行うことの重要性を強調した。さらに、防災の主流化の更なる推進や、日本の知見を国際社会に発信することによって、2015年に終期を迎える兵庫行動枠組の後継枠組の策定議論にも積極的に参加していきたいと、日本の決意を述べた。

また、同会議では、防災・減災における高度な衛星技術の活用や、民間セクター等多様な主体による災害リスク軽減の取組に関するプレゼンテーションが行われるとともに、災害リスク軽減に向けた世界的な議論及び兵庫行動枠組の後継枠組に向けての方向性が示された。

iv. 東日本大震災に関する専門家会合

内閣府では、東日本大震災から得られた知見・教訓を共有するため、平成23年度に引き続いて「東日本大震災に関する専門家会合」を開催した。

第3回専門家会合は、世界防災閣僚会議 in 東北のサイドイベントとして、平成24年7月に宮城県仙台市で開催された。本会合では、仙台市の復興の現状について、同市復興事業局長が基調講演を行うとともに、大災害からの復興における諸問題並びに過去の災害教訓の役立て方について、国際機関の代表者が発表と意見交換を行った。

第4回専門家会合は、平成25年1月に兵庫県神戸市で開催された。本会合では、国際復興支援プラットフォーム（IRP）が中心となって作成を進める「東日本大震災復興状況報告」につ

いて、中間報告があった。また、過去の巨大災害から得た復興の教訓を、2015年以降の国際的な防災枠組の中でいかに役立てるかについても、参加者の間で議論がなされた。

③ 日中韓等地域内防災協力

i. 日韓防災会議

日本と韓国の二国間協力として、平成11年度から、日韓防災会議を両国で相互に開催しており、平成24年度は、11月に韓国で開催された。本会議は、近年の災害に対する双方の取組について意見交換を行うものであり、日本側からは、「東日本大震災の経験を踏まえた日本の防災対策の見直し」、「首都圏大規模水害対策」、「防災基本計画の修正」について説明を行った。

ii. 日中韓防災協力

平成23年3月に東京で開催された「第4回日中韓サミット」の首脳宣言では、「支援提供・受入れ能力の向上のための、各国の援助実施及び受入れ担当当局及び防災・災害応急対策担当当局間の交流の促進」並びに「種々の災害のパターンを想定した机上演習等の実施の検討」が合意されている。

この合意事項に基づいて、平成25年3月、三国協力事務局の主催により、「第1回日中韓三国防災机上演習」が韓国で実施された。本演習には、日中韓各国政府の関係機関が参加し、韓国で大規模地震が発生したとの想定シナリオの下で、三国間の効果的・効率的な支援・受援の方法について議論を行った。本演習を通じて、平時からの三国間での防災協力の推進や関係者間のネットワークの強化等の重要性が確認された。

このように、我が国は東日本大震災をはじめ過去の災害を通じて蓄積してきた知見や教訓を従来から発信してきている。

平成24年12月の国連総会決議を受け、我が国は第3回国連防災世界会議を平成27年3月に仙台で開催することを決定した。同会議では、平成27年に終期を迎える兵庫行動枠組2005-2015の後継枠組の策定が行われる予定である。東日本大震災の被災地である仙台市で同会議を開催することは、被災地の復興の現状を世界に発信するとともに、防災に関する日本の経験と知見を国際社会と共有し、国際貢献を行う重要な機会である。

今後とも世界各国、特に自然災害に脆弱な開発途上国の人的・物的被害の軽減のため、我が国は国際防災協力の取組をさらに推進していく必要がある。

3 発生が危惧される災害種別ごとの対策取組状況

3-1 地震・津波災害対策

(1) 地震・津波想定の適切な見直し

東日本大震災の経験を踏まえ、防災対策で対象とする地震・津波災害について、想定すべき地震動、津波高等を見直し、地震津波対策を進めていく必要がある。

このため、政府では、地震・津波の発生メカニズムや被害の把握・分析を行い、さらに、地震動推定・津波高等の推計、被害想定、対策の検討に取り組んでいる。

① 地震・津波の想定及び対策の全般的な見直し

これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、甚大な人的・物的被害が生じたことから、中央防災会議では、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会（以下「地震・津波対策専門調査会」）を平成23年4月に設置した。

この地震・津波対策専門調査会では、地震・津波対策の全般的な見直しについて検討し、想定地震・津波の考え方、地震・津波による被害の軽減対策、大規模地震への備え等の今後の災害対策の基礎となる提言を取りまとめた（平成23年9月）。この中で今後、地震・津波の想定に当たっては、津波堆積物調査等の科学的知見に基づき、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設設備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。

これを踏まえ、中央防災会議において、後述するように、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の被害想定の見直しと対策の検討を行っている。

② 地震に関する評価方法及び地震調査研究の在り方の見直し

文部科学省が事務局を務める地震調査研究推進本部地震調査委員会では、東日本大震災の発生を踏まえ、地震の発生する場所、規模、確率の評価（長期評価）手法の改善及び海溝型地震の長期評価について、順次、改訂していくこととしており、平成25年5月には南海トラフの地震活動の長期評価を公表した。さらに、津波による被害軽減に資するよう、長期的な観点から津波の将来予測を行うため、平成25年2月に津波評価部会を設置した。同部会は、同年3月に第1回会合を開催し、今後は津波の長期発生予測のための手法の検討や、津波の長期的発生予測について議論する予定となっている。

また、地震調査研究推進本部では、東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、今後10年間の地震調査研究の方針を示した「新たな地震調査研究の推進について（平成21年4月策定）」を平成24年9月に改訂した。地震・津波等による被害の軽減に確実に貢献する地震調査研究を目指し、海域の地震・津波観測網の着実な整備や、地震調査研究成果の普及・啓発等を図ることとしている。

(2) 南海トラフ巨大地震対策

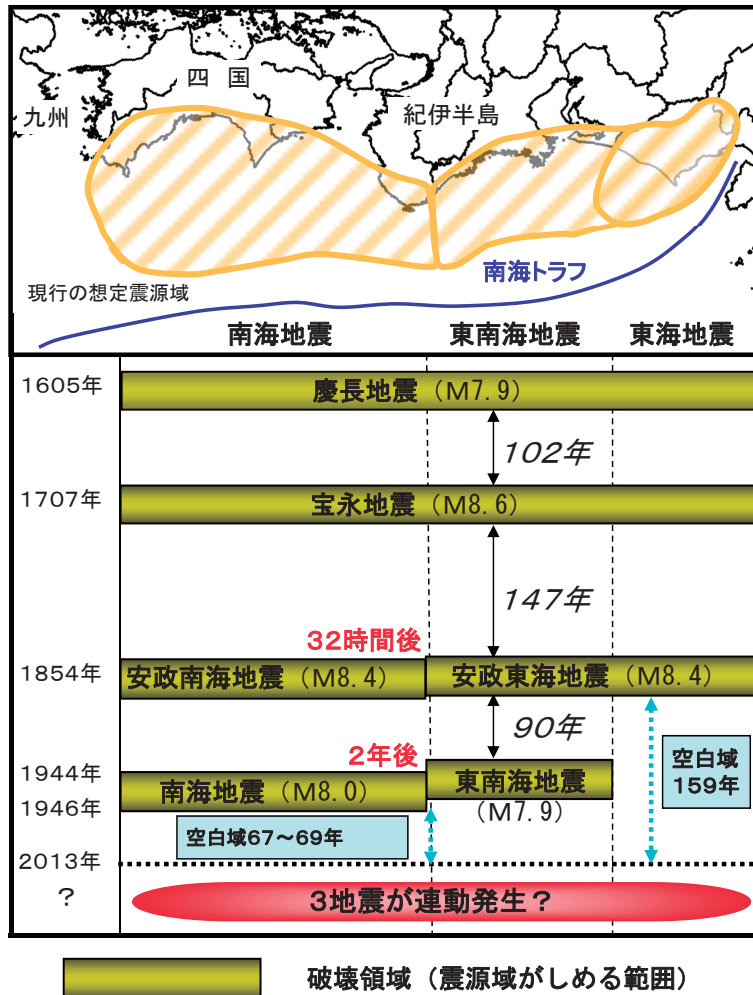
① 南海トラフ巨大地震対策の必要性

駿河湾から九州にかけての太平洋沖のフィリピン海プレートと日本列島側のユーラシアプレートが接する境界に南海トラフは形成されている。南海トラフでは、100年から150年程度の周期でマグニチュード8クラスの海溝型地震が発生しており、東海、東南海、南海地震の三つの震源域が同時あるいは一定の時間差をもって動くことによる地震が過去生じている。

近年では、安政元年（1854年）に安政東海地震と安政南海地震が、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震が、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。東海地震の領域は発生から

159年が経っており、また、東南海・南海地震については前回地震から60年余りが経過していることから、今世紀前半にもこの地域での地震の発生が懸念されている（図表1-3-33）。

図表1-3-33 1600年以降に南海トラフで発生した巨大地震



出典：内閣府資料

② 最大クラスの地震・津波の考え方

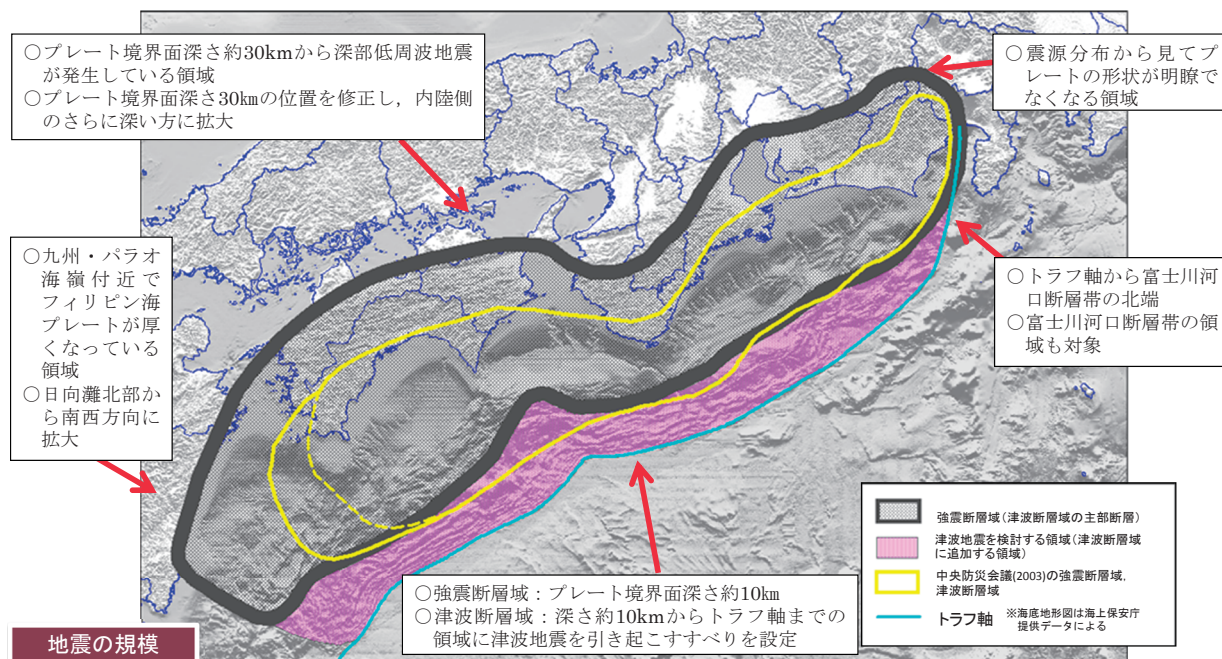
従来の南海トラフで発生する大規模な地震の想定は、過去に発生した地震と同様な地震に対して備えることを基本として、過去数百年に発生した地震の記録を再現することを念頭に地震モデルを構築してきた。しかし、地震・津波対策専門調査会の考え方に基づき、最大クラスの地震・津波について検討を進めていくことが必要となった。これにより、科学的知見に基づき想定すべき最大クラスの地震・津波を検討するため、内閣府に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置した(平成23年8月)。

検討会では、まず、南海トラフで発生した過去の地震について、古文書調査、津波堆積物調査、遺跡の液状化痕跡調査及び地殻変動調査をもとに検討し、宝永4年(1707年)の宝永地震時を上回る津波が2000年前に発生している可能性があること等を整理した。

一方で、現時点の資料では、過去数千年間に発生した地震・津波を再現しても、それが今後発生する可能性のある最大クラスの地震・津波とは限らないため、地震学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した巨大地震モデルを構築することとした。具体的には、プレート境界の形状等の断層モデルに係る科学的知見を踏まえ、最大クラスの想定震源断層域を設定することとした。

この考え方に基づいて、平成23年12月の中間取りまとめでは、南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域を設定し、中央防災会議が平成15年に公表した従前の東海・東南海・南海地震の想定震源断層域よりも大きく拡大することとなった（図表1-3-34）。

図表 1-3-34 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



地震の規模	南海トラフの巨大地震		参考			
	(津波断層モデル)	(強震断層モデル)	2011年 東北地方太平洋沖地震	2004年 スマトラ島沖地震	2010年 チリ中部地震	中央防災会議(2003) 強震断層域
面積	約14万km ²	約11万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.1	9.0	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

③ 最大クラスの震度分布・津波高

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、平成24年8月29日に、最大クラスの震度分布・津波高・浸水域等（10mメッシュ）の推計結果を第2次報告として取りまとめた。

推計した震度分布・津波高・浸水域等は、地震・津波対策専門調査会の報告書の考え方に沿ったものである。特に、津波高・浸水域は、地震・津波対策専門調査会の報告書に示されている二つのレベルの津波のうち、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に相当するものを推計している。

今回の推計は、東北地方太平洋沖地震のデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。この最大クラスの地震・津波は、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予測したのではなく、その発生時期を予測することは出来ないが、その発生頻度は極めて低いものであることに留意する必要がある。

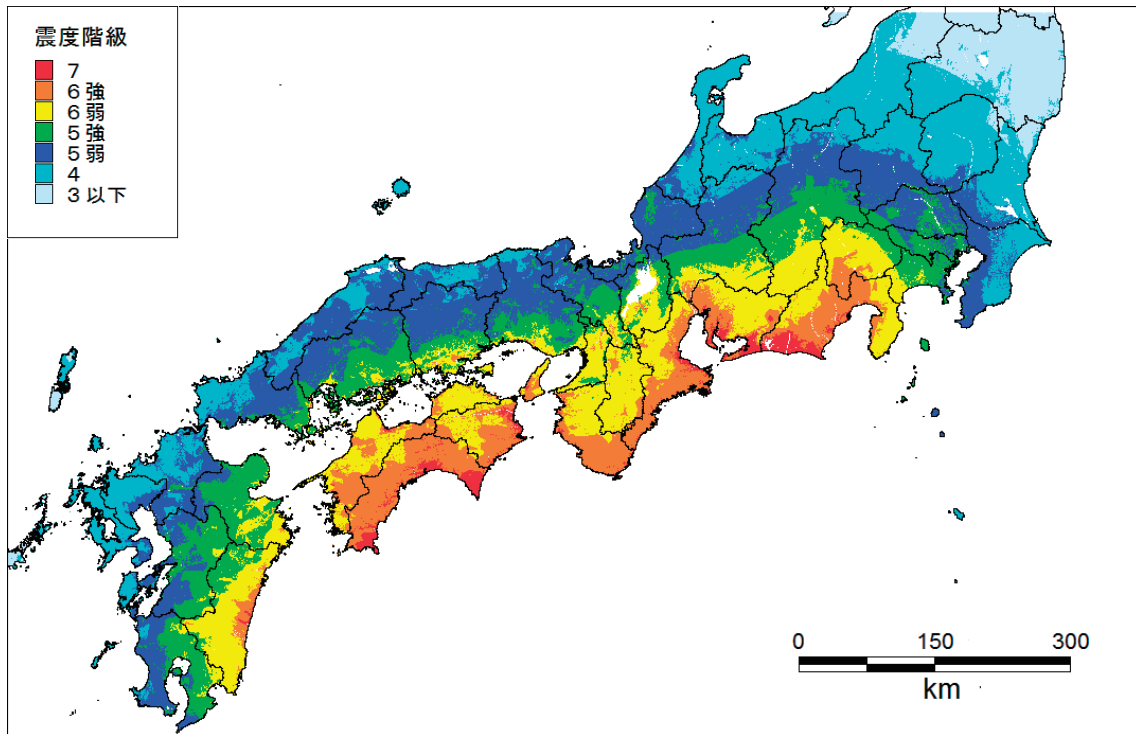
④ 震度分布の推計結果

震度分布は、強震波形計算による震度分布4ケース及び経験的手法による震度分布、計5つの震度分布を推計した。防災対策の前提とすべき震度分布は、これらの震度の最大値の分布図とした。その結果は、図表1-3-35のとおりで、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で強い揺れが

想定される。

具体的には、震度6弱が想定される地域は21府県292市町村、震度6強が想定される地域は、21府県239市町村、震度7が想定される地域は10県151市町村である（市町村数には政令市の区を含む（以下同じ））。

図表 1-3-35 震度の最大値の分布図



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

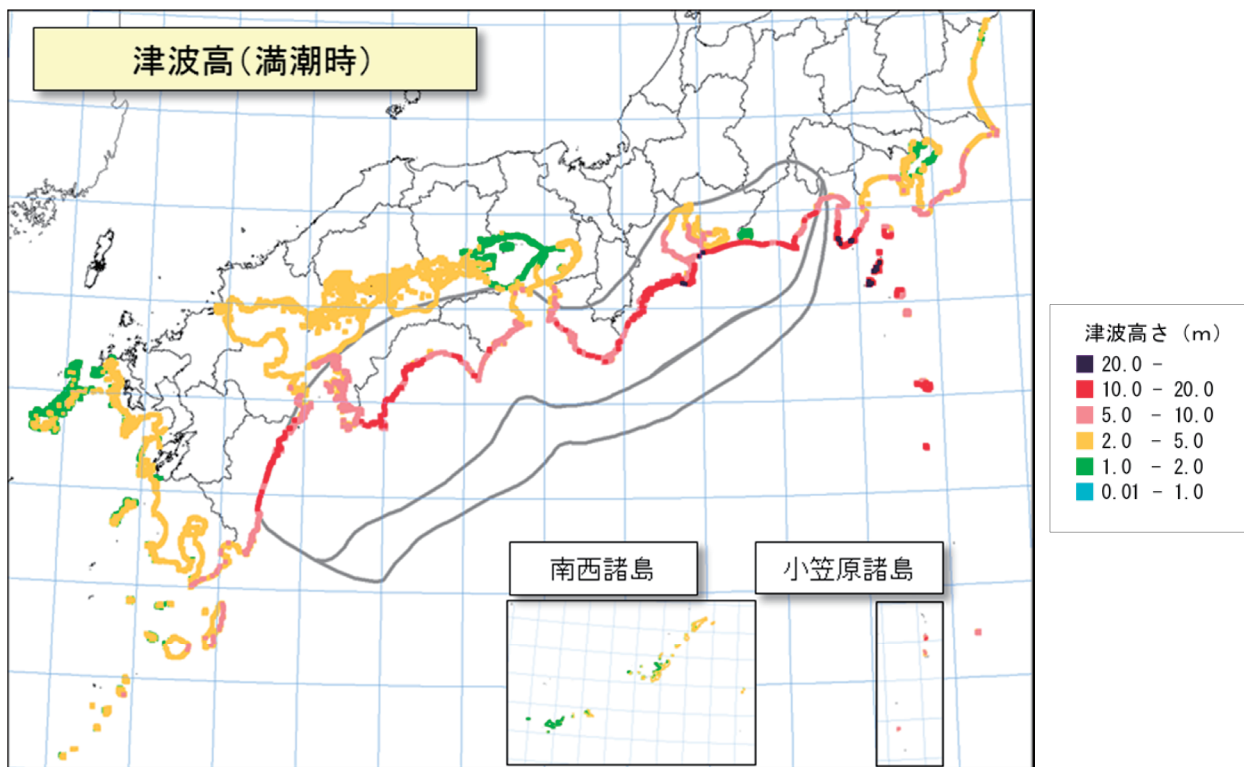
⑤ 津波高及び浸水域等の推計結果

東北地方太平洋沖地震や世界の巨大地震の特徴等を踏まえ、最大クラスの津波断層モデルを設定し、最小10m間隔で構築した地形データを用い、海岸の津波高、陸上への浸水を推計した。

推計は、「基本的な検討ケース」（計5ケース）と「その他派生的な検討ケース」（計6ケース）の計11ケースで行った。結果を概観すると、津波高は、大きな断層すべりの領域（大すべり域、超大すべり域）が設定された地域が他に比べ高くなっている。ケース①の津波高の平均値（満潮位）の高さ別市町村数は、5m以上は124市町村（13都県）、10m以上：21市町村（5都県）である。

浸水域は、極めて広い範囲が想定され、最大となるケースは約1,015km²である。「駿河湾～紀伊半島沖」に大きな被害が想定されるケース①の浸水面積別市町村数は、1,000ha以上2,000ha未満が17市町村、2,000ha以上3,000ha未満が5市町村、3,000ha以上が2市町村である。

図表 1-3-36 最大クラスの津波高



出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

⑥ 今後の推計予定

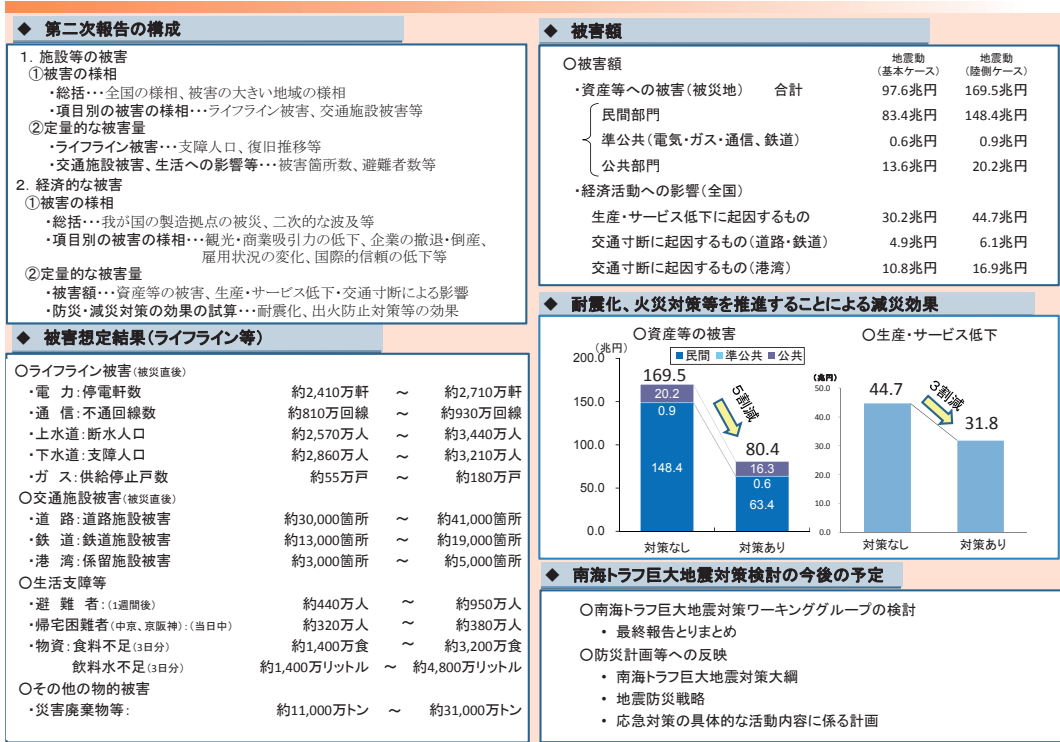
「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、超高層ビルや大型石油備蓄タンクと共振して被害をもたらすおそれのある、長周期地震動等について検討を進めている。

⑦ 現在の取組

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による震度分布や津波高等の推計結果を受けて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に新たに「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置した(平成24年3月7日)。このワーキンググループにおいて、7月に津波に強い地域構造の構築や安全で確実な避難の確保等を内容とする中間報告を、8月に人的被害・建物被害の想定結果を、平成25年3月に経済被害等の想定結果(図表1-3-37)を、5月に最終報告を取りまとめた(図表1-3-38)。今後、南海トラフ巨大地震対策大綱、地震防災戦略等を策定し、ハード・ソフト一体となった防災対策を推進していく予定である。

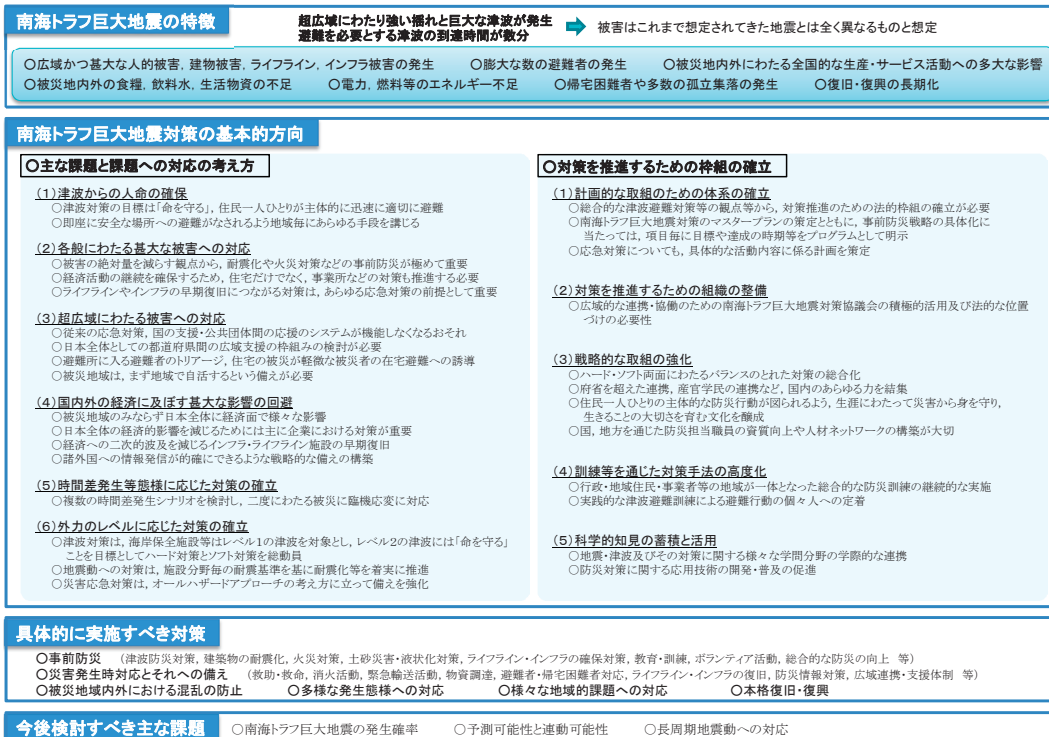
また、国、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等の官民の関係機関が、平素から幅広く集まり、相互の連携を確実にしておくことが必要であることから、「南海トラフ巨大地震対策協議会」を設置し、第1回協議会を開催した(平成24年6月4日)。

図表 1-3-37 南海トラフ巨大地震による被害想定（第二次報告）について



出典：内閣府資料（平成25年3月18日公表）

図表 1-3-38 南海トラフ巨大地震対策について 最終報告 概要



(3) 首都直下地震対策

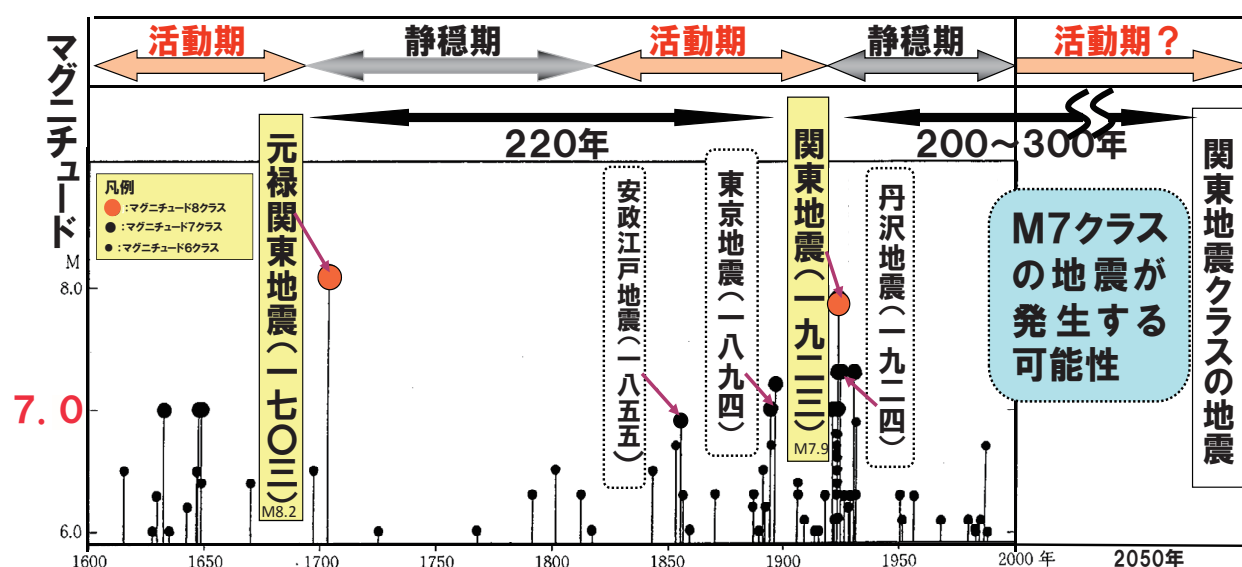
① 首都直下地震対策の必要性

首都圏において、大規模な首都直下地震が発生し、政治、行政及び経済の中核機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が及ぶとともに、海外への被害の波及が懸念される。

また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念される場所である。

首都圏では、大正12年に発生した関東地震（関東大震災）のような海溝型のマグニチュード8クラスの巨大地震が200～300年間隔で発生するものと考えられている。現在、関東地震から約90年を経過したところであり、次の海溝型巨大地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられている。一方、次の海溝型の地震に先立って、マグニチュード7クラスの「首都直下地震」が数回発生することが予想されており、その切迫性が指摘されている。

図表 1-3-39 1600年以降に南関東で発生した地震（M6以上）



出典：内閣府資料

② 最大クラスの地震の考え方

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」（平成15年5月～平成17年7月）では、18パターンの首都直下地震を想定し、切迫性が高い地震であること、都心部の揺れが強いこと、震度6弱以上の強い揺れの分布が広域であること等から、北米プレートとフィリピン海プレートとの境界で発生する「東京湾北部地震」を中心に被害想定及び対策の検討を行った。

しかし、南海トラフ巨大地震と同様に、地震・津波対策専門調査会の報告書の考え方を踏まえ、これまで想定対象としてきたマグニチュード7クラスの地震の検証・見直しを行うとともに、相模トラフ沿いで発生する規模の大きなマグニチュード8クラスの地震も想定対象に加えることとした。これらの検討を行うために、内閣府に「首都直下地震モデル検討会」を設置（平成24年5月）し、新たな震度分布・津波高等の検討を進めている。

③ 首都中枢機能の継続性の確保

中央省庁等の首都中枢機関は、首都直下地震対策大綱において、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、業務継続計画を策定することとされている。

東日本大震災の課題と教訓を踏まえ、業務継続計画の更なる充実・強化を図るため、平成24年

3月、5月及び8月に、各省庁間において、非常時に優先して実施すべき業務の絞込みや、これら業務を実施するための要員の確保等に関し、申合せを行った。

各省庁において、これらの申合せを踏まえ、業務継続計画の見直しを進めているとともに、今後、政府全体として、業務継続に関する省庁横断的な事項や各省庁の業務継続計画の作成の基準となるべき事項を定める業務継続計画を策定することとしている。

④ 帰宅困難者等対策

東日本大震災時には、首都圏において約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生した。このことは、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

帰宅困難者等対策は、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等への情報提供、駅周辺等における混乱防止、徒歩帰宅者への支援、帰宅困難者の搬送等、多岐にわたる。また、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、首都直下地震による多数の死傷者・避難者が想定される中にあって、行政機関による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

このため、帰宅困難者等対策を強化するためには、国、地方公共団体、民間企業等が連携・協働して取組を進めることが重要である。

内閣府と東京都は、帰宅困難者等対策について、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討するため、関係機関の協力を得て、平成23年9月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置した。また、その下に具体的な対策を検討する幹事会、個別の課題を検討する3つのワーキンググループを設置した。

約一年にわたり平時における事前準備や災害時における行動の在り方について活発な議論を重ね、平成24年9月に最終報告を取りまとめた（図表1-3-40）。

最終報告の内容は以下のとおりである。

i. 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、第2回協議会において決定した「一斉帰宅抑制の基本方針」の下で、関係機関等は「企業等における施設内待機」及び「大規模集客施設や駅等における利用者保護」の取組を進める。

ii. 一時滞在施設の確保

帰宅困難者等を一時的に受け入れるための「一時滞在施設」の運営方法を明確にすること等により、「一時滞在施設」を可能な限り確保する。

iii. 帰宅困難者等への情報提供

帰宅困難者等へ適時・適切な情報を提供するため、情報提供に関し、関係機関等の連携や平時からの取組等を推進する。

iv. 駅周辺等における混乱防止

地方公共団体は、駅周辺の事業者や学校等からなる「駅前滞留者対策協議会」の設置を推進する。

v. 徒歩帰宅者への支援

長距離を徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者を支援するため、「災害時帰宅支援ステーション」の充実や認知度向上、「帰宅支援対象道路」の拡大や地域での取組等を推進する。

vi. 帰宅困難者の搬送

災害時要援護者を基本とした帰宅困難者の搬送について、今後、「帰宅困難者搬送マニュアル（仮称）」を策定する。

vii. ガイドラインの策定

帰宅困難者等の対策について、五つのガイドライン（「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」、「大規模な集客施設や駅等の利用者保護ガイドライン」、「一時滞在施設の確保及び

運営のガイドライン」,「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」,「駅前滞留者対策ガイドライン」)を策定した。

最終報告を踏まえ、残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、対応策を検討するため、平成25年1月に「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、実務的な検討を継続して行っている。

また、帰宅困難者対策も含めた都市の防災機能の向上を図るため、平成24年度に「都市再生特別措置法」が改正され、都市再生安全確保計画制度が創設された。今後、大規模な地震の発生に備え、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の整備等のハード対策、退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供及び避難訓練等のソフト対策を定めた都市再生安全確保計画の作成により、官民の連携による都市の安全確保対策を進めることが重要である。

図表 1-3-40 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」概要

平成24年9月10日 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会	
第1章 はじめに	
<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化 ○首都圏の住民、市区町村、企業、主要ターミナル駅を対象に3月11日の帰宅困難者等対策の実態について調査し、課題と現在の取組状況を分析 ○検討の前提として平日昼12時発生の東京湾北部地震(M7.3)を想定 ○各主体が、ガイドラインを参考に積極的に取り組んでいくことにより、社会全体における帰宅困難者対策の底上げを図る 	
具体的な取組内容	
第2章 一斉帰宅の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ○一斉帰宅抑制の基本方針(平成23年11月22日決定) ○企業等における施設内待機 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等における施設内待機計画の策定、備蓄量や備蓄品目の例示 ・外部の帰宅困難者のために10%余分に備蓄等を推奨 ・従業員、家族等の安否確認手段の確保 ・帰宅ルールの設定(段階的帰宅や集団帰宅等) ・「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」の策定 ○大規模な集客施設や駅等における利用者保護 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者保護等に関する計画の策定 ・災害時要援護者が必要とする優先スペースの確保等 ・隣接した施設との連携による安全の確保 ・「大規模な集客施設及び駅等の利用者保護ガイドライン」の策定 	第4章 帰宅困難者等への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者等に提供すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> ・「むやみに移動を開始しない」、帰宅困難者の安全確保情報・帰宅情報 ○情報提供における関係機関間の連携と情報の流れ <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信主体別に発信すべき情報の内容と情報伝達手段のフローの作成 ○関係機関等に求められる平時からの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者への情報提供のためのポータルサイトや専従部門を設置 ・アプリの開発等の民間の取組を促すような情報の公表 ○「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」の策定
第3章 一時滞在施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○一時滞在施設の対象施設、開設基準、施設管理者の役割 ○発災後最長3日間の開設を標準、3.3㎡につき2人の収容を目安 ○各機関における一時滞在施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等は、市区町村と協定を締結して一時滞在施設を提供 ○施設の安全を確保するための配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性を満たした建物であること ・建物や設備等の安全点検のためのチェックリストの例示 ・施設利用案内を施設の入口等に提示 ○行政の支援策 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の実情に応じた運営マニュアルの整備や支援策の具体化 ○「一時滞在施設の確保と運営のガイドライン」の策定 	第5章 駅周辺等における混乱防止 <ul style="list-style-type: none"> ○駅前滞留者対策協議会の設立の促進 ○地域の行動ルールの策定 <ul style="list-style-type: none"> ・組織単位毎の取組(自助)、地域が連携する取組(共助)のルール化 ○「駅前滞留者対策ガイドライン」の策定
第8章 協議会構成員による帰宅困難者等対策の取組状況 <ul style="list-style-type: none"> ○本協議会における検討と並行して協議会構成員等において進めてきた帰宅困難者等対策の取組状況を整理 	第6章 徒歩帰宅者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○災害時帰宅支援ステーションの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・認知度向上(ステッカーの統一化の検討、のぼりの設置) ○帰宅支援対象道路 <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅支援対象道路の拡大や地域での取組を充実
第9章 終わりに <ul style="list-style-type: none"> ○残された課題や新たに顕在化する課題について情報を共有するとともに、実務的な検討を継続して行うため、連絡調整会議を新たに設置 	第7章 帰宅困難者の搬送 <ul style="list-style-type: none"> ○帰宅困難者等の搬送シミュレーション <ul style="list-style-type: none"> ・特別搬送者を最優先とすることを想定 ○特別搬送者を対象とした搬送オペレーション <ul style="list-style-type: none"> ・搬送開始時期、搬送拠点とルートの方考 ・今後「帰宅困難者搬送マニュアル(仮称)」を策定

出典：内閣府資料

⑤ 現在の取組

首都直下地震対策については、東日本大震災を踏まえて、これまでの切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震に加えて、相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震も対象地震として、新たな対策を検討していくこととしている。そのため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し(平成24年3月7日)、第1回会合を4月25日に開催した。切迫性の高い首都直下地震については、できる対策を早期に進めて行くことが重要であることから、首都中枢機能確保対策等を中心として、平成24年7月に、中間報告(図1-3-41)を取りまとめたところであり、「首都直下地震モデル検討会」における震度分布・津波高の検討を踏まえ、被害想定や首都直下地震対策の見直しを行う予定としている。

また、国、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等の官民の関係機関が、平素から幅広く集まり、相互の連携を確実にしておくことが必要であることから、「首都直下地震対策協議会」を設置し、第1回協議会を開催した（平成24年4月23日）。

図表 1-3-41 首都直下地震対策について 中間報告 概要

中間報告の位置づけ		平成24年7月19日
<p>○首都直下地震は、我が国の存亡に関わるものであり、東日本大震災を踏まえ、現行の首都直下地震対策を検証し、その充実・強化を図ることは喫緊の課題</p> <p>○中間報告は、これまでの対策では十分ではない分野を中心として被害想定を待たずとも取り組むべき対策（当面取り組むべき対策）と今後重点的に検討すべき課題について整理</p> <p>○今後、「首都直下地震モデル検討会」における想定地震の見直しを受けて、被害想定を行い、予防、応急、復旧・復興対策を含めた首都直下地震対策の全体像を最終報告としてとりまとめ</p>		
<p>当面取り組むべき対策</p>		
<p>政府の業務継続の在り方</p>	<p>膨大な数の帰宅困難者等への対策</p>	
<p>政府全体としての業務継続体制の構築：「政府業務継続方針」の策定 政府から事業者まで一貫した社会全体としての事業継続体制の構築 政府としての情報収集・発信体制の確保：情報収集・発信内容の事前準備 業務継続のための資源の確保：職員、庁舎、情報システムの確保 政府全体としてのバックアップ機能の確保方針の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京圏内のバックアップ：立川広域防災基地周辺などに代替拠点 ○東京圏外のバックアップ：大規模地震の現地対策本部・地方支分部局等の集積都市（札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡等）からあらかじめ代替拠点を選定 ○全国の地方支分部局等における業務代行の推進 ○政府の業務継続を支える事業者との連携の確保 <p>業務継続計画のPDCAサイクルの確立 等</p>	<p>「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」の検討結果に基づき、取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「むやみに移動を開始しない」基本原則の徹底 ・官民連携による一時滞在施設の確保 ・帰宅困難者等への情報提供体制の構築 ・駅周辺等における混乱防止体制の構築 ・徒歩帰宅者への支援体制の構築 ・帰宅困難者の搬送体制の構築 ・国内外からの来訪者への支援 	
<p>膨大な数の避難者への対策 避難所と避難場所の明確化、避難所への避難者の減少対策（家庭内備蓄の促進等）、避難所の確保、避難所への必要な物資の供給体制の確立、広域避難の枠組みの構築、応急住宅の提供体制の構築</p>		
<p>対策推進のための仕組み・体制の整備</p> <p>【推進組織】官民の連携強化のための「首都直下地震対策協議会」の活用 【計画の作成】これまでの「首都直下地震対策大綱」、「首都直下地震の地震防災戦略」、「首都直下地震応急対策活動要領」等の見直し 【支援措置等】官民連携等を推進するための支援措置の検討、首都直下地震を対象とした特別法を含めた制度的枠組みの在り方の検討</p>		
<p>最終報告に向けて引き続き検討すべき主な事項</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ○甚大な火災被害への対策 ○予防対策の重点的な実施 ○地域防災力、防災意識の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○膨大な被害に対応した災害応急体制の充実・強化 ○首都の経済機能を支える企業防災力の向上 ○相模トラフ沿いの最大クラスの地震に対する津波対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会の安定化のための対策 ○迅速な首都の復旧・復興対策の在り方 ○複合災害への対応 ○調査・研究の推進

出典：内閣府資料

（４）津波避難対策の強化

① 津波警報の改善

東北地方太平洋沖地震で発表した津波警報等においては、津波警報の第1報で推定した地震規模の過小評価、広帯域地震計の測定範囲を超える地震波の発生による更新報発表の遅れ等様々な教訓があった。気象庁は、これらの教訓を踏まえ、津波警報の改善に向けた検討を進め、津波警報の技術的改善を図るとともに、より避難行動に結びつくよう情報文の内容を改善し、平成25年3月7日正午から新しい津波警報等情報文の運用を開始した。

津波警報は、避難に要する時間をできるだけ確保するよう地震発生後3分を目標に発表する従来の方針は堅持し、津波の波源の推定に不確定性があるうちは安全側に立った第1報を発表し、その後得られる地震及び津波観測データ等の解析に基づき、より確度の高い津波警報に更新する。また、地震発生直後の停電等により津波警報が伝わらないことが想定されることや、情報を待って避難が遅れることのないよう「強い揺れを感じたら自らの判断で避難する」ことの基本を周知徹底したうえで津波警報を効果的に機能させることを基本方針とした。

具体的には、マグニチュード8を超えるような巨大地震や津波地震では、地震規模を3分程度で正確に推定することは困難であることから、推定した地震規模の過小評価の可能性を速やかに認識する監視・判定手法を導入し、推定した地震規模が過小である可能性がある場合は、当該海域で想

定されている最大の地震規模又は想定断層を用いて津波警報の第1報を発表する。この場合、通常の地震とは異なる非常事態であることを伝えるため、予想される津波の高さを「巨大」（大津波警報の場合）、「高い」（津波警報の場合）と表現することとした。

また、大きな揺れでも振り切れにくい広帯域強震計を整備・活用し、巨大地震であっても地震発生約15分程度後までにマグニチュードを適切に求め、これを用いてより確度の高い津波警報の更新報を発表する。この場合の予想される津波の高さは数値で発表する。

発表する津波の高さ予想の区分は、津波予測の誤差やとりうる防災対応の段階等を考慮し、従来の8段階（0.5, 1, 2, 3, 4, 6, 8 m, 10m以上）から5段階（1, 3, 5, 10m, 10m超）に変更した。

実際に津波を観測した際には津波観測に関する情報を発表するが、初期段階の小さな津波の観測値をそのまま発表した場合、今回の津波は小さいものとの誤解を与えるおそれがあることから、観測された津波の高さが予想より十分低い段階では「観測中」として発表する。さらに、沖合の津波観測施設において実際に津波を観測したことをいち早く伝えるため、沖合の津波観測に関する情報を新たに設け、GPS波浪計のほか、より沖合に設置しているケーブル式・ブイ式海底津波計による津波の観測値及び観測値から推定される沿岸での津波の高さ等を発表することとした。なお、推定される沿岸での津波の高さが予想より高い可能性があるときは、直ちに津波警報を更新する。

② 地震・津波の観測・調査

文部科学省では、地震・津波の観測・監視体制の強化を目的として、東南海地震想定震源域では「地震・津波観測監視システム（DONET）」の整備を完了し、南海地震想定震源域においても平成27年度の本格運用を目指し、整備を進めているところである。東北地方太平洋沖を中心とした日本海溝沿いにおいても、ケーブル式海底地震・津波計（「日本海溝海底地震津波観測網」）を、平成27年度の本格運用を目指し、整備を進めているところである。いずれの観測網においても、平成24年度は観測機器の製造や敷設ルートの事前調査等を行った。これらの観測網のデータは、緊急地震速報や津波警報等の地震発生時の災害情報の高度化に貢献するとともに、地震・津波の将来発生予測等に活用される予定である。

また、「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究（プロジェクト実施期間：平成20～24年度）」では、東海・東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波・地殻変動等の観測やシミュレーション研究、被害予測研究等を行った。本プロジェクトの成果はこれらの地震が将来連動して発生する可能性等に関する政府の検討や、内閣府が作成する想定震源域のモデルの検討に貢献した。

③ 津波避難対策に関する検討の推進

中央防災会議「防災対策推進検討会議」に設置した「津波避難対策検討ワーキンググループ」において、平成24年7月、最終報告を取りまとめた（図表1-3-42）。

具体的には、素早い避難は最も有効で重要な津波対策であること、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること、その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を後押しする対策と位置付けるべきものであることを基本的考え方とし、揺れたら避難といった「主体的な避難行動の徹底」、多様な情報伝達手段の整備等の「避難行動を促す情報の確実な伝達」、避難場所・避難施設の整備等の「より安全な避難場所の確保」、地域性を考慮した具体的な津波避難計画の策定、徒歩避難の原則と自動車避難の限界等の「安全に避難するための計画の策定」、防災教育を行う人材の確保等の「主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育の推進」を内容とする今後の津波避難対策を取りまとめた。

図表 1-3-42 津波避難対策検討ワーキンググループ 報告概要

津波避難対策の基本的考え方

素早い避難は、最も有効で重要な津波対策である。
津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となる。
その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、全て素早い避難の確保を後押しする対策と位置づけるべきものである。

今後の津波避難対策の具体的な方向性

主体的な避難行動の徹底

○「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」「大津波警報等を見聞きしたら避難」の徹底

避難行動を促す情報の確実な伝達

- 津波警報・津波情報発表の改善
- 地震・津波の観測体制や津波予測の充実・強化
- 情報の受け手を踏まえた多様な情報伝達手段の整備
防災行政無線、J-ALERT、テレビ、ラジオ、携帯電話等のあらゆる手段を活用した情報の伝達
- 避難に活用するための津波ハザードマップの整備
・最大クラスの津波による浸水想定区域、地盤標高等の情報を記載
・海抜表示や誘導標識等の現地表示の充実

より安全な避難場所の確保

- 海岸保全施設等の整備
海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波高に対応できる地域状況に応じて整備し、津波から地域をできるだけ防御する
- 避難場所・避難施設の整備
・避難場所・避難施設は最大クラスの津波高への対応を目指す
・海岸保全施設等の整備に時間がかかること等を勘案し、暫定的な措置として最低でも比較的発生頻度の高い津波には対応するように避難場所等の確保を着実に進める
- 津波防災地域づくりの推進

安全に避難するための計画の策定

- 地域性を考慮した具体的な津波避難計画の策定
・住民、自主防災組織、消防機関、警察等の様々な主体が参画し、地域の実情を考慮した具体的な避難計画を策定
・津波避難訓練で明らかになった課題、津波防災対策の実施、社会条件の変化に応じて見直し
- 徒歩避難の原則と自動車避難の限界
・津波発生時の避難は徒歩避難が原則
・自動車避難を検討せざるを得ない場合は、限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成
- 避難誘導・避難支援等に関するルールの取り決め
・避難支援の行動内容・退避の判断基準を取り決め、地域での相互理解を促進
- 避難支援者の負担軽減のための取組
・通信手段の充実、水門等の自動化・遠隔操作化・耐震化、陸間の常時閉鎖や廃止
- 地域と行政等が連携した災害時要援護者の把握と避難支援内容の検討
- 社会福祉施設、病院、学校、企業、集客施設及び地下施設等における対策の推進

主体的な避難行動を取る姿勢を醸成する防災教育の推進

- 体系立った防災教育の実施
・子どもへの防災教育の継続による防災文化の構築
・東日本大震災の教訓を後世に伝える教育・研修の内容や学習計画のひな形を示す
- 防災教育を行う人材の確保
・教職員への防災教育に関する研修体制の整備
・教員養成課程における防災科目の必修化
- 実践的な避難訓練の推進
○行政、学校、地域社会、家庭、企業等の連携

出典：内閣府資料

④ 市町村における津波避難対策の推進

消防庁では、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波に対する地方公共団体の取組を推進するため、平成24年6月から有識者や地方公共団体関係者等を委員とする検討会を開催し、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を公表するとともに、地方公共団体に通知した（平成25年3月）。

報告書では、平成14年3月に作成した都道府県が市町村に示す「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」について、東日本大震災の教訓や知見、それに基づく制度の見直しのほか、2市町において実施したワークショップや津波避難訓練の内容を反映している。

今後は、津波避難の専門家を市町村に派遣するなど、引き続き市町村における津波避難計画の策定を促進していくこととしている。

内閣府、農林水産省及び国土交通省は、平成16年3月に、市町村等における津波及び高潮ハザードマップの作成を支援するため、「津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。

東日本大震災において広域に大津波が発生し、大きな被害をもたらしたことを踏まえ、平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が制定され、津波災害警戒区域を含む市町村において津波ハザードマップの作成が義務付けられた。また、「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告（平成24年7月）において、東日本大震災では、津波ハザードマップの浸水想定を超えて浸水した地域が多かったことや住民の認知度が必ずしも高くなかったこと等の課題が示され、同マニュアルの見直しの必要性が指摘された。

これらを踏まえ、同マニュアルについて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波・高潮による浸水想定を基本とすることや、住民の認知・理解を促進するハザードマップの利活用方法の充

実等を内容とする改訂を進めている。

3-2 大規模水害対策

(1) 大規模水害対策の必要性

平成17年8月末にアメリカ合衆国南東部を襲った大型のハリケーン・カトリーナによる災害では、ニューオーリンズ市域の約8割が浸水し、浸水期間は約1か月半に及んだ。被災建物は約30万棟に及び、約1,800人が亡くなるとともに、通信、電力を始めとするライフライン、教育施設、医療機関等社会基盤の多くが被災した。また、平成20年のサイクロン・ナルギスやハリケーン・グスタフ、平成21年の台風第8号（莫拉克（モラク）台風）による台湾での水害、平成23年のタイの水害等、近年世界的に大規模な水害が多発している。

我が国においても、短時間強雨の発生頻度が増加傾向にあり、さらに、地球温暖化による大雨の頻度の増加や海面水位の上昇、極めて強い台風の発生等防災面から懸念される予測が出されている。

これまで、治水施設等の整備は着実に進められてきており、相当程度の洪水までは対応できるようになってきているが、現段階では治水施設等は整備途上であり、大規模な洪水等により被災する可能性が常に存在している。加えて、高齢化社会の到来により災害時要援護者の増加、旧来型の地域コミュニティの衰退、水防団員の減少等、地域防災力が低下し、氾濫した場合の備えがますます重要になってきている。

さらに、首都圏は、利根川や荒川等大河川の洪水氾濫や高潮氾濫が発生した場合の浸水区域に存在し、東京湾周辺にはゼロメートル地帯が広がっており、それらの地域には政治、行政及び経済機能が集積している。そのため、大河川の洪水氾濫や高潮氾濫が発生した場合には、甚大かつ広域的な被害が想定される。

(2) 大規模水害対策の現状等

このような状況を踏まえ、首都圏において甚大な被害の発生が予想される利根川及び荒川の洪水並びに東京湾の高潮による氾濫を対象とし、大規模な水害が発生しても被害を最小限にとどめる対策を検討するため、中央防災会議の下に「大規模水害対策に関する専門調査会」（以下「大規模水害専門調査会」という。）を設置した（平成18年6月）。

大規模水害専門調査会は、平成22年3月までに20回開催され、これまでに利根川・荒川流域の氾濫地形の把握や氾濫形態の類型区分、詳細な排水計算モデルの構築を行い、洪水氾濫時の浸水想定を公表するとともに、国内では初めて洪水氾濫による死者数、孤立者数等の人的被害の想定や、超過洪水（約1000年に1度の発生確率の洪水）時の被害想定等を行った。また、平成21年1月には、荒川堤防決壊時における地下鉄等の浸水想定について結果を取りまとめ、公表した。

国土交通省においては、平成21年4月に、東京湾沿岸の現時点での高潮防護能力の検証及び長期的な気候変化に対するリスクの把握を目的とした高潮浸水想定を公表し、その後、被害想定を検討を実施した。

(3) 現在の取組

大規模水害専門調査会での被害想定結果や過去の大規模水害時の状況等を踏まえ、逃げ遅れた者の被災回避、孤立者の救助・救援、災害時要援護者の被害軽減、地下空間や、病院等における被害軽減、住民や地域の防災力の向上、公的機関等の業務継続性の確保、ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧、氾濫拡大の抑制と排水対策の強化等について、平成24年9月、首都圏大規模水害対策大綱を取りまとめた（図表1-3-43）。

また、膨大かつ広域にわたる被災者の発生への対応は、河川管理施設等のハード対策と適時・的確な避難を中心とするソフト対策を組み合わせる必要がある。広域的な水没の危険に備え

て、円滑な避難誘導が可能となるよう、地方公共団体と国等との連携のもと、避難シナリオや避難計画の策定を進めるとともに、広域避難の実施体制を整備する必要がある。

図表 1-3-43 首都圏大規模水害対策大綱の概要

対策の基本的方向

- リスクを分散して壊滅的な被害を回避する対策を講じる。
- 国家百年の計として長期的な展望を持ち、問題解決に向けて計画的な取り組みを実施する。
- 国による主導のもと、地方公共団体間で事前調整を図る。
- 大規模水害に対する社会全体の意識啓発を促し、あらゆる関係主体が相互に連携して総力をあげて対策に取り組む。

1. 適時・的確な避難の実現による被害軽減

- 広域避難対策の強化
 - ・ 地方公共団体間で整合性のとれた広域避難計画の策定
- 避難率の向上
 - ・ 具体的な被災イメージや避難計画、避難場所の周知・広報
- 災害時要援護者の被害軽減
- 逃げ遅れた場合の被災回避
- 孤立者の救助・救援
 - ・ 救助活動の拠点として利用可能な施設の確保、救助体制の整備
- 地下街等における被害軽減
 - ・ 地下街等の所有者又は管理者で構成された協議会等による避難確保計画の策定
- 病院及び介護・福祉施設等における被害軽減
 - ・ 孤立した場合を想定した施設・設備等の設置及び備蓄・調達体制の強化

2. 公的機関による応急対応力の強化と重要機能の確保

- 公的機関の業務継続性確保
 - ・ 大規模水害に対応した業務継続計画の策定
- 広域防災体制の確立
- 医療救護対策の強化
 - ・ 医療救護所の設置箇所の整備及び周知徹底、浸水地域外の後方医療施設との連携
- 孤立地域等への緊急物資の輸送体制の強化
- ライフライン・インフラの浸水被害による影響の軽減と早期復旧
 - ・ 施設の耐水化、多重化、分散化

6. 対策の効果的推進

- 計画的な対策の推進
 - ・ 対策実現に向けた短期、中期、長期の目標を示したロードマップの策定
- 大規模水害の発生に備えた広域的な応急活動体制の強化
 - ・ 大規模水害応急対策活動要領（仮称）の策定

3. 住民、企業等における大規模水害対応力の強化

- 大規模水害に対する正しい認識の形成
 - ・ 河川水位や氾濫拡大の状況、予測情報等をわかりやすい表現方法により避難対象者に伝達
- 地域住民の防災力の充実
 - ・ 地方公共団体と地域住民が一体となった避難訓練の実施
- 民間企業等の被害軽減対策の強化
 - ・ 大規模水害に対応した事業継続計画の策定
- 行政・企業・住民等の相互連携

4. 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

- 治水対策の着実な実施
 - ・ 既存施設の適切な維持管理や施設整備の着実な実施による水害リスクの低減
- 水防活動の的確な実施
- 氾濫拡大の抑制と排水対策の強化
 - ・ 排水施設の浸水防止対策や燃料供給体制の整備
- 水害を想定した土地利用・住まい方への誘導
 - ・ 各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報の強化

5. その他の大規模水害特有の被害事象への対応

- 衛生環境の確保（汚物、有害物対策等）
 - ・ 危険物・有害物取扱施設等の把握と浸水防止対策及び流出防止対策の促進
- 治安の維持
- 文化遺産の被害軽減
- 水害廃棄物の処理
 - ・ 水害廃棄物の広域的な対応の強化、水害廃棄物処理計画の策定

- 実践的な防災訓練の実施と対策への反映
- 大規模水害に関する調査研究の推進と防災対策への活用
 - ・ 降雨予測や河川水位予測、潮位・波浪予測等の更なる精度向上、複合災害を踏まえた訓練の実施

出典：内閣府資料

3-3 大規模土砂災害対策

(1) 大規模土砂災害対策の必要性

日本列島は国土の約7割が山地・丘陵地であり、急流河川が多く、地質的にも脆弱である。加えて、世界の約1割にあたる110の火山が分布しているほか、世界の約2割の地震が発生するなど、厳しい国土条件のため、全国の約9割の市町村が土砂災害の危険と隣合わせとなっている。また、降水量も多いことから土砂災害が発生しやすく、過去10年間（平成14年～24年）の土砂災害発生件数は年平均で約1,000件以上であり、自然災害による犠牲者のうち、土砂災害によるものが大きな割合を占め、多大な被害を生じている。このため、特に対策の必要な重点箇所に対する砂防設備等の整備や、自助、共助、公助の適切な役割分担に基づく警戒避難体制の整備等、土砂災害による犠牲者を減らすための、ハード・ソフト一体となった効率的な土砂災害対策の推進が重要である。

土砂災害の発生要因は大きく分けて、「集中豪雨」「火山」「地震」の3つに分けられる。

集中豪雨で記憶に新しいのは、平成24年7月の九州北部豪雨であり、268件の土砂災害が発生し、死者・行方不明者数は23名という甚大な被害が生じた。1時間降水量50ミリ以上及び80ミリ以上の短時間強雨や、日降水量200ミリ以上及び400ミリ以上の大雨の発生数の、長期的な変化傾向をみるといずれも増加傾向にあり、豪雨による土砂災害の発生の危険性は増加する傾向にあると言える。

火山では、平成23年に活動が活発化した霧島山（新燃岳）において、大量の降灰による土石流発生のおそれが高まったため、既設砂防設備の除石等を緊急的に実施し、併せて砂防設備等の整備

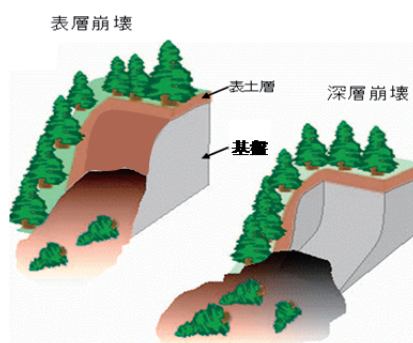
も実施中である。火山活動は火山泥流や土石流等の広域かつ大規模な土砂災害をもたらすほか、その活動も降雨に比べ長期化する場合が多いことが特筆すべき点である。

地震については、平成16年10月の新潟県中越地震では、芋川流域において1,419箇所もの斜面崩壊が発生し、河道閉塞も55箇所発生したほか、平成23年3月11日の東日本大震災においては、141件の土砂災害が発生し、78名の尊い命が失われている。地震は、斜面崩壊等を引き起こすだけでなく、地盤の状態の変化により、その後の降雨による土砂災害発生危険性が増すなど二次災害発生の可能性も高くなる。

上記のうち、注目すべきは平成23年台風第12号による豪雨により、紀伊半島を中心に甚大な土砂災害が発生し、多くの尊い人命が失われたほか、河道閉塞が同時多発的に発生する原因となった「深層崩壊」である。大規模土砂災害を引き起こす要因の1つである深層崩壊は、山地及び丘陵地の斜面の一部が表土層（風化の進んだ層）だけでなく、その下の基盤まで崩壊する現象である。深層崩壊は大雨、地震、融雪等をきっかけとして発生し、深層崩壊で生じた移動土塊が、そのまま土石流となって流れ下る場合や河道閉塞（天然ダム）を形成する場合などがある（図表1-3-44, 1-3-45）。

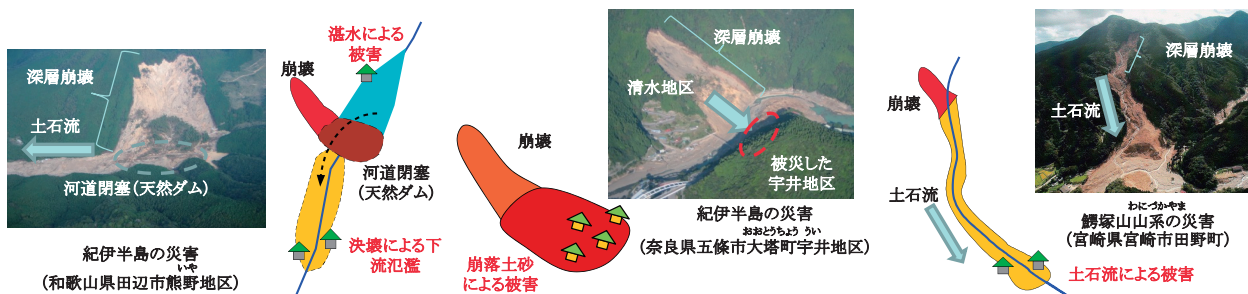
深層崩壊で生じる土砂災害は、土砂災害の中でも発生頻度は低いものの、平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震や平成23年台風第12号に伴う大雨による紀伊半島における河道閉塞等、大きな被害を引き起こすことが多い。その一方で、深層崩壊の発生機構や要因は未だ解明されていない部分が多く、更なる調査研究や防災対策を進める必要がある。

図表 1-3-44 表層崩壊と深層崩壊の模式図



出典：国土交通省資料

図表 1-3-45 深層崩壊に起因する土砂災害の類型



①河道閉塞による被害

②崩壊土砂による直接被害

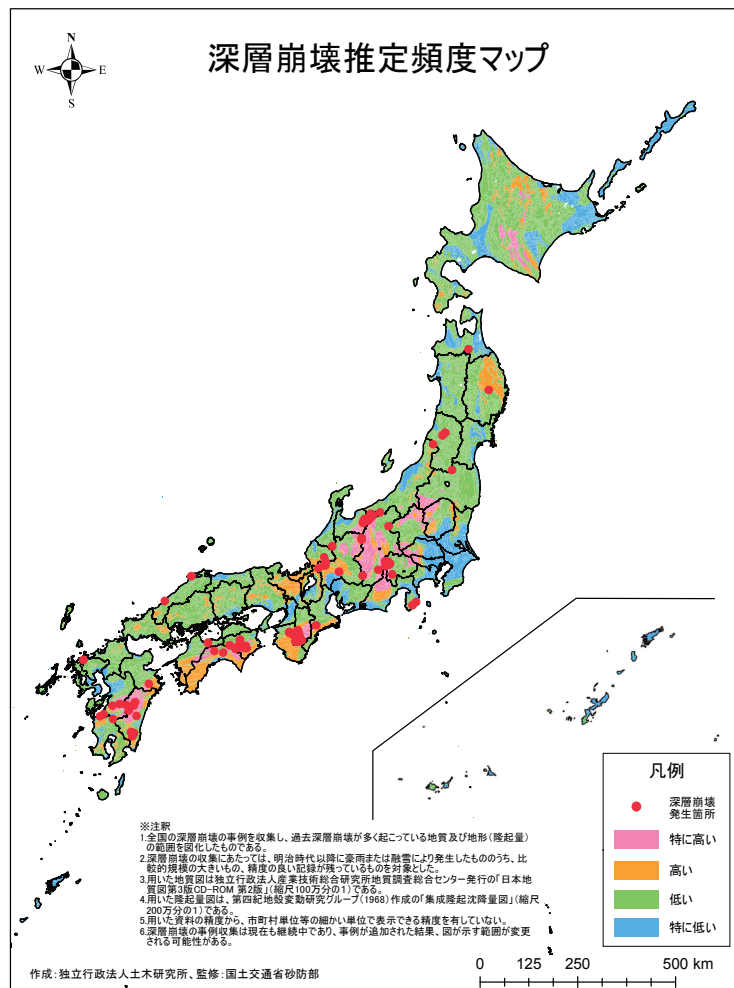
③土石流の流下による被害

出典：国土交通省資料

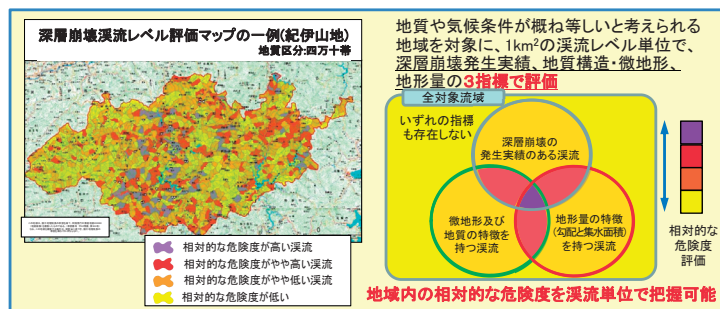
(2) 大規模土砂災害対策の現状等

国土交通省では深層崩壊に関する調査を進め、平成22年8月に過去の深層崩壊発生箇所と地形・地質条件との関連を統計的に分析した「深層崩壊推定頻度マップ」を公表した。さらに、深層崩壊に関する調査の第二段階として空中写真判読等による深層崩壊の溪流（小流域）レベルの調査を進め、平成24年9月、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域を中心に、地質条件等が同質の一定区域内における深層崩壊の相対的な危険度を示した「深層崩壊溪流レベル評価マップ」を公表した（図表1-3-46）。

図表1-3-46 深層崩壊推定頻度マップ及び深層崩壊溪流レベル評価マップ



深層崩壊推定頻度マップ



深層崩壊溪流レベル評価マップ

出典: 国土交通省資料

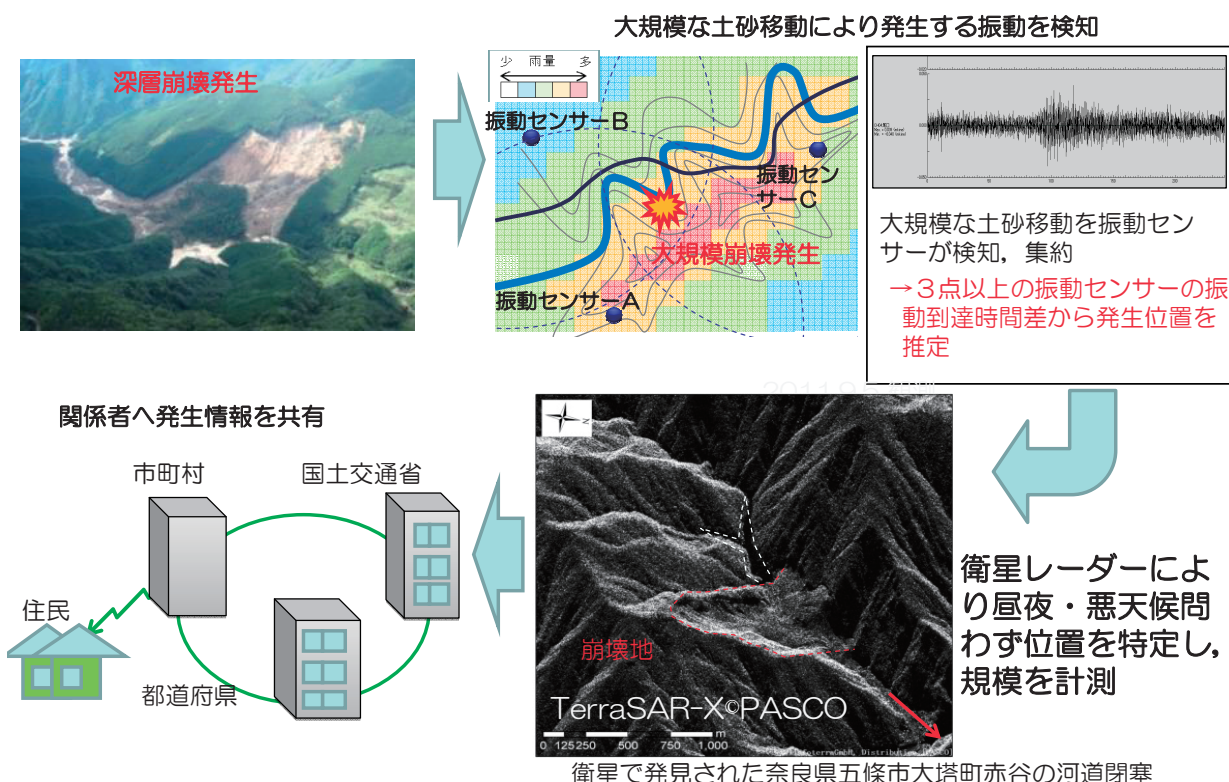
(3) 現在の取組

国土交通省では、深層崩壊に対する今後の取組として、深層崩壊推定頻度マップにおいて深層崩壊の発生推定頻度が特に高いと評価された地域を中心に、深層崩壊の警戒避難体制の強化に向け、

- ・広域的な降雨状況を把握する雨量レーダー
- ・土砂移動により発生する振動から崩壊発生位置や規模を推測する大規模土砂移動検知システム
- ・崩壊位置の確認や規模の計測を行う衛星画像解析

等の技術を活用し、土砂災害の要因となる深層崩壊等を早期に把握し、関係機関への情報配信を行う大規模崩壊監視警戒システムの整備を推進している（図表1-3-47）。

図表 1-3-47 大規模崩壊監視警戒システム



出典：国土交通省資料

また、これまでも研究機関等において深層崩壊に関する様々な調査研究を実施してきたが、深層崩壊の規模や影響範囲等を事前に特定するまでに至っておらず、深層崩壊対策を検討する上での課題となっている。

このため、深層崩壊対策を検討するモデル地区を設定し、深層崩壊発生時の影響範囲推定手法の研究、関係自治体と連携した警戒避難対策の検討、砂防設備の効果検証や補強手法の検討等、深層崩壊のハード対策及びソフト対策に関する検討に取り組んでいく。

3-4 火山災害対策

(1) 火山災害対策の必要性

火山は、平穏なときは極めて美しい姿を見せ人々を魅了するが、ひとたび噴火すると甚大な被害を及ぼすことがある。我が国は、環太平洋火山帯の一部に位置し、世界の約7%にあたる110の活火山（火山噴火予知連絡会で「おおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義）を有する火山国であり、有史以来繰り返し甚大な火山災害に見舞われてきた。

平成元年以降でも、平成2年～平成7年の雲仙岳、平成12年の有珠山や三宅島、平成23年の霧島山（新燃岳）のように大きな被害をもたらした噴火が発生している。霧島山（新燃岳）は、現在でも火口内には高温の溶岩が留まっており、引き続き警戒が必要な状況である。また、平成21年以降、桜島では爆発的噴火が毎日のように発生しており、平成23年は観測史上最多となる年間996回、平成24年は年間885回の爆発的噴火を記録するなど、依然として活発な火山活動が継続しており、周辺地域へ降灰による農業被害等をもたらしている。

噴出物の総量が10億 m^3 を超える大規模噴火は、我が国では大正3年の桜島の大正噴火以降発生していないが、過去の噴火の歴史を振り返れば、いつの日か再び住民の生活や経済活動に広域、長期にわたり影響を及ぼす大規模噴火が発生することは避けることができないと考えられる。さらに、東北地方太平洋沖地震発生後の日本列島は、同じく三陸沖での大きな地震が発生し、火山活動が著しく活発であった9世紀の状況に似ているとの指摘もあることから、いつでも火山災害が起こり得ることを想定し、万全の備えをしておく必要がある。

（2）火山災害の特徴と対策

噴火等の火山活動により発生し得る現象は、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流（積雪期の噴火時に火砕流等の高温の噴出物が火口付近の積雪を融解することで発生）、溶岩流、小さな噴石・火山灰、土石流（降灰後の降雨等により発生）、山体崩壊、火山性地震、地殻変動、火山ガス等多様である。中でも、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、土石流、山体崩壊は、発生後に短時間で居住地域に深刻な影響が及ぶ可能性があり、生命に対する危険性が高い。同一火山においても発生する現象やその規模は噴火毎に異なり、さらには一連の噴火の中でも時間の経過とともに変化する。また噴火が継続する時間の予測も難しい。加えて、火山災害は一部火山を除き発生頻度が低いいため、ほとんどの人はその一生において火山災害を経験することが無いことから、火山の専門家ではない住民や市町村行政担当者が適切な災害イメージを持つことが難しく、ひいては自発的な対応の難しさに繋がっている。

他方で火山災害は、観測により火山性地震や山体の膨張等の前兆現象を捉えることで、ある程度の精度で噴火予知が可能であり、危険な火山現象の発生前に深刻な影響が及ぶ地域への入山規制や当該地域からの避難等の対応を行うことで、人的被害を避けることが可能である。

そのためには、気象庁が発表する噴火警報や噴火警戒レベル、国土交通省が発表する土砂災害緊急情報を踏まえて、市町村長が住民等に対して的確に避難勧告や避難指示を発令し、さらに、避難勧告や避難指示を受けた住民等が迅速かつ円滑に避難することができる火山防災体制を平常時において構築しておくことが必要である。火山災害は市町村のみで的確な防災対応を判断、実施することは極めて困難であることから、市町村と都道府県、火山現象や火山災害の知見を有する气象台や砂防担当事務所等の国の機関や専門家、その他関係機関が連携し、防災基本計画に基づき、火山防災協議会を設置して、組織を越えて協力して火山防災体制を構築することが必要である。

具体的には、平常時に火山防災協議会において、噴火シナリオ（噴火時に想定される火山現象及びその規模、影響が及ぶ範囲の推移を時系列として示したもの）の作成、火山ハザードマップ（火山現象が到達する可能性がある危険区域を表記したもの）の作成、噴火警戒レベル（火山防災協議会で合意された避難開始時期と避難対象地域の設定に基づき、火山活動に応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標）の設定、具体的で実践的な避難計画（避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路、避難手段を定めた計画）、火山防災マップ（火山ハザードマップに、噴火警報等の解説や避難経路や避難手段等、防災上必要な情報を付加したもの）等を作成することが必要である。

これら平常時に構築した体制に基づき、噴火時には、噴火警戒レベルの発表、降灰状況の緊急調査と土砂災害緊急情報の発表、避難計画に基づく入山規制、避難誘導の対応等を関係機関が協力して行うことが必要である。なお、噴火時に、事前に火山ハザードマップで想定した状況と全く同一

の現象が発生することは無いため、噴火時には最新の観測情報に基づきリアルタイムハザードマップを作成し、対応を検討することも有効である。

また、火山の監視観測体制の充実や調査研究の推進や、砂防えん堤や避難路等の施設整備も火山災害対策として重要である。

(3) 火山災害対策の取組

現在、全国の110の活火山について、火山噴火予知連絡会の調整の下、大学、気象庁、文部科学省（防災科学技術研究所）、国土地理院、経済産業省（産業技術総合研究所）、海上保安庁等が観測を行っている。火山噴火予知連絡会が「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定した47火山については、気象庁が、地震計、傾斜計、空振計、GPS観測装置、遠望カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、24時間体制で監視を行い、噴火の前兆等の把握に努めている。

現在、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁等は、平成23年から24年に修正された防災基本計画（火山災害対策編）、及び平成20年3月に「火山情報等に対応した火山防災対策検討会」が取りまとめた「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」に基づいて、各火山の火山防災体制の構築を推進している。

防災基本計画の修正を契機に、平成24年6月には、静岡県、山梨県、神奈川県等の3県域にまたがる58機関により構成される「富士山火山防災対策協議会」が発足し、広域避難計画の策定に取り組んでいる。また、平成25年1月には新潟焼山（新潟県・長野県）の「新潟焼山火山防災協議会」が発足（従前の新潟焼山火山防災連絡会から体制を拡充）し、平成25年3月には白山（石川県・岐阜県・福井県）においても「白山火山防災協議会」が新たに発足した。しかしながら、監視・観測体制の充実等が必要な47火山において、火山防災協議会が設置されている火山は26火山、火山ハザードマップが作成されている火山は37火山、噴火警戒レベルが運用されている火山は29火山に留まり、具体的で実践的な避難計画が策定されているのは、桜島と霧島山（新燃岳）地域の一部地方公共団体に留まっており（平成25年3月末現在）、火山防災協議会の設置、噴火警戒レベルの設定等を引き続き推進していくことが必要である。

内閣府では、平成21年度から火山防災対応の実務経験者を派遣し、地方公共団体の火山防災体制の構築等の支援にあたる火山防災エキスパート制度を運用し、平成24年度は6回の派遣を行った。また、平成23年1月に、指針を踏まえた火山防災体制の構築に向けたさらなる推進策を検討するために「火山防災対策の推進に係る検討会」を設置し、平成24年3月に検討会の成果として、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引」を作成した。平成24年度には、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁が共同で「火山防災マップ作成指針」を作成した。また、同じく、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁は共同で、火山防災協議会設置の促進や運営の活性化を図ることを目的に、火山地域の地方公共団体と関係機関の火山防災担当者及び火山専門家を対象に「火山防災協議会等連絡・連携会議」を開催した。

国土交通省及び都道府県の砂防部局は、火山噴火に伴う土砂災害による被害を軽減するため、29の火山を対象に、緊急支援資機材の備蓄等の平常時からの準備事項と、遊砂地、導流堤等の緊急ハード対策施設の施工、火山監視機器の緊急整備、リアルタイムハザードマップの作成等の緊急時の実施事項を定めた「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を進めており、平成25年3月までに16火山で初版が策定済みである。

気象庁は、各地の火山防災協議会において避難計画の検討や見直しと一体的に噴火警戒レベルの設定・改善を推進するとしている。平成24年度には「降灰予報の高度化に向けた検討会」を開催し、量的予報を含む新たな降灰予報の在り方等について検討を行い、平成25年3月に「降灰予報の高度化に向けた提言」をまとめた。また、全国110の活火山の基礎的な資料である活火山総覧を改訂し、平成25年3月に第4版を発行した。

(4) 大規模火山災害対策への提言

これまで、遅れていた大規模な火山災害対策を進めるため、平成24年度に、内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁は共同で、有識者による「広域的な火山防災対策に係る検討会」を設置した。検討会は、平成25年5月に大規模火山災害への備えの現状を明らかにし、大規模火山災害に備えて、今後、国及び地方公共団体が取り組むべき事項を「大規模火山災害対策への提言」として取りまとめ、公表した(図表1-3-48)。提言では、大規模な溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流対策として避難時期と避難対象地域を段階的に設定した避難計画の策定、大規模な降灰の影響評価と対策を進めるための調査研究の推進、大規模火山災害時の国・都道府県・市町村の連携と火山専門家の協力の在り方、さらに火山の監視観測・調査研究体制の強化とそれを支える人材の育成や、組織横断的な火山専門家の連携体制の構築等の重要性が指摘された。

図表1-3-48 広域的な火山防災対策に係る検討会『大規模火山災害対策への提言』概要

<p>○ 我が国は、古来幾度となく大規模火山災害に見舞われてきた。東日本大震災の教訓として過去の災害に学び大規模火山災害の再来に備えることが必要である</p> <p>○ これまで、各火山地域における火山防災体制の構築を推進してきたが、大規模火山災害時には既存体制等では対応が難しい事案の発生が懸念される</p> <p>○ そこで、大規模火山災害への備えの現状の課題を明らかにし、今後、国と地方公共団体が取り組むべき事項を提言した</p>	
<p>1. 大規模な溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流対策</p> <p>◎ 大規模な火山現象の発生前の住民避難が重要</p> <p>○ 避難時期と避難対象地域を段階的に設定した避難計画の策定</p> <p>○ 運送事業者と住民の輸送に関する合意や協定</p> <p>○ 広域一時滞在協定の締結</p>	<p>4. 大規模火山災害時の火山専門家による助言と臨時的な観測体制の強化</p> <p>◎ 火山専門家の知見が不可欠</p> <p>◎ 観測体制を臨時的に強化することが必要</p> <p>○ 火山噴火予知連絡会の枠組みの活用</p> <p>○ 臨時に観測体制を強化する際の機器や機材の調達手段や運用手続きの整理</p> <p>○ 複数の機関に所属している火山専門家の知見を適時適切に活用できる仕組みの抜本的検討</p>
<p>2. 大規模な降灰対策</p> <p>◎ 大規模降灰の知見が不足(高度に発達した都市の被災経験がない)</p> <p>◎ 避難、火山灰の除去、処分の方法が整理されていない</p> <p>○ 降灰下で住民が取るべき対応の指針を作成</p> <p>○ 降灰を対象とした噴火警報の運用手法の設定</p> <p>○ 堆積情報の収集、除灰機材の確保、優先的に除灰する道路の選定、除灰作業への機材や人材の投入を調整する仕組みの構築</p> <p>○ 交通機関、電力供給施設、健康、農作物等や産業構造や社会システムに及ぼす降灰の影響と対策の総合的な調査研究の推進</p> <p>○ 予警報、予知のための調査研究・技術開発</p>	<p>5. 大規模火山災害に備えた監視観測・調査研究体制と人材の育成</p> <p>◎ 噴火予知のためには監視観測・研究体制の強化が必要</p> <p>◎ 火山専門家が減少。将来を見越した火山専門家の育成が必要</p> <p>○ 監視観測・調査研究体制の強化に向けた中長期視点からの抜本的検討</p> <p>○ 地震調査研究推進本部に相当するトップダウン型計画に基づく火山の調査研究体制の構築</p> <p>○ 長期的視点からの火山専門となる人材の確保・育成のあり方の抜本的検討と戦略の策定</p>
<p>3. 大規模火山災害時の国・都道府県・市町村の役割</p> <p>◎ 国・都道府県・市町村の連携が必須、大規模時は国のより積極的な関与が重要</p> <p>○ 大規模火山災害時の国の応急対策の対処方針を作成</p> <p>○ 大規模火山災害が懸念された時点で国は現地連絡対策室を設置し、都道府県や市町村の災害対策本部等と合同会議を開催</p> <p>○ 事態が急迫した時に国が知事や市町村長に「避難指示」を指示できる要件の整理</p>	<p>6. 大規模噴火を超える巨大噴火</p> <p>◎ 巨大噴火については知見も研究体制も不十分</p> <p>○ 巨大噴火のメカニズムや国家存続方策の研究体制の整備</p>
<p>注意：本提言において「大規模火山災害」とは、大規模噴火及び小規模だが影響が広域又は長期にわたる噴火又はその被害をいう</p>	

出典：内閣府資料

3-5 雪害対策

(1) 雪害の現況

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、シベリア方面から冷たい季節風が吹き、日本海には南からの暖流があるため、日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされる。そのため、屋根の雪降ろし中の転落、雪崩や暴風雪災害のほか、降積雪による都市機能の麻痺、交通の障害といった雪害が毎年発生している。

(2) 雪害対策の概要

雪崩は、その速度が極めて速く(概ね、表層雪崩で100~200km/h、全層雪崩で40~80km/h)、衝撃力は場合によっては100t/m²(鉄筋コンクリートの建物を倒壊する力)に相当することもあり、

一度集落を襲うと被害が甚大なものとなる。このため、集落を保全対象とした雪崩対策事業を推進するとともに、危険箇所住民への周知徹底、警戒避難体制の強化、適正な土地利用への誘導等の総合的な雪崩対策を実施している。豪雪地域には日本全国の人口の約2割近くにあたる人々が生活を営んでいるが、集落を対象とした雪崩危険箇所は、国土交通省の調査によれば2万501箇所以上あり、このほか、林野庁が林地を対象として行った調査によれば約7,000箇所が報告されている。

なお、降積雪時には、雪降ろしの中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止、雪崩警戒体制の強化に取り組むこととしているほか、道路の交通確保のための除雪事業や除排雪経費が著しく多額にのぼる地方公共団体については所要経費の一部を特別交付税で措置することとしている。

平成24年の大雪においては、北海道に対する自衛隊の災害派遣、北海道の7市町、山形県の2市町、新潟県の9市町への災害救助法の適用、道路について道府県には社会資本整備総合交付金等による追加配分、市町村には市町村道除雪費補助の臨時特例措置、特別交付税の繰上げ交付、除雪機材等の無償貸付、雪捨て場としての河川敷地の拡大、雪崩対策や融雪期の出水、土砂対策等を行った。

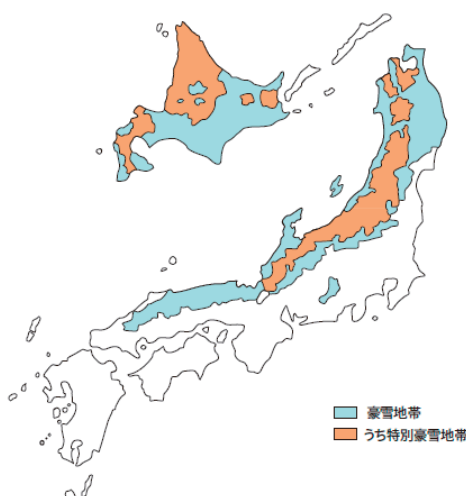
(3) 豪雪地帯対策の概要

降積雪が多く、産業の振興及び民生の安定向上のために総合的な対策を必要とする地域については、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき、豪雪地帯として、平成24年4月1日時点で、24道府県の532市町村が指定されている。その面積は全国土面積の約51%にあたる約19万km²であるが、人口は総人口の約15%にあたる約1,963万人（平成22年10月1日現在（国勢調査））が生活している。

豪雪地帯では、人口の減少傾向が全国平均と比べ顕著であり、また、高齢化率も全国平均と比べて高く、過疎化が進んでいる。さらに、除雪の担い手となる建設業者数も減少しており、豪雪地帯における地域防災力の低下が課題となっている。

豪雪地帯では、「豪雪地帯対策特別措置法」に基づき豪雪地帯対策基本計画を策定し、各種の雪害対策を含む豪雪地帯対策が講じられており、平成24年の「豪雪地帯対策特別措置法」改正により、同計画に新たな対策として、「除排雪の体制の整備」、「空家に係る除排雪等の管理の確保」、「雪冷熱エネルギーの活用促進」、「集中的降雪時の道路交通の確保」が追加された。

図表 1-3-49 豪雪地帯及び特別豪雪地帯指定地域



出典：内閣府資料

(4) 今後の雪害対策の方向性

近年の降積雪における被害をみると、毎年人的被害が発生しており、平成18年豪雪において、152名もの多数の死者が発生したことを始めとして、平成22年度、平成23年度ともに130名を超える死者が発生し、平成24年度も死者101名、重傷者593名等の人的被害が発生したほか、住宅被害、電力、ガス、水道等のライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害が発生した（図表1-3-50）。各年とも除雪作業中の事故や高齢者の事故が多く、除雪時の安全対策等が重要となっている。

このため、これまでの大雪から得られた教訓や大雪対策を踏まえ、除雪作業中の事故防止に向けた安全対策の徹底、地域コミュニティの共助による雪処理活動、空き家等の除雪対策、降雪により走行不能となる車両に起因した連鎖的滞留の防止等の取組を行ってきたところである。

平成25年3月1日から3日の低気圧により北海道において暴風雪が発生し、吹き溜まりやホワイトアウト現象により、雪の中で立ち往生した車中における一酸化炭素中毒や走行不能となった車両を離れて徒歩で移動中の凍死等により9名が亡くなった。このため、改めて、「何ができていれば犠牲者をださずに済んだか」という視点から、日頃からの暴風雪への対処方法の住民への十分な周知、暴風雪に関する予警報の住民へのわかりやすい発表、これらの情報の住民への迅速かつ確実な伝達等、いざという時に正しい防災行動が取れるよう、国民の意識を高めるための啓発が必要である。また、豪雪地帯の住民への周知に加え、豪雪地帯の訪問者への啓発も重要である。

図表1-3-50 平成24年度大雪による人的被害の状況

死亡状況	65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	合計
	人数	人数	%	人数
雪崩による死者	0	0	0%	0
雪下ろし等、除雪作業中の死者	22	58	73%	80
落雪等による死者	3	5	63%	8
倒壊した家屋の下敷きによる死者	0	0	0%	0
その他	8	5	38%	13
合計	33	68	67%	101

(注) 平成24年11月から平成25年3月31日まで除雪作業中の死者(80人)は全体の死者(101人)の79%
出典：消防庁資料(平成25年4月8日)をもとに内閣府作成

4 国土強靱化の推進について

我が国は国土の特性として自然災害が数多く発生するが、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく変わる。「大地震等の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」という繰り返しを避けるために、東日本大震災をはじめとする過去の教訓に学び、平時から、事前の備えを行うことが重要である。

東日本大震災の最大の教訓は、低頻度大規模災害への備えについて、狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、いわば「国家百年の大計」の国づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要であるということである。

そのために、いかなる大規模災害等が発生しようとも、

- ・人命は何としても守り抜く
- ・行政・経済社会を維持する重要な機能が致命的な損傷を負わない
- ・財産・施設等に対する被害をできる限り軽減し、被害拡大を防止する
- ・迅速な復旧・復興を可能にする

ことを基本的な方針とする、「強くてしなやかな（強靱な）」国づくりを進めていくこととしている。この考え方は、諸外国では「レジリエンス」と呼ばれており、災害をもたらす外力からの「防護」とどまらず、国や地域の経済社会に関わる分野を幅広く対象にして、経済社会のシステム全体の「抵抗力」、「回復力」を確保することを目的としており、既に強靱化（レジリエンス）に向けた計画及び体制の整備が進められ、国家のリスクマネジメントの基本となっている。それらのリスクマネジメントでは、「リスクの特定」・「脆弱性の評価」・「計画策定/強靱化の取組」・「取組の評価」のサイクルを繰り返して、国全体の構造的な強靱化を推進していくこととしている。

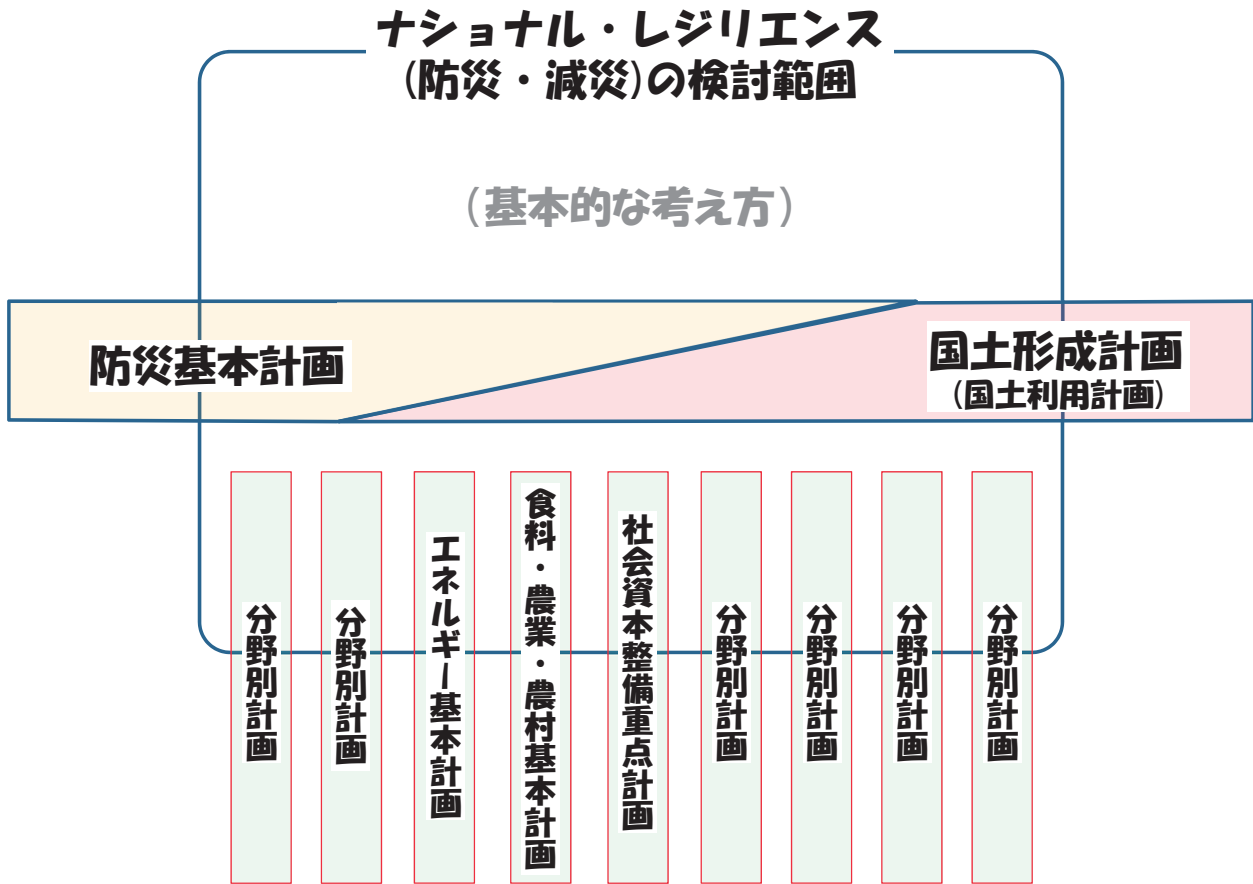
強靱化（レジリエンス）に向けた取組を我が国において進めることは、人命を守るだけでなく、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保すること等を通じて、我が国の競争力を向上させ、国際的な信頼の獲得をもたらすものであり、政府として、国土の強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））に向けた取組を府省庁横断的に、地方公共団体や民間とも連携して、総合的に推進することとしている。

強靱化（レジリエンス）により備えるべき国家的リスクには、自然災害のみではなく、大規模事故、テロ等を含め様々なものが存在する。これらの国家的リスクに備え、政府横断的な取組を進めていく必要があるが、国土強靱化担当大臣のもと、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（座長：藤井聡京都大学教授）を開催し、当面は大規模な自然災害を対象とする強靱化（レジリエンス）の構築について検討（図表1-3-51）を進めている。

検討にあたっては、主として、従来の事業・施策の枠組みでは十分な対応が困難であると思われる低頻度大規模災害によるリスクを前提に、国民生活、国民経済への影響が大きいと考えられる分野を対象として、現在の政府の取組、地域の現状における脆弱性の評価を行った。その際、強靱化（レジリエンス）に関する分野横断的な8の事前に備えるべき目標を明示するとともに、それに照らして45の「起こってはならない事態」を整理し、その事態を回避する施策のパッケージ（プログラム）に従って評価を実施した。これらの評価結果等を踏まえて、5月28日に「国土の強靱化（ナショナル・レジリエンス（防災・減災））推進に向けた当面の対応」が取りまとめられたところである。

本「当面の対応」は、今後各府省庁において強靱化（レジリエンス）に関する施策・事業を検討するうえで基本となるものであり、対応が必要となる施策・事業については、重点化、優先順位付けを行ったうえで、平成26年度予算編成過程等を通じて具体化することとしている。その際には、既存の社会資本の有効活用等に依る費用の縮減、施設等の効率的かつ効果的な維持管理、地域の特性に応じた自然との共生・環境との調和、施策の重点化、民間資金の積極的な活用の方針のもと、施策の具体化にあたることとしている。

図表 1-3-51 ナショナル・レジリエンス（防災・減災）の検討範囲



出典：内閣官房資料

第2部

平成23年度において 防災に関してとった 措置の概況

第1章 概要

1 法令の整備等

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」「東日本大震災復興基本法」「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」「福島復興再生特別措置法」等が制定された。

2 科学技術の研究

科学技術の研究については、地震に関する調査研究、火山噴火の予知に関する研究、各種災害の発生機構・防止対策等に関する研究等を推進した。

3 災害予防

防災施設等の整備を図るとともに、大都市震災に対処するため防災拠点等の整備等を推進した。また、中央防災無線網の拡充整備、地震防災情報システムの整備等を推進したほか、各種施設・設備の耐震補強等を行った。その他、災害対策の計画の樹立に資するための各種調査等を行ったほか、総合防災訓練等を実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、国土基盤河川事業、地域河川事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業、地すべり対策事業、海岸事業、総合流域防災事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業、下水道事業等を実施した。

5 災害復旧等

(1) 災害応急対策

平成23年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、被災者の避難誘導・救護等の活動の実施、「災害救助法」の適用、激甚災害の指定等各種援助措置を講じた。

(2) 災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業及び農林水産業施設災害復旧事業は、直轄事業については2箇年、補助事業については3箇年で復旧するという基本方針に基づき、平成22年災害の直轄事業及び平成21年災害の補助事業を完了した。

(3) 財政金融措置

(株)日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等からの融資、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等財政金融上の措置を講じた。

(4) 災害復興対策

東日本大震災等に対して、被災地の再建を推進した。

6 国際防災協力

我が国が開催国を務めた国連防災世界会議の成果である「兵庫行動枠組」が各国で実施され、災害に強い国づくりが進められるよう支援するため、国際機関を通じた拠出、アジア防災センターを通じた多国間協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進した。

第2章 法令の整備等

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）

東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進める地方公共団体に対する特別の財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、農林漁業者や中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置を講じることを目的として平成23年5月に制定された。

平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第60号）

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、特定非常災害に対し適用すべき措置として、行政上の権利利益の満了日の延長、期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責及び法人に係る破産手続開始の決定の留保に関する特別措置を指定した「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」(平成23年政令第19号、3月13日公布)を改正し、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置及び建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を追加指定した。

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）

東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図るため、復興の基本理念や、復興のための資金の確保や復興特別区域制度の整備等の基本事項について定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めるものとして、平成23年6月に制定された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第87号）

東日本大震災により広範な地域に甚大な住宅被害がもたらされ、被災者生活再建支援金の支給総額がこれまでに例のない規模となることを見込まれたことから、被災した世帯の生活の再建を確実に支援していく必要があるため、東日本大震災に限った特例として、支援金について国の補助率を50%から80%に引き上げる措置が講じられた。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供や、住所を移転した住民と元の地方公共団体との関係の維持という課題に対応する措置が講じられた。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）

震災により過大な債務を負っている被災地域の事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として制定された。

支援内容として、旧債務に係る債権を買取り、利子減免や債権放棄等を行う。また、各県の産業復興機構による支援が困難な事業者（小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者等）を重点的な支援対象としており、各県の産業復興機構と相互補完しつつ、被災事業者の再生に向けた支援を行う。

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組みの推進を図るため、震災により一定の被害を生じた区域において、規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例をワンストップで総合的

に適用する仕組みとして、平成23年12月に制定された。

復興庁設置法（平成23年法律第125号）

東日本大震災復興基本法の基本理念に則り、東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けるとともに、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行に図ることを任務とする復興庁を設置することとし、その任務、所掌事務、及び組織に関する事項等について平成23年12月に制定された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）に基づく地方公共団体に対する特別の財政援助措置の対象となる「特定被災地方公共団体」について178市町村が、また、被災者等に対する特別の助成措置の対象となる「特定被災区域」について222市町村が指定された。

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な所持事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別な措置、原子力災害からの産業に復興及び再生のための特別な措置等について定めるため平成24年3月に制定された。

福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）

独立行政法人住宅金融支援機構が原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随して行うことができる行為として、土地若しくは借地権の取得又は堆積土砂の排除その他の宅地の

整備等を定めるため、平成24年3月に制定された。

第3章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進めた。

(2) 防災科学技術の推進

文部科学省においては、科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）や「防災に関する研究開発の推進方策について」（平成15年3月科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会決定、平成18年7月改訂）に基づき、科学技術に関する経費の見積もり方針の調整等による総合調整を図った。また、防災分野の研究開発ニーズの的確な把握、研究開発成果の普及を図るとともに、組織、災害の分野、科学技術の分野を超えた研究機関及び研究者間の連携を推進した。

（平成23年度決算額 3百万円）

独立行政法人防災科学技術研究所においては、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うとともに、内外の防災科学技術資料の収集・整理及び提供を行った。また、防災科学技術に関する総合的及び共通的研究に資するため、平成23年度は、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）を用いた振動実験や、三大都市圏や北陸地方においてMPレーダのデータ解析システムの構築を実施した。

(3) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、陸域観測技術衛星「だいち」を用いて、東日本大震災からの復旧・復興に資する被災地の緊急観測を実施し、国内の防災機関等に観測データ、解析データを提供した。また、平成23年5月の「だいち」運用停止以降は、航空機観測の活用やセンチネルアジア、国際災害チャータの

枠組を利用し、9月の台風第12号豪雨災害等の災害状況把握に貢献した。

また、準天頂高精度測位実験技術について、関係省庁と協力して準天頂衛星初号機「みちびき」の開発を進め、平成22年9月に同衛星を打上げ、同年12月から実証実験を開始した。

（平成23年度決算額 132,655百万円の内数）

(4) 災害リスク情報プラットフォーム

独立行政法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害情報を集約するとともに、災害リスク・ハザード評価手法の開発や災害リスク情報活用システムの開発を推進した。また、地震動予測・地震ハザード評価手法の高度化に関する研究開発を推進した。

特に、平成23年度においては、東日本大震災に際して「ALL311東日本大震災協働情報プラットフォーム」としてボランティアセンターでの情報支援、被災自治体の応急・復旧業務等に広く活用されるよう、実践的な研究を行った。

(5) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性、耐寒性、耐湿性品種の育成、冷害、雪害、風害、凍霜害、湿害、干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行った。

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地の地すべり防止に関する研究、異常降雨・大規模地震による災害の軽減対策に関する研究を行った。また、農業用施設等の災害に伴う周辺地域への影響予測に関する調査を行った。

(6) 寒冷地における港湾・海岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地における港湾・漁港・海岸の安全確保のため、冬期における流水障害対策及び高波による施設被害や護岸の背後における利用障害の防止に関する研究を行った。

(7) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行った。

(8) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安心して暮らせる国土の形成に資するために、次の研究を行った。

- ・地震により強い港湾・海岸・空港施設の実現に関する研究
- ・巨大な津波から地域社会を守る研究
- ・沿岸域の流出油対策技術に関する研究
- ・地球規模の環境変化と高潮・高波防災のための高精度な沿岸海象把握に関する研究

(9) ソーシャルキャピタルの特性に応じた地域防災力向上方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、国土交通省の事業に密接な関連をもつ地域防災力向上に向けた取り組みを推進するため、ソーシャルキャピタルに着目した地域防災力向上に関する地域特性モデルの作成、地域防災力向上事例におけるソーシャルキャピタルの影響と地域特性の関連性の整理とともに、東日本大震災におけるソーシャルキャピタルに関する事例の収集と整理を行った。

(平成23年度決算額 10百万円)

(10) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、被災地の状況を広域かつ詳細に把握できる空中写真画像をより早く提供可能となるデジタル航空カメラ撮影に関する検討を行った。

(平成23年度決算額 102百万円)

(11) GPSによる地殻変動監視の信頼性向上のための大気擾乱の影響評価に関する研究

国土地理院においては、高分解能な数値気象モデルを用いて、大気擾乱と測位誤差の関連性を明らかにし、影響評価手法を開発した。
(平成23年度決算額 9百万円)

(12) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、竜巻等突風の監視・予測手法や集中豪雨等の予測精度向上に関する研究等を行った。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化予測を行う数値モデルの開発を行った。

(平成23年度決算額 960百万円)

2 震災対策**2-1 地震に関する調査研究****(1) 地震調査研究の推進**

文部科学省においては、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）において平成21年4月に策定された、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」に基づき、強い揺れに見舞われる可能性が高い地域における重点的調査観測や、追加・補完調査を実施する等、地震調査研究を推進した。

(平成23年度決算額 1,518百万円)

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震観測データを活用した地殻活動の評価及び予測に関する研究並びに地震動予測・地震ハザードの評価手法の高度化に関する研究を行った。

(2) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海地震の想定震源域である紀伊半島熊野灘沖に設置した地震計、水圧計等各種観測機器を備えたリアル

タイム観測可能な高密度海底ネットワークシステムの運用を行うとともに、南海地震の想定震源域である紀伊水道沖にも、地震計、水圧計等を備えた高密度海底ネットワークシステムの構築に着手した。

(平成23年度決算額 1,290百万円)

(3) 地震予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、関係国立大学法人における地震予知に関する基礎的研究の推進を図るとともに、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について(建議)」(平成21年度～平成25年度)の進捗状況を取りまとめた。

(4) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動等の固体地球科学における諸現象を解明するため、海洋性プレート沈み込み帯の構造、地震活動等の調査研究を大学等と連携し、国際的・学際的視野に立った研究を実施した。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震については、発生後速やかに震源域において反射法地震探査、測深器を用いた海底地形の調査等を実施した。

(5) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行った。

(6) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、多国間国際協力科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である南海トラフにおいて、巨大分岐断層及びプレート境界到達を目標とする超深度ライザー孔の掘削に着手するとともに、海底下約1 kmの掘削孔内に地震・地殻変動等を観測する長期孔内計測装置を設置した。

(7) 首都直下地震防災・減災特別プロジェクト

文部科学省においては、複雑なプレート構造の下で発生しうる首都直下地震の姿(震源域、将来の発生可能性及び揺れの強さ)の詳細を解明するとともに、高層建築物等の耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と有機的な連携を図り、地震による被害の大幅な軽減に資するための調査研究プロジェクトを実施した。

(平成23年度決算額 881百万円)

(8) ひずみ集中帯の重点的調査観測・研究

文部科学省においては、近年地震が頻発する「ひずみ集中帯」の活構造を明らかにし、ここで発生する地震のメカニズムを解明するとともに、震源断層モデルを構築するための調査観測・研究を実施した。

(平成23年度決算額 499百万円)

(9) 東海・東南海・南海地震の連動性評価研究

文部科学省においては、将来連動して発生する可能性の高い東海・東南海・南海地震について、時間的及び空間的な連動性を評価するため、3つの地震の想定震源域における稠密広域な海底地震・津波・地殻変動観測や、シミュレーション研究、強震動予測、津波予測、被害想定研究等を実施した。

(平成23年度決算額 498百万円)

(10) 地震観測データを利用した地殻活動の評価と予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、基盤的地震観測網等から得られるデータを解析し、地震活動や地殻変動等の地殻活動を的確に把握するとともに、スロースリップ源の実時間特定等を可能とする観測データの処理・解析手法の高度化等を推進した。

(11) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、全国の主要活断層として、陸域で5断層帯、沿岸海域で5断層帯の合計10断層帯の分布形状や活動履歴に関する調査を行った。

(12) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東南海・南海地震域における地下水総合観測点における地下水等調査を行い、地震発生予測の研究を行った。また、宮城県において西暦869年の貞観津波の堆積物を認識し、シミュレーションにより日本海溝沿いの巨大地震を推定した。

(13) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、埼玉県北部の綾瀬川断層において物理探査を実施し、とう曲構造を把握するとともにその変位の定量的な解析を実施した。

(14) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、①津波災害、②誘発されて活動が予想される活断層調査、③地盤の液状化ポテンシャル評価を行うとともに、復旧、復興に資するため④土壌汚染リスクや⑤地下水汚染リスクについての調査・評価を開始した。

(15) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備を開始した。

(16) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行った。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集した。

（平成23年度決算額 6百万円）

(17) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国を対象とした高精度三次元測量、高度地域基準点測量等を定期的に行ったほか、全国の電子基準点

（GNSS連続観測施設）連続観測、高精度地盤変動測量を行い、地殻変動の監視を行った。また、地震防災対策強化地域、重点的調査観測対象地域等において、高密度で短周期の地殻変動観測を行ったほか、御前崎地方において、高精度三次元連続観測（GNSSによる高精度比高観測）を行った。さらに、機動的な地殻変動連続観測、重要活断層の地形的調査等を行い、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測を行った。

（平成23年度決算額 1,304百万円）

(18) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻活動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告した。

（平成23年度決算額 3百万円）

(19) GPS統合解析技術の高度化

国土地理院においては、ローカルな火山活動のやや大きめで急速な地殻変動の監視を目的として開発されてきた統合技術である火山統合解析技術を高度化し、広域から局所までという任意のGNSS観測点のデータをGEONET（GNSS連続観測システム）のルーチン解析と共通な基盤で評価するための効率的なデータ解析手法及び環境の開発に関する研究を行った。

（平成23年度決算額 5百万円）

(20) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土地理院においては、新潟―神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の発生メカニズムに関する知見を得るための研究を行った。

（平成23年度決算額 9百万円）

(21) 地震災害緊急対応のための地理的特性から想定した被害情報の提供に関する研究

国土地理院においては、地震発生時に当該地域の地理的特性と起こりうる災害の種類（斜面災害、地盤の液状化の地盤変状による建物、ライフライン、道路、河道閉塞等）を自動的に出力・伝達し、また夜間であっても地震発生後1時間を目途に、この出力に対する専門家の判断を加え、必要な部署に伝達するシステムの開発を行った。

（平成23年度決算額 14百万円）

(22) プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究

国土地理院においては、GEONETにより観測された地殻変動データからプレート間の固着域（大きさ・位置・その時間変化）を高精度かつ高い時間分解能（1日ごと）で推定する解析手法の研究を行った。

（平成23年度決算額 8百万円）

(23) 測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究

国土地理院においては、地震・火山噴火に先行して発生することが想定される前兆すべり等の現象によって引き起こされる地殻変動に伴う変動量を明らかにするとともに、既存のGNSS連続観測、水準測量、験潮、傾斜・ひずみ測定等の測地観測網の観測結果を総合的に分析し、これらの先行現象を含む地殻活動イベントを検知するためのソフトウェアの開発を行った。

（平成23年度決算額 7百万円）

(24) 火山噴火予知に関する基礎的研究

国土地理院においては、火山噴火活動の評価及び火山噴火予知研究の基礎資料を得るため、電子基準点（GNSS連続観測施設）、GNSS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、自動光波測距測角連続観測装置（APS）等により、的確に地殻変動の把握を行い、あわせて火山噴火予知連絡会等の関係機関へ資料提供を行った。

（平成23年度決算額 18百万円）

(25) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進した。特に、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、数値シミュレーション手法の高度化による東海地震の予測精度向上及び新たな観測・監視手法の開発による東南海・南海地震の監視体制の強化に関する研究等を行った。

（平成23年度決算額 34百万円）

(26) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測、沿岸における津波観測を行った。

また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

（平成23年度決算額 2,631百万円）

(27) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行った。

（平成23年度決算額 418百万円）

2-2 震災対策一般の研究

(1) 地震防災フロンティア研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、都市部を中心とする巨大地震災害の軽減を目的として、分野横断的、個別具体的課題の解決に向け、地震災害時の医療システムの防災力向上のための方策を明らかにするとともに、情報技術（IT）を最大限に活用した震災対応危機管理技術の開発を推進した。

(2) 実大三次元震動破壊実験施設を活用した耐震実験研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、世界最高性能の実大三次元震動破壊実験

施設（E-ディフェンス）を活用し、各種構造物等の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の研究開発及び構造物崩壊シミュレーション技術の開発を推進した。特に、平成22年度においては、コンクリート系建物、設備機器・配管及び木造校舎の大規模実験を実施し、有用なデータを取得した。

（3）東北地方太平洋沖地震による被災対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、東北地方太平洋沖地震の発生直後から、地震により被災したため池・ダム・農業用排水路等の農業水利施設について緊急の調査を実施し被災状況を把握するとともに、被災したため池堤体の破壊機構の解明等の研究を行った。

（4）東北地方太平洋沖地震による津波被災対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、東北地方太平洋沖地震の発生直後から、沿岸域における津波により被災した農地海岸堤防、農業用排水機場及び用排水路、農地について緊急の調査を実施し被災状況を把握するとともに、農地の除塩技術や地域復興計画の策定手法の開発等に関する研究を行った。

（5）強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、土木構造物での強震観測網及び高密度強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

（平成23年度決算額 10百万円）

（6）土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、構造物基礎の動的耐震設計法の開発、性能目標に応じた橋の地震時限界状態の設定法の提案、地盤変状の影響を受けた橋の被災状況の調査、トンネルにおける耐震対策の効果に関す

るメカニズムの解明、土木構造物の破壊過程等の解明、河川堤防の耐震診断技術の開発、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムのレベル2地震動に対する照査法の開発等に関する研究を行った。

（7）土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、制震技術を用いた橋梁の耐震補強設計技術の開発、落橋防止システムの設計技術の提案、トンネルにおける耐震対策の効果に関するメカニズムの解明、盛土の耐震診断・耐震補強法技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の開発等に関する研究を行った。

（8）北海道における橋梁等の耐震設計法及び施工法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、北海道の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震動の特性に関する研究及び地震時における基礎構造の安定に関する研究を行った。

（9）港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、港湾地域及び空港における強震観測の実施、港湾・海岸施設及び空港土木施設の耐震性に関する研究等、港湾地域及び空港における地震災害防止に関する研究を行った。

（10）高層建築物の地震後の火災安全対策技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、地震直後に高層建築物において起こる火災に対する利用者の安全性を確保することを目的に、構造部及び防火区画に地震被害を想定した強制変形を与えた上で加熱して耐火性能を確認した上で、在館者による地震後火災に対する緊急点検・対応計画を作成するためのガイドライン（案）を作成した。

（平成23年度決算額 17百万円）

(11) 災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、最新の防潮堤等の耐震化進捗状況を反映し、津波警報で予測される津波波高に対応する津波浸水の範囲・深さを迅速に想定できる「津波浸水データベース」の構築のため、津波断層モデルの設定方法の検討を行った。

(平成23年度決算額 6百万円)

(12) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、独立行政法人防災科学技術研究所の強震観測網と国土交通省地震計ネットワークのデータを即時に共有する仕組みを構築した。また、観測記録のない地点の地震動を高い精度で推定可能な地震動分布推定手法を開発するとともに、東日本大震災で発生した所管施設の被災事例を収集し、被災しやすい構造的要因及び被災度と地震動強さとの関係を分析した。

(平成23年度決算額 7百万円)

(13) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、長周期地震動に対する超高層建築物等の安全性評価手法の確立など、巨大地震による建築物の被害抑制方策に関する研究を行った。さらに、構造計算における工学的判断基準の明確化に関する研究を行った。

3 風水害対策

(1) MPレーダーを用いた土砂・風水害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては、局地的な豪雨や強風を高精度に監視・予測する技術開発を推進した。また、その予測結果に基づき、都市域におけるリアルタイム浸水被害危険度予測手法及び土砂災害の発生予測手法の開発を推進した。特に、平成23年度においては、三大都市圏と北陸地方に整

備されたMPレーダーのデータ解析システムを構築し、集中豪雨の予測に関する研究体制を強化した。

(2) 豪雨時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

(3) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下の水災害リスク低減のため、現在の科学技術では避けることのできない不確実性を前提として、将来の気候変動等を考慮した洪水対策手法について研究している。平成23年度は、気候変動に係る将来のシナリオ設定手法、施策オプションの比較手法について、仮想モデル河川における簡易的なリスク試算結果に基づき検討を行った。

(平成23年度決算額 12百万円)

(4) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、深層崩壊等異常土砂災害の発生場所及び規模推定に関する技術開発、新潟県中越地震による地すべりの発生機構の解明とそれに基づく危険度評価手法の開発、流動化する地すべりの要因の解明に関する研究を行った。

(5) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川災害防除に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を行った。

(6) 水災害リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

独立行政法人土木研究所においては、「水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）」を通じ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するべく、統合洪水解析

システム（IFAS）の開発・普及，途上国行政官を対象とする洪水リスク管理技術に関する研修活動の実施及び新たにアジア開発銀行との地域技術協力連携プロジェクトを開始した。

（7）気候変化等により激甚化する水災害を防止，軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては，不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・濁水に与える影響の予測技術の開発，堤防，構造物周辺堤防，基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発，低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施した。

4 火山災害対策

（1）火山噴火に関する調査研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては，火山観測網の維持・強化と噴火予測システムの開発，マグマ移動過程解明，航空機搭載型放射伝達スペクトルスキャナ（ARTS）や合成開口レーダ（SAR）等リモートセンシング手法による火山活動把握及び災害予測のためのシミュレーション技術の開発を推進した。

（2）火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては，関係国立大学法人における火山噴火予知に関する基礎的研究の推進を図るとともに，「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について（建議）」（平成21年度～平成25年度）の進捗状況を取りまとめた。

国土地理院においては，火山噴火予知の基礎資料とするため，火山変動測量及び機動観測を行った。

（平成23年度決算額 6百万円）

独立行政法人産業技術総合研究所においては，火山噴火予知研究の推進のため，活動的火山の噴火履歴，災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行っ

た。

九重，蔵王火山の火山地質図のための噴火履歴調査を実施した。また桜島火山及び諏訪之瀬島火山の火山地質図をまとめた。平成23年度に発生した霧島山新燃岳の噴火の際に緊急調査を実施し，火山情報を発信した。

気象庁においては，気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため，マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進した。また，火山噴火予知連絡会を通じて，関係機関と緊密な連携を図り，火山噴火予知に関する研究を推進した。

（平成23年度決算額 54百万円）

（3）火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては，降灰，火砕流堆積後の土石流に対する緊急時における土石流の規模，発生時期推定技術の高度化に関する研究を行った。

（4）海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては，航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布，火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行った。また，海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため，海域火山基礎情報図の整備を引き続き行った。

（平成23年度決算額 11百万円）

5 雪害対策

（1）雪氷災害の発生予測に関する研究

独立行政法人防災科学技術研究所においては，降雪・吹雪・雪崩等の雪氷災害を予測するシステムの開発を推進するとともに，雪崩等のハザードマップ作成手法の開発を推進した。特に，平成23年度においては，雪氷災害予測システムについて，予測対象地点・地域，相手機関及び配信方法の充実を行った。

(2) 雪崩の発生に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、積雪の物理特性の時間的な変化過程に基づく、表層雪崩の発生危険度評価手法の高度化を図った。また、雪崩の発生を検知するためのモニタリング観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行った。

(3) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩発生危険度予測の精度向上に関わる調査研究を実施したほか、雪崩対策工事の合理的設計手法を検討するとともに、冬季の降雨に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行った。

(4) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行った。

・消防活動の安全確保に関する研究
(平成23年度決算額 42百万円)

・大規模災害時の消防力強化のための情報技術に関する研究
(平成23年度決算額 42百万円)

・多様化する火災に対する安全確保に関する研究
(平成23年度決算額 48百万円)

(2) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術に係る総合的な研究を促進するため、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の推進を図った。

(3) 森林火災に関する一般研究

独立行政法人森林総合研究所においては、林野火災対策として、林内可燃物の含水率と日射量に関する研究、林分構造と林内可燃物量に関する研究を行った。

(4) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法の開発を行った。

6 火災対策**(1) 火災に関する研究**

消防庁においては、次の研究を行った。

・火災原因調査技術の高度化に関する調査研究
(平成23年度決算額 21百万円)

・過密都市空間における火災時の安全確保に関する研究

・特殊災害に対する安全確保に関する研究

・化学物質の火災爆発防止と消火に関する研究

・消防の技術に関する総合的な企画立案のための、消防用設備等の性能評価手法の研究

7 危険物災害対策**(1) 危険物災害の防止に関する研究**

消防庁においては、次の研究を行った。

・危険物施設の安全性向上に関する研究

・危険物に係る流出等の事故原因の調査技術の高度化に関する調査研究
(平成23年度決算額 7百万円)

・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査研究

(平成23年度決算額 13百万円)

- ・危険物の安全を確保するための技術基準の整備に関する研究（屋外貯蔵タンクの安全対策の充実）

(平成23年度決算額 18百万円)

- ・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

(平成23年度決算額 40百万円)

(2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、種々の爆発性物質の爆発威力の評価法の開発とデータ収集及び爆発現象を数値モデルにより再現できる計算コードの開発と高精度化、水素等の可燃性ガスや支燃性ガス、微燃性ガスの漏えい拡散、燃焼・爆発データ収集、爆発安全情報データベース、化学災害データベースの整備等を実施した。

8 原子力災害対策

(1) 原子力防災対策の実効性向上等に関する調査・研究

原子力安全委員会においては、原子力防災対策の実効性向上等の原子力の安全確保に係る諸活動を実施するために必要となる基礎資料の整備等に必要な調査等を行った。

(平成23年度決算額 6百万円)

(2) 原子力の開発利用に係わる安全確保のための研究

独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構等においては、原子力施設等安全研究、環境放射能安全研究及び放射性廃棄物安全研究を行った。

(3) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業環境技術研究所においては、東京電力福島第一原子力発電所事故発生直後から農作物、農地土壌等の放射性物質濃度について緊急の調査・研究を実施し

て、農産物等の安全確認を行うとともに、農地等の除染技術及び農作物への放射性物質移行低減技術の開発等に関する調査、研究を行った。

(4) 原子炉施設の耐震安全性の評価

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、耐震設計審査指針改訂に伴う耐震安全性評価（バックチェック）等に係る国の安全審査の厳正な実施に資するため、東北地方太平洋沖地震、津波の教訓・知見を踏まえた耐震性評価に関する試験及び調査等を実施し、審査に必要な判断基準及び評価手法の高度化を図った。

(平成23年度決算額 3,569百万円)

(5) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価及び研究

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、国際協力試験等に参加することにより、原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても、その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備及び高度化を図った。

第4章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、9月1日の「防災の日」に、首都直下地震（東京湾北部地震）を想定した政府本部運営訓練及び首都直下地震応急対策活動要領に基づく広域医療搬送訓練を行った。また、1月12日に、首都直下地震（東京湾北部地震）を想定し、防災関係省庁等の参加の下、緊急災害現地対策本部の業務について、ロールプレイング形式の政府総合図上訓練を行った。

（災害対策総合推進調整費で措置）

内閣府においては、関係省庁の防災担当職員を対象とした合同研修を実施した。

（平成23年度決算額 8百万円）

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示した。また、警察広域緊急援助隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行ったほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行った。さらに、機動警察通信隊では、災害発生時における、より迅速な情報収集や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行った。

(3) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進した。また、無線局の免許人に対し

ても通信施設の点検等について指導を行った。
（平成23年度決算額 6百万円）

(4) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、大規模災害等における放送確保等のため、広域応援体制も織り込んだ総合訓練を実施するとともに、各放送局においては、個別訓練等を実施した。

（協会支出額 17百万円）

(5) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害の防止や被害の軽減、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行った。また、地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のため、都道府県及び市町村の首長並びに幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成及び強化のための教育を行った。

（平成23年度決算額 338百万円）

消防庁においては、地方公共団体が、地域防災計画に従い、地震、津波、風水害等各種の災害や様々な条件を想定して、市町村長の迅速かつ的確な意思決定のための図上訓練や関係機関及び地元住民と連携した総合防災訓練や広域訓練、参集訓練、情報伝達訓練等実践的な訓練を実施するよう要請・助言等を行った。

（平成23年度決算額 1百万円）

(6) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話等で構成される法務省緊急連絡体制網通信訓練を行った。

（平成23年度決算額 84百万円）

(7) 安全教育の充実

文部科学省においては、教職員や児童生徒

等の学校安全に対する意識の向上等を図るため、防災教室等の講師となる教職員等を対象とした講習会、心肺蘇生法（AEDの取扱いを含む。）の実技講習会等を実施した。

（平成23年度決算額 71百万円）

（8）独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

（9）NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。（平成23年度決算額 6百万円）

（10）災害派遣医療チーム（DMAT）隊員養成研修の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT（発災後48時間以内の災害急性期に機動的に活動するためのトレーニングを受けた医療チーム）隊員養成研修を実施した。（平成23年度決算額 67百万円）

（11）日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

（平成23年度決算額 18百万円）

（12）都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村災害救助法担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行った。

（平成23年度決算額 40,489百万円の内数）

（13）災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートするボランティアリーダーを養成する事業を実施した（ビッグ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施）。

（平成23年度決算額 2百万円）

（14）こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行った。

（平成23年度決算額 16百万円の内数）

（15）国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体、独立行政法人等の職員を対象に、各研修コースにおいて防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義を実施した。特に、「災害査定指導者」、「危機管理」及び「電気通信」では、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力の向上を目的に、実習や演習を取り入れた研修を実施した。

（16）気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を図った。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図った。

（平成23年度決算額 130百万円）

（17）海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施したほか、

機動防除隊を対象とした高度な防災技術等の研修を行った。また、海難防止思想の普及・高揚を図るため、海難防止講習会等を開催したほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行うとともに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導した。

(18) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、災害派遣時に求められる多様な役割に対し、実効性をもつ的確かつ迅速に対応するため、各種の災害への対応のための訓練を実施して、部隊の即応性の向上を図った。

(平成23年度決算額 351百万円)

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

中央防災無線網は、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、内閣府が整備している政府専用の通信網である。平成23年度も引き続き、通信の安定的な運用のため適切な措置を講ずるとともに、総理大臣官邸の情報収集回線の増強、立川災害対策本部予備施設の通信バックアップ機能の整備、ヘリコプター映像等の伝送基盤としての通信機能の強化整備及び地方公共団体との情報共有ネットワークの構築を推進した。

(平成23年度決算額 2,799百万円)

(2) 災害警備活動用資機材の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要なヘリコプター等災害警備活動用資機材の整備を行った。

(平成23年度決算額 5,715百万円)

(3) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講ずることにより、地方公共団体が行う防災施設整

備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(4) 地域衛星通信ネットワーク整備構想の推進

総務省及び消防庁においては、防災行政無線の機能拡充や通信ルートの多ルート化を図ることを目的とした地域衛星通信ネットワーク整備構想を推進するため、地域情報通信基盤整備事業の活用等を通じて、地方公共団体における衛星地球局等の整備を進めた。

(平成23年度決算額 6百万円)

(5) NHKにおける非常用電源設備等の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、放送局の非常用電源設備の整備を行った。

(協会支出額 835百万円)

(6) 電気通信網の確保等

NTTグループ各社においては、安定した電気通信サービスの提供を確保するため、通信ビルの停電対策・水防強化、中継伝送路の第3ルート確保、大ゾーン基地局の構築、基地局の停電対策強化等による災害に強く信頼性の高い通信網の構築や、各種災害対策機器の配備、災害に備えた情報ステーション化の推進等による重要通信を確保するための早期復旧対策を実施し、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう十分な連携協力を行った。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板」及び「災害用伝言板(Web171)」及び「災害用音声お届けサービス」の活用を広報した。

KDDI(株)においては、東日本大震災を受けて、伝送路の多ルート化、重要通信確保のために、行政機関等重要拠点の基地局の電源設備の信頼性向上、非常災害対策機器等の配備を一層強化することとした。また、大規模災害発生時の被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板サービス」及び気象庁の緊急地震速報の携帯電話による配信サービスの活用を広報した。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、東京及び大阪に備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう整備した。

(平成23年度決算額 12百万円)

(8) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、地方公共団体に対し補助を行った。

また、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用し、被災地での隊員の活動を支援する車両やヘリコプターによる情報収集機能を強化するための資機材等を全国の消防機関等に配備した。

(平成23年度決算額 4,720百万円)

(9) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、耐震性貯水槽、高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(平成23年度決算額 1,408百万円)

(10) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材（特別高度工作車、大型除染システム車、大型ブロー搭載車及びウォーターカッター搭載車）及びNBCテロ災害対応資機材の維持管理を行った。

(平成23年度決算額 28百万円)

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を災害や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防

火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行った。

(平成23年度決算額 5,516百万円の内数)

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院（耐震構造、ライフラインの維持機能、応急医薬品等の備蓄機能等の災害医療支援機能を有し、災害時に24時間対応可能な救急体制を確保する病院）の整備について補助を行った。

(平成23年度決算額 5,012百万円の内数)

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療にかかる総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行った。

(平成23年度決算額 36百万円)

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成23年度決算額 10,084百万円の内数)

厚生労働省においては、障害福祉施設・児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成23年度決算額 2,665百万円)

厚生労働省においては、地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成23年度決算額 130,474百万円の内数)

厚生労働省においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(平成23年度決算額 2,235百万円の内数)

(15) 農林水産省における情報収集・伝達体制の整備

農林水産省においては、災害に備えた確実な情報体制を確保するため、本省と各地方農政局等を結ぶ衛星通信施設等の整備等を行った。(平成23年度決算額 18百万円)

(16) 渇水対策のための農業水利施設整備

農林水産省においては、渇水の頻発している地域において、渇水時に農業用水を有効利用するための堰、揚水機場、ファームポンド(農地又は農地の道傍に設ける小規模な貯留施設)等の施設整備を行った。

(平成23年度決算額(地域自主戦略交付金) 304,164百万円の内数)

(17) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、災害時の水産物流通機能の確保、漁港の来訪者等の安全性確保及び被災地の支援基地としての漁港利用等漁村の総合的な防災対策を図るため、ハード・ソフト一体的な考えの下、防災強化対策を推進した。

(平成23年度決算額 76,688百万円の内数)

(18) 農山村の防災機能強化の促進(防火・防災対策林道整備)

農林水産省においては、林野火災の発生及び延焼の危険性が高い集落周辺地域等における、防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道の整備を行った。また、自然災害が発生した際に迂回路等としても重要な役割を果たす林道の整備を行った。

(平成23年度決算額 32,919百万円の内数)

(19) 農山村の防災機能強化の推進(防災対策林道機能強化)

農林水産省においては、災害に強く安心して暮らせる村づくりを推進するため、緊急的に次の施設等の整備を図った。

- ・避難路及び避難地等の確保
- ・消防用施設等の確保
- ・集落の防火施設整備
- ・災害情報の伝達施設の確保

(平成23年度決算額 32,919百万円の内数)

(20) ガスに係る防災支援基盤の整備

経済産業省においては、地震等の大規模災害時において都市ガス施設等の早期復旧と二次災害を防止するため、ガス事業者の供給区域、ガス製造設備等主要ガス工作物設置状況、アクセスルート等の地図情報の所要の情報盛り込んだ「ガス防災支援システム」の維持・運用を行った。

(平成23年度決算額 7百万円)

(21) 石油ガス安定供給対策補助事業

経済産業省においては、災害発生時における迅速かつ円滑なエネルギー供給のため、災害時にライフライン途絶等が生じやすいと考えられる都市地域においてLPガス供給設備等の導入促進を図る事業者に対し補助を行った。

(22) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震や大雨等による土砂災害が広範囲に発生した場合に、被災状況を迅速かつ確に把握するための危険度判定を実施し、二次災害の軽減・防止や早期復旧に資する被災宅地危険度判定制度について、都道府県等と協力し、危険度判定の実施体制の整備支援等を行った。

(23) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理及び災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、東日本大震災等を踏まえて、通信設備の耐震対策及び津波対策を検討するとともに河川・道路管理用の次期移動体通信システムと衛星通信システムの検討を実施した。

(24) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行った。

- ・静止気象衛星業務の実施
- ・地上気象観測装置の整備
- ・航空気象業務の整備
- ・潮位観測機器の更新
- ・気象ドップラーレーダーの整備（3ヶ所）
- ・観測施設災害対応体制の強化
（平成23年度決算額 22,095百万円）

(25) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行った。
（平成23年度決算額 107,248百万円）

(26) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により迅速的確に対処しうる体制の確保を図った。
（平成23年度決算額 240百万円）

1-3 その他

(1) 災害対策の推進

内閣府においては、東海地震に関連する情報を始めとする各種災害情報を夜間及び休日においても確実に受理し、関係職員に迅速に伝達するために必要な情報連絡要員を常駐させ、情報連絡体制の整備を図った。

また、内閣府においては、災害対策総合推進調整費を別表の調査等に配分し、関係省庁において調査等を実施した。

（平成23年度決算額 75百万円）

災害対策総合推進調整費

事項名	実施省庁名	決算額 (千円)	概要
1. 一般調査		51,455	
(1) 大雪に対する防災力の向上方策に関する調査・検討	内閣府 国土交通省 (小計)	6,300 11,939 18,239	平成23年の大雪による被害を受け、雪害に対する公的支援の在り方、空き家等の除雪問題に関する調査及び検討を行い、その結果を「大雪に対する防災力の向上方策検討会」の審議に活用した。
(2) モバイル・デバイスへの津波等防災情報提供方法検討調査に係る経費	国土交通省	8,035	国土交通省港湾局が港湾整備事業のために取得している潮位・波浪情報を、津波・高潮・高波等の防災に資するデータとして加工しモバイルデバイスに提供する方法を検討した。
(3) 新燃岳噴火に伴う霧島屋久国立公園防災体制に関する調査	環境省	25,181	利用者及び事業者の安全を確保するため、災害発生時の公園利用者の対処方法や避難路・避難誘導等の防災体制の整備の調査検討を行い、国立公園の安全な利用環境を確保した。
2. 課題事業 平成23年度総合防災訓練及び防災に関する訓練	内閣府 警察庁 消防庁 海上保安庁 防衛省 (小計)	20,740 8,944 1,313 75 7,241 3,167 20,740	災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、首都直下型地震及び東海地震を想定した総合防災訓練を行うとともに、平成23年度総合防災訓練大綱に則り、総合防災訓練の全国展開に向けた取り組み及び地域の実情に応じた訓練を実施した。
3. 緊急事業 新燃岳噴火に伴う火山性ガス等観測事業	環境省	2,485 2,485	住民の健康被害を未然に防止するため、霧島岳（新燃岳）噴火に伴う火山性ガスに対し、常時監視測定局を設置した。
合計		74,680	

(2) 災害被害を軽減する国民運動の展開

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動」を展開するため、「防災の日」及び「防災週間」の期間を中心に「防災フェア」等を行うとともに、被災経験者や災害対応経験者の体験談をエピソード化する等、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る取組を行った。(平成23年度決算額 38百万円)

(3) 防災ボランティア関連施策の充実

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施されるよう検討を行った。

(平成23年度決算額 12百万円)

(4) 民間と市場の力を活かした安全な地域づくり

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、事業継続計画策定の推進に向けた防災ビジネス市場条件整備、事業継続計画の実効性確保のための環境整備、サプライチェーンに対応した事業継続計画に関する企業間連携の円滑化について検討を行った。

(平成23年度決算額 23百万円)

(5) 復興対策の調査検討

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の復旧・復興を迅速かつ的確に進めるための復興施策関連の調査を行うとともに、地方公共団体の復興対策の普及・啓発(セミナー開催、マニュアル作成等)、住家の被害認定業務の在り方に関する検討を行った。

(平成23年度決算額 56百万円)

(6) 特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設(阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター)において行われる、①阪神・淡路大震

災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、②防災に関する総合的、実践的能力を有する人材の育成、③復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(平成23年度決算額 251百万円)

(7) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づき防災白書を作成した。また、ホームページにより国民各層に対して正確な知識を提供するとともに、災害発生時には迅速な情報提供を行った。さらに、最近の防災に関する施策をわかりやすく伝達するための広報誌の発行等を行った。

(平成23年度決算額 合計6百万円)

(8) 災害応急対策業務の実践的対応能力の向上

内閣府においては、東日本大震災の災害応急対策期に被災地方公共団体が国等から受けた応援・支援とこれへの対応の実情を検証し、大規模広域災害に備え、さまざまな支援を円滑に受け入れるために、全国の都道府県があらかじめ検討・計画・決定しておくべき事項を検討・整理した。

(平成23年度決算額 4百万円)

(9) 災害時多目的船に関する調査・検討

内閣府においては、東日本大震災において医療施設や行政機能も津波によって被害を受けたこと等を踏まえ、広域的被害をもたらす大規模な自然災害への対応を想定し、災害応急対策を実施する際に必要となるさまざまな機能を有した船舶の在り方や導入の可能性について検討した。

(平成23年度決算額 22百万円)

(10) 防災意識の高揚

警察庁及び都道府県警察においては、過去の災害発生状況、防災に関する知識等をインターネットや各種広報誌で紹介する等、国民の防災意識の高揚・啓発に努めた。

(11) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時等における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害発生時には、ヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による迅速な現場の情報の収集・伝達に努める等、災害警備対策の強化を図った。

(平成23年度決算額 551百万円)

(12) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備等、非常災害時に備えた訓練の実施及びこれらを踏まえた地域防災計画における災害予防対策の見直しを行うよう指導することとし、特に、防災行政用無線局に対しては、自家発電装置を設置する等の停電対策を指導した。

(13) 非常時における通信確保のための情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合に、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを維持・運用した。

(平成23年度決算額 3百万円)

(14) 「公共情報コモンズ」の普及促進

総務省においては、地域住民への公共情報の伝達手段の多様化を目的に、平成23年6月からサービスが開始された「公共情報コモンズ」の説明会を各都道府県で実施し、普及促進を図った。

(15) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムであるJ-ALERTについて、情報受信団体における

常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局に加えて副局を含めた送信局の2局体制で運用するとともに、送信局の常時監視等の保守・管理を行った。

(平成23年度決算額 236百万円)

(16) 消防防災・危機管理教育におけるe-ラーニングの運営及びコンテンツ開発

消防庁においては、インターネットを通じた防災・危機管理e-カレッジの運用・管理を行い、地方公共団体職員、消防職団員、住民等の防災意識及び防災知識の向上を図った。

(平成23年度決算額 25百万円)

(17) 地域防災の推進

消防庁においては、地域防災力の向上につなげるため、「自主防災組織の手引」を配布するとともに、少年消防クラブの優良団体の表彰を行う等、自主防災組織等の活動の充実強化を図った。

(平成23年度決算額 4百万円)

(18) 防災ボランティアの活動環境の整備推進

消防庁においては、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的とした連絡協議会を開催した。

(平成23年度決算額 1百万円)

(19) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、計画・通知等を盛り込んだ参考資料を作成・配付、関係機関との連携体制の整備を行ったほか、都道府県や大都市消防の担当者と緊急消防援助隊の運用について、意見調整のための会議を開催するとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施した。

(平成23年度決算額 31百万円)

(20) 緊急消防援助隊の情報通信機能の確保

消防庁においては、緊急消防援助隊を迅速かつ効果的に運用するため緊急消防援助隊の部隊位置や状態を管理する動態情報システム

について、適切に保守運用を行ったほか、システムの更新に向け、基本設計等のための調査を開始した。

(平成23年度決算額 17百万円)

(21) 防災情報通信体制の整備

消防庁においては、大規模災害発生時に映像情報等の災害情報収集・伝達体制の充実強化を図るため、災害現場の映像等を通信衛星を介して消防関係機関へ配信することを想定した映像送受信訓練を行うほか、消防庁が保有する各種システムの整備を図った。

(平成23年度決算額 236百万円)

(22) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等を行った。

(平成23年度決算額 39百万円)

(23) 防災情報の共有化に向けたシステムの構築

消防庁においては、各種災害発生時に、迅速に正確な情報を収集し、防災関係機関で共有するとともに、その情報を地方公共団体等に対し、確実に提供するための体制を構築した。

(平成23年度決算額 17百万円)

(24) 消防団の充実強化・活性化

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団員確保アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、大学生等の若者を対象としたシンポジウムの開催、青少年防災指導者の育成、消防団員に対する訓練・研修の実施、全国消防操法大会の開催等により、消防団の充実強化・活性化を図った。

(平成23年度決算額 87百万円)

(25) 救急業務の高度化の推進

消防庁においては、消防機関と医療機関の

連携による円滑な救急搬送・受入医療体制の構築の検討、救急車適正利用の啓発、全国メディカルコントロール(MC)協議会連絡会の開催を行うこと等により、救急業務の高度化の推進を図った。

(平成23年度決算額 68百万円)

(26) 救助技術高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会を設置し、新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(平成23年度決算額 11百万円)

(27) 地域防災計画情報システムの維持管理

消防庁においては、インターネットを通じて公開している都道府県の地域防災計画データベースの維持管理を行い、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図った。

(28) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化セミナーの開催、「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」の開催、消防の広域化の周知・広報のためのパンフレットの作成及び消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うとともに、消防広域化支援策として、所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図った。

(平成23年度決算額 4百万円)

(29) 全国瞬時警報伝達システム(J-ALERT)のシステムの高度化

消防庁が運用しているJ-ALERTについて、状況に応じた柔軟な音声放送や、地方公共団体に設置した受信機等の稼働状況の消防庁での確認、オンラインでのソフトウェアのバージョンアップ等が可能となるようシステムの高度化を進めた。

(30) 全国瞬時警報伝達システム（J-ALERT）の整備

消防庁においては、高度化したシステムに対応した受信機等を整備する都道府県及び市区町村に交付金（10/10）を措置することとし、J-ALERTの全国的整備を進めた。

（平成23年度決算額 1,175百万円）

(31) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題について調査・検討し、①消防機関と医療機関の連携推進、②災害時の救急業務の在り方、③救急業務における統計学的見地からの評価等を行うことで、救急業務全般の充実強化を図った。

（平成23年度決算額 47百万円）

(32) 法務省における災害時の対処能力の強化

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の強化維持を図った。

（平成23年度決算額 1,564百万円）

(33) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、学校施設の非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化の推進を図るとともに、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

（平成23年度決算額 10百万円）

(34) 災害医療調査ヘリコプターの運用

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

（平成23年度決算額 10百万円）

(35) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協

力する災害拠点病院等の訓練参加費用の補助を行った。

（平成23年度決算額 4百万円）

(36) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進した。

(37) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムに行政機関、施設管理者等が共有できるシステムの整備のため、システム基本設計等を行った。

（平成23年度決算額 16,040百万円の内数）

(38) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

（株）日本政策金融公庫等においては、中小企業が策定した事業継続計画に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進した。

(39) 災害発生時の緊急輸送ネットワーク確保等のための体制整備

国土交通省においては、災害時における交通関連施設の被害状況・交通機関の運行状況の迅速・安定的・確実な入手・伝達手段を確保し、緊急輸送を実施するため衛星携帯電話の整備を行った。

（平成23年度決算額 39百万円）

(40) 土地分類調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて、わかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(平成23年度決算額 88百万円)

(41) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等の情報をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS（道路交通情報通信システム）について、積極的に取組を推進し、情報内容の充実等を図った。

また、警察庁及び国土交通省においては、道路利用者等に対して交通情報板、道路情報板、(財)日本道路交通情報センター等から提供する道路交通情報の充実等に向けて情報収集・提供業務の推進を図った。

さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等の異常気象時において、事前通行規制区間における規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

(42) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制の整備を図った。

(43) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地において、災害復旧事業や土地境界の復元の基礎となる基準点（復旧・復興補助基準点）を設置するとともに、地籍調査の成果の補正等に要する費用の支援等を行った。また、同被災地以外において、災害対応力を高める地籍調査を実施する市町村を支援するとともに、地籍調査の前段となる調査を国が実施すること等を通じて地籍整備を推進した。

(平成23年度決算額 12,728百万円)

(44) 電子国土基本図（地図情報）整備

国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状

況、構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させ、電子国土基本図として整備を進めた。

(平成23年度決算額 214百万円)

(45) 公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

国土地理院においては、屋外の三次元GISデータと一体として扱えるよう屋内空間のGISデータのデータ項目や位置の表し方、精度等を規定する基本的仕様案を作成するとともに、既存の設計図面等とGISデータを結合させることで公共的屋内空間の三次元GISデータを効率的に整備する方法の開発を行った。

(平成23年度決算額 7百万円)

(46) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について、気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。さらに、アジア太平洋域各国へ台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像の提供を行った。また、アジア太平洋域各国に台風の解析及び予報に関する資料や、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

(47) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報、災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行った。

(平成23年度決算額 2百万円)

2 震災対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるように、12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかけた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、震災発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、震災対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

また、緊急災害警備本部の設置運営訓練、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練、官邸等への映像伝送通信訓練等、各種災害警備訓練を行った。

さらに、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用いて、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに「災害対策基本法」による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導した。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、震災時の救急・救助、避難誘導等の消防活動や震災対策に関する教育訓練を行った。また、都道府県、市町村の首長及び幹部等に対して、大規模災害発生時の対応能力向上のための教育訓練を実施した。

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 大規模津波総合防災訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、東海地震による津波を想定し、国土交通省が作成した計画により、静岡県の沿岸住民と防災関係団体・関係機関が協力・連携し、住民の避難訓練、地震津波情報の収集・伝達、漂流者救助・救急、応急復旧、物資輸送訓練等を行った。

(5) 津波警報・注意報の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報・注意報発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報・注意報の発表作業の訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体が行う訓練にも積極的に参加協力した。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練の一環として、政府対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施したほか、海上における実働訓練等の大規模地震災害対策訓練を実施した。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点施設の維持管理

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った。（平成23年度決算額 121百万円）

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるように、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設

や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

(平成23年度決算額 2,954百万円)

(4) 国立大学法人等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備への支援を行い、防災機能の強化を実施した。

(平成23年度決算額 69,580百万円の内数)

(5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、公立学校等の防災機能の強化のため、次の施策を行った。

- ・公立小中学校等施設について、地方公共団体からの要望に応じた予算措置を行い、耐震化事業を積極的に推進した。

(平成23年度決算額 250,816百万円の内数)

- ・浄水型プール等の整備事業及び学校給食施設の整備事業に対し補助を行った。

(平成23年度決算額 204,184百万円の内数)

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児、児童、生徒及び学生の安全確保を図る観点から、私立学校の施設について、防災機能の強化のための施設整備事業に対し補助を行った。

(平成23年度決算額 10,220百万円の内数)

(7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、都道府県において災害拠点病院等の耐震整備に対する補助を行うための基金を設置するため、医療施設耐震化臨時特例交付金を都道府県に交付した。

(平成23年度決算額 15,634百万円)

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

(平成23年度決算額 3百万円)

(8) 緊急時給水拠点確保等事業

厚生労働省においては、地震の被害が予想される地域において、配水管等管路を利用した貯留施設及び緊急遮断弁の整備並びに貯水池容量の増大及び連絡管整備を促進するとともに、配水池や浄水場等の耐震補強事業等を推進するため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成23年度決算額 6,893百万円)

(9) 水道管路近代化推進事業

厚生労働省においては、地震等による被害を受けやすい石綿セメント管、老朽化した铸铁管等の更新の推進を図るため、その整備に要する費用に対して補助を行った。

(平成23年度決算額 10,544百万円)

(10) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図った。

(11) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設整備等を重点的に実施するとともに、岩手・宮城内陸地震等による山地災害の発生地区における荒廃地、荒廃危険地等の整備を推進した。

(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

(12) 水産物流通拠点となる漁港の耐震対策

農林水産省においては、平成19年6月に策定された漁港漁場整備長期計画に基づき、地震発生後においても水産物供給の維持を図るとともに、地震発生時に漁港で作業する人々の人命や資産の防護を図るため、水産物流通拠点となる漁港において、産地市場前面の陸揚げ用の岸壁の耐震化を促進した。

(13) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震・津波対策として、堤防・護岸等の整備や水門・陸こうの自動化・遠隔操作化、ハザードマップ作成支援等のハード・ソフト施策を一体的に推進した。

農林水産省

(平成23年度決算額 3,430百万円の内数)

国土交通省

(平成23年度決算額 21,432百万円の内数)

(14) 災害対応型給油所普及事業

経済産業省においては、地震等の大規模災害発生時に対応するための緊急車両への燃料供給等石油製品の安定的な供給や、帰宅困難者に対する飲料水提供等の支援を行うことができる体制を構築するため、自家発電設備や貯水設備等を設置する災害対応機能を備えた給油所の普及を図った。

(平成23年度決算額 103百万円)

(15) 水力発電施設の耐震性能調査

経済産業省においては、昨今国民の関心が高まっているダム等水力発電設備の耐震性能について検証した。また、水力発電施設の耐震設計の方法について定めている「電気事業法」に基づく発電用水力設備の技術基準等についても検討した。

(平成23年度決算額 37百万円)

(16) 防災拠点官庁施設等の耐震化

国土交通省においては、防災拠点となる新潟第2地方合同庁舎(Ⅱ期)等について整備を実施したほか、官庁施設の総合耐震診断結果に基づき、中央合同庁舎第1号館等の緊急性の高い要整備施設29件の耐震補強等整備を行った。

(平成23年度決算額 26,514百万円の内数)

(17) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備した。

(18) 震災に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、都市の防災性向上

のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる防災公園の整備

(平成23年度決算額 3,739百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の整備

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

(平成23年度決算額 3,375百万円の内数)

- ・三大都市圏のうち、特に地震の際に危険度の高い地区における避難地等と周辺住宅地の一体的な拠点整備

また、災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

(平成23年度決算額 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

- ・三大都市圏の木造密集市街地等における都市再生区画整理事業の実施

(平成23年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業の促進

(平成23年度決算額 4,688百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐水性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

(平成23年度決算額 社会資本整備総合交付金の内数)

(19) 下水道における震災対策

国土交通省においては、「下水道総合地震対策事業」を活用し、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するため、重要な施設の耐震化・耐津波化を推進するとともに、被災した場合における下水道機能のバックアップ対策等を進めた。

また、新潟県中越地震の教訓等を踏まえ、液状化対策によるマンホールの浮き上がり防止等、災害に強い下水道づくりを推進するとともに、下水処理場間のネットワーク化による代替路の確保、下水道管渠を利用した情報通信網の整備、下水処理場等の避難地等としての活用等を推進した。さらに、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進した。

(平成23年度決算額 18,703百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び
地域自主戦略交付金の内数)

(20) 河川の整備

国土交通省においては、人口及び経済活動の集積したゼロメートル地帯等において、大震災等により堤防が沈下して浸水した場合の壊滅的被害を防止するため、堤防の耐震性向上対策を実施した。また、大地震等の大災害時において、被災者の救援活動、被災地の復旧活動及び物資の輸送等に活用できる緊急用河川敷道路を整備した。

(21) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震に伴う土砂災害を防止するため、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施した。

また、平成19年(2007年)新潟県中越沖地震や平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震等の活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等を重点的に実施するとともに、平成23年東日本大震災からの復旧・復興対策として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている

地域において、土砂災害対策を推進した。

さらに、土砂災害の危険箇所が集中して存在する都市部における土砂災害対策を実施した。

(22) 道路における震災対策

国土交通省においては、震災が発生した場合においても安全で信頼性の高い道路の通行を確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を行うとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施した。

(23) 住宅市街地の防災性の向上の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅(改良住宅)を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行った。

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(24) 老朽公営住宅の建替の推進

国土交通省においては、耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建替事業を実施し、防災性の強化を図った。

(25) 港湾の大規模地震対策

国土交通省においては、人口や産業が集中する臨海部において、大規模地震発生時における避難者や緊急物資等の輸送機能、経済活動に資する一定の海上輸送機能を確保するため、基幹的広域防災拠点や耐震強化岸壁を整備するとともに、緊急輸送ルートに接続する臨港道路の耐震強化、緑地等オープンスペースの確保を行った。

<港湾整備事業>

(平成23年度決算額
直轄 186,684百万円の内数)

補助 13,407百万円の内数)
＜港湾広域防災拠点支援施設整備事業＞
(平成23年度決算額 690百万円)

(26) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震時の大規模盛土造成地の被害を軽減するため、「宅地造成等規制法」に宅地の耐震基準を導入し、住民への情報提供等を図る変動予測調査（大規模盛土造成地マップ作成）及び滑動崩落を防止する工事に要する費用について補助を行い、造成された宅地等の安全性の確保を図る等の総合的な宅地防災対策を推進した。

(平成23年度決算額 社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

(27) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等の検討を行った。

(28) 地震観測施設の整備等

気象庁においては、東日本大震災を受けて、緊急地震速報の予想精度の向上や情報発表の迅速化を図るため、多機能型地震観測施設を新設するとともに、関係機関が海域や地中深くに設置した地震計のデータを計算システムに取り込む装置の整備を行った。

また、大規模停電や通信回線途絶等の障害発生時も観測データが活用できるように、歪観測施設について非常電源の強化や衛星通信機器の整備を行った。

(平成23年度決算額 2,631百万円)

2-3 その他

(1) 地震対策等の推進

内閣府においては、地方都市等における地震防災の在り方を検討するとともに、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の被害想定の見直しを行った。また、津波避難に

関する検討も行った。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備、防災見える化等を推進した。

(平成23年度決算額 1,128百万円)

(2) 大震災警備対策の推進

警察庁においては、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模地震発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行った。

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、首都直下地震発生時の交通規制計画原案を策定した。また、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進した。

(4) 消防団の安全対策

消防庁においては、東日本大震災で多数の消防団員が活動中に犠牲になったことを踏まえ、ライフジャケットや投光器などの安全装備品について緊急整備するために国庫補助により整備を行った。

(平成23年度決算額 116百万円)

(5) 地域防災計画の見直し支援

消防庁においては、地方公共団体における地震・津波対策に係る地域防災計画の見直しを支援するため、平成23年6月から、有識者や地方公共団体の防災担当者で構成される「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を開催。同年12月には、地方公共団体が地震・津波対策に係る地域防災計画の見直しを行う際に参考となる留意点や参考事例を報告書として取りまとめ、地方公共団体に周知するとともに公表した。

(平成23年度決算額 7百万円)

(6) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を実施した。

(平成23年度決算額 31,433百万円)

また、法務省の維持管理する耐震診断対象

施設としては収容施設が該当するが、そのうち、昭和56年の新建築基準法施行以前に設計・施工された施設で、中央防災会議における被災予想地域に存在する収容施設について、優先して最適な耐震改修計画を策定し、耐震改修を促進するために、耐震診断を実施した。（平成23年度決算額 9百万円）

（7）税関庁舎及び税関省庁別宿舎の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している税関庁舎等について計画的に耐震改修を実施するとともに、税関が管理する省庁別宿舎の安全性の向上を図るため耐震診断調査を実施するほか、耐震診断結果に基づき必要な耐震改修を実施した。

（平成23年度決算額 289百万円）

（8）鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の被害を防止するため、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主なターミナル駅の耐震補強に要する費用について、一部補助を行い、地震防災対策の推進を図った。

（平成23年度決算額 465百万円）

（9）建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

（10）被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

（11）空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港

機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施した。

（平成23年度決算額 7,705百万円）

（12）全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、都市域周辺部（山間地を含む。）の特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯の情報整備として、空中写真判読、資料分析等により、活断層の詳細な位置や関連する地形の分布等を明らかにした都市圏活断層図の作成を行った。

（平成23年度決算額 12百万円）

（13）基幹的広域防災拠点の運用体制の構築

国土交通省においては、首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の非常災害発生時に広域的な災害応急対策が円滑に実施できるよう、港湾広域防災拠点支援施設を適切に維持管理し、非常災害時に備えた訓練を実施するとともに事業継続計画（BCP）の策定に向け検討を行った。

（平成23年度決算額 54百万円）

（14）京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点の整備

国土交通省においては、京阪神都市圏における大規模地震発生時の応急復旧活動等の災害対応力の向上を図るため、堺泉北港堺2区において、基幹的広域防災拠点の整備を推進した。

- ・高次支援機能を担う緑地及び直背後の耐震強化岸壁等とを結ぶ臨港道路の整備
- ・港湾広域防災拠点支援施設の整備

<港湾整備事業>

（平成23年度決算額

直轄 186,684百万円の内数

補助 13,407百万円の内数）

<港湾広域防災拠点支援施設整備事業>

（平成23年度決算額 690百万円）

（15）災害時の支援物資物流における官民連携・協力体制の構築等

国土交通省においては、首都直下、東海、東南海、南海地震の被害が想定される地域において、「民間の施設・ノウハウを活用した

災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、災害時の支援物資物流における官民連携・協力体制の構築等を推進するとともに、同協議会において選定された民間物流施設に対して、非常用電源設備等の導入に関する支援を行った。

(平成23年度決算額
補助金以外：47百万円
補助金部分：333百万円)

(16) 東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁においては、関係機関の協力を得て、地震防災対策強化地域の地震・地殻活動の監視・観測を行い、その観測成果等を東海地震に関連する情報として発表し、防災関係機関、報道機関等関係機関で適切な防災体制がとられるよう努めた。

(17) 緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等の発表及び伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

3 風水害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施した。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、風水害対策に関する教育訓練を行った。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るために治山施設整備等を推進した。

(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

(2) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

農林水産省

(平成23年度決算額 3,430百万円の内数)

国土交通省

(平成23年度決算額 21,432百万円の内数)

(3) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(4) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータ設備、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備や大都市圏のゲリラ豪雨を詳細かつリアルタイムに捉えるためのXバンドMPレーダを引き続き整備した。

また、高機能化を図った河川情報システムの普及を推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を図る情報システム整備を推進した。

さらに、東日本大震災を踏まえて、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等の検討を行った。

(5) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の

整備を行った。

(平成23年度決算額 121百万円)

(6) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設及び土砂災害に対する監視警戒システム等の整備を実施した。

(7) 道路における防災対策

国土交通省においては、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備を行うとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施した。

3-3 その他

(1) 避難に関する総合的対策の推進

内閣府においては、「災害時の避難に関する専門調査会」における検討に資するよう、国土交通省や気象庁、都道府県が保有する詳細で高度な防災・災害情報を、市町村や国民、特に災害時要援護者にわかりやすく伝達するための方策について調査検討した。また、自治体の災害対応職員に対する訓練プログラム、研修テキストを作成した。

(平成23年度決算額 26百万円)

(2) 災害対応職員の能力向上に向けた検討

内閣府においては、市町村の災害対応職員が効率的かつ効果的に災害対応能力を向上させることのできる研修・訓練カリキュラムのひな形を検討し、その研修の際に活用できるテキスト及び災害対応能力向上のための訓練パッケージを検討・作成した。

(平成23年度決算額 13百万円)

(3) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立及び迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制の強化を図った。

(4) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害時要援護者の避難

誘導體制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険箇所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施及び防災知識の普及等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(5) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る複合的な土砂災害対策の実施について」(平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省、消防庁共同通達)等を受け、次の対策を実施した。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設に係る農地の保全に係る地すべり危険箇所の周知等、地すべり対策事業等による防災対策を推進した。また、高齢者や障害者等の自力避難が困難な者が入居する災害時要援護者関連施設を保全するため、治山事業を重点的に実施した。

(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

国土交通省においては、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、砂防設備等の整備を実施するとともに、都道府県の関係部局等の連携強化を図り、土砂災害のおそれのある箇所及び施設に関する情報の共有、施設管理者への警戒避難に関する情報の提供、防災訓練の実施、施設の新規立地抑制等の対策を推進した。

(6) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、雨量観測にあたっては、従来のレーダ雨量計(Cバンドレーダ)・地上観測網に加え、近年増加する集中豪雨や局所的大雨(いわゆるゲリラ豪雨)による水害や土砂災害等に対して、適切な河川管理や防災活動等に役立てるために、リアルタイムでより詳細な雨量観測が可能なXRAIN(国土交通省XバンドMPレーダネットワーク)の整備を進めている。22年7月より11基のXバンドレーダでの一般配信を開始し、インターネット上でも雨量情報の提供を行っており、23年度までに26基での観測体制を構築している。また、これら

レーダ雨量計のデータを用いて詳細な流出解析を行う洪水予測システムの整備を進めた。

(7) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進した。

(8) 国土交通省及び気象庁における河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省及び気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を実施した。

(9) 総合治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進した。特に、総合治水対策特定河川について、総合治水対策特定河川事業による河川改修の重点的实施、流域の保水・遊水機能の確保等、流域整備計画に基づく諸施策を実施した。また、上記総合治水対策特定河川以外の河川においても、浸水想定区域図及び浸水実績の公表を推進した。

(10) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき河道改修等を行うことにより、総合的な都市型水害対策を推進した。

(11) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村が作成する災害が発生した場合の状況を想定した避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図った。浸水想定区域図については、平成17年7月に施行された「改正水防法」に基づき浸水想定区域の指定対象を従来の大河川だけでなく中小河川にまで拡大し、洪水ハザードマップの作成・普及の促進を図った。市町村への支援としては、「洪水ハザードマップ作成の手引き」の公表や全国の河川事務所等に設置している災害情報普及支援室による作成や周知の技術的支援等を推進した。また、国土交通省のホームページ上では、全国のハザードマップをweb上で閲覧できるハザードマップポータルサイトの充実を図った。

また、平成17年7月の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域における土砂災害ハザードマップ等の周知措置の徹底を図るとともに、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」により、土砂災害ハザードマップの作成・活用を支援した。

(12) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施した。

(13) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定の促進を支援し、既存の諸制度とあいまって総合的な土砂災害対策を実施した。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月国土交通省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（平成21年9月国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動等を支援するため都道府県

と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の作成・伝達を支援した。

このほか、土砂災害予警報システム等の整備、表示板設置等適切な警戒避難体制の確立に向けた各種施策を講じた。

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地すべり等といった大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村の避難指示の適切な判断を支援するため、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査及び土砂災害が想定される区域及び時期の情報を適切に行うために必要な体制の整備を促進し、土砂災害から国民の生命・身体を保護するための取組を推進した。

深層崩壊に対しては平成22年8月に、過去の深層崩壊発生箇所と地形・地質条件との関連を統計的に分析した「深層崩壊推定頻度マップ」を公表し、さらに、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域を中心に、空中写真判読等による深層崩壊の溪流（小流域）レベルの調査等を進めた。

（14）土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害に関する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命及び財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施した。

月間中には、土砂災害防止「全国の集い」を長崎県で開催したほか、「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰及び土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会及び見学会の開催、危険区域の周知、砂防ボランティア等と連携した危険箇所点検等を実施した。

また、教育関係者等への土砂災害に関する講習会の開催や、教材等の情報提供等、土砂災害防止教育の充実を推進した。

（15）水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるた

め、水防月間において、都道府県、水防管理団体その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施した。

特に、関係団体と連携して、水防技術の習得・研鑽及び水防に関する基本的考え方の普及を図るため、水防団員等に対して洪水時に際しての水防工法、情報伝達訓練等を実施した。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携して水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施した。

（16）風水害基礎情報整備

国土地理院においては、ハザードマップ作成の基礎情報とするため、地形分類、防災関係施設等の分布に関する事項を空中写真判読、現地調査等により調査し、防災数値データを整備するとともに、土地条件図（2万5,000分の1）の作成を行った。

（平成23年度決算額 40百万円）

（17）精密3D電子基盤情報の整備

国土地理院においては、全国の主な都市域の人口集中地区（DID）を対象に、水害、高潮、地盤災害等の対策に資するために、航空レーザー測量による精密な5mメッシュの三次元標高データを整備するとともに、精密3D地図データの作成を行った。

（平成23年度決算額 12百万円）

（18）航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究

国土地理院においては、航空レーザーデータを活用し、樹高や疎密度等の植生関連情報を加えた新たな土地被覆分類手法の構築を行った。（平成23年度決算額 5百万円）

（19）予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のよう

な防災気象情報の発表及び伝達を行った。

- ・気象，高潮，洪水に関する予報及び警報（警報は市町村等を対象区域として発表）
- ・「水防法」等に基づく，国土交通大臣又は都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省又は都道府県と共同で発表）
- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する気象情報
- ・降水ナウキャスト，竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャスト

4 火山災害対策

4-1 教育訓練

（1）警察庁における教育訓練

警察庁においては，警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに，都道府県警察に対して，関係機関と連携した火山災害対策上必要な教育訓練の実施，災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立，部隊派遣の検討・実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底等について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

（1）火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては，火山地域において荒廃地等の復旧整備及び泥流，土石流等による山地災害の未然防止を図るため，火山地域防災機能強化総合治山事業を行った。

（平成23年度決算額 33,755百万円の内数）

（2）火山砂防事業の推進

国土交通省においては，火山地域における

住民の安全確保のため，火山砂防事業により，ハード及びソフト対策の一体的な火山災害防止対策を実施した。

・火山砂防事業の推進

火山地，火山麓地又は火山現象により著しい被害を受ける恐れのある地域において，土石流，溶岩流，火山泥流等に対する砂防設備の整備を行った。

・火山噴火警戒避難対策事業の推進

火山地域における住民の安全確保及び市町村が整備する火山防災ステーションにおける火山噴火時及び噴火後の緊急対策の実施のため，火山災害予想区域図の作成を推進するとともに，火山活動の状況及び異常な土砂の動き等を監視，情報伝達するために必要なワイヤーセンサー，雨量計，監視カメラ，光ファイバ網等の整備を行った。

・火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定推進

火山活動による社会的影響の大きい火山において，火山噴火時に発生が想定される溶岩流，火山泥流，土石流等の土砂災害による被害を軽減するため，国及び都道府県の砂防部局において，火山毎に，緊急ハード対策の施工やリアルタイムハザードマップによる危険区域の設定等の火山噴火時の緊急対応や平常時からの準備事項等，ハード・ソフト対策からなる「火山噴火緊急減災対策砂防計画」の策定を推進した。

4-3 その他

（1）活動火山対策の推進

消防庁においては，火山噴火災害に対する防災対策の充実強化を図るため，平常時等における協議会の設置，噴火時等の異常発生時における合同対策本部等の設置，具体的で実践的な避難計画の策定，住民等への啓発等について，関係地方公共団体に対し引き続き要請等を行うとともに，最新の火山防災に関する情報等を共有するため「火山災害関係都道府県連絡会議」を開催した。

(2) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援し、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(3) 火山災害基礎情報整備

国土地理院においては、活動的火山の自然条件及び既往災害等を把握し、火山ハザードマップ作成のための基礎資料とするため、地形分類、防災関係施設の分布等を空中写真判読、現地調査等により調査し、火山防災数値データを整備するとともに、火山土地条件図及び火山基本図の作成を行った。

(平成23年度決算額 3百万円)

(4) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、霧島山、桜島を始めとする火山地域において、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点（GNSS連続観測施設）、GNSS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、自動光波測距測角連続観測装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行った。

(5) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等

気象庁においては、噴火を始め火山現象に異常が認められた場合等には、その状況に応じて噴火警報及び噴火予報を発表するとともに、一般及び防災関係機関への周知に努めた。また、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行った。さらに、平常時から各火山の地元の都道府県、市町村、气象台、砂防部局、火山専門家等で構成される火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進した。

(平成23年度決算額 522百万円)

(6) 火山観測施設の整備

気象庁においては、活動の活発化及び長期

化が懸念された霧島山（新燃岳）、東日本大震災後に活動の活発化が継続した草津白根山、吾妻山、白山について、火山活動監視体制の強化のため、各種観測機器（地震計、傾斜計、空振計、GPS）を更新した。

また、東北地方太平洋沖地震を契機に、全国47火山の火山観測施設の非常電源及び非常通信機能を強化した。

(平成23年度決算額 1,093百万円)

5 雪害対策**5-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察に対して、関係機関と連携した救出救助訓練の実施、的確な警戒警備及び救助活動のための体制の確立について指示する等、雪害警備訓練の積極的な推進を図った。

5-2 防災施設設備の整備**(1) 民間社会福祉施設の雪害防止**

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行った。

(2) 雪崩防止

農林水産省においては、積雪地域における雪崩による被害から集落等を守るため、柵工等の整備と一体的に森林の造成等を推進した。
(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

(3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械設備に係る事業を実施した。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等において、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を実施した。

(4) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行った。また、下水処理水や下水道施設等を活用した流雪・融雪等の積雪対策のより一層の推進を図った。
(平成23年度決算額 18,703百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数)

(5) 雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工・管理等について調査・研究を行った。

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を実施した。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。
(平成23年度決算額 1,953百万円)

5-3 その他

(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

内閣府においては、近年の風水害、土砂災害及び雪害の被害状況及び被害の発生要因の分析及び被害軽減手法の検討を行った。
(平成23年度決算額 5百万円)

(2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、都道府県警察に対して、雪害の発生実態を把握し、国民への情報提供を行うとともに、雪害の発生実態の分析検討、部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施について指示する等、広報啓発活動の推進を図った。

(3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢

の強化について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行った。

(4) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命及び財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止セミナーの開催を始めとした広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施した。

(5) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

(6) 克雪体制の推進

国土交通省においては、豪雪地帯の地域防災力の向上に関する調査を行った。
(平成23年度決算額 10百万円)

6 火災対策

6-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対して、火災予防、火災防御及び火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防

農林水産省においては、林野火災を予防す

るため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道を整備する事業について助成を行った。また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施した。

(平成23年度決算額 59,523百万円の内数)

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、大阪空港2台及び福岡空港1台の化学消防車並びに高知空港の給水車の性能向上を図って更新した。また、「空港保安防災教育訓練センター」においては、地方管理空港及び会社管理空港における空港消防職員の訓練への受入れを開始し、実機大の航空機モックアップを使用しての実火災消火訓練を実施し、空港消防職員の消防技術及び救急医療等の技量向上に努めた。

(平成23年度決算額 1,105百万円)

(4) 海上消防能力の整備

海上保安庁においては、海上火災に対してよりの確に対処するため、消防機能を備えた巡視艇を整備した。

6-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図った。

- ・火災予防対策、消防用機器器具業界の指導育成等

(平成23年度決算額 1百万円)

- ・消防庁長官が行う大規模火災等における火災原因調査の実施

- ・製品火災対策の推進

(平成23年度決算額 21百万円)

- ・防火対象物の大規模・複雑化等に伴う防火安全体制の向上についての検討

(平成23年度決算額 9百万円)

- ・消防用設備等の国際標準化

(平成23年度決算額 12百万円)

- ・住宅用火災警報器等の普及促進

(平成23年度決算額 14百万円)

- ・消防法令に係る違反是正推進

(平成23年度決算額 11百万円)

- ・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた消防用設備の開発・普及

(平成23年度決算額 11百万円)

- ・消防行政統計データの高度活用を図るための、火災統計等の戦略的分析

- ・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努めた。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査、検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。

(4) 火災気象通報等

気象庁においては、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」に基づきその状況を直ちに都道府県知事に通報

し、地方公共団体の火災予防対策に協力した。一般に対しては、乾燥注意報、暴風警報及び強風注意報を適時発表して警戒・注意を喚起した。

7 危険物災害対策

7-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、関東管区警察学校で、各種危険物の災害防止等保安対策推進のため、都道府県警察の危険物担当者に対して、関係法令、指導取締り要領、危険物の基礎知識等について必要な教育訓練を行った。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、危険物災害及び石油コンビナート災害に関する教育訓練を行った。

(3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては、石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に、官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施した。また、危険物管理施設の従業員等を対象に、危険物排出時や海上災害発生時の通報、応急措置の具体的な方法等について、海上防災講習会等を通じて指導した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 大規模石油災害対策

経済産業省においては、海上での大規模な原油流出等の災害に対応するため、石油連盟が実施する災害対策用資機材の整備、災害対策技術等に関する調査研究、国際会議の開催等に補助を行い、原油流出災害等への対応体制の整備を行った。

(平成23年度決算額 607百万円)

7-3 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化、安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対し指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、「消防法」に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討等）
(平成23年度決算額 13百万円)
- ・危険物施設の安全確保対策及びその推進に関する調査検討
(平成23年度決算額 1百万円)
- ・危険物データベースの精度の向上
(平成23年度決算額 2百万円)
- ・「危険物災害情報等情報支援システム」及び「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故の情報オンライン処理システム」運用による情報提供
(平成23年度決算額 2百万円)
- ・新規危険性物質の早期把握及び危険性評価
(平成23年度決算額 12百万円)

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取扱う事業所の新設等の際し、事業所内の施設のレイアウトについて規制を実施するとともに、必要な要請、助言等を行った。

(平成23年度決算額 1百万円)

消防庁においては、石油コンビナート等防災本部への要請、石油コンビナート等特別防災区域に関する地域情報管理システムの維持管理、東日本大震災を踏まえた石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者が設置する特定防災施設等及び防災資機材等などの地震・津波対策に係る検討を行った。

(平成23年度決算額 9百万円)

(5) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導、都道府県取締担当者に対する研修等を行った。

(6) 高圧ガス、火薬類及び都市ガスの保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス、火薬類及び都市ガスに係る事故の原因調査・分析及び技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討に係る事業を行った。

(平成23年度決算額 69百万円)

(7) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施した。

(平成23年度決算額 18百万円)

(8) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、危険物による災害を防止するため、次の施策を講じた。

- ・危険物積載船舶に関する交通安全対策
- ・危険物荷役に関する安全防災対策
- ・大型タンカーバスの安全防災対策
- ・国家石油備蓄の安全防災対策
- ・排出油の防除対策

(9) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生

した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を行った。

(平成23年度決算額 8百万円)

環境省においては、環境保全の観点から油等汚染事故に的確に対応するため、環境上著しい影響を受けやすい海岸等に関する情報を盛り込んだ図面(脆弱沿岸海域図)の公開、地方公共団体職員等に対する活用の推進及び更新のための情報収集を引き続き実施した。

(平成23年度決算額 1百万円)

(10) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータが取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに、ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備した。

(平成23年度決算額 14百万円)

(11) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努めた。

8 原子力災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する知識、原子力災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を

行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示した。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対して、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

(3) 原子力防災対策のための研修等

文部科学省においては、原子力防災関係者等を対象に防災対策に係る研修等を行った。

(平成23年度決算額 761百万円)

経済産業省においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施した。

(平成23年度決算額 16百万円)

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、放射性物質安全輸送の確保のため、輸送作業従事者等に対し、法令に基づく基準及び具体的運用方針の普及並びに安全知識の向上を図るとともに、輸送責任者に対する専門的知識の徹底を図った。

(平成23年度決算額 1百万円)

8-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力関係施設等立地地域の防災対策の支援

環境省においては、原子力防災対策の充実強化を図るため、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの整備、各種防災資機材の整備、緊急事態応急対策拠点施設及び緊急時における通信・連絡体制の維持等を行った。

(2) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備その他の原子力防災体制整備等を行った。

8-3 その他

(1) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省等の関係府省、地方公共団体等と連携しつつ、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションとしてシンポジウム等を全国45箇所で開催した。

(2) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体においてハンドブック等の活用を普及させるとともに、東京電力福島原発事故を踏まえ放射性物質事故に対応するため、個人警報線量計等の放射性物質事故対応資機材を緊急消防援助隊登録消防本部等に配備した。

(平成23年度決算額 18百万円)

(3) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備その他の原子力防災体制整備等を行った。

(4) 自治体が行う防災対策への支援

経済産業省においては、地方公共団体が実施する防災資機材・施設の整備、訓練の実施等原子力防災の取組に必要な費用を交付し、地方公共団体の防災体制の強化を図った。

(平成23年度決算額 2,718百万円)

9 その他の災害対策

9-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員、市町村の消防職員に対して、生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(平成23年度決算額 2百万円)

外国船舶に対する監督（PSC）を実施した。
(平成23年度決算額 106百万円)

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、第9次船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため、平成23年度船員災害防止実施計画を作成し、各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

(平成23年度決算額 67百万円)

9-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、消防活動や防災体制を検討した。

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。また、トンネル工事、橋梁工事等大規模建設工事等に対し、安全衛生管理の徹底のため、監督指導等を行うとともに、計画の事前審査を実施し、自主的労働災害防止活動の促進を図った。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行った。

(4) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する

第5章 国土保全

1 治水事業等

国土交通省においては、水害・土砂災害から国民の生命及び財産を守ることを目的として、頻発するゲリラ豪雨や大雨等への緊急的対応のため、既存ストックの徹底的な有効活用を含め、ハード・ソフト両面からの治水対策を推進するとともに、地球温暖化に伴う気候変動への適応策を推進した。

また、大規模地震や火山噴火に伴う土砂災害、大河川の氾濫等の災害発生時に迅速な緊急的対応を実施するため、危機管理体制の充実・強化等を図った。

1-1 維持管理

既存施設が機能を発揮するよう、コスト縮減に努めつつ適切な維持管理を行うとともに、既存ストックの有効活用及び長寿命化対策を進めた。

堤防、水門及びダム等の河川管理施設や砂防設備の機能維持や機能回復のため、巡視、点検、補修等を適切に行うとともに、施設の長寿命化を計画的に行うことにより、ライフサイクルコストの縮減を推進した。

(平成23年度決算額 123,344百万円)

1-2 災害対応・危機管理対策

災害が発生した地域において再度災害の防止対策を優先的に実施するとともに、災害が発生した場合の危機管理体制の充実を図った。

洪水による被災箇所への復旧工事を行うだけでは、同規模の洪水で再び被災する可能性があることから、川内川等の大規模水害を受けた地域を対象に、河川の流下能力を向上させる改修工事や内水排除のための排水機場の能力強化等の対策を短期間かつ集中的に実施した。また、平成20年の岩手・宮城内陸地震や平成21年の中国・九州北部豪雨等による土砂災害発生箇所等の緊急対策のみならず、

周辺地域を含めた集中的対策を行う等、甚大な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策を推進した。

(平成23年度決算額 118,300百万円)

1-3 予防的な治水対策

国民の生活の安全安心を確保するため、災害危険度の高い地域における効果的な災害予防対策を重点的に実施するとともに、気候変動・地球温暖化への適応策を実施した。

水害が一度発生すると多くの人命・財産が失われ、地域経済活動に多大な影響を与えるだけでなく、事後的な対応にも復旧費用等の多大なコストを要するため、水害を未然に防ぐ対策として、堤防の築造や河道掘削等の改修や堤防等の強化対策を計画的に実施した。また、土石流等の土砂災害による人命被害や生活に深刻な影響を及ぼす被害の軽減対策に重点を置いて、砂防設備の整備、地すべり防止施設の整備等を実施した。

(平成23年度決算額 142,415百万円)

1-4 良好な河川環境の回復

循環と共生のための社会資本整備を進める観点から、河川の再自然化や湿原の復元、ビオトープの整備等、環境再生のための河川整備を地域のN G O等と協力しつつ実施するとともに、観光振興、まちづくり・地域づくりを支援した。

(平成23年度決算額 6,522百万円)

1-5 ダム建設事業

直轄事業で40事業、水資源機構事業で7事業、補助事業で79事業を実施した。

(平成23年度決算額 138,221百万円)

2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然再生等による多様で豊かな環

境づくりを図るため、「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的かつ総合的に推進することとして、都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等の保全に重点を置いて次の事業を実施した。

2-1 国有林治山事業

国有林野内における荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊の予防等を目的として、山地治山事業を実施した。また、奥地荒廃地域の荒廃地や荒廃森林等において、水源かん養機能や土砂流出防止機能の発揮に資する整備等を目的として、水源地域等保安林整備事業を実施した。

(平成23年度決算額 21,886百万円)

2-2 民有林治山事業

(平成23年度決算額 40,828百万円)

(1) 直轄事業

- ・直轄治山事業
継続16地区において事業を実施した。
- ・直轄地すべり防止事業
- ・治山計画等に関する調査
山地保全調査，地すべり対策調査，治山事業積算基準等分析調査等を実施した。

(2) 補助事業

- ・山地治山事業
都市及び集落の周辺、国土保全上重要な流域の山地等における荒廃地の復旧を図るため、復旧治山事業を緊急度の高い箇所において実施した。
荒廃地・荒廃危険地の復旧に併せ、低コスト工法や溪流生態系保全に資する新工法等を実証的に実施した。
- ・防災林整備事業
治山施設の適切な配置と森林の造成により、海岸部における風害、飛砂の害、潮害等の防備並びに内陸部における風害の防

備、なだれ等の防止及び軽減を図る防災林造成事業を実施した。

・水源地域等保安林整備事業

ダム上流等の水資源確保上重要な水源地域において、水資源の確保と国土の保全に資するため、荒廃地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を面的、総合的に実施する水源流域広域保全事業を49地区において実施した。

集落等の後背小流域において、森林の有する水源かん養機能等を高度に発揮させるため、荒廃森林の整備、荒廃地等の復旧整備を行う水源流域地域保全事業を47地区において実施した。

奥地水源地域等の荒廃地や荒廃森林において、従来工法や簡易な工法等による治山施設の整備と針広混交林等への再生のための森林整備を一体的に実施する奥地保安林保全緊急対策事業を実施した。

山村集落周辺の荒廃地や荒廃森林において、山村集落における安全と安心を緊急に確保しつつ、流域全体にわたる水源かん養機能や土砂流出防止等の高度発揮に資するため、地域住民等の参画も得ながら、治山施設の整備と荒廃森林等の整備を一体的に実施した。

被災した保安林の機能の回復・強化を図る復旧整備、特定保安林内における機能の低位な保安林の整備及び治山事業を施行した箇所等の保育等の事業を実施した。

・治山等激甚災害対策特別緊急事業

台風、集中豪雨等により、甚大な被害を受けた災害に係る3地区について、治山等激甚災害対策特別緊急事業を実施した。

台風、集中豪雨等により著しく激甚な地すべり災害が発生した地区において、再度災害を防止するため、緊急かつ集中的に地すべり防止施設による復旧整備を行う地すべり激甚災害対策特別緊急事業を1地区において実施した。

・特定流域総合治山事業

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近

接している地域では、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図るため、国有林・民有林を一体として計画的な整備を行う特定流域総合治山事業を27地区において実施した。

- ・地すべり防止事業
- ・後進地域特例法適用団体補助率差額

3 地すべり対策事業

3-1 直轄事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・直轄地すべり対策事業
農地、農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について事業を実施した。
(平成23年度決算額 1,571百万円)

- ・地すべり調査
地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。
(平成23年度決算額 基礎技術調査費 192百万円の内数)

- ・地すべり防止事業
林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している5地区を含む。）において事業を実施した。
(平成23年度決算額 4,149百万円)

(2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施した。

(平成23年度決算額
直轄 3,579百万円
補助 10,103百万円の内数)

- ・河川等災害関連事業

河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施した。

(平成23年度決算額 1,645百万円の内数)

- ・河川等災害復旧助成事業

河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施した。

(平成23年度決算額 1,742百万円の内数)

- ・河川等災害関連特別対策事業

河川及び砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施した。

(平成23年度決算額 1,742百万円の内数)

3-2 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施した。

- ・地すべり対策事業
農地及び農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められるなど緊急に対策を必要とする区域に重点を置き事業を実施した。
(平成23年度決算額 3,182百万円)

- ・地すべり防止事業
集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区に重点を置き、事業を実施した。
(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

3-3 国土交通省所管事業

(1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設

その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定のため、地すべり防止工事を実施した。

(2) 再度災害防止・危機管理対策

風水害、震災等により新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止工事を実施し、再度災害防止を図った。

4 海岸事業

4-1 直轄事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、3地区において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成23年度決算額 3,430百万円の内数)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、23海岸において海岸保全施設の整備を行うとともに、事業の円滑な実施を図るため、必要な調査を行った。

(平成23年度決算額 21,432百万円の内数)

4-2 補助事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、高潮対策事業を3地区、侵食対策事業を1地区でそれぞれ実施した。

(平成23年度決算額 3,430百万円の内数)

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、高潮対策事業を12海岸、侵食対策事業を21海岸、海岸環境整備事業を3海岸でそれぞれ実施した。

5 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市の雨水を排除し、浸水被害を防ぐため、下水道の整備を推進しており、近年の都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大を踏まえ、浸水対策の強化を図った。

また、下水道の浸水対策として、平成21年度に創設した「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、浸水実績のある地区等において、緊急かつ重点的に浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った。

(平成23年度決算額 18,703百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

(1) 公共下水道事業

主として市街地内に降った雨水を河川等に排除するため、市町村が主な事業主体となって実施した。

(平成23年度決算額 18,703百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

(2) 都市下水路事業

公共下水道整備地域以外における市街地内の雨水排除を図るため、市町村等が事業主体となって実施した。

(平成23年度決算額 18,703百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

(3) 雨水流域下水道事業

市町村が個々に汚水処理を実施する地域において、都道府県が事業主体となって、複数の市町村の区域に跨る広域的な浸水対策を実施した。

(平成23年度決算額 18,703百万円の内数
この他に社会資本整備総合交付金の内数)

6 農地防災事業

6-1 直轄事業

- ・ 国営総合農地防災事業等
農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地及び農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。
(平成23年度決算額 16,040百万円)

6-2 補助事業

- ・ 農地防災事業
農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、震災対策農業水利施設整備事業、農地防災事業等について実施した。
* 農地防災事業のうち、地すべり対策事業及び地盤沈下対策事業を除く。
(平成23年度決算額 2,622百万円
この他に地域自主戦略交付金の内数)
- ・ 地すべり対策事業
再掲 (第5章3-2 (1))
- ・ 地盤沈下対策事業等

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

- 農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施した。
- ・ 直轄地すべり対策災害関連緊急事業
融雪等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。
 - ・ 災害関連緊急地すべり対策事業
豪雨等による地すべりに緊急に対処するための事業を実施した。
(平成23年度決算額 3百万円)

- ・ 農業用施設等災害関連事業
農業用施設等の効用を増加し、災害の再発を防止するための農業用施設等災害関連事業を実施した。

(平成23年度決算額 4,801百万円)

- ・ 治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業
災害の再発防止のため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地、雪崩発生地又は地すべり地について、当該災害発生年に緊急に復旧整備を行う事業を実施した。

(平成23年度決算額 9,444百万円)

- ・ 災害関連山村環境施設復旧事業
被災した山村環境施設については、災害関連山村環境施設復旧事業により、被災施設の早期復旧を図った。
(平成23年決算額 31百万円)

- ・ 林地崩壊対策事業
激甚災害により発生した林地荒廃地のうち、早期に復旧する必要がある箇所について事業を実施した。
(平成23年度決算額 89百万円)

- ・ 漁港施設災害関連事業
海岸に漂着した大規模な流木等を緊急的に処理する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施した。
(平成23年度決算額 32百万円)

- ・ 後進地域特例法適用団体補助率差額
農村振興局
(平成23年度決算額 7百万円)
林野庁
(平成23年度決算額 126百万円)

(2) 国土交通省所管事業 (河川等)

- 国土交通省においては、河川等の災害関連事業を実施した。
- (平成23年度決算額
直轄 3,579百万円
補助 10,103百万円の内数)

- ・直轄河川等災害関連緊急事業
被災箇所のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施した。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施した。
- ・災害関連地域防災崖崩れ対策事業
激甚な災害によるがけ地の崩壊等が発生した箇所、緊急に施行する必要がある箇所についてがけ崩れ防止工事を実施した。
- ・災害関連緊急砂防等事業
平成23年に発生した災害について緊急的施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施した。

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業等

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地、農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(平成23年度決算額 7百万円)

(2) 地下水調査(保全調査)

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施した。

(平成23年度決算額
基礎技術調査費 192百万円の内数)

(3) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策
工業用水道事業地下水に代わる水源とし

ての工業用水道の整備を推進するため、改築3事業を実施した。

(平成23年度決算額 340百万円)

- ・地下水位観測調査
工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(平成23年度決算額 2百万円)

(4) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下対策調査
河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施した。

- ・地下水保全管理調査
地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行った。

(平成23年度決算額 15百万円)

(5) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行ったほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係を定量的に評価した。これらの結果を活用し、地下水の利用と保全をより適正に運用していくための地下水管理方策を検討した。

(平成23年度決算額 20百万円)

(6) 地盤沈下対策調査

環境省においては、全国の地盤沈下地域の概況について、地方公共団体から測量結果等の情報提供を受けて取りまとめ、公表を行った。また、地盤沈下の発生状況を直接的に把握する水準測量による地盤高の観測に代わり、広域を高精度で計測可能な新たな観測手法の整理とその実用性について検討を行った。

(平成23年度決算額 11百万円)



その他の事業

(1) 自然災害防止事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、734億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とした。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、812億円の一般事業債（河川等分）を措置した。

(2) 保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

（平成23年度決算額 461百万円）

(3) 特殊地下壕対策事業

国土交通省及び農林水産省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行った。

農林水産省

（平成23年度決算額 5百万円）

国土交通省

（平成23年度決算額 1,645百万円の内数）

(4) 休廃止鉱山鉱害防止等事業

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

（平成23年度決算額 2,085百万円）

(5) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が

施行する落石・雪崩等対策及び海岸等保全のための防災事業、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行った。

（平成23年度決算額 1,210百万円）

(6) 災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、平成23年度及び平成22年度に発生した自然災害により被災した地域等において緊急に再度災害防止対策等の事業97件を実施した。

（平成23年度決算額 6,304百万円の内数）

(7) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、橋梁やトンネルなど規模が大きい老朽化施設について適切な改良が進むよう、地域鉄道における老朽化対策のための改良・補修事業に対して補助を行った。

（平成23年度決算額 77百万円）

第6章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1

平成23年台風第6号に対して
とった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察本部等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策室を設置し、情報収集体制を強化するとともに、関係都道府県に対し、台風警戒情報を送付し、警戒を要請した。

(3) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の軽減免除等を行った。

(4) 文部科学省における対応

文部科学省においては、7月15日及び7月19日、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示した。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、注意体制をとり、被害状況の把握及び被災地域支援に努めた。

発災直後より、リエゾンを愛知県・三重県・和歌山県・徳島県内の4市1町に派遣し、被災地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

また、防災ヘリコプターによる広域な被災状況調査、排水ポンプ車による湛水排除を図るなど、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

(6) 気象庁における対応

気象庁においては、7月17日9時00分より警戒体制をとるとともに、各地気象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。

(7) 海上保安庁における対応

海上保安庁においては、台風の針路にあわせ、警戒体制をとるとともに、船舶に対し、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう勧告を実施した。また、台風により被害を受けた航路標識を速やかに復旧した。

1-2

平成23年新潟県・福島県等における
大雨に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、東北・関東管区警察局及び関係県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、多大な被害を受けた福島県内9団体及び新潟県内15団体に対して、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策本部を設置し、情報収集体制を強化するとともに、政府調査団の一員として消防庁職員を新潟県及び福島県へ派遣した。

また、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援航空機の連絡・調整を実施した。

(4) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

新潟県 1,618件 5,868千円
福島県 262件 969千円

(5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、7月29日、教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示を行い、7月30日に災害情報連絡室を設置した。

また、7月31日及び8月2日、担当官1名を政府調査団として派遣した。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構とアジア防災センター及び内閣府等との協力により、「センチネル・アジア」及び国際災害チャータに対し、新潟県の洪水に関する緊急観測を要請した。

国際災害チャータを通じドイツ航空宇宙センターより提供された衛星観測データを解析し、画像を関係機関に提供した。

(6) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、新潟県及び福島県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(7) 気象庁における対応

気象庁においては、7月28日20時00分より警戒体制をとるとともに、各地気象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。7月31日には新潟県への政府調査団に、8月2日には福島県への政府調査団に職員を派遣した。

気象庁は、この大雨について「平成23年7月新潟・福島豪雨」と命名した。

1-3

平成23年台風第12号に対して
とった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の捜索、被災者支援等の活動に当たった。また、和歌山・奈良県公安委員会からの

援助要求を受け、滋賀・京都・大阪及び兵庫の各府県警察広域緊急援助隊等約600名を派遣し、被災者の救出救助、行方不明者の捜索等の活動に当たった。機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、多大な被害を受けた三重県内3団体、奈良県内10団体、和歌山県内5団体及び岡山県内1団体に対して、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策本部を設置し、情報収集体制を強化するとともに、政府調査団の一員として消防庁職員を奈良県及び和歌山県へ派遣した。

また、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく応援航空機の連絡・調整を実施した。

(4) NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免除した。

和歌山県	2,934件	9,716千円
三重県	1,190件	3,807千円

(5) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の申告・納付等の期限延長、納税の猶予及び軽減免除等を行った。

(6) 文部科学省における対応

文部科学省においては、8月31日、9月1日及び9月2日に教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示を行い、9月2日災害情報連絡室を設置した。

また、9月4日に災害応急対策本部を設置し、9月5日に第1回本部会議を開催した。

また、9月4日、担当官1名を政府調査団

として派遣した。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、自然災害監視の国際協力プロジェクトである「センチネル・アジア」を通じて、台湾の国家実験研究院から提供された「フォルモサット・ツー」衛星が和歌山県を撮影したデータの解析を実施し、解析結果を内閣府、国土技術政策総合研究所、和歌山県、三重県等の防災関係機関に配布した。

文化庁においては文化財の被害状況等の現地調査を行うため、担当課長及び文化財調査官等を派遣した。（9月14日～15日：和歌山県、9月16日：三重県）

（7）中小企業庁における対応

中小企業庁においては、三重県、和歌山県及び奈良県等県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

（8）国土交通省における対応

国土交通省においては、台風第12号に対してとった措置に引き続き、被害状況の把握及び被災地域支援に努めた。

発災直後より、リエゾンを2県2市2町に派遣し、被災地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。

同時に、全国の地方整備局よりTECFORCEを被災地域に派遣し、防災ヘリコプター8機による高々度からの被災状況調査や踏査により河川や道路等公共土木施設の被害状況調査を実施した。

また、奈良県、和歌山県の山間部で発生した河道閉塞箇所等の被災状況調査及び24時間監視を実施し、関係自治体の警戒避難体制を支援した。

全国の地方整備局に配備する排水ポンプ車等災害対策機械や衛星通信機材を被災地域に派遣し、湛水の排除や道路寸断に伴い、孤立した地域の通信機能の確保を図った。

更に、孤立状態となった奈良県十津川村に、防災ヘリコプターにより水や食料など救援物資の搬入等実施し被災地支援を行った。

（9）気象庁における対応

気象庁においては、9月2日9時00分より警戒体制を、9月4日6時30分より非常体制をとるとともに、各地気象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。9月4日から6日にかけて、和歌山県への政府調査団及び現地調査に職員を派遣した。また、9月6日には奈良県への政府調査団に職員を派遣した。

（10）海上保安庁における対応

海上保安庁においては、台風の針路にあわせ、警戒体制をとるとともに、船舶に対し、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう勧告を実施した。また、台風により被害を受けた航路標識を速やかに復旧した。

1-4

平成23年台風第15号に対して
とった措置

（1）警察庁における対応

警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察においては、「災害警備本部」等を設置して、情報の収集、被災者の救出救助、行方不明者の搜索等の活動に当たった。また、機動警察通信隊は、災害発生直後から警察通信の確保に当たり、警察庁等へ現場映像の伝送等を実施した。

（2）総務省における対応

総務省においては、多大な被害を受けた青森県内1団体、宮城県内1団体及び福島県内1団体に対して、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げ交付した。

（3）消防庁における対応

消防庁においては、災害対策本部を設置し、情報収集体制を強化するとともに、関係都道府県に対し、台風警戒情報を送付し、警戒を要請した。

（4）NHKにおける対応

NHKにおいては、次のとおり受信料を免

除した。

青森県 133件 444千円

福島県 74件 270千円

(5) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の軽減免除等を行った。

(6) 文部科学省における対応

文部科学省においては、9月15日、9月16日、9月20日及び9月21日に教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示を行った。

(7) 中小企業庁における対応

中小企業庁においては、鹿児島県等県内の政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口を設置し、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等の措置を行った。

(8) 国土交通省における対応

国土交通省においては、台風第12号に対してとった措置に引き続き、非常体制をとり、被害状況の把握に努めるとともに、奈良県等9道県22市町村にリエゾンを派遣し、被災地域のニーズの把握及び必要な情報提供を行った。また、発災直後より、TECFORCEを奈良県・和歌山県・三重県内各地の被災地域に派遣し、防災ヘリコプターによる広域な被災状況調査、排水ポンプ車等による湛水排除や衛星通信機材により途絶した通信機能の確保を図るなど等、被害の拡大や二次被害の防止に努めた。

(9) 気象庁における対応

気象庁においては、警戒体制をとるとともに、各地気象台より関係機関に対し、気象解説及び災害時気象支援資料を適宜提供した。

(10) 海上保安庁における対応

海上保安庁においては、台風の針路にあわせ、警戒体制をとるとともに、船舶に対し、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう勧告を実施した。また、台風によ

り被害を受けた航路標識を速やかに復旧した。

1-5

平成23年11月からの大雪等に対してとった措置

(1) 警察庁における対応

警察庁及び関係管区警察局においては、連絡体制を強化し、情報の収集に当たるとともに、各都道府県警察に対して、除排雪作業に伴う事故防止に関する広報啓発活動、必要な交通規制その他の交通管理対策の実施、大規模な雪害事案に対する的確な対応等を指示した。

(2) 総務省における対応

総務省においては、多大な被害を受けた北海道内43団体、青森県内18団体、秋田県内18団体、山形県内20団体、福島県内2団体、群馬県内4団体、新潟県内18団体、富山県内2団体、福井県内2団体、長野県内9団体、滋賀県内2団体、鳥取県内6団体、島根県内1団体及び岡山県内2団体に対して、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、3月に交付すべき特別交付税の一部を繰上げ交付した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、災害対策室を設置し、情報収集体制を強化するとともに、関係都道府県に対し、大雪に関する警戒情報等を送付し、警戒を要請した。また、関係道府県に対し、「降積雪期における防災態勢の強化について」通知を発出した。さらには、除雪作業中の事故防止に向けた普及啓発の徹底等について要請した。

(4) 財務省における対応

財務省においては、納税者からの申請に基づき、国税の軽減免除等を行った。

(5) 文部科学省における対応

文部科学省においては、12月22日、1月24日及び1月30日に教育委員会等の関係機関から被害情報を収集するとともに、臨時休

校等、児童生徒の安全確保のための適切な対応をとるよう指示を行った。

独立行政法人防災科学技術研究所が開発した「雪氷災害発生予測システム」の雪崩発生予測情報、視程障害予測情報等を、国土交通省東北地方整備局、北陸地方整備局、山形県、新潟県、新潟市等の関係機関に試験的に提供した。

独立行政法人防災科学技術研究所においては、独立行政法人土木研究所と合同で、秋田県仙北市の玉川温泉で発生した雪崩について、雪崩の規模や積雪の状況の現地調査を実施した。

(6) 国土交通省における対応

国土交通省においては、警戒体制をとり、被害状況の把握及び被災地域支援に努めた。

リエゾンを北海道岩見沢市、青森県、滋賀県に派遣し、被災情報の把握や必要な情報提

供を行った。

また、自治体からの要請を受け13市4町へ除雪機械及び災害対策用機械の貸付を行った。

1-6 その他の災害に対してとった措置

(1) 激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定

政府においては、別表に掲げる災害に対し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の政令指定を行った。

a 激甚災害指定基準によるもの（本激）

災 害 名	適 用 措 置								主な被災地
	3, 4条	5条	6条	16条	17条	19条	24条	その他	
東日本大震災	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県 宮城県 福島県
平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨 ※ (平成23年7月新潟・福島豪雨)	○	○		○		○	○		新潟県 福島県
平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨 ※ (台風第12号)	○	○	○	○	○	○	○		三重県 奈良県 和歌山県
平成23年9月15日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨 ※ (台風第15号)		○	○				○		福島県 岐阜県 兵庫県

※b 局地激甚災害指定基準によるもの（局激）にも記載有

(注) 表中の適用措置は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する次の措置

- 3, 4条 = 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - 5条 = 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - 6条 = 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - 16条 = 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - 17条 = 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - 19条 = 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - 24条 = 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- その他
- 7条3号 = 水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助
 - 8条 = 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - 9条 = 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - 10条 = 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - 11条 = 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - 11条の2 = 森林災害復旧事業に対する補助
 - 12条 = 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - 13条 = 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - 14条 = 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - 20条 = 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - 22条 = 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - 25条 = 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

b 局地激甚災害指定基準によるもの(局激)

災 害 名	適 用 措 置					対 象 地 区	
	3, 4条	5条	11条の2	12, 13条	24条	都道府県名	市町村名
平成22年10月18日から平成23年5月12日までの間の地滑りによる災害	○				○	鹿児島県	大和村
平成22年10月18日から平成23年9月30日までの間の地滑りによる災害	○				○	鹿児島県	奄美市
平成23年5月10日から同月12日までの間の豪雨による災害		○			○	長野県 兵庫県	大鹿村 新温泉町
平成23年5月28日から同月30日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(台風第2号)	○	○			○	長野県	大町市, 小川村
		○			○	長野県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県	伊那市, 生坂村, 池田町 福知山市, 伊根町 淡路市 野迫川村 高野町 三好市 香美市
平成23年6月7日から平成23年11月17日までの間の地滑りによる災害		○			○	兵庫県	市川町
平成23年6月12日から同月25日までの間の豪雨による災害		○			○	長野県 大阪府 宮崎県	小谷村 熊取町 西米良村, 諸塚村, 椎葉村, 美郷町
平成23年7月6日及び同月7日の豪雨による災害		○			○	島根県	美郷町
平成23年7月17日から同月20日までの間の暴風雨による災害(台風第6号)	○				○	高知県	安芸市, 三原村
		○			○	長野県 三重県 奈良県 和歌山県 徳島県 高知県 宮崎県	天龍村 大台町 黒滝村, 上北山村 新宮市, 白浜町 三好市, つるぎ町 田野町, 北川村, 馬路村, 大豊町, 仁淀川町, 礪原町, 津野町 西米良村
平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨(平成23年7月新潟・福島豪雨)				○		福島県	只見町, 金山町
平成23年8月5日及び同月6日の暴風雨による災害(台風第9号)		○			○	沖縄県	伊平屋村
平成23年8月14日から同月25日までの間の豪雨による災害		○			○	秋田県 岐阜県 長崎県 熊本県	北秋田市, 藤里町 下呂市 平戸市 五木村
平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨(台風第12号)				○		三重県 奈良県 和歌山県	熊野市, 紀宝町 天川村, 十津川村 田辺市, 新宮市, 日高川町, 那智勝浦町, 古座川町
平成23年9月20日から同月22日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風第15号)	○				○	岩手県 宮城県 山梨県 岐阜県 兵庫県	葛巻町, 田野畑村, 九戸村 大郷町 早川町, 南部町 八百津町, 白川町 洲本市
平成23年9月25日から同月28日までの間の豪雨による災害	○	○			○	鹿児島県	龍郷町
平成23年11月1日及び同月2日の豪雨による災害	○	○			○	鹿児島県	奄美市, 瀬戸内町
平成23年11月6日及び同月7日の豪雨による災害		○			○	富山県	上市町
平成12年から平成23年までの間の火山現象による災害	○	○	○		○	東京都	三宅村

(注1) この表に掲げる区域は、平成23年12月31日における行政区画によって表示されたものである。

(注2) 表中の適用措置は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に規定する次の措置

3, 4条=公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

5条=農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

11条の2=森林災害復旧事業に対する補助

12条=中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

13条=小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

24条=小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(2) 災害時等における緊急支援物資供給の効率化等

経済産業省においては、東日本大震災において、支援物資の調達・供給に関して、行政と事業者との間での情報共有がうまくなされず、物資の供給に停滞が生じたことから、次なる災害に備え、本事業では、震災時における被災地の生活必需品の需給量の定量分析や情報伝達の実態把握等を通じて課題を整理した。さらに、これを踏まえ、効率的かつ確実な物資供給を行うために、標準となる出荷連絡票や物資添付ラベル、マニュアル等を策定した。

(平成23年度決算額 91百万円)

(3) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成23年度決算額 18百万円)

(4) 防衛省における対応

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上し、使用した。

(平成23年度決算額 18,552百万円)

1 平成23年度災害派遣の実績（防衛省）

	件数 (件)	人員 (人)	車両 (両)	航空機 (機)	艦船 (隻)
風水害・地震等	7	35,382	11,595	201	0
急患輸送	444	2,290	5	483	0
捜索救助	31	2,995	390	90	2
消火活動	60	2,066	164	85	0
その他	44	761	23	109	0
合計	586	43,494	12,177	968	2

※ 東日本大震災を除く

2 東日本大震災の派遣実績（防衛省）

	人員 (人)	航空機 (機)	艦船 (隻)
東日本大震災 (H23.3.11～H23.12.26)	10,664,870	50,179	4,818

気象等警報の発表回数（平成23年4月～平成24年3月）（気象庁）

種類	官署発表総数
暴風	189
暴風雪	75
大雨	1,043
大雪	117
高潮	32
波浪	227
洪水	724
計	2,407

津波警報・注意報の発表回数（平成23年4月～平成24年3月）（気象庁）

津波予報区中核	津波警報	津波注意報
全国中核	2	4
計	2	4

緊急地震速報（警報・予報）の発表回数（平成23年4月～平成24年3月）（気象庁）

発表官署	緊急地震速報（警報）	緊急地震速報（予報）
本庁	60	3,040

噴火警報・予報の発表回数（平成23年4月～平成24年3月*）（気象庁）

発表官署	噴火警報（居住地域） 噴火警報（山麓）	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域）	噴火予報
札幌	-	-	-
仙台	-	-	-
本庁	-	-	1*
大阪	-	-	-
福岡	-	4	2
沖縄	-	-	-
計	0	4	3

※平成23年6月7日に、第120回火山噴火予知連絡会で天頂山と雄阿寒岳が新たに活火山として選定されたことを受けて、本庁でまとめて噴火予報を発表。

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

（1）治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧を実施した。

・直轄事業

治山施設について、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 697百万円）

・補助事業

治山施設について、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

また、農村振興局所管の海岸保全施設については、平成22年災害及び平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

さらに、漁港及び水産庁所管の海岸について、平成21年災害は復旧が完了し、平成22年災害の100%、平成23年災害の100%を復旧した。

（平成23年度決算額 4,581百万円）

（2）河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

河川及び海岸について、平成22年災害

及び平成23年災害に係る復旧事業を実施した。また、道路については、豪雨等で被災した直轄国道における復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 38,456百万円）

・補助事業

平成21年災害の復旧を完了し、平成22年災害及び平成23年災害についてそれぞれ復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 152,422百万円の内数）

（3）港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成22年災害に係る復旧事業を完了し、平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 38,448百万円）

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成21年災害に係る復旧事業を完了し、平成22年及び平成23年災害に係る復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 10,934百万円）

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

(1) 農林水産業施設

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、平成23年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

(平成23年度決算額 5,168百万円)

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、海岸保全施設等、林業用施設、漁業用施設及び農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図った。

(平成23年度決算額 20,580百万円)

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては、国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成22年災害については復旧を完了し、平成23年災害については、84.7%を復旧した。

(平成23年度決算額 1,511百万円)

2-3 文教施設等災害復旧事業

文部科学省においては、次の学校施設等の災害復旧事業を実施した。

(1) 国立大学法人等施設災害復旧事業

国立大学法人等施設の災害復旧事業を実施した。

(平成23年度決算額 11,731百万円)

(2) 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設の災害について、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により、平成23年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行った。

(平成23年度決算額 17,918百万円)

(3) 文化財災害復旧事業

災害により被害を受けた国指定文化財の災害復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(平成23年度決算額 4,687百万円)

2-4 厚生施設等災害復旧事業

厚生労働省においては、別表（平成23年度厚生施設等災害復旧事業費）のとおりに災害復旧事業を実施した。

(平成23年度決算額 18,774百万円)

平成23年度厚生施設等災害復旧事業費

(単位：千円)

項目	区分	平成22年災害		平成23年災害		合計	
		予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
社会福祉施設		0	514	10,898,362	974,519	10,898,362	975,033
医療施設		0	0		3,258,325	0	3,258,325
うち 公的医療機関施設		0	0		1,503,563	0	1,503,563
政策医療実施機関施設		0	0		1,645,853	0	1,645,853
医療関係者養成施設		0	0		81,047	0	81,047
看護師宿舎		0	0		14,177	0	14,177
その他		0	0		13,685	0	13,685
保健衛生施設		0	0	7,756,569	1,361,951	7,756,569	1,361,951
水道施設		0	148,842		13,029,967	0	13,178,809
うち 上水道施設		0	21,135		761,233	0	782,368
簡易水道施設		0	127,707		12,268,734	0	12,396,441
合計		0	149,356	18,654,931	18,624,762	18,654,931	18,774,118

2-5 その他災害復旧事業

(1) 合同宿舎等

内閣府においては、平成23年度災害（台風第2号等）により被害を受けた公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 4百万円）

財務省においては、平成23年度災害（台風第15号等）により被害を受けた公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 18百万円）

(2) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては、下水道・公園の災害の復旧事業に対し、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、また、地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針により補助を行い、平成23年災害の復旧事業の円滑な施工を図るとともに、火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う下水道等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

（平成23年度決算額 47,608百万円）

(3) 公営住宅等

国土交通省においては、平成23年災害により被害を受けた既設公営住宅について、復旧事業を実施した。

（平成23年度決算額 4,571百万円）

(4) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、東日本大震災により被災した鉄道の早期復旧に向けた災害復旧事業や、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧に要する費用の一部を補助した。

（平成23年度決算額 2,540百万円）

(5) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する、災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行っ

た。（平成23年度決算額 87百万円）

3 財政金融措置

3-1 財政金融措置

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、東日本大震災及び台風災害により被害を受けた中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

（平成23年度決算額 12,424百万円）

(2) 預金保険機構出資

金融庁においては、預金保険機構が行う（株）東日本大震災事業者再生支援機構に対する出資に要する経費を支出するため、預金保険機構に出資を行った。

（平成23年度決算額 18,680百万円）

(3) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

地方長期資金等の貸付

(1) 通常収支分、東日本大震災分 合計
財政融資資金 (単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債貸付予定額	
(平成23年発生災害分)	
補助・直轄災害復旧事業	2,356,900
単独災害復旧事業	40,978,700
(過年発生災害分)	
補助・直轄災害復旧事業	88,396,900
単独災害復旧事業	344,500
合 計	132,077,000

(2) 事業区分別内訳 (単位：千円)
財政融資資金 (通常収支対応分)

区 分	金 額
災害復旧事業債貸付予定額	
(平成23年発生災害分)	
補助・直轄災害復旧事業	2,356,900
単独災害復旧事業	27,129,900
(過年発生災害分)	
補助・直轄災害復旧事業	88,396,900
単独災害復旧事業	344,500
合 計	118,228,200

財政融資資金 (東日本大震災分)

区 分	金 額
災害復旧事業債貸付予定額	
(平成23年発生災害分)	
補助・直轄災害復旧事業	-
単独災害復旧事業	13,848,800
(過年発生災害分)	
補助・直轄災害復旧事業	-
単独災害復旧事業	-
合 計	13,848,800

(4) (株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務)

(株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) においては、被災中小企業者に対し、下表のとおり災害融資を行った。

(単位：件, 千円)

災 害 名	災 害 貸 付	
	件 数	金 額
平成22年10月の鹿児島県における大雨災害に伴う災害貸付	2	9,000
霧島山 (新燃岳) 噴火に伴う災害貸付	1	30,000
平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨災害に伴う災害貸付	14	177,200
平成23年台風第12号による災害に伴う災害貸付	128	970,950
平成23年台風第15号による災害に伴う災害貸付	1	3,800
平成23年鹿児島県奄美地方における豪雨災害に伴う災害貸付	9	79,500
東日本大震災復興特別貸付 (※)	144,973	1,439,979,384
合 計	145,128	1,441,249,834

(※) 東日本大震災復興特別貸付及び制度創設前の災害貸付等を含む

(5) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、農業協同組合等から融資した天災による被害農林漁業者等の経営等に必要な天災資金について利子補給補助を行った。

(平成23年度決算額 0百万円)

(6) 農業協同組合貯金保険機構出資

農林水産省においては、農水産業協同組合貯金保険機構が行う(株)東日本大震災事業者再生支援機構に対する出資に要する経費を支出するため、農水産業協同組合貯金保険機構に出資を行った。

(平成23年度決算額 1,320百万円)

(7) (株)日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)の融資

(株)日本政策金融公庫においては、被害農林漁業者等の経営維持安定等に必要な資金として、融資を行った。

(平成23年度決算額 98,700百万円)

(8) (株)日本政策金融公庫(中小企業向け業務)の融資

(株)日本政策金融公庫においては、以下のとおり被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災害名	災害貸付	
		件数	金額
平成22年10月	平成22年10月20日大雨(鹿児島県)	2	9
平成23年1月	平成23年1月霧島山(鹿児島県)噴火	5	50
平成23年3月	東日本大震災	145,144	1,447,288
平成23年7月	平成23年7月新潟・福島豪雨	14	177
平成23年8月	平成23年台風第12号	137	1,241
平成23年9月	平成23年台風第15号	1	4
平成23年9月	平成23年9月25日大雨(鹿児島県)	9	80
合計		145,312	1,448,849

(9) (株)商工組合中央金庫の融資

(株)商工組合中央金庫においては、以下のとおり被災中小企業者に対し、災害融資を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災害名	災害貸付	
		件数	金額
平成22年10月	平成22年10月20日大雨(鹿児島県)	10	507
平成23年1月	平成23年1月霧島山(鹿児島県)噴火	2	200
平成23年3月	東日本大震災	30,667	1,668,722
平成23年8月	平成23年台風第12号	5	137
合計		30,684	1,669,566

(10) 信用保証協会による信用保証の特例措置

信用保証協会においては、以下のとおり被災中小企業に対し、信用保証の特例措置を行った。

(単位：件、百万円)

災害発生年月	災害名	災害保証	
		件数	金額
平成23年1月	平成23年1月霧島山(鹿児島県)噴火	22	346
平成23年3月	東日本大震災	129,807	2,406,881
平成23年7月	平成23年7月新潟・福島豪雨	177	1,809
平成23年8月	平成23年台風第12号	477	7,676
平成23年9月	平成23年台風第15号	3	27
合計		130,486	2,416,740

(11) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資等を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険制度を運営しているところであるが、平成23年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を、当初予算において4兆3,012.5億円、補正予算において4兆7,755.5億円と定めて実施した。

(平成23年度決算額 540,176百万円)

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施した。

(平成23年度決算額 64,544百万円)

- ・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施した。

(平成23年度決算額 1,646百万円)

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。

(平成23年度決算額 20,741百万円)

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

(平成23年度決算額 39,750百万円)

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政支援措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
現年災に係るもの	23,540	56,343	79,884
過年災に係るもの	390	747	1,136
その他	353,616	169,677	523,293
合計	377,546	226,767	604,314

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	103,082	37,373	140,455

c 普通交付税の繰上交付の状況

(単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
平成				
23.4.1	県分 市町村分	213,536 141,783	7 185	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）
23.4.4	市町村分	3,114	4	長野県北部の地震（東日本大震災）
23.6.8	県分 市町村分	280,884 159,999	9 208	東日本大震災
23.8.16	市町村分	15,319	24	7月新潟・福島豪雨
23.9.16	県分 市町村分	280,756 169,852	9 217	東日本大震災
23.9.16	市町村分	7,249	19	台風第12号
23.10.24	市町村分	1,644	4	台風第15号，鹿児島県奄美地方における豪雨
23年度計	県分	775,176	25	
	市町村分	498,960	661	
	合計	1,274,136	686	

(2) 災害関係地方債の発行（予定）額状況

(単位：百万円)

区 分	都道府県分	指定都市分	市町村分	指定都市及び市町村分 計	合 計
現年補助・直轄災害復旧事業	65,171.6	1,284.9	21,940.4	23,225.3	88,396.9
過年補助・直轄災害復旧事業	1,609.2	110.4	745.3	855.7	2,464.9
現年一般単独災害復旧事業	9,360.8	1,422.6	10,303.5	11,726.1	21,086.9
過年一般単独災害復旧事業	90.8	3.0	137.6	140.6	231.4
歳入欠かん等債	20.4	0.0	492.5	492.5	512.9
公共土木施設等小災害復旧事業	14.0	0.0	547.2	547.2	561.2
農地等小災害復旧事業	0.0	38.7	2,607.7	2,646.4	2,646.4
地方公営企業等災害復旧事業	1,885.1	6,711.6	7,593.8	14,305.4	16,190.5
火災復旧事業	92.0	0.0	2.9	2.9	94.9
合 計	78,243.9	9,571.2	44,370.9	53,942.1	132,186.0

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給等

内閣府においては、都道府県が「被災者生活再建支援法」を適用した自然災害において、要件に合致する被災世帯に支給された被災者生活再建支援金の半額（東日本大震災においては5分の4）の補助を行った。

（平成23年度決算額 169,380百万円）

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき各都道府県が被災者生活再建支援基金へ運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について引き続き普通交付税措置を講じた（東日本大震災に限り、都道府県の追加拠出の全額を特別交付税措置。）。

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を図った。また、水無川流域等において、砂防設備等の整備の促進を図った。

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、住宅市街地総合整備事業により、住宅建設と道路・公園等の整備の総合的な実施及び密集住宅市街地における老朽住宅の除却や建て替えと公共施設の整備等の総合的な実施を行った。

また、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資による住宅の再建について、引き続き支援した。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市の整備のため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等について、引き続き制度拡充等により推進・支援した。

4-4 有珠山噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

4-5 三宅島噴火による災害に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援した。

(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を実施した。

4-6 平成16年台風第23号による災害に対してとった措置

(1) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害を防止するため、河川激甚災害対策特別緊急事業及び河川災害復旧等関連緊急事業を実施した。

4-7 平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に対してとった措置

(1) 農林水産省の対策

- ・錦鯉養殖業の復興に向けた支援

農林水産省においては、新潟県中越地震

により被災した錦鯉養殖業の復興を図るべく、養殖場における魚病調査、検討会の開催等について事業を支援した。

(平成23年度決算額 23百万円)

- ・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、地震によって発生した激甚な山地災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急治山事業に引き続き、平成17年度より大規模な地すべり災害が発生した長岡市・小千谷市を中心とした広範囲において直轄地すべり防止事業を集中的かつ迅速に実施するとともに、長岡市等において復旧治山事業を実施し、山地災害対策を推進・支援した。

(平成23年度決算額 33,755百万円の内数)

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を推進した。

- ・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、平成16年度に実施した災害関連緊急砂防等事業に引き続き、土砂災害対策を推進・支援した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川芋川流域において直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行った。

- ・居住確保への支援

独立行政法人住宅金融支援機構においては、災害復興住宅融資により被災住宅の改修、建替え等住宅の再建について、引き続き支援した。

4-8

平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

（1）国土交通省の対策

国土交通省においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な対策を推進した。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、特定緊急砂防事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行った。

4-9

霧島山（新燃岳）災害による復興対策

（1）国土交通省の対策

国土交通省においては、火山噴火に起因する土石流対策として、市町が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、降灰等の調査・解析を行い、降灰による土石流の想定区域及び時期について、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害緊急情報として引き続き情報提供を行った。

また、土石流の発生に備え、土石流検知センサーによる監視体制の構築や砂防設備の整備等の対策を実施した。

（2）霧島山（新燃岳）火山総合観測点の増設

気象庁においては、今後さらなる活動の活発化及び長期化が懸念されることから、霧島山（新燃岳）に火山総合観測点（地震計、傾斜計、空振計、GPS）を2か所増設した。

（平成23年度決算額 218百万円）

4-10

東日本大震災に関する復興対策

（1）原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等

内閣府においては、「除染に関する緊急実施基本方針」に従い、避難区域等における除染の実証及び生活圏における除染等を緊急的に実施した。

（平成23年度決算額 202,289百万円）

（2）原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業

内閣府においては、福島県における人口流出や県全体のブランド価値の低下などの厳しい状況に対応するため、食品等の検査体制の整備、子どもの屋外活動支援、地域の“ふくしま”ブランド価値回復に向けた活動支援等を実施した。

（平成23年度決算額 40,385百万円）

（3）子ども等に対する放射線影響の緊急防止策

内閣府においては、学校・公園等の公共施設等の除染作業の効果を分析し、効率的・効果的な手法に係るガイドラインの策定等を行った。また、公共施設や通学路等の線量低減事業等による環境改善支援を実施した。

（平成23年度決算額 18,178百万円）

（4）被災地における災害警備活動

警察庁においては、行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び原子力緊急事態への対応に必要な遠隔操作式水中カメラ等の災害警備活動用資機材の整備を行った。

（平成23年度決算額 16,354百万円）

（5）被災地の安全確保

警察庁においては、被災地でパトロール活動等に使用する警察用車両、警察用航空機及び装備資機材の整備を行った。

また、被災地における信号機等の滅灯防止対策等を行うための交通安全施設等の整備を行った。

さらに、余震発生時における通信途絶を防止するための通信回線の堅牢化等の警察情報通信基盤の整備を行った。

（平成23年度決算額 2,697百万円）

（6）警察施設等の整備

警察庁においては、震災による被害が判明した警察署、交通安全施設、警察用車両、警察用航空機、装備資機材等及び警察情報通信基盤の整備を行った。

（平成23年度決算額 5,758百万円）

(7) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用して債務整理をする場合に必要となる弁護士費用の補助等、運用支援を行った。

(平成23年度決算額 1,067百万円)

(8) 法務省における対応

法務省においては、東日本大震災で被災した法務省施設について、復旧・耐震化を実施した。

(平成23年度決算額 671百万円)

法務省においては、日本司法支援センター(法テラス)で、通常の情報提供業務・民事法律扶助業務に加え、以下の取組を実施した。

- ・法テラスの常勤弁護士が、避難所へ赴き、被災者に対する生活再建等に関する法制度等の情報提供。
- ・日本弁護士連合会等と共催で、被災者等に対する無料の電話相談。
- ・被災地の弁護士会等の関係団体と連携協力して、宮城県、岩手県、福島県の避難所等を中心に、弁護士による出張・巡回相談。
- ・被災者の抱える法的問題の解決について増加する専門家による支援の需要に対応するため、被災地の沿岸部に出張所を設置して弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施。
- ・「震災 法テラスダイヤル(フリーダイヤル0120-078309)」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施。

法務省においては、災害被災者の支援とし

て、以下の取組を実施した。

- ・毛布、マスク、簡易トイレ等の物資を被災地に運搬して提供。
- ・法務省所管施設への被災者受入れ等の支援。
- ・職員を派遣して被災住民の支援を行うとともに、メンタルヘルスケア等の心理相談を実施。

法務省においては、「法務局震災相談フリーダイヤル」の設置や避難所等において特設相談所を開設すること等により、被災者からの登記・戸籍等に関する相談を行った。

(平成23年度決算額 36百万円)

法務省においては、津波により戸籍の正本が滅失した4市町の戸籍について、法務局で保存している戸籍の副本等の資料に基づいて、再製データの作成を行った。

(平成23年度決算額 5百万円)

法務省においては、東日本大震災で被災した水戸地方法務局本局、仙台法務局気仙沼支局及び盛岡地方法務局大船渡出張所について仮庁舎等に移転し、事務処理を継続した。

(平成23年度決算額 92百万円)

法務省においては、被災地からの要請に基づき、矯正職員を被災地に派遣し、①避難所の運営等支援や収容環境の整備、移送・収容業務等、②地域住民等への心理相談や少年鑑別所における一般相談、③児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを継続的に実施するとともに、④被災地の需要を調査・調整したうえで、刑務作業を活用して、仮設住宅に必要な生活備品を製作・提供した。

(平成23年度決算額 31百万円)

法務省においては、東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため、更生保護拠点を設置するとともに、更生保護被災地域就労支援対策強化事業を行った。

(平成23年度決算額 54百万円)

法務省においては、人権擁護機関(法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員)にて、放射線被ばくについての風評

等に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、これらの人権問題をテーマとしたシンポジウムの開催、人権教室の実施等、人権問題の発生を防止するための啓発活動を実施した。

(平成23年度決算額 6百万円)

法務省においては、外国人の出入国管理業務として、以下の取組を実施した。

- ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第3条第2項の規定に基づく法務省告示（平成23年3月16日法務省告示第123号）の対象となる外国人について、在留期間の満了日を、特段の手續を要することなく、一律に平成23年8月31日まで延長する措置を実施。
- ・上記告示に該当しない外国人でも、本震災により被害を受け、地方入国管理局長あて申出を行うことにより、同法第3条第3項に該当すると判断された外国人については、在留期間等の満了日を平成23年8月31日まで延長する措置を実施。
- ・海外からの緊急救助隊の上陸審査にあたり、入国審査官があらかじめ作成した仮上陸許可書を交付することで、旅券への上陸許可証印を省略する等、到着時の手續きを簡便・迅速な方法により実施。
- ・外国人又は代理人が被災のために遠隔地に一時避難している場合について、避難先の最寄りの地方入国管理官署において在留資格関係諸申請を受理。
- ・外国人の安否確認のため被災外国人の親族や在日外国公館等に対して各種情報を提供。
- ・被災市町村の外国人登録事務に係る業務処理を代行。
- ・成田空港（第1・第2ターミナル）に出入国関係の相談カウンターを設置し、一時帰

国を希望する外国人の相談対応を実施。

(9) 庁舎及び合同宿舎等

財務省においては、平成22年度災害（東日本大震災）により被害を受けた税関庁舎及び公務員宿舎（合同宿舎）の復旧事業を実施した。

(平成23年度決算額 252百万円)

(10) 要保護児童生徒に対する援助

文部科学省においては、東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった世帯の幼児児童生徒に、緊急的な就学支援等を行った市町村等に対し援助を行った。

(平成23年度決算額 41,057百万円の内数)

(11) 原子力被災者健康確保・管理関連

経済産業省においては、福島県民の健康調査を実施すべく、全県民を対象として放射線量の推定調査等を実施するとともに、子ども等に対する放射線影響の防止策として、子どもの心身の健康確保事業等を実施した。

(平成23年度決算額 78,182百万円)

(12) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等

農林水産省においては、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことについて、食の安全・安心を確保するとともに、肉用牛肥育農家等が安心して経営できる環境を整えるため、独立行政法人農畜産業振興機構が行う肉用牛肥育農家支援対策等に補助を行った。

(平成23年度決算額 86,334百万円)

(13) 工業用水道施設の災害復旧

経済産業省においては、東日本大震災により被害を受けた工業用水道施設の速やかな復旧を図るため、工業用水道施設災害復旧事業費補助（東日本大震災災害復旧事業）を実施した。

(平成23年度決算額 814百万円)

(14) 被災した観測ネットワークの復旧等

気象庁においては、東日本大震災で被災した津波・地震観測ネットワーク、アメダス観測ネットワークの復旧・新設と非常電源・バックアップ回線の強化を行うとともに、緊急地震速報用ソフトウェアの改修を実施した。また被災庁舎の復旧や気象官署の非常電源設備の修復等、気象官署災害対応体制の復旧を行った。

(平成23年度決算額 7,804百万円)

(15) 津波警報の改善

気象庁においては、津波警報の発表をより確度の高いものとし、かつ、迅速確実に行うため、巨大地震でも測定可能な広帯域強震計を国内に整備(全国80箇所)するとともに、ブイ式海底津波計を東北地方太平洋沖の3箇所を設置した。また、津波の知識や津波警報等の理解とともに、国民一人一人が率先して避難行動等をとる意識を醸成するため、普及・啓発に係る映像資料を作成した。さらに、気象研究所を中心に巨大地震の規模の即時推定手法の構築や津波波高の高精度予測手法の構築のための研究を行った。

(平成23年度決算額 3,883百万円)

(16) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が東日本大震災のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(平成23年度決算額 267,650百万円)

(17) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する、東日本大震災により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

(平成23年度決算額 4,077百万円)

4-11 その他の災害に対してとった措置

(1) 三宅島噴火災害(帰島関連分)(平成17年)に対してとった措置

内閣府においては、東京都が三宅村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計53万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(2) 福岡県西方沖を震源とする地震(平成17年)に対してとった措置

内閣府においては、福岡県が全域に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計60万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(3) 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震に対してとった措置

内閣府においては、宮城県が栗原市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計400万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

農林水産省においては、地震によって発生した激甚な山地災害に対応するため、溪間工及び山腹工を実施し、山地災害対策を推進・支援した。

(4) 平成20年7月28日からの大雨による災害に対してとった措置

内閣府においては、石川県が金沢市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計50万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(5) 平成21年7月中国・九州北部豪雨災害に対してとった措置

内閣府においては、山口県が2市に、福岡県が飯塚市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計463万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(6) 台風第9号災害（平成21年）に対してとった措置

内閣府においては、兵庫県が全域に、岡山県が美作市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計4,163万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(7) 平成22年梅雨前線による大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、長野県が飯田市（旧南信濃村）に、岐阜県が八百津市に、広島県が2市に、山口県が2市に、鹿児島県が曾於市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計1,563万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(8) 10月20日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害（平成22年）に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が1市1町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計100万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(9) 東日本大震災（平成23年）に対してとった措置

内閣府においては、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県が全域に、埼玉県が2市に、東京都が板橋区に、新潟県が1市1町に、長野県が栄村に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2,103億5,513万円の被災者生活再建支援金の5分の4の補助を行った。

(10) 平成23年7月新潟・福島豪雨災害に対してとった措置

内閣府においては、福島県が3町に、新潟県が7市1町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計2億9,013万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(11) 平成23年台風第12号災害に対してとった措置

内閣府においては、三重県が1市1町に、奈良県が1市3村に、和歌山県が全域に、岡山県が2市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計11億3,638万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(12) 平成23年台風第15号災害に対してとった措置

内閣府においては、青森県が南部町に、岩手県が二戸市に、宮城県が石巻市に、福島県が郡山市に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計6億9,238万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(13) 平成23年9月25日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が龍郷町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計350万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

(14) 平成23年11月2日からの鹿児島県奄美地方における大雨災害に対してとった措置

内閣府においては、鹿児島県が瀬戸内町に「被災者生活再建支援法」を適用した本災害において、要件に合致する被災世帯に支給された合計38万円の被災者生活再建支援金の半額の補助を行った。

第7章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センターを通じた多国間防災協力の推進、日中韓等との地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進した。また、各国実務レベルの国際会議の開催等を通じ、東日本大震災から得られた知見・教訓共有のための情報発信を行った。

（平成23年度決算額 156百万円）

(2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際セミナーをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象にアジア諸国で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図った。

（平成23年度決算額 1百万円）

(3) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備や隊員の教育訓練等の一層の充実を図った。

（平成23年度決算額 48百万円）

(4) 消防に係る国際協力の推進

消防庁においては、日韓及び日中における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、日韓及び日中における消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進した。

（平成23年度決算額 1百万円）

(5) 国連・国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005-2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）への拠出を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリ

ーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動を支援した。

（平成23年度決算額 633百万円）

(6) 防災関係者招へい事業の実施

外務省においては、東日本大震災の後の復興状況や我が国の防災体制等について正確な情報を提供することで、我が国の経験や教訓を各国と共有するとともに、対日理解の促進、風評被害の防止・抑制につなげることを目的として、平成24年2月12日～18日の7日間、途上国22か国から、98名の行政機関の防災関係者等を招へいし、被災地視察やセミナー等を実施した。

（平成23年度決算額 110百万円）

(7) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトの推進及び参加宇宙機関が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータとの連携により、海外の災害状況把握に貢献した。（「センチネル・アジア」に126件、国際災害チャータに154件データを提供（平成18年度～平成24年3月末））

「センチネル・アジア」の枠組みを通じて、超高速インターネット衛星「きずな」による衛星通信を利用し、アジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域に対して、陸域観測技術衛星「だいち」によって撮影した画像の配信を行い、情報共有を推進した。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、「センチネル・アジア」及び同プロジェクトと連携している国際災害チャータを通じ、インドやタイ等14か国・地域から、27機の衛星によるデータ提供を受け、中央省庁、地方公共団体等の我が国の災害対応機関に提供した。

（平成23年度決算額 132,655百万円の内数）

(8) 地球地図整備

国土地理院においては、地球環境の現状を正確に表すため、地球全陸域の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し、地球地図第2版の整備を行った。また、海外で発生した大規模災害の際には、整備した地球地図データを用いて、災害対策のための地図を作成し、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）などの関係機関に提供を行った。

（平成23年度決算額 36百万円）

(9) 北西太平洋津波情報、インド洋津波監視情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、北西太平洋域各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋津波情報として北西太平洋関係各国に対して提供した。

また、インド洋における津波災害の軽減に資するため、インド洋沿岸各国からの要請を受け、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、インド洋において津波早期警戒システムが構築されるまでの当面の間の暫定的な措置として、津波の到達予想時刻等をインド洋津波監視情報としてインド洋沿岸各国に対して提供した。平成23年10月から、インド洋における津波警報体制が運用を開始したが、引き続き暫定的な情報提供を行った。

2 二国間協力

2-1 技術協力

(1) 研修員受入、専門家派遣等の実施

外務省においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、防災体制・能力の向上等を目的として研修員受入872名、専門家派遣913名等の技術協力を行った。

（平成23年度決算額 7,967百万円）

(2) 国際緊急援助の実施

外務省においては、関係府省庁等の協力の下、ロシア（平成23年8月、工場火災）及びタイ（平成23年10月、洪水）に対して、国際緊急援助隊の派遣を行った。（専門家チーム5回）。また、平成23年10月にベトナムで発生した洪水被害等に対して、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、被災者の当面の生活を支援するために必要な国際緊急援助物資の供与を行った（19回）。

（平成23年度決算額 459百万円）

(3) 防災・気候変動対策に関する国際協力の推進

国土交通省においては、開発途上国等における災害に強い安全・安心な社会の実現を支援するとともに、我が国と開発途上国等との協力関係の強化を図るため、防災や気候変動対策に関するワークショップの開催、開発途上国における危機管理・防災体制の構築支援や、国際会議・Web化を活用した地球地図への理解促進を進める等の施策を行った。

（平成23年度決算額 13百万円）

2-2 無償資金協力

外務省においては、平成23年10月に発生したトルコにおける地震被害及びタイにおける洪水被害等に対する緊急無償資金協力を始め、台風、洪水、地震等に対する災害復興及びその予防のための無償資金協力を行った。

（平成23年度決算額 3,403百万円）

2-3 有償資金協力

外務省においては、洪水予防等の災害リスクの軽減に資する活動や災害後の復旧・復興等を支援するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、開発途上国に対して有償資金協力（円借款）を行った。

第**3**部

平成25年度の 防災に関する計画

第1章 概要

1 科学技術の研究

科学技術の研究については、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とした地震防災研究戦略プロジェクトを実施するほか、地震や津波、火山及び気象に関する調査研究等を推進する。

2 災害予防

災害予防については、学校施設等の建築物の耐震化を促進していくほか、地域防災力の向上支援として、孤立集落への衛星携帯電話等の整備を促進する。また、警察の災害警備活動や緊急消防援助隊の活動に必要なヘリコプターの整備、災害医療関係、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

国土保全については、基幹大河川、浸水被害が頻発している中小河川及び緊急度の高い危険地等に重点を置いて治山治水事業の一層の推進を図るほか、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業等各般の施策を推進する。

4 災害応急対策及び災害復旧・復興対策

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動等が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧については、被災者生活再建支援金の支給、治山施設、河川、港湾等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

第2回国連防災世界会議（2005年1月開催）の成果である「兵庫行動枠組2005-2015」が各国で実施され、特に途上国における災害に強い国づくりが行われることを支援するため、ODA、国際機関への拠出金、アジア防災センターを通じた多国間防災協力等、我が国の知識や技術を活用した国際防災協力を積極的に推進する。

第2章 科学技術の研究

1 災害一般共通事項

(1) 総合科学技術会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術会議においては、科学技術基本計画等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

(2) 防災リモートセンシング技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては、航空機等からの先端リモートセンシング技術の高性能化を進めるとともに、これらを用いた災害把握のための地上面変動の把握技術及び迅速なデータ提供技術の開発を進める。

また、総務省においては、航空機搭載合成開口レーダーの小型化のための研究開発を行う。

さらに、独立行政法人情報通信研究機構においては、煙霧や火災下での負傷者発見や、有害物質等の検出、建造物の健全性診断等を非破壊・非接触で行い、災害時の被災者救援や二次災害防止等に貢献するミリ波、テラヘルツ波等によるイメージング／センシング技術を実現するための要素技術に関する研究開発を行う。

25年度予算額	950百万円
24年度予算額	950
差引増△減	0

(3) 災害情報通信システムの研究開発等

独立行政法人情報通信研究機構においては、災害予測や災害状況の把握に資する、都市上空等の風向・風速を精密かつ立体的に観測する技術の研究開発を行う。

(4) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、東日本大震災で発生した想定を越える規模の大地

震とそれによる大津波により、多くの被害が発生したことを踏まえ、消防及び市町村の職員が未経験の大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な意思決定ができるように、対応力の向上を支援するための情報提供手段の研究開発を行う。

25年度予算額	25百万円
24年度予算額	61
差引増△減	△36

(5) 消防活動の安全確保のための研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、消防活動の安全確保のため、次の研究開発を行う。

- ・断熱・気密性が高い住宅の火災は急激であり、対応可能な消防ヘルメット等の装備・活動基準の作成
- ・津波の浸水域で活動するための消防車両及び要素技術の研究
- ・土砂崩落現場の救助活動の2次崩落による被害を予防するため、2次崩落の予測機器実用化開発

25年度予算額	38百万円
24年度予算額	75
差引増△減	△37

(6) 衛星等による自然災害観測・監視技術

文部科学省においては、人工衛星等を用いて、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。また、陸域観測技術衛星「だいち」の後継となる衛星の研究開発を推進する。

25年度予算額	
運営費交付金	109,769百万円の内数
24年度予算額	
運営費交付金	119,758百万円の内数

(7) 観測・予測研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、地震、火山、豪雨、土砂、豪雪等の自然災害による被害を軽減するため、それらの自然災害の発生メカニズムの解明を進めるとともに、より高精度に観測・予測する技術の開発を行う。特に、平成25年度においては、

海溝型地震等の発生メカニズムに向けた観測研究等を実施する。

25年度予算額
運営費交付金 6,542百万円の内数

(8) 社会防災システム研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、一人ひとりの個人や地域、国がそれぞれ、自ら「防災」を計画・実行することができるよう、地震災害を始め各種災害に関する質の高いハザード・リスク情報やその情報を活用する利便性の高いシステムを提供するための研究を行う。特に、平成25年度においては、全国を対象とした津波ハザードマップ作成、巨大海溝型地震等を考慮した地震動のハザードマップの作成等を行う。

25年度予算額
運営費交付金 6,542百万円の内数

(9) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構及び独立行政法人農業環境技術研究所においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性品種の育成、冷害・雪害・風害・凍霜害・湿害・干害、高温障害等の作物への気象災害の防止技術に関する研究を行う。

また、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高精度モニタリング等による農地と地盤の災害を防止する技術に関する研究や、東日本大震災による被害を踏まえつつ、大規模地震、豪雨、津波等による農業用施設及び農地海岸施設の防災・減災技術に関する研究を行う。

(10) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁村地域の防災機能を強化するために、大規模な地震・津波に耐える漁港施設・海岸保全施設の研究等を行う。

(11) 寒冷地における沿岸防災に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷

地における沿岸域の安全確保のため、流水来襲地域における冬期の津波防災に関する研究及び沿岸施設の安全性評価に関する研究を行う。

(12) 船舶における防災技術の研究

独立行政法人海上技術安全研究所においては、船舶運航に関するリスクを評価し、安全確保・対策を行うため、リスクベースの安全性評価手法の構築のための研究、船舶の事故を再現することによる事故原因分析手法の構築のための研究等を行う。

(13) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、安全・安心な社会を形成するために、次の研究を行う。

- ・大規模地震・津波から地域社会を守る研究
- ・気候変動が高波・高潮・地形変化に及ぼす影響の評価と対策に関する研究

(14) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラに加えて、火山観測に特に有効な技術である航空機SAR（映像レーダ）等を搭載した航空機により、地震、火山噴火、水害等による被災状況を迅速に把握・提供する検討を行う。

25年度予算額	98百万円
24年度予算額	103
差引増△減	△5

(15) 超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、東日本大震災による激甚な大災害を踏まえ、地震、豪雨、火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった超過外力と地震等と洪水とが複合した自然災害の影響を最小化することを目的として、平成25年度は、災害発生シナリオを構築する手法、災害リスクと影響度を分析する手法とともに、基幹防災施設の効果を評価する手法を

提案する。

25年度予算額	25百万円
24年度予算額	26
差引増△減	△1

(16) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風、集中豪雨等の予測精度向上や竜巻等突風の監視・予測手法の開発に関する研究等を行う。また、我が国の地球温暖化対策の推進に資するため、日本付近の詳細な気候変化予測を行う数値モデルの開発を行う。

25年度予算額	937百万円
24年度予算額	913
差引増△減	24

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

政府の地震調査研究を一元的に推進する地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣。以下「地震本部」という。）は、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」（平成21年4月）等の方針に基づき、地震調査研究を推進する。

文部科学省においては、地震本部の方針等に基づき、活断層調査の総合的推進及び地震調査研究の重点的推進を図る。特に平成25年度は、地震本部による地震の発生確率等の評価の見直し等のため、房総沖から三陸沖北部までの領域において、現在の地殻活動・構造についての観測及び過去の地震・津波の履歴調査を実施する。

25年度予算額	1,532百万円
24年度予算額	1,956
差引増△減	△424

(2) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

文部科学省においては、東北地方太平洋沖地震の震源域に隣接する領域である房総沖及び三陸沖北部において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する。

25年度予算額	300百万円
24年度予算額	12,613
差引増△減	△12,313

(3) 地震・津波観測監視システム

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。

25年度予算額	818百万円
24年度予算額	6,421
差引増△減	△5,603

(4) 地震予知に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について（建議）」（平成21～25年度）に基づき、国立大学法人における地震予知に関する基礎的研究を推進する。なお、建議については、東北地方太平洋沖地震の発生を踏まえ、超巨大地震に関する調査研究が不足していたことから、平成25年度に計画の内容の見直しを行う。

(5) 地球内部ダイナミクス研究

独立行政法人海洋研究開発機構においては、地震・火山活動の原因、島弧・大陸地殻の進化、地球環境変遷等についての知見を蓄積するため、地球表層から地球中心核に至る固体地球の諸現象について、その動的挙動（ダイナミクス）に関する研究を行う。

(6) 海底地震総合観測システム等の運用

独立行政法人海洋研究開発機構においては、釧路・十勝沖・室戸岬沖に設置した海底

地震総合観測システム並びに相模湾初島沖に設置した深海底総合観測ステーションの運用及び観測研究を行う。

(7) 深海地球ドリリング計画推進

独立行政法人海洋研究開発機構においては、国際科学プロジェクトである統合国際深海掘削計画を推進し、東南海・南海地震の震源域である熊野灘における地震発生メカニズムの解明等を目指して、地球深部探査船「ちきゅう」による「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を引き続き実施する。

(8) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、今後30年以内の地震発生確率が高い地域や、発生した際に甚大な被害が見込まれる地域を対象とし、地震発生の時期や規模を含めた地震発生予測の精度向上や、地震被害の軽減に貢献する「都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト」や「東海・東南海・南海地震の連動性評価研究」等のプロジェクトを実施する。

25年度予算額	1,824百万円
24年度予算額	1,525
差引増△減	299

(9) 活断層評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要度の高い地域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明する。また、活断層で発生する地震の予測精度向上のために物理モデルの研究を推進する。

(10) 海溝型地震評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明及び津波規模予測を行う。

(11) 地震災害予測の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、地震動評価や地震被害予測に貢献するため、大都市圏の立地する平野部において総合的な地質情報と各種地質構造を統合的に取りまとめる。また、地下の震源断層モデルや地表変形を評価するための地下の変形メカニズムを解明する。

(12) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、①津波災害、②誘発されて活動が予想される活断層調査、③地盤の液状化ポテンシャル評価を行うとともに、復旧、復興に資するため④土壌汚染リスクや⑤地下水汚染リスクについての調査・評価を行う。

(13) 地震予知研究の推進

地震予知連絡会（事務局：国土地理院）においては、全国の地震予知観測研究に関する情報交換と学術的見地での検討を行う。また、国土地理院においては、同連絡会に報告された観測データ等を地震予知連絡会会報として編集する。

25年度予算額	12百万円
24年度予算額	14
差引増△減	△2

(14) 地殻活動総合解析

国土地理院においては、GNSS等の地殻変動観測データ等各種データを総合解析して、地殻変動の詳細な分析を行い、地震調査委員会等に報告する。

25年度予算額	3百万円
24年度予算額	3
差引増△減	0

(15) 測地的方法による地殻変動調査

国土地理院においては、全国を対象とした高精度三次元測量、高度地域基準点測量等を定期的に行うほか、全国の電子基準点（GNSS連続観測施設）連続観測、高精度地盤変動測

量を行い、地殻変動の監視を行う。地震防災対策強化地域及び重点的調査観測対象地域等においては、高密度で短周期の地殻変動観測を行い、御前崎地方においては、高精度三次元連続観測（GNSSによる高精度比高観測）を行う。

さらに、機動的な地殻変動連続観測及び重要活断層の地形学的調査等を行い、その他、定常観測として地磁気観測、地殻変動連続観測、潮位の連続観測及び地殻変動研究推進等のためのデータ提供、GNSS衛星の精密軌道決定のための観測・データ提供を行う。

25年度予算額	1,298百万円
24年度予算額	1,394
差引増△減	△96

(16) ひずみ集中帯の地殻変動特性に関する研究

国土地理院においては、新潟-神戸ひずみ集中帯の新潟県中部において、稠密地殻変動観測によりひずみ集中帯内部の地殻変動分布を把握し、数値シミュレーション等によるモデリングを通して、地殻構造の不均質や断層深部すべりに伴う地殻の変形過程を解明し、内陸地震の長期予測の基礎データを提供する。

25年度予算額	9百万円
24年度予算額	9
差引増△減	0

(17) プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究

国土地理院においては、GEONETにより観測された地殻変動データからプレート間の固着域（大きさ・位置・その時間変化）を高精度かつ高い時間分解能（1日ごと）で推定する解析手法及びそれを監視するソフトウェアを開発し、プレート境界型地震に至る前兆的な変化を早期に検出できるシステムを開発する。

25年度予算額	11百万円
24年度予算額	12
差引増△減	△1

(18) 測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究

国土地理院においては、地震・火山噴火に先行して発生することが想定される前兆すべり等の現象によって引き起こされる地殻変動に伴う変動量を明らかにするとともに、既存のGNSS連続観測、水準測量、験潮、傾斜・ひずみ測定等の測地観測網の観測結果を総合的に分析し、これらの先行現象を含む地殻活動イベントを検知するための研究を行う。

25年度予算額	14百万円
24年度予算額	11
差引増△減	3

(19) 地殻変動監視能力向上のための電子基準点誤差分析の高度化に関する研究

国土地理院においては、地面反射マルチパス誤差を定量的に評価する手法を開発するとともに、電子基準点観測データに含まれる誤差特性情報を総合的に分析するシステムを構築し、地殻変動監視能力の向上に必要な電子基準点観測データの誤差特性情報の提供を目指す。

25年度予算額	7百万円
24年度予算額	9
差引増△減	△2

(20) 衛星干渉SARによる高度な地盤変動監視のための電離層補正技術に関する研究

国土地理院においては、電子基準点データに基づく電離層補正技術を開発し、ALOS-2衛星干渉SARによる国土の地盤変動監視へ適合した電離層補正システムを構築する。

25年度予算額	13百万円
---------	-------

(21) 地震ハザードマップ作成のための土地の脆弱性情報の効率的整備に関する研究

国土地理院においては、航空レーザーのデータや衛星画像などを活用して、地震ハザードマップ（地震防災マップ、液状化ハザードマップ）の作成に必要な土地の脆弱性

情報（地形・地盤情報）を体系的に整理し、主に平野部において効率的、安価に整備する手法を開発する。

25年度予算額 13百万円

(22) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震に関する研究を推進する。また、東海地域に想定される地震の予知の確度を向上させるため、監視・解析技術、地震発生シミュレーション技術の高度化に関する研究及び巨大地震の地震像の即時的把握のための研究等を行う。

25年度予算額 31百万円

24年度予算額 32

差引増△減 △1

(23) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測を行う。また、関係機関の地震に関するデータに加え、地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する。

25年度予算額 1,722百万円

24年度予算額 1,658

差引増△減 64

(24) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における地形・活断層調査、海底基準局を用いた海底地殻変動観測、DGPS及び験潮所による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動の把握等を行う。

25年度予算額 193百万円

24年度予算額 130

差引増△減 63

2-2 震災対策一般の研究

(1) 減災実験研究領域

独立行政法人防災科学技術研究所においては、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディ

フェンス）の効果的かつ効率的で安全な運用を行い、大規模・最先端な震動実験により、実験データの取得・蓄積・解析とその公開を行う。平成25年度は、E-ディフェンスの機能強化（長周期・長時間化）、長周期地震動による免震構造物への影響確認実験等を行う。

25年度予算額

運営費交付金 6,542百万円の内数

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止に関する研究

独立行政法人水産総合研究センターにおいては、漁港漁村地域における地震観測の実施、漁港・海岸保全施設の耐震性に関する研究等、漁港漁村における災害防止及び被害軽減技術の研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の地震災害防止と減災技術に関する研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ため池の耐震性照査技術・耐震補強技術の開発、老朽ダム及び周辺斜面の耐震性照査技術に関する研究、農業用幹線大口径パイプラインのレベル2地震動に対する照査方法開発に関する研究を行う。

(4) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の合理的な耐震設計法を確立するため、土木構造物での強震観測網、高密度強震観測網の維持管理及び地震動の観測並びに解析を継続する。

25年度予算額 12百万円

24年度予算額 12

差引増△減 0

(5) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上技術に関する研究開発

独立行政法人建築研究所においては、地震後の継続使用性確保のための要求性能を明示し、その要求性能に基づく建築物の耐震性評価手法に関する研究を行う。さらに、今後発生が予想される大地震動に対する建築物の応答を高精度で予測する手法に関する研究を行

う。

(6) 土木構造物の耐震設計技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、性能目標に応じた橋の地震時限界状態の評価技術の開発、地盤変状の影響を受ける橋の耐震性能評価技術の開発、新設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の要求性能に応じた耐震性評価技術の開発、河川堤防の耐震性評価技術の合理化、再開発ダムや新形式ダムを含めたダムのレベル2地震動に対する照査法の開発等に関する研究を行う。

(7) 土木構造物の耐震補強技術に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、既設道路橋基礎の耐震性能評価技術の提案、支承の劣化特性の解明と診断手法の提案、既設の山岳トンネルにおいて要求される耐震性能ごとの耐震対策の選定手法の提案、土工構造物の耐震補強技術の開発、河川堤防の耐震補強技術の合理化等に関する研究を行う。

(8) 寒冷地における橋梁等の耐震設計法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、寒冷地特有の特殊土地盤における地震による構造物被害等の災害を防止するため、地震時における構造物の耐震性評価技術及び耐震補強技術に関する研究を行う。

(9) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、地震災害の防止、軽減のために、強震観測・被害調査・被災モニタリングによる地震被災メカニズムの把握、強震動予測手法の精度向上、地震災害軽減のための地盤と構造物の挙動予測と対策技術の開発を行う。

(10) 大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所におい

ては、地震発生直後に地震計ネットワーク等で得られる強震記録から地震動分布を推定する手法及び地震動分布と河川施設・道路施設等のデータをもとに施設の被害状況を精度良く推測する手法を開発する。これらとともに、災害対策本部での広域支援策検討等推測結果の活用場面に応じた情報提供内容・情報共有方法を提案する。

25年度予算額	12百万円
24年度予算額	13
差引増△減	△1

(11) 外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、既往の地震被害において、タイル・モルタル等の外装材が、軽度な地震動でも被害発生率が高いこと、及び、東日本大震災では外装材等の非構造部材で剥離・剥落等の損傷が多く発生したことを踏まえ、外装材の耐震安全性を考慮した信頼できる技術基準を提案するための調査・実験研究及び地震後の外装材の健全性を評価する方法を提案するための調査・実証実験を実施する。

25年度予算額	15百万円
24年度予算額	15
差引増△減	0

(12) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸都市における防災構造化の進展を図るため、巨大地震時の住民の津波からの迅速・円滑な避難、津波被災時の都市機能の維持及び宅地液状化の防止に関して、計画策定や支援策の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討する。平成25年度は、前年度に開発した避難モデルの高度化、実態調査結果を踏まえた優先回復手順の仮説の構築と検証、及びこれらのケーススタディ、そして既造成地の液状化対策の技術基準化検討のための根拠データの作成を行う。

25年度予算額	15百万円
24年度予算額	15

差引増△減

0

(13) 下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、重要なライフラインである下水道施設に関して、被災しても最低限の機能維持（水洗トイレの利用、溢水防止）と早期機能回復実現することを目的とし、限られた予算制約下で耐震対策効果を早期に発現させる耐震対策優先度評価手法を確立する。

25年度予算額

10百万円

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 日本海溝海底地震津波観測網の整備

再掲（第2章2-1（2））

文部科学省においては、東北地方太平洋沖地震の震源域に隣接する領域である房総沖及び三陸沖北部において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、広域かつ稠密に整備できるケーブル式観測網（地震計・水圧計）を整備する。

25年度予算額

300百万円

24年度予算額

12,613

差引増△減

△12,313

(2) 地震・津波観測監視システム

再掲（第2章2-1（3））

文部科学省においては、東南海・南海地震の想定震源域において、地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波に関する正確かつ迅速な情報の提供等を目的として、狙いを定めた稠密な観測が可能な海底ネットワークシステムを整備・運用する。

25年度予算額

818百万円

24年度予算額

6,421

差引増△減

△5,603

(3) 海溝型地震評価の研究

再掲（第2章2-1（10））

独立行政法人産業技術総合研究所においては、東海・東南海・南海地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備と観測データの解析及び地形・地質学的手法に基づいた過去の連動型地震・巨大津波の解明と津波規模予測を行う。

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、地震津波の発生・伝播メカニズムの研究や、沖合津波観測データ等を用いた即時的津波予測手法の開発、沖合で発生した地震の規模の即時的推定手法の開発に関する研究等を行う。

25年度予算額

6百万円

24年度予算額

6

差引増△減

0

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農業農村の減災・防災システムの開発・実証研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業農村地域の津波災害に対する安全性を向上させるための研究として、農地や農業用施設を減勢施設として活用した総合的な減災・防災システムの開発と災害に対して強靱な地域コミュニティの形成手法に関する実証研究を実施する。

(2) 巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価の研究

再掲（第2章2-1（12））

独立行政法人産業技術総合研究所においては、巨大地震・津波災害に伴う地震災害リスクを総合的に評価するため、①津波災害、②誘発されて活動が予想される活断層調査、③地盤の液状化ポテンシャル評価を行うとともに、復旧、復興に資するため④土壤汚染リスクや⑤地下水汚染リスクについての調査・評価を行う。

(3) 土木構造物の津波対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川津波に対する河川堤防等の被災軽減技術の開

発、津波の影響を受ける橋に対する防災・減災対策技術の開発等に関する研究を行う。

(4) 災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、津波警報への施設管理者の災害対応を改善するため、水門閉鎖状況等の実態を反映して浸水想定範囲を的確なタイミングで精度高く想定できる「津波浸水計算システム」等を構築する。

25年度予算額	16百万円
24年度予算額	16
差引増△減	0

(5) 沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究

再掲（第2章2-2（12））

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、沿岸都市における防災構造化の進展を図るため、巨大地震時の住民の津波からの迅速・円滑な避難、津波被災時の都市機能の維持及び宅地液状化の防止に関して、計画策定や支援策の充実に当たって拠り所となる技術的な指針・基準類や計画手法を検討する。平成25年度は、前年度に開発した避難モデルの高度化、実態調査結果を踏まえた優先回復手順の仮説の構築と検証、及びこれらのケーススタディ、そして既造成地の液状化対策の技術基準化検討のための根拠データの作成を行う。

25年度予算額	15百万円
24年度予算額	15
差引増△減	0

(6) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

独立行政法人港湾空港技術研究所においては、津波災害の防止、軽減のために、地震津波複合災害に関する研究、津波災害低減・早期復旧のためのハード・ソフト技術に関する研究を行う。

(7) 津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、港湾地域における効果的な津波避難の計画手法を提案していくため、短波海洋レーダーによる津波観測技術の開発、津波避難シミュレーション技術の開発を行う。また津波によって悪化した港湾域の環境を修復していくため、現地調査等を基に、湾口防波堤の海水交換技術の評価、放射性物質を含んだ底泥の取扱技術の開発、アマモ場の再生促進手法の開発を行う。

25年度予算額	6百万円
---------	------

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

独立行政法人情報通信研究機構においては、風速や大気汚染物質等の環境情報を都市スケールで詳細に計測するために、地表付近及び上空を約100mの空間間隔で立体的に計測するセンサ技術と、計測データを用途に応じてネットワーク上でほぼ実時間で処理・配信するシステムの研究開発を行う。

(2) 豪雨・地震時の山地災害対策に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、豪雨・地震による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流の発生機構や森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

(3) 豪雨・地震による土砂災害に対する危険度予測と被害軽減技術の開発

独立行政法人土木研究所においては、大規模土石流・深層崩壊・天然ダム等異常土砂災害の推定・対策に関する研究、流動化する地すべりの発生個所・到達範囲の予測に関する研究を行う。

(4) 風水害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、河川

災害防除に関する研究及び斜面災害防止に関する研究を実施する。

(5) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）の運営

独立行政法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、研究・研修（人材育成）・情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(6) 気候変化等により激甚化する水災害を防止、軽減するための技術開発

独立行政法人土木研究所においては、不確実性を考慮した地球温暖化が洪水・渇水に与える影響の予測技術の開発、堤防、構造物周辺堤防及び基礎地盤を総合的に考慮した浸透安全性及び耐震性の照査技術の開発、低コストな浸透対策や効果的な地震対策等の堤防強化技術の開発に関する研究を実施する。

(7) 気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、気候変動下の水災害リスク低減のための洪水対策の計画・実施に係る基盤技術確立のため、現在の科学技術では避けることのできない不確実性を前提として、将来の氾濫原の状況変化等を考慮した水災害リスク評価手法を提案するとともに、気候変動適応策の代替案の比較に当たって考慮すべき事項等について整理した手引きを取りまとめる。

25年度予算額	12百万円
24年度予算額	12
差引増△減	0

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予知に関する基礎的研究

文部科学省においては、「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について

（建議）」（平成21～25年度）に基づき、国立大学法人における火山噴火予知に関する基礎的研究を推進する。

25年度予算額	6,542百万円の内数
運営費交付金	

独立行政法人産業技術総合研究所においては、火山噴火予知研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

九重、蔵王及び八丈島火山の火山地質図のための噴火履歴調査を実施する。その他、口之永良部島、霧島火山、浅間山、伊豆大島等において岩石学的解析や観測調査を実施し、その噴火過程や地殻変動要因を明らかにする。

国土地理院においては、火山噴火予知の基礎資料とするため、火山変動測量及び機動観測を行う。

25年度予算額	15百万円
24年度予算額	18
差引増△減	△3

気象庁においては、気象研究所を中心に火山監視業務を高度化するため、マグマ活動の定量的把握技術の開発とそれに基づく火山活動度判定の高度化に関する研究等を推進する。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進する。

25年度予算額	14百万円
24年度予算額	46
差引増△減	△32

(2) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術の開発に関する研究を行う。

(3) 海域火山噴火予知の推進

海上保安庁においては、航空機による南方

諸島及び南西諸島方面の海域火山活動海域の温度分布、火山性変色水の分布等の調査及び磁気測量を行う。また、海域における火山噴火の予知に関する的確な情報収集と提供を図るため、海域火山基礎情報図の整備を引き続き行う。

25年度予算額	11百万円
24年度予算額	11
差引増△減	0

6 雪害対策

(1) 雪崩の発生及び流下に関する研究

独立行政法人森林総合研究所においては、雪崩の発生を検知するための観測を継続し、雪崩発生時の気象条件や雪崩の流下に関する調査研究を行う。また、表層雪崩による森林の倒壊状況を調査した結果に基づき、表層雪崩に対する森林の減勢効果を検証する。

(2) 雪害の防除に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、雪崩動態観測を行い、雪崩対策工の合理的設計手法を検討するとともに、冬期の降雨に伴う雪崩災害の危険度評価技術の開発を行う。

(3) 雪害対策に関する研究

独立行政法人土木研究所においては、冬期道路交通安全性・効率性の向上を目的として、冬期道路管理の効率性、的確性向上技術の開発や冬期交通事故に有効な対策技術の開発に関する研究を行うとともに、雪氷災害を軽減するため、吹雪の視程障害予測や危険度評価技術等に関する研究を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究

火災・危険物流出等事故原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機

材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。

25年度予算額	29百万円
24年度予算額	29
差引増△減	0

- ・消防防災分野におけるICT活用のための連携推進

- ・多様化する火災に対する安全確保に関する研究

東日本大震災で発生した火災事例も含めた火災の実態分析、生活に密着した建物での火災危険性や燃焼性状の把握、実効性のある警報伝達技術の確立、消火活動を支援する技術の確立により、多様化する火災に対する国民及び消防隊員の安全確保を実現するための研究開発を行う。

25年度予算額	38百万円
24年度予算額	57
差引増△減	△19

(2) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究資金制度）により、消防防災科学技術に係る総合的な研究を積極的に促進する。

25年度予算額	182百万円
24年度予算額	208
差引増△減	△26

(3) 建築の火災安全性向上技術の研究開発

独立行政法人建築研究所においては、防火や避難の面で改善が望まれる建築ストックが多数存在する中で、建築の火災安全性の向上を図るため、建物の利用実態を踏まえて、ハード・ソフト両面から火災安全性能を総合的に評価する手法を開発する。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

・屋外貯蔵タンクの安全対策の推進

平成23年1月、容量20,171klの屋外貯蔵タンクにおいて、底部溶接線が約45cm破断し危険物が流出する事故が発生した。容量1千kl以上の屋外貯蔵タンクの底部からの流出事故は、過去37年間に37件発生しており、そのほとんどは昭和52年*より前に設置されたもので発生している。大規模流出に至るおそれが高い底部流出事故を防止するため、事故の発生要因に対してどのような検査手法があるか調査し、有効性について検討を行う。(*昭和52年に屋外タンク貯蔵所の技術基準が強化された。)

25年度予算額	24百万円
24年度予算額	28
差引増△減	△4

・危険物施設の事故防止対策

事故防止対策のため、消防庁で運用管理する統計調査系システムにより、消防本部から報告された危険物に係る事故事例や危険物規制事務調査結果を集計し、その結果等を基に、事故の原因や傾向等を分析する。また、集計結果は都道府県等へ提供し、消防白書にも掲載する。

さらに、官民一体となって総合的な危険物事故防止対策を推進していくため、「危険物等事故防止対策情報連絡会」、「危険物事故防止ブロック会議」等を開催し、「危険物事故防止アクションプラン」の策定や参加団体との事故防止対策状況についての意見交換等を行う。

25年度予算額	11百万円
24年度予算額	13
差引増△減	△2

・危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

発生が危惧される連動型巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減す

るために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法及び被害予測の研究を行う。また、震災後の石油類の需要増加、環境保護の観点及び資源の再利用に関する社会的要請に対して、再生資源燃料や金属スクラップ等の再生資源物質による火災を予防するため、再生資源物質の火災危険性を評価する方法の研究を行うとともに、消火困難な再生資源物質による火災の最適な消火技術の開発を行う。

25年度予算額	50百万円
24年度予算額	70
差引増△減	△20

・火災・危険物流出等事故原因調査に関する調査研究

(再掲) 第2章7(1)

火災・危険物流出等事故原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う。

25年度予算額	29百万円
24年度予算額	29
差引増△減	0

(2) 爆発防止等に関する研究

独立行政法人産業技術総合研究所においては、化学物質や水素等の可燃性ガス、支燃性ガス等を対象にして、それらの発火・爆発安全に係る現象の計測技術や反応性の評価技術及び、シミュレーション技術と安全利用技術の研究を行い、それらを用いてフィジカルリスク評価技術の研究開発を実施する。これらに加えて、爆発安全情報データベース、化学災害データベースの整備等の共通基盤技術の研究開発を実施する。

9 原子力災害対策

25年度予算額	79百万円
24年度予算額	67
差引増△減	12

(1) 農用地，農作物等の原発事故対応の研究

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構においては，原発事故に対応し，高濃度汚染土壌等の除染技術の開発と農地土壌からの放射性物質の流出実態の解明，農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行う。

(2) 原子炉施設の耐震安全性の評価

独立行政法人原子力安全基盤機構においては，原子炉等規制法の改訂に伴う最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット）等に係る国の安全審査の厳正な実施に資するため，東北地方太平洋沖地震，津波の教訓・知見を反映した耐震安全性評価に係る手法，データ及び技術基準等の総合的な整備を実施する。

(3) 原子炉施設の過酷事故に対する安全確保のための評価，研究

独立行政法人原子力安全基盤機構においては，国際協力試験等に参加することにより，原子炉施設で過酷事故が生じた場合においても，その事故の拡大を阻止するための知識ベースの整備，高度化を図る。

10 その他の災害対策

(1) グローバル環境計測技術の研究開発

独立行政法人情報通信研究機構においては，雲，降水，温室効果気体（CO₂等）等の大気海洋圏の高精度計測のために，光・電波センサー技術，解析・検証技術等の研究開発を行う。

(2) 坑廃水の水質改善に関する研究

経済産業省においては，鉾山の坑内空洞を充填することによる坑内水の水量減少・水質良化，坑内空洞の崩壊防止等の低減を図るための研究開発を行う。

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における教育訓練

政府においては、関係地方公共団体等との連携により「防災の日」総合防災訓練及び政府図上訓練等を実施し、防災関係機関相互の災害対応能力の向上及び災害応急対策を担当する職員の業務遂行能力の向上を図るとともに、災害応急対策の実効性についての検証・確認を行う。

25年度予算額	110百万円の内数
24年度予算額	220百万円の内数

(2) 国と地方の防災を担う人材の育成

内閣府においては、大規模かつ広域な自然災害に的確・迅速に対処できる人材の育成とネットワークの構築による我が国全体における防災対策の充実のため、国、地方公共団体及び指定公共機関における防災スペシャリストとなる人材育成及び「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」を活用した研修を実施する。また、地域や職場の防災リーダーとしての活動が見込まれる者に対し、災害対応のマネジメントができる地域防災リーダー育成研修を実施する。

25年度予算額	127百万円
---------	--------

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の災害警備担当幹部に対して、災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うほか、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施するとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した災害警備訓練の実施を指示する。

また、警察広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊において、災害救助のための特殊技術訓練を行うほか、特別救助班では、救出救助能力を更に向上させるための、より高度な訓練を行う。さらに、機動警察通信隊では、災害

発生時における、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のため、各種情報通信システムの活用等、実践的な訓練を行う。

(4) 総務省における非常通信訓練の実施等

総務省においては、災害時における通信の円滑な実施を確保するため、非常通信協議会と連携し、災害時に備えた通信計画の作成並びに国及び地方公共団体等と連携した実践的な通信訓練を実施し、非常通信体制の整備をさらに推進する。また、無線局の免許人に対しても通信施設の点検等について指導を行う。

25年度予算額	16百万円
24年度予算額	15
差引増△減	1

(5) 日本放送協会における教育訓練

日本放送協会（以下「NHK」という。）においては、災害時の放送及び受信を確保するため、防災に関する教育訓練及び防災知識の普及を行う。

(6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害の防止や被害の軽減、消防・水防、救助・救急等の応急対策に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行う。また、地震等の大規模災害発災時の対応能力向上のため、都道府県及び市町村の首長並びに幹部等に対し危機管理教育を行うとともに、広域的な災害に対応する緊急消防援助隊に対する教育、自主防災組織の育成及び強化、火災予防の違反是正のための教育を行う。

25年度予算額	339百万円
24年度予算額	389
差引増△減	△50

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達

するため、衛星携帯電話で構成される「法務省緊急連絡体制」に基づく通信訓練を行う。

25年度予算額	79百万円
24年度予算額	81
差引増△減	△2

(8) 防災教育の充実

文部科学省においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、「主体的に行動する態度」等を育成するため防災教育を充実する。新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校を支援する。また、管理面でも学校における防災体制を外部の有識者が助言・チェックする取組を支援する。

さらに、防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施するとともに、防災教育の効果及びその評価の方法を調査研究し、防災教育の体系化につなげる。

25年度予算額	140百万円
24年度予算額	318
差引増△減	△178

(9) 「防災キャンプ推進事業」の実施

文部科学省においては、防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、地域住民や保護者の協力を得て、火起こしやテント生活等の体験的な防災教育プログラムを行い、各地域において想定される災害や被災時の対応等の理解を促進する。またフォーラムや広報誌の活用等により、その成果の普及啓発を行う。

25年度予算額	26百万円
24年度予算額	27
差引増△減	△1

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(11) NBC災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、NBC（核、生物

剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にNBC災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

25年度予算額	7百万円
24年度予算額	6
差引増△減	1

(12) 災害派遣医療チーム（DMAT）研修・訓練の実施

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施する。

厚生労働省においては、DMAT隊員に対する災害訓練費用の補助を行う。

25年度予算額	83百万円
24年度予算額	72
差引増△減	11

(13) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行う。

25年度予算額	16百万円
24年度予算額	18
差引増△減	△2

(14) 都道府県の災害救助対策事業に対する補助

厚生労働省においては、都道府県が行う市町村の「災害救助法」担当職員に対する研修等の災害救助対策事業に要する経費について補助を行う。

25年度予算額	25,000百万円の内数
24年度予算額	23,700百万円の内数

(15) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省においては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する（ピッ

グ・アイ共働機構に運営を委託している国際障害者交流センターにおいて実施)。

25年度予算額	2百万円
24年度予算額	3
差引増△減	△1

(16) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化を図ることを目的とし、PTSD対策専門研修に対する補助を行う。

25年度予算額	18百万円の内数
24年度予算額	18百万円の内数

(17) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員や国土交通行政を担当する地方公共団体等の職員を対象に、「大規模地震・津波対策」、「危機管理」、「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に実習や演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(18) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、各地で防災気象講演会を主催し、気象等に関する知識の普及等を図る。また、防災機関の担当者を対象に予報、警報その他情報の伝達等に関する説明会を適宜開催する。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質の向上を図る。

25年度予算額	124百万円
24年度予算額	126
差引増△減	△2

(19) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等による各種災害対策訓練を実施するほか、機動防除隊等を対象とした高度な防災技術等

の研修に努める。また、海難防止思想の普及・高揚を図り、海難の未然防止及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等を開催するほか、タンカー等危険物積載船舶の乗組員、危険物荷役事業者等の海事関係者を対象に訪船指導、タンカーバースの点検等を行う。さらに、旅客船の事故対策訓練を実施し、運航関係者に対して事故時の措置等について指導する。

(20) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処にあたる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加する。

25年度予算額	511百万円
24年度予算額	650
差引増△減	△139

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。平成25年度も引き続き、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講ずるとともに、首都直下地震等大規模災害に備え、衛星通信ネットワークの機能強化や危機管理宿舎への通信回線整備を推進する。

25年度予算額	986百万円
24年度予算額	1,597
差引増△減	△611

(2) 災害に強い地域づくりの推進

内閣府においては、中山間地等を対象に、災害により、道路の寸断や通信の途絶による

孤立集落が発生した際、救命救助活動の大きな障害となることから、既存の地上系の通信システムを補完するために、衛星系の通信システムとして、衛星携帯電話等の整備に対して支援を行う。

また、特に緊急的に津波対策が必要な都道府県及び市町村について、津波防災に関する施策の立案（避難路や避難施設の整備計画、津波避難計画の作成等）を行う上で基本となる都道府県が実施する津波浸水予測図及び被害想定を作成、市町村が実施する円滑な避難に資するハザードマップの作成に対して、支援を行う。

25年度予算額	320百万円
24年度予算額	336
差引増△減	△16

（3）合同庁舎8号館移転に伴う中央防災無線網及び総合防災情報システム等の整備

内閣府においては、平成26年度に予定している内閣府（防災担当）の中央合同庁舎8号館への移転に伴い、5号館に整備している中央防災無線網設備及び総合防災情報システム等について、8号館に新設、更新、移設を行う。

25年度予算額	1,298百万円
---------	----------

（4）災害警備活動用資機材の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な資機材としてヘリコプター等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。

25年度予算額	4,190百万円
24年度予算額	5,791
差引増△減	△1,601

（5）防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

（6）NHKにおける非常用電源設備の整備

NHKにおいては、大規模災害における放送の安定の確保のため、放送局の非常用電源設備の整備を図る。

（7）電気通信網の確保等

N T Tグループ各社においては、これまで以上に災害対策を強化するとともに、中継伝送路の災害耐力の向上、通信ビルの停電対策・水防対策等による強固な通信インフラの構築、機動性の高い各種災害対策機器の配備強化等による重要通信の確保、早期復旧対策の充実を引き続き実施し、安定した電気通信サービスの提供に努めるとともに、円滑かつ適切な災害対策を遂行できるよう十分な連携協力を行う。また、大規模災害等発生時の通信輻輳時においても、被災地との円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板」、「災害用伝言板(Web171)」及び「災害用音声お届けサービス」の社会への一層の定着を推進する。

K D D I（株）においては、災害に強いネットワークを実現すべく、継続して、伝送路の多ルート化、電源設備等の信頼性強化、重要通信の確保、早期復旧対策の充実、非常災害対策機器の配備強化を実施する。また、首都圏直下型地震へ備え、事業継続計画の充実を図る。さらに、被災地での円滑な安否確認等に利用できる「災害用伝言板」と「災害用音声お届けサービス」の定着を進めるとともに、「緊急速報メール」の有用性を広く広報し、より一層の利用促進を図る。

（8）災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、地震等の非常災害時に、被災地方公共団体等から被災地の通信手段確保として、災害対策用移動通信機器の貸付要望があった際に速やかに対応できるよう、備蓄庫を設け、移動無線機を被災地へ搬入できるよう引き続き体制を整備する。

25年度予算額	31百万円
24年度予算額	31
差引増△減	0

(9) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

25年度予算額	275百万円
24年度予算額	238
差引増△減	37

(10) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両や消防救急デジタル無線等の整備について、地方公共団体に対し補助を行う。

25年度予算額	4,896百万円
24年度予算額	4,897
差引増△減	△1

(11) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震等の大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安全・安心を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

25年度予算額	1,904百万円
24年度予算額	723

※この他に地域自主戦略交付金（内閣府計上）の内数

(12) 救助消防ヘリコプターの整備

消防庁においては、大規模災害時における、広域的な情報収集と迅速な災害実態把握を行うため、ヘリコプターを国が取得し、地方公共団体に配備する。

(13) NBCテロ災害対応資機材の維持管理

消防庁においては、特別高度救助隊等の資機材（特別高度工作車、大型除染システム車、大型プロアー搭載車及びウォーターカッ

ター搭載車）、NBCテロ災害対応資機材の維持管理を行う。

25年度予算額	26百万円
24年度予算額	23
差引増△減	3

(14) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、文化財を火災や盗難から守り確実に次世代へ継承していくため、防火・防犯設備の設置・改修、保存活用施設の整備、建造物の耐震診断・耐震化工事等の事業に対して補助を行う。

25年度予算額	10,297百万円の内数
24年度予算額	7,974百万円の内数

(15) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

25年度予算額	4,035百万円の内数
24年度予算額	3,871百万円の内数

(16) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム（DMAT）等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るための整備について補助等を行う。

25年度予算額	47百万円
※この他に22,700百万円の内数	
24年度予算額	47

※この他に25,000百万円の内数

(17) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

25年度予算額	5,207百万円の内数
24年度予算額	4,500百万円

※この他に6,100百万円の内数

また、地域密着型の特別養護老人ホーム等

における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

25年度予算額	4,014百万円の内数
24年度予算額	4,406百万円の内数

さらに、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

25年度予算額	2,300百万円の内数
24年度予算額	2,700百万円の内数

(18) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保するとともに、漁港施設や荷捌きの機能を維持する観点から、災害に強い漁業地域づくりガイドラインの普及を図る。加えて、複数集落が連携した防災関連施設等の整備を始め、堤防等の海岸保全施設や避難路の整備、漁港施設・荷捌き施設の耐震化等を図り、漁業地域の防災対策を推進する。

25年度予算額	108,820百万円の内数
24年度予算額	99,180百万円の内数

(19) 農山村の防災機能強化の促進（防火・防災対策林道整備）

農林水産省においては、防火及び消火活動の円滑な実施に資する林道等に対し助成を行う。

25年度予算額	450百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数	
24年度予算額	45百万円の内数
※この他に農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金（内閣府計上）、地域再生基盤強化交付金（内閣府計上）の内数	

(20) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を行う。

25年度予算額	
農山漁村地域整備交付金の内数	
24年度予算額	

地域自主戦略交付金の内数

(21) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することにより二次災害の軽減・防止を図る被災宅地危険度判定制度について、引き続き、危険度判定を行うための実施体制の整備支援を推進する。

(22) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、CCTV映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、東日本大震災等に対応した地震対策及び津波対策を実施する。また、河川・道路管理用の次期移動体通信システムの導入に向けた検討を実施する。

(23) 宅地防災工事資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、宅地防災工事に対する融資により、「宅地造成等規制法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」又は「建築基準法」による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(24) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風、豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るとともに、国際協力を行うため、次のとおり台風・集中豪雨雪監視体制の整備を行う。

・静止地球環境観測衛星の整備	
・地上気象観測装置の整備	
・アメダスデータ等統合処理システムの更新	
・局地的降水予測システムの整備	
25年度予算額	19,229百万円
24年度予算額	19,410
差引増△減	△181

(25) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機の整備、電子海図システムの整備及び航路標識の整備を行う。

25年度予算額	80,283百万円
24年度予算額	73,191
差引増△減	7,092

(26) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材の充実、巡視船艇・航空機等により、迅速的確に対処しうる体制の確保を図る。

25年度予算額	101百万円
24年度予算額	102
差引増△減	△1

1-3 災害危険地住宅移転等**(1) 防災集団移転促進事業**

国土交通省においては、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害の発生した地域又は「建築基準法」第39条第1項の災害危険区域のうち、住民の居住に適当でない地域内にある住居の集団的移転を支援する。

25年度予算額	44百万円
24年度予算額	44
差引増△減	0

1-4 その他**(1) 防災週間・防災教育等意識啓発事業経費**

「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開することにより、社会全体における防災力の向上を目指し、学校や地域コミュニティにおける防災教育等の防災知識の普及・啓発活動を促進する事業を展開する。

9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」の期間を中心として、防災フェア、防災ポスターコンクール等の各種行事、防災功労者表彰を実施するとともに、防災週間以外の時期にも、防災教育活動の実践事例の紹介・普及方策に関する検討、被災の体験談から導き出される教訓をまとめた一日前プロジェクト、歴史災害からの教訓の抽出と継承等を実施し、防災に対する国民の関心を高め、災害に対する「備え」を一層強化し、国民運動の裾野をさらに拡大させる。

25年度予算額	74百万円
24年度予算額	42
差引増△減	32

(2) 防災ボランティア関連施策の充実

内閣府においては、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害に対する備えの充実・強化を図るため、「防災とボランティア週間」（1月15～21日）を踏まえ、「みんなのBOUSAI!!」を開催する。また、防災ボランティア活動がより一層円滑に実施されるよう検討を行う。

25年度予算額	41百万円
24年度予算額	21
差引増△減	20

(3) 民間企業等の防災対策支援

内閣府においては、中央防災会議専門調査会報告書を具体化するため、事業継続計画（BCP）策定の推進に向けた市場条件整備、BCPの継続的改善に向けた取組（BCM）の支援策、地域・業種横断事業継続訓練について検討する。

25年度予算額	40百万円
24年度予算額	29
差引増△減	11

(4) 復興対策の調査検討

内閣府においては、災害発生後の被災者の生活再建及び被災地域の再建・復興を迅速かつ円滑に進めるための復興施策の充実を図る。また、地方公共団体が住家の被害認定を

迅速かつ的確に実施できるよう支援するとともに、被害認定基準等の適正な運用の確保を図る。

25年度予算額	46百万円
24年度予算額	43
差引増△減	3

(5) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、①阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示及び情報発信、②防災に関する総合的・実践的能力を有する人材の育成③復旧・復興対策の在り方等を含めた総合的な防災に関する調査研究等の事業に要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

25年度予算額	251百万円
24年度予算額	251
差引増△減	0

(6) 防災広報

内閣府においては、「災害対策基本法」に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、最近の防災施策をわかりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

25年度予算額	20百万円
24年度予算額	47
差引増△減	△27

(7) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成・共有

東日本大震災を含め、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体を取り組む際の指針となる基本的事項を取りまとめ、地方公共団体等と共有していく。

(8) 防災計画に関する調査検討

内閣府においては、地方公共団体を始めとする相互応援や官民の協定締結等に関するガイドラインを作成し、これら機関の連携強化を図るとともに、複合災害に関する地方公共団体向けの手引を作成し、複合災害対策の推進を図る。

また、防災基本計画に記載された施策の一層の推進を図るため、施策の効果検証を行う指標について検討する。

25年度予算額	27百万円
---------	-------

(9) 政府等の業務継続体制の充実・強化

内閣府においては、中央省庁の業務継続計画の内容及びその取組状況について、有識者委員会を設置した上で評価を行い、政府全体の業務継続体制の充実・強化を図る。

また、地方公共団体における業務継続計画の策定の実績、先進事例の収集等を通じ、「地方公共団体の業務継続の手引」を改訂することにより、地方公共団体の業務継続体制の充実・強化を図る。

25年度予算額	25百万円
---------	-------

(10) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、平成25年度に発生する災害について、災害発生と同時に職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行わせる。

25年度予算額	67百万円
24年度予算額	70
差引増△減	△3

(11) 被災者支援の総合的対策の推進

内閣府においては、避難所運営の在り方や災害時要援護者施策について、災害対策法制の見直し等を踏まえた地方公共団体の取組が徹底されるよう、課題と認識されている事項を抽出・分析による解決の指針を提示したり、先進的な地方公共団体の事例をモデルケースとして紹介したりするテキストを作成し、あわせて、ブロック単位で都道府県の担

当者を対象とした全国キャラバンを実施する。

25年度予算額	20百万円
24年度予算額	45
差引増△減	△25

(12) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討を行うとともに、災害に強い警察情報通信基盤の整備等や、災害発生時にはヘリコプターや通信衛星を利用した映像伝送等による現場情報の収集・伝達に努める等、災害警備対策の強化を図る。

25年度予算額	554百万円
24年度予算額	6,799
差引増△減	△6,245

(13) 交通安全施設の防災機能の強化

警察庁においては、停電時における信号機の機能停止を防止するための信号機電源付装置の整備及び信号機の省電力化に資する信号灯器のLED化を推進する。

25年度予算額	156百万円
※この他に都道府県警察整備費補助金（交通安全施設）の内数	
24年度予算額	718

(14) 道路交通情報の充実

警察庁、総務省及び国土交通省においては、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、災害情報、渋滞情報、交通規制情報等をリアルタイムにカーナビゲーション装置へ提供するVICS（道路交通情報通信システム）の整備を推進し、本年度も提供エリアの拡大や情報内容の充実を図る。

警察庁及び国土交通省においては、交通情報板、道路情報板や（公財）日本道路交通情報センター等を通じて、道路交通情報を道路利用者に提供するため、情報収集・提供業務の高度化を図る。さらに、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

(15) 無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

(16) 非常時情報伝達ネットワークの維持運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための非常時情報伝達ネットワークを運用する。

25年度予算額	7百万円
24年度予算額	8
差引増△減	△1

(17) 「公共情報コモンズ」の普及促進

総務省においては、地域住民への公共情報の伝達手段の多様化を図るため、「公共情報コモンズ」の全国での活用に向けて普及促進を行う。

(18) テレワーク普及推進対策

総務省においては、東日本大震災を機に事業継続性・節電対策の観点からニーズが高まっているテレワークについて、情報セキュリティに対する懸念やテレワークシステムに関するノウハウ不足といった導入に関する課題に対応するため、専門家の派遣、全国セミナーの開催等の施策を引き続き実施する。

25年度予算額	70百万円
24年度予算額	70
差引増△減	0

(19) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、住民に瞬時に伝達するシステムである

J - A L E R T について、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、主局と同等の機能を有する第2主局との2局体制で運用するとともに、各局の常時監視等の保守・管理を行う。

25年度予算額	405百万円
24年度予算額	191
差引増△減	214

(20) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地域防災計画データベースの運用により、地方公共団体間の情報共有による広域的な相互支援の推進等、防災体制の充実を図るとともに、計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しを推進する。

(21) 防災・危機管理教育におけるe-カレッジの運用及び充実・強化

消防庁においては、防災・危機管理教育について、集合教育では受講が困難な者等も対象とできるようにするため、また、教育内容の充実強化を図るため、インターネットを活用した防災・危機管理教育用システムであるe-カレッジを運用するとともに、コンテンツ等の充実・強化を行う。

25年度予算額	17百万円
24年度予算額	20
差引増△減	△3

(22) 自主防災組織等の活性化

消防庁においては、地域防災力の向上を図るため、自主防災組織連絡協議会の結成促進・充実強化のための出前講座、優良団体の表彰の実施、防災教材の作成等により、自主防災組織等の活性化を図る。また、連絡協議会の開催等を通じて地方公共団体における災害ボランティアの活動環境整備の促進を図るほか、国民の防災意識の高揚のための各種広報・啓発活動を実施する。

25年度予算額	18百万円
24年度予算額	23

差引増△減 △5

(23) 緊急消防援助隊派遣体制及び情報通信機能の整備

消防庁においては、国内の大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、全国の消防機関の援助体制として創設された緊急消防援助隊の出動が円滑に行われるよう、早期出動体制や各種マニュアル等の見直し、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、隊員の技術向上と部隊間の連携強化のため、全国6つの地域ブロックごとの合同訓練を実施する。

また、動態情報システムの習熟に係る訓練を実施する。

25年度予算額	172百万円
24年度予算額	173
差引増△減	△1

(24) 緊急消防援助隊の出動に要する経費の確保

消防庁においては、東海地震等の大規模地震災害や毒性物質の発散等の特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づき全国的観点から消防庁長官の指示を受けて出動する緊急消防援助隊について、その迅速かつ効果的な活動のため、当該緊急消防援助隊の活動により増加又は新たに必要となる消防に要する特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の経費について、国庫負担とするための経費を確保する。

25年度予算額	10百万円
24年度予算額	10
差引増△減	△0

(25) 消防・救急無線等のデジタル化の推進

消防庁においては、各消防機関の計画的なデジタル化を推進するに当たり、複数の消防本部が早期かつ効率的に無線設備の広域化・共同化を行うため、アドバイザー派遣等の支援を行う。

25年度予算額	14百万円
24年度予算額	45
差引増△減	△31

(26) 消防団の充実強化・消防団員の安全対策の推進

消防庁においては、消防団の認知度を高めるためのPR、消防団協力事業所表示制度の全国展開、消防団充実強化アドバイザーの派遣、女性消防団員の活動の充実強化、全国女性消防操法大会の開催、消防団・自主防災組織の連携推進シンポジウム等の開催等により、消防団の充実強化を図るとともに、消防団員の安全対策及び惨事ストレス対策の強化を推進する。

25年度予算額	197百万円
24年度予算額	190
差引増△減	7

(27) 救急業務の充実強化

消防庁においては、救急業務を取り巻く諸課題について調査・検討し、①消防機関と医療機関の連携推進、②救急隊員の教育の在り方の検討、③救急業務における統計学的見地からの評価等を行うことで、救急業務全般の充実強化を行い、救命率の向上を図る。

25年度予算額	61百万円
24年度予算額	84
差引増△減	△23

(28) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、救助技術の高度化を図るため、消防・救助技術の高度化等検討会を設置し、NBC災害や新たな救助事象に対応する活動技術の検討を行うとともに、全国消防救助シンポジウム及び実践的訓練を開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

25年度予算額	21百万円
24年度予算額	24
差引増△減	△3

(29) 市町村の消防の広域化の推進

消防庁においては、市町村の消防の広域化についての取組を支援するため、消防広域化推進アドバイザーの派遣、消防の広域化の周知・広報等を行うとともに、消防広域化支援対策として所要の地方財政措置を講じ、市町村の消防の広域化の推進を図る。

25年度予算額	6百万円
24年度予算額	7
差引増△減	△1

(30) 大規模災害時等に係る惨事ストレス対策の検討

消防庁においては、平成24年度に開催した「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」の提言を踏まえ、消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発、広域的な体制整備に向けた働きかけ、消防職団員の家族への惨事ストレスの周知・理解の促進、緊急時メンタルサポートチームの充実強化等の取組を行う。

25年度予算額	4百万円
24年度予算額	8
差引増△減	△4

(31) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、国有財産等の無償使用制度（消防組織法第50条）を活用して、必要な車両資機材等を整備する。

また、被災地へのアクセス道路が相当程度寸断される事態においても確実に被災地に消防力が投入できるよう、消防車両等の空輸などについて調査研究を実施する。

25年度予算額	763百万円
24年度予算額	391
差引増△減	372

(32) 地方公共団体における災害対応力の向上

消防庁においては、地震や津波等に対する地方公共団体の災害対応力の向上のため、防災の専門家等を講師として派遣するとともに、地方公共団体間の広域応援の具体的方策や震災等の大規模災害時の避難の在り方などについて意見交換会を開催し、国と地方公共団体間の情報共有を推進する。

25年度予算額	23百万円
---------	-------

(33) 消防と医療の連携推進

消防庁においては、平成21年に「消防法」

改正を行い、傷病者の搬送と医療機関の受入れの実施に関する基準の策定を、各都道府県として対応すべきものとし、平成23年に全都道府県で策定された。今後、実施基準に基づく円滑な救急搬送を推進するため、①全都道府県における実施基準の運用状況、②緊急度判定などのICT技術の活用等について調査・研究を行い、更なる救命率の向上を図る。

25年度予算額 28百万円

(34) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に関する調査・検討

消防庁においては、東日本大震災において消防施設等の被災による消防活動上の支障が生じたことなどから、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づく消防力の適正配置の考え方等について、必要な見直しを図るため調査・検討を行う。

25年度予算額 4百万円

(35) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

25年度予算額 10百万円

(36) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

消防庁においては、災害情報を住民へ迅速かつ確実に伝達するため、J-ALERTの自動起動機等の整備について未整備市町村を対象として全額交付を行う。また、複数の情報伝達手段をJ-ALERTにより自動起動できるようにするための整備について福島県内市町村を対象として全額交付を行う。

25年度予算額 500百万円

(37) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・

収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

25年度予算額 66百万円

24年度予算額 2,004

差引増△減 △1,938

(38) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全を確保するため、屋内運動場等の天井等について、落下防止対策等を加速化するとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

25年度予算額 222百万円

24年度予算額 24

差引増△減 198

(39) 災害派遣医療チーム(DMAT)事務局の体制整備

厚生労働省においては、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営の補助を行う。

厚生労働省においては、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行う。

25年度予算額 66百万円

24年度予算額 60

差引増△減 6

(40) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム(DMAT)の活動費

25年度予算額 8百万円

24年度予算額 10

差引増△減 △2

(41) 在宅医療連携体制の推進

厚生労働省においては、災害が発生した場合にも、在宅医療を必要とする人が安心して医療サービスを受けることができるよう、地域での多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供に向け、医療機関等による連携の推進に補助を行う。

(42) 山地防災情報の周知

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域住民に対する山地災害危険地区等の山地防災情報を行政と地域住民とが相互に伝達・共有する体制の整備等のソフト対策を推進する。

(43) 国営造成土地改良施設防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営施設の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データを収集・整理しリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備のため、観測データの転送施設等を整備する。

25年度予算額	423百万円
24年度予算額	538
差引増△減	△115

(44) 農地・農業用施設の減災対策の推進

農林水産省においては、重点的・効率的に農地・農業用施設に関する減災対策を実施するための基準・指針等を作成することにより、人的被害を含めた総合的な減災を図る即効性のある対策を推進する。

(45) 中小企業事業継続計画策定に関する支援

(株)日本政策金融公庫等では、中小企業が策定した事業継続計画に基づき防災設備を設置する者に対する融資制度を推進する。

(46) 災害時の公的物資調達・商業流通サプライチェーンの強靱化事業

経済産業省においては、生活必需品の生産拠点等の分布状況を整理し、マッピングを行

うとともに、大規模災害発災後の生産拠点の回復過程を予測するための調査を行う。

25年度予算額	12百万円
---------	-------

(47) 災害に強い電気設備検討調査費

経済産業省においては、津波や近年激甚化する集中豪雨や突風等の自然災害に対して、電気設備の被害を未然防止・軽減するための調査を行い、安全性確認指針の策定等を行う。また、ライフラインである電力の復旧を迅速化するための対応指針等を策定する。

25年度予算額	101百万円
---------	--------

(48) 国土交通省内の防災情報の一元的提供

国土交通省においては、国土交通省が保有する防災情報を集約し、国民にわかりやすく提供することを目的としたホームページ「防災情報提供センター」(<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>)で、リアルタイム雨量、リアルタイムレーダーや国土交通省の災害対応に関する情報等を容易に入手できるよう一元的な提供を行う。

(49) 災害発生時における情報連絡体制の整備

国土交通省においては、災害発生時に道路災害情報を迅速に提供するため、情報連絡本部を設置すること等により、通行規制箇所や規制解除の見通し等の情報を各道路管理者で共有し、一元的に提供する体制を整備する。

(50) 地籍整備の推進

国土交通省においては、東日本大震災の被災地での迅速な復旧・復興に貢献する地籍調査のほか、同被災地以外での災害対応力を高める地籍調査を促進する。また、地籍調査の前段となる調査を国が実施すること等を通じて地籍整備を推進する。

25年度予算額	12,070百万円
24年度予算額	13,920
差引増△減	△1,850

(51) TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等職員により組織するTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）により被災状況の把握や被災地方公共団体等の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援、迅速に実施する体制の強化を推進する。

25年度予算額	2,082,155百万円の内数
24年度予算額	2,070,892百万円の内数

(52) 土地分類調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせてわかりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

25年度予算額	79百万円
24年度予算額	81
差引増△減	△2

(53) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、東北、関東等の地方ブロック毎に自治体、物流事業者等が参画する協議会を開催し、円滑な支援物資物流の確保に向けて、災害時における官民協力協定の締結を推進する等官民連携・協力体制の構築を図る。

(54) 災害に強い国土に向けたランドデザインの策定

国土交通省においては、国民の生命と財産を守るための国土強靱化を計画的に進めるため、国土強靱化担当大臣など関係大臣と協力して、今後の人口・社会・経済等を展望しつつ、国土のメンテナンスの視点から、国土の脆弱性や課題の把握、優先的に実施すべき施策とその効果等の検討を行い、国土と地域の将来ビジョンを踏まえた災害に強い国土に向けたランドデザインの策定を行う。

25年度予算額	126百万円
---------	--------

(55) 電子国土基本図整備

国土地理院においては、従来の地形図データに替わる新たなデジタルの基本図データとして、国土管理や防災に必要な地貌や土地状況及び構造物等の地形情報を表す地理空間情報を、位置の基準である道路、建物等の基盤地図情報に整合させた電子国土基本図を整備する。

25年度予算額	179百万円
24年度予算額	176
差引増△減	3

(56) 公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発

国土地理院においては、屋外の三次元GISデータと一体として扱えるよう屋内空間のGISデータのデータ項目や位置の表し方、精度等を規定する基本的仕様案を作成するとともに、既存の設計図面等とGISデータを結合させることで公共的屋内空間の三次元GISデータを効率的に整備する方法を開発し、マニュアル案にまとめる。

25年度予算額	5百万円
24年度予算額	9
差引増△減	△4

(57) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、適時適切な予報、警報その他の情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について、気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

(58) 沿岸防災情報図の整備

海上保安庁においては、災害時に海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報、災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を引き続き行う。

(59) 災害時における訪日外国人旅行者に向けた情報提供の在り方に関する事業

観光庁においては、東日本大震災を踏まえ、訪日外国人旅行者が安心して旅行できる環境を整備するため、自然災害等緊急時において、訪日外国人旅行者を対象に正確な情報を迅速に提供するための情報提供の在り方について調査検討を行う。

25年度予算額	280百万円
24年度予算額	30
差引増△減	250

(60) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、無人航空機や無人車両の取得等原子力災害等への対処能力の向上を図る。また、庁舎の耐震化、非常用電源の確保等災害派遣の際に活動の拠点となる駐屯地・基地等の整備を推進する。

25年度予算額	75,830百万円
24年度予算額	25,254
差引増△減	50,576

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府と消防庁と気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練を実施できるよう、6月と12月に、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼びかける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、震災発生時の災害応急対策、災害警備活動に従事する警察官の安全の確保等についての教育訓練を行うとともに、緊急災害警備本部の設置運営訓練等各種訓練を実施する。また、都道府県警察に対して、震災対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

また、指定自動車教習所における教習等において、交通の方法に関する教則等を用い

て、東海地震に係る警戒宣言発令時及び大規模地震発生時並びに「災害対策基本法」による交通規制時における運転者の採るべき措置について周知徹底が図られるよう、都道府県警察に対し指導する。

(3) 消防庁における教育訓練

消防庁においては、国の総合防災訓練のほか、参集訓練、情報収集訓練等を行うとともに、地域の実情に応じた実践的な各種訓練の実施等、災害に強いまちづくりのために必要となる重要な事項について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 大規模津波防災総合訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

(5) 津波警報・注意報の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報・注意報発表の迅速化を図るため、地震発生時における震源の決定及び津波判定並びに津波警報・注意報の発表作業の訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。また、地震予知情報を報告するための異常発見、地震防災対策強化地域判定会、東海地震に関連する情報等に係る業務の円滑な遂行を期するための訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対策訓練

海上保安庁においては、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練に参加するとともに対策本部等の設置運営、情報伝達、巡視船艇・航空機動員手続等の訓練を実施するほか、地方公共団体、関係機関と連携し大規模地震災害対策訓練等を行う。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震により広

域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う。

25年度予算額	179百万円
24年度予算額	127
差引増△減	52

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策拠点となる公共施設や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を実施する。

25年度予算額	8,227百万円
24年度予算額	13,844
差引増△減	△5,617

(4) 国立大学法人等施設の整備

文部科学省においては、地震による建物への被害等を防止し、学生等の安全を確保するため、校舎等の耐震補強整備等への支援を行い、防災機能の強化を推進する。

25年度予算額	12,785百万円
※この他に46,468百万円の内数	
24年度予算額	40,000百万円
※この他に48,122百万円の内数	

(5) 公立学校施設等の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難所としての役割も果たす公立学校施設等について、防災機能の強化の観点から、校舎等の耐震化等を図る。

25年度予算額	66,881百万円
※この他に62,049百万円の内数（内閣府で計上している沖縄分（1,855百万円）を含む）	
24年度予算額	69,891百万円
※この他に59,746百万円の内数（内閣府で計上している沖縄分（5,056百万円）を含む）	

(6) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備等を支援する。

25年度予算額	12,422百万円
24年度予算額	12,423
差引増△減	△1

(7) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

25年度予算額	39,477百万円の内数
24年度予算額	24,399百万円の内数

(8) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、「地震防災対策特別措置法」第2条に基づき、都道府県知事が作成した五箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療機関に対し補助を行う。

25年度予算額	4,035百万円の内数
24年度予算額	3,871百万円の内数

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

25年度予算額	21百万円
24年度予算額	21
差引増△減	0

さらに、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行う。

25年度予算額	4,035百万円の内数
24年度予算額	3,871百万円の内数

(9) 水道水源開発等施設整備事業

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道水源開発等施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。

25年度予算額	17,216百万円
24年度予算額	13,477

(10) 簡易水道等施設整備事業

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する簡易水道等施設の耐震化・老朽化対策等を推進する。

25年度予算額	8,687百万円
24年度予算額	4,089
差引増△減	4,598

(11) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の建替等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(12) 国立更生援護機関の施設整備事業

国立障害者リハビリテーションセンターにおいては、病院の耐震化工事を実施する。

25年度予算額	3,187百万円
24年度予算額	2,927
差引増△減	260

(13) 指導監督事務費補助等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給できるよう、地方公共団体が実施する水道施設等の耐震化・老朽化対策等の推進に要する費用に関する事務の一部を委任するための補助等を行う。

25年度予算額	92百万円
---------	-------

(14) 山地災害に対する整備

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設整備等を重点的に実施する。

(15) 漁港・漁村の防災力の向上

農林水産省においては、平成24年3月に策定された新たな「漁港漁場整備長期計画」に基づき、東日本大震災の経験も踏まえ、避難対策や水産業関連事業の継続又は早期再開のための対策とともに、外郭・係留施設の構造強化、避難施設等の整備を推進する。

(16) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

25年度予算額	30,693百万円の内数
24年度予算額	29,436百万円の内数

(17) 官庁施設の耐震化の推進

国土交通省においては、建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない防災合同庁舎等について、人命の安全の確保及び災害応急対策活動の拠点施設としての防災機能の強化と災害に強い地域づくりを図るため、総合的な耐震安全性を確保する

あわせて、防災拠点官庁施設等における業務継続の着実な実施に資するため、官庁施設の機能確保の観点から適切な支援を行う。

25年度予算額	17,700百万円の内数
24年度予算額	3,151百万円の内数

※この他に16,842百万円の内数

(18) 建設機械の整備

国土交通省においては、災害時の緊急輸送道路確保等に必要な機械を整備する。

25年度予算額	1,962,553百万円の内数
24年度予算額	1,936,667百万円の内数

(19) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる防災公園の整備

25年度予算額 3,242百万円

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 3,813百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・密集市街地等において避難路として活用される道路等における街路事業の実施

25年度予算額 1,332,676百万円

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 1,325,114百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

25年度予算額 1,332,676百万円

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 1,325,114百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

25年度予算額 1,485百万円の内数

24年度予算額 1,734百万円の内数

- ・三大都市圏のうち、特に地震の際に危険度の高い地区における避難地等と周辺住宅地の一体的な拠点整備

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・三大都市圏の木造密集市街地の解消及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・低層木造建築物の密集した既成市街地における市街地再開発事業等の促進

25年度予算額 6,914百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 2,007百万円

※この他に5,212百万円の内数、及び社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

25年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全を確保する都市安全確保促進事業の実施

25年度予算額 430百万円

24年度予算額 340

差引増△減 90

- ・大都市圏における災害時の広域避難に係る都市施設の安全確保対策の検討調査

25年度予算額 150百万円

- ・地下街等における安心避難対策調査
25年度予算額 95百万円

(20) 下水道における震災対策

国土交通省においては、平成21年度に創設した「下水道総合地震対策事業」、平成24年3月に策定した「下水道BCP策定マニュアル（地震・津波編）第2版」等を活用し、地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために耐震化・耐津波化を図る「防災」、被災を想定して下水道機能の被害の最小化を図る「減災」（マンホールトイレ、備蓄倉庫の整備等）を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。

また、耐震化等の機能向上や長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進する。

25年度予算額 5,350百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

24年度予算額 5,903百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

(21) 河川の耐震・液状化対策

液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

25年度予算額 636,879百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 650,543百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(22) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、地震に伴う土砂災害を防止するため、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施する。

また、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震や平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震等の活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等を引き続き重点的に実施するとともに、平成23年（2011年）東日本大震災からの復旧・復興対策として、強い地震動

により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を推進する。

さらに、土砂災害の危険箇所が集中して存在する都市部における土砂災害対策を推進する。

25年度予算額 617,586百万円

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

24年度予算額 617,456百万円

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

(23) 道路における震災対策

国土交通省においては、震災が発生した場合においても安全で信頼性の高い道路の通行を確保するため、広域的な幹線道路ネットワークの整備を行うとともに、緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強等各種道路事業を実施する。

25年度予算額 56百万円

※この他に1,332,676百万円の内数及び防災・安全交付金等の内数

24年度予算額 35,120百万円

※この他に1,325,114百万円の内数、社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

(24) 住宅市街地の防災性の向上の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅（改良住宅）を建設するとともに、生活道路、児童遊園等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

25年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

国土交通省においては、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等都市再生の推進に必要な政策課題により機動的に対応するため住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的

に行う事業について補助を行う。

25年度予算額 12,760百万円

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

24年度予算額 15,130百万円

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(25) 老朽公営住宅の建て替えの推進

国土交通省においては、耐震性の低い既存の公営住宅団地について、早急に建て替え事業を実施し、防災性の強化を図る。

25年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

(26) 港湾における地震・津波対策

国土交通省においては、近いうちに発生が懸念される地震・津波等に対し、国民の命と暮らしを守りつつ、地域経済の維持・継続の観点から極めて重要な港湾物流機能を確保するため、粘り強い構造の防波堤や耐震強化岸壁の整備等を行い、港湾の耐震・耐津波性能の向上を図る。

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

24年度予算額 181,834百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(27) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による宅地の滑動崩落や液状化による被害を軽減するため、大規模盛土造成地等の変動予測（大規模盛土造成地マップ・宅地液状化マップ作成）に基づく住民への情報提供や大規模盛土造成地滑動崩落防止事業等（宅地耐震化工事）の実施により、宅地の安全性の向上を推進する。

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

(28) 東日本大震災を踏まえた鉄道の防災・減災に関する調査

国土交通省においては、東日本大震災における被災状況や列車運行に関する諸課題を踏まえ、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震が発生した際の鉄道の早期復旧等、鉄道の防災減災対策の在り方を検討するために必要な調査を実施する。

25年度予算額

90百万円の内数

24年度予算額

30

(29) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、河川利用者等への情報提供に資する河川情報通信基盤の整備を推進する。

さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

2-3 その他

(1) 地震対策等の推進

内閣府においては、基礎調査により地震像を明確にするとともに、地震対策について検討する。また、津波避難に関する検討も行う。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備等を推進する。

25年度予算額 749百万円

24年度予算額 824

差引増△減 △75

内閣府においては、南海トラフの巨大地震及び首都直下地震に対する応急対策活動の具体的な計画を検討・策定する。

25年度予算額 10百万円

(2) 都市再生安全確保計画の策定の促進

内閣府においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、基礎データの収集・分析等に対して支援を行い、官民による都市再生安全確保計画の作成を促進する。

25年度予算額

100百万円

24年度予算額	150
差引増△減	△50

(3) 交通対策の推進

警察庁においては、東海地震について関係都県による交通規制計画原案の策定を行う。また、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

(4) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設その他法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

25年度予算額	11,548百万円
24年度予算額	18,061
差引増△減	△6,513

(5) 庁舎及び合同宿舍等の耐震化の推進

財務省においては、震災発生時における来庁者等の安全確保の観点から耐震性能の不足している庁舎等について計画的に耐震改修等を実施する。

25年度予算額	4,950百万円
24年度予算額	3,243
差引増△減	1,707

(6) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、地震による鉄道施設の被害を防止するため、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行う。また、緊急人員輸送の拠点等の機能を有する主要ターミナル駅及び緊急輸送道路等と交差又は並走行する橋梁、高架橋の耐震対策に要する費用について一部補助を行い、地震防災対策の推進を図る。

25年度予算額	1,836百万円
24年度予算額	862
差引増△減	974

(7) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」

的的確な施行に努めるとともに、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

25年度予算額	10,000百万円
---------	-----------

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

24年度予算額	548百万円
---------	--------

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

(8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(9) 空港の耐震化

国土交通省においては、地震災害時の空港機能の確保を図るため、航空輸送上重要な空港等の耐震化を実施する。

25年度予算額	22,560百万円の内数
24年度予算額	4,722

(10) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層について、詳細な位置や地形の分類等の情報の整備・提供を実施する。

25年度予算額	17百万円
24年度予算額	18
差引増△減	△1

(11) 三大湾における総合的な地震・津波対策

国土交通省においては、我が国の経済を牽引する、コンテナターミナルやコンビナートをはじめとする物流、産業、エネルギー等の諸機能が高密度に集積する三大湾において、大規模地震が発生した際、当該地域における港湾機能を維持・継続するため、海事局、海上保安庁と連携しつつ、津波来襲時の大型船の避泊水域の整備、重要な拠点に至る航路機能の確保に係る制度の創設などの事前防災・減災対策を行うことにより、ハード・ソフト

一体となった総合的な地震・津波対策を推進する。

25年度予算額 500百万円

(12) 地震予知情報の報告及び東海地震に関連する情報の発表、通報

気象庁長官は、地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に地震予知情報を報告する。また、気象庁は、地震防災対策強化地域に係る観測成果等を東海地震に関連する情報として発表するとともに、防災関係機関、報道機関に通報し、関係機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(13) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに緊急地震速報、地震情報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。また、緊急地震速報については、新設観測点の活用を開始し、情報発表の迅速化や精度向上を図る。

25年度予算額 1,722百万円
24年度予算額 1,658
差引増△減 64

動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う。

25年度予算額 179百万円
24年度予算額 127
差引増△減 52

(2) 海岸保全施設の整備

再掲（第3章2-2（16））

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進する。

25年度予算額 30,693百万円の内数
24年度予算額 29,436百万円の内数

(3) 河川の津波対策

国土交通省においては、津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の高上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

25年度予算額 636,879百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数
24年度予算額 650,543百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(4) 港湾における地震・津波対策

再掲（第3章2-2（26））

国土交通省においては、近いうちに発生が懸念される地震・津波等に対し、国民の命と暮らしを守りつつ、地域経済の維持・継続の観点から極めて重要な港湾物流機能を確保するため、粘り強い構造の防波堤や耐震強化岸壁の整備等を行い、港湾の耐震・耐津波性能の向上を図る。

25年度予算額 173,192百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数
24年度予算額 181,834百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(5) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 大規模津波防災総合訓練

国土交通省においては、総合防災訓練大綱に基づき、国土交通省が作成した計画により、関係地方公共団体、指定公共機関等と連携して、地震津波防災応急対策・地震津波災害応急対策現地訓練を実施する。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

再掲（第3章2-1）

内閣府においては、首都直下地震により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活

の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路及び防災活動拠点となる防災公園の整備

25年度予算額 3,242百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 3,813百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

※この他に防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 1,325,114百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

25年度予算額 1,332,676百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額 1,325,114百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

25年度予算額 1,485百万円の内数

24年度予算額 1,734百万円の内数

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・東海、東南海及び南海の地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

- ・避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

- ・都市再生整備計画事業を活用した耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の施設整備支援

25年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

(6) 官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

25年度予算額 17,700百万円の内数

24年度予算額 3,151百万円の内数

※この他に16,842百万円の内数

(7) 東日本大震災を踏まえた鉄道の防災・減災に関する調査

再掲 (第3章2-2 (28))

国土交通省においては、東日本大震災における被災状況や列車運行に関する諸課題を踏まえ、首都直下地震及び南海トラフ巨大地震が発生した際の鉄道の早期復旧等、鉄道の防災減災対策の在り方を検討するために必要な調査を実施する。

25年度予算額 90百万円の内数

24年度予算額 30

③-③ その他

(1) 地震対策等の推進

再掲 (第3章2-3 (1))

内閣府においては、基礎調査により地震像を明確にするとともに、地震対策について検討する。また、津波避難に関する検討も行う。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備等を推進する。

25年度予算額	749百万円
24年度予算額	824
差引増△減	△75

(2) 交通対策の推進

警察庁においては、広域交通管制システムを的確に運用するとともに交通安全施設等の整備を推進する。

(3) 三大湾における総合的な地震・津波対策

再掲（第3章2-3（11））

国土交通省においては、我が国の経済を牽引する、コンテナターミナルやコンビナートをはじめとする物流、産業、エネルギー等の諸機能が高密度に集積する三大湾において、大規模地震が発生した際、当該地域における港湾機能を維持・継続するため、海事局、海上保安庁と連携しつつ、津波来襲時の大型船の避泊水域の整備、重要な拠点に至る航路機能の確保に係る制度の創設などの事前防災・減災対策を行うことにより、ハード・ソフト一体となった総合的な地震・津波対策を推進する。

25年度予算額	500百万円
---------	--------

(4) 船舶防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の安全で確実な避難に資する津波等災害情報の迅速・確実な伝達体制の構築等、津波発生時の船舶避難態勢の改善に向けた検討を実施する。

25年度予算額	13百万円
---------	-------

(5) 津波警報・注意報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果をもとに津波警報・注意報等を発表し、防災関係機関及び報道機関に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

25年度予算額	1,722百万円
---------	----------

24年度予算額	1,658
差引増△減	64

(6) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、東海・東南海・南海地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して各港湾や港湾付近の船舶の津波防災対策に活用するとともに、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップの作成を支援するため海底地形データの提供を行う。

25年度予算額	96百万円
---------	-------

4 風水害対策

4-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、風水害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 医療施設の土砂災害防止整備

厚生労働省においては、「災害弱者関連施設等に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年、建設省）により、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等に所在する医療施設が実施した土砂災害防止整備について補助を行う。

25年度予算額	4,035百万円の内数
24年度予算額	3,871百万円の内数

(2) 治山事業の推進

農林水産省においては、森林の水源のかん養や土砂の流出・崩壊の防止機能等の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくり、水源地域の機能強化を図るため、治山施設整備等を推進する。

(3) 海岸保全施設の整備

再掲（第3章2-2（16））

農林水産省及び国土交通省においては、高潮・波浪対策として、浸水被害に対して極めて脆弱なゼロメートル地帯等における海岸保全施設の整備を推進する。

25年度予算額	30,693百万円の内数
24年度予算額	29,436百万円の内数

(4) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させるためのため池総合整備対策を推進する。

25年度予算額	16,830百万円
※この他に農山漁村地域整備交付金の内数	
24年度予算額	
地域自主戦略交付金の内数	

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

25年度予算額	629,877百万円の内数
24年度予算額	611,553百万円の内数

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象データを収集するためのテレメータや、ダム等の放流による河川水位上昇を警報するための警報設備、監視カメラ設備及び大都市圏のゲリラ豪雨を詳細且つリアルタイムで捉えるためのXバンドMPレーダの整備を引き続き行う。また、高機能化を図った河川情報システムの普及を引き続き推進するとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。さらに、東日本大震災、紀伊半島大水害等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水対策、停電対策等を実施する。

(7) 水防施設の整備

国土交通省においては、気象庁と共同で発表する直轄河川の洪水予報等の情報を迅速かつ的確に通報・伝達するため、観測施設等の整備を行う。

25年度予算額	120百万円
24年度予算額	120
差引増△減	0

(8) 土砂災害に対する整備

国土交通省においては、土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の整備及び土砂災害に対する監視警戒システム等の整備を実施する。

25年度予算額	617,586百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
24年度予算額	617,456百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	

(9) 道路における防災対策

国土交通省においては、安全で信頼性の高い道路ネットワークの整備を行うとともに、道路斜面等の防災対策や災害のおそれのある区間を回避する道路整備等を実施する。

25年度予算額	1,332,676百万円の内数
※この他に防災・安全交付金等の内数	
24年度予算額	1,325,114百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数	

4-3 その他**(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進**

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、被害状況の把握や犠牲者の発生する要因等について調査を行うとともに、その対策を検討する。

25年度予算額	5百万円
24年度予算額	5
差引増△減	0

(2) 風水害に対する警戒体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して、災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討及び実施並びに自治体及び関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示する等、警戒警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害時要援護者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備、避難勧告等の迅速かつ的確な発令・伝達、災害危険個所の把握及び周知、二次災害防災対策の強化、実践的な防災訓練の実施、防災知識の普及等について地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、次の対策を図る。

農林水産省においては、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

国土交通省においては、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設が立地する箇所について、砂防設備等の整備を実施するとともに、都道府県の関係部局等の連携強化を図り、土砂災害のおそれのある箇所及び施設に関する情報の共有や施設管理者への警戒避難に関する情報の提供、防災訓練の実施、施設の新規立地抑制等の対策を推進する。

25年度予算額 617,586百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

24年度予算額 617,456百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金等の内数

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施する。

(6) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、人口、資産が集中している政令指定都市や、近年、甚大な水害、土砂災害等が発生した地域において、重点的にXRAIN（国土交通省XバンドMP

レーダネットワーク）の整備を進めており、平成25年度においては、東北、関東等において、新たに運用開始する。また、これらレーダ雨量計のデータを用いたより詳細な流出解析の活用等により、洪水予測の更なる精度向上を図る。

(7) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、災害時における迅速な危機対応が可能となるよう、リアルタイムのレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供する。また、地上デジタル放送等の様々な伝達手段を通じたきめ細やかな河川情報の提供を推進することにより、住民の適切な避難行動等を支援する。

(8) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、「水防法」及び「気象業務法」に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行う。

(9) 流域治水対策の実施

国土交通省においては、浸水被害の著しい既成市街地が大部分を占める河川流域等について、河川や下水道の整備、流域の保水・遊水機能の確保等を行うための流域貯留浸透事業等の総合治水対策を推進する。また、内水被害を軽減するため、地方公共団体と協力して、土地利用規制策等のソフト対策と一体となった計画を策定し、総合内水対策を推進する。

(10) 総合的な都市型水害対策の推進

国土交通省においては、平成15年6月に成立した「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、浸水被害等の著しい都市部の河川の流域において、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が共同で流域水害対策計画を作成し、本計画に基づき、河道改修、河道から離れた雨水貯留浸透施設の河川管理者による整備等を行うことにより、総合的な都市型

水害対策を推進する。

(11) 被害想定区域図等の作成及び公表

国土交通省においては、浸水想定区域図及び土砂災害危険区域図の作成・公表を推進するとともに、市町村が作成する災害が発生した場合の状況を想定した避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を示したハザードマップの作成を支援し、住民の防災意識の高揚と災害への備えの充実を図る。浸水想定区域図については、平成17年7月に施行された「改正水防法」により浸水想定区域の指定対象を従来の大河川だけでなく中小河川にまで拡大することに伴い、一層の指定の促進を図る。また、洪水ハザードマップの作成・普及のための市町村への支援として、全国の河川事務所等に設置している災害情報普及支援室による作成や周知の技術的支援等を推進する。さらに、平成17年7月の土砂災害防止法の改正により、土砂災害警戒区域における土砂災害ハザードマップ等の周知措置の徹底を図るとともに、「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説（案）」により、土砂災害ハザードマップの作成・活用を支援する。併せて、平成21年3月に改定した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」により内水ハザードマップの作成、活用を支援する。さらに、ハザードマップをweb上で閲覧可能なハザードマップポータルサイトの充実を図る。

平成24年度には、九州北部豪雨など全国で70万人以上の住民に避難勧告等が出された中で避難が遅れたり、ヘリコプターで救出されたりするなど、適切な避難行動がとられていない実態などを踏まえ、住民の的確な避難行動に繋がるような実践的な洪水ハザードマップを市町村が作成できるよう、「洪水ハザードマップ作成の手引き」を全面改定する検討したところであり、引き続き、洪水ハザードマップの作成を促進する。

(12) 氾濫域対策の推進

国土交通省においては、洪水被害が度々生じているにもかかわらず、上下流バランス等の理由から早期の治水対策が困難である地域

において、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施し、住家の洪水による氾濫からの防御を図る。

(13) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、土砂災害のおそれのある区域の指定を促進し、既存の諸制度と相まって総合的な土砂災害対策を実施する。また、土砂災害による被害の軽減を図るため、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月国土交通省砂防部）」及び「土砂災害警戒避難事例集（平成21年9月国土交通省砂防部）」により市町村の警戒避難体制整備を支援するとともに、避難勧告発令や住民の警戒避難行動を支援するため都道府県と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報の作成・伝達を支援する。

河道閉塞、火山噴火に伴う土石流、地すべり等といった大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の適切な判断を支援するため、「土砂災害防止法」に基づく緊急調査及び土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を適切に行うために必要な体制の整備を促進し、土砂災害から国民の生命・身体の保護するための取組を推進する。

深層崩壊に対しては平成22年8月に、過去の深層崩壊発生箇所と地形・地質条件との関連を統計的に分析した「深層崩壊推定頻度マップ」を公表し、さらに、平成24年9月、深層崩壊の推定頻度が特に高い地域を中心に、地質条件等が同質の一定区域内における深層崩壊の相対的な危険度を示した「深層崩壊溪流レベル評価マップ」を公表した。対策としては、警戒避難体制の強化に向け、大規模な崩壊の発生を検知するセンサーの設置に加え、深層崩壊に対するハード対策及びソフト対策を検討するため、モデル地区を設定し、深層崩壊の規模や影響範囲等の推定手法、避難路を含む警戒避難体制の整備、既存砂防施設の効果検証及び改良手法の検討等を行う。

(14) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的として、土砂災害防止月間及びがけ崩れ防災週間を実施する。

月間中には、土砂災害防止「全国の集い」の開催、「土砂災害・全国統一防災訓練」の実施、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害防止に関する絵画・作文の募集を行うとともに、各地で講演会、見学会の開催、土砂災害危険区域の周知、砂防ボランティア等と連携した土砂災害危険箇所点検等を実施する。

また、教育関係者等への土砂災害に関する講習会の開催や、教材等の情報提供等、土砂災害防止教育の充実を推進する。

(15) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防の意識及び重要性について国民の理解と関心を高めるとともに、水防に対する国民の協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体、その他関係機関とともに各種の行事及び活動を実施する。特に、関係団体と連携して、水防団員等に対して水防技術の習得・研鑽、水防に関する基本的考え方の普及を図るため、利根川等9河川において洪水時に際しての水防工法、情報伝達、救援、救護避難訓練等の総合的な演習を実施する。

また、都道府県及び市町村の職員に対し、水防に関する実務的知識を修得させるため、関係団体と連携の下に水防研修を実施するとともに、主として水防団員の水防技術の向上及び伝承を図るため、水防工法の実技演習を中心とした水防技術講習会を実施する。

(16) 風水害基礎情報整備

国土地理院においては、全国の主要な平野とその周辺部を対象に、土地の地形、表層地質、地盤条件等について資料調査、現地調査、空中写真判読により、低地、扇状地等に地形を区分した土地条件データを作成すると

共に、災害に脆弱な地形データの整備・提供を実施する。

25年度予算額	30百万円
24年度予算額	36
差引増△減	△6

(17) 航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究

国土地理院においては、航空レーザーデータを活用し、樹高や疎密度等の植生関連情報を加えた新たな土地被覆分類手法を構築するとともに、土地被覆が土地の脆弱性に対して与える影響を評価する手法を提示し、これらをマニュアルとして取りまとめる。

25年度予算額	10百万円
24年度予算額	10
差引増△減	0

(18) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難勧告等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、以下のような防災気象情報の発表及び伝達を行う。

- ・気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報（警報は市町村等を対象区域として発表）
- ・「水防法」等に基づく、国土交通大臣又は都道府県知事が指定する洪水予報指定河川を対象とした洪水予報（国土交通省又は都道府県と共同で発表）
- ・土砂災害警戒情報（都道府県と共同で発表）
- ・竜巻注意情報
- ・警報・注意報を補完する情報
- ・降水ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト及び雷ナウキャスト

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行うとともに、警察広域緊急援助隊の広域派遣訓練等を実施する。また、都道府県警察に対して、火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 火山地域における治山事業の推進

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、土砂流出防止林の造成を推進する。

25年度予算額	5,036百万円の内数
24年度予算額	1,943百万円の内数

(2) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における住民の安全確保のため、火山砂防事業を推進するとともに、火山噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、火山ごとに、砂防堰堤の整備や緊急除石等の緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山砂防ハザードマップによる危険区域の設定等の緊急対応等、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画を関連機関と連携して策定を推進する。

(3) 降灰対策用機械の整備

国土交通省においては、桜島降灰除去事業に必要な機械の整備を実施する。

25年度予算額	1,332,676百万円の内数
24年度予算額	1,325,114百万円の内数

5-3 その他

(1) 地震対策等の推進

再掲（第3章2-3（1））

内閣府においては、基礎調査により地震像を明確にするとともに、地震対策について検討する。また、津波避難に関する検討も行う。その他、住宅・建築物の耐震化や火山災害対策、首都圏大規模水害対策、総合防災情報システムの整備等を推進する。

25年度予算額	749百万円
24年度予算額	824
差引増△減	△75

(2) 活動火山対策の推進

消防庁においては、火山噴火災害に対する防災対策の充実強化を図るため、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、広域的な防災体制の確立、警戒避難体制の整備、防災知識の普及及び実践的な防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

(3) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等火山災害防止のための啓発活動を行う。

25年度予算額	617,586百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
24年度予算額	617,456百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	

(4) 火山災害基礎情報整備

国土地理院においては、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要とされる火山を対象に、空中写真判読、現地調査等により火山防災地形データの整備・提供を実施する。

25年度予算額	2百万円
24年度予算額	2
差引増△減	0

(5) 火山地域における地殻変動の連続監視

国土地理院においては、霧島山をはじめとする火山地域において、火山活動に伴う地殻変動の動向を的確に把握するため、電子基準点（GNSS連続観測施設）、GNSS火山変動リモート観測装置（REGMOS）、自動測距測角光波測距連続観測装置（APS）等による地殻変動の三次元的な連続監視を行う。

(6) 噴火警報、予報その他の情報の発表、伝達等

気象庁においては、火山観測の結果をもとに噴火警報等を適時適切に発表し、一般及び防災関係機関への警戒等を呼びかけることにより、災害の防止・軽減に努めるとともに、必要に応じて火山機動観測班を現地に派遣し、各種の観測及び調査を行う。また、火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

25年度予算額	756百万円
24年度予算額	627
差引増△減	129

6 雪害対策**6-1 教育訓練****(1) 警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察に対して、地域住民及び関係機関との合同による雪害警備訓練の積極的な実施について指導する。

6-2 防災施設設備の整備**(1) 民間社会福祉施設の雪害防止**

厚生労働省においては、特別豪雪地帯における民間社会福祉施設に対し、除雪助成事業を行う。

25年度予算額	60百万円
24年度予算額	60
差引増△減	0

(2) 雪崩防止林造成

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、柵工等の整備と一体的に森林の造成等を推進する。

25年度予算額	8,271百万円の内数
24年度予算額	3,375百万円の内数

(3) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき、除雪、防雪、凍雪害防止及び除雪機械設備に係る事業を推進する。また、鉄道駅周辺や中心市街地、通学路等、特に安全で快適な歩行空間を確保するため、冬期バリアフリー対策を推進する。

25年度予算額	1,332,676百万円の内数
※この他に防災・安全交付金等の内数	
24年度予算額	1,325,114百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数	

(4) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

25年度予算額	5,350百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数	
24年度予算額	5,903百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数	

(5) 雪崩対策

国土交通省においては、環境対策やコスト縮減等に配慮した雪崩防止施設の設計・施工・管理等について調査・研究を行う。

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪

崩に伴う土砂流出を防止する施設整備を実施する。

25年度予算額	617,586百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
24年度予算額	617,456百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

25年度予算額	1,137百万円
24年度予算額	1,135
差引増△減	2

6-3 その他

(1) 風水害・土砂災害・雪害対策の推進

再掲（第3章4-3（1））

内閣府においては、風水害・土砂災害・雪害による被害を軽減するため、被害状況の把握や犠牲者の発生する要因等について調査を行うとともに、その対策を検討する。

25年度予算額	5百万円
24年度予算額	5
差引増△減	0

(2) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を的確に把握し、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して、雪害の発生実態の分析検討及び部内外の広報紙、パトロール等を通じた広報啓発活動の実施等について指導する。

(3) 雪害対策の推進

消防庁においては、雪害に対する防災態勢の強化を図るため、防災体制の確立、除雪中の事故防止対策の徹底、災害時要援護者の避難誘導體制を含めた避難体制の整備等について、関係地方公共団体に対し引き続き要請・助言等を行う。

(4) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止に資することを目的として、雪崩防災週間を実施し、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、警戒避難訓練等を実施する。

(5) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報その他の情報を発表し、防災関係機関、報道機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職団員に対し火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する幹部として必要な高度な教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における教育訓練

海上保安庁においては、船舶火災等に迅速的確に対応するため、研修訓練を実施するとともに、地方公共団体等と合同で消防訓練を実施する。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業及び防火並びに消火活動の円滑な実施にも資する林道整備を行う。

また、国有林においても防火線の整備、防火林道の整備等を実施する

25年度予算額	167,765百万円の内数
24年度予算額	124,906百万円の内数

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、東京、鹿児島及び那覇空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行い、北九州空港の空港用給水車の性能向上を図る。また、「空港保安防災教育訓練センター」については、専門的かつ総合的な消火救難訓練等の運用を行う。一方、空港救急医療体制については、老朽化した空港救急医療用資器材等の更新を行う。

25年度予算額	1,495百万円
24年度予算額	1,320
差引増△減	175

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成

25年度予算額	2百万円
24年度予算額	2
差引増△減	0

- ・消防庁長官による火災原因調査の実施

25年度予算額	0百万円
24年度予算額	0
差引増△減	0

- ・製品火災対策の推進

25年度予算額	16百万円
24年度予算額	19
差引増△減	△3

- ・消防用機器等の国際動向への対応

25年度予算額	13百万円
24年度予算額	13
差引増△減	0

- ・住宅防火対策の推進

25年度予算額	13百万円
24年度予算額	20
差引増△減	△7

- ・消防法令に係る違反是正推進

25年度予算額	19百万円
24年度予算額	21
差引増△減	△2

- ・消防の技術に関する総合的な企画立案

25年度予算額	8百万円
24年度予算額	13
差引増△減	△5

- ・火災予防に係る規制体系の再構築の検討

25年度予算額	32百万円
24年度予算額	38
差引増△減	△6

- ・高齢者や障がい者に適した火災警報設備等の調査検討

- ・ホテル・旅館等における安全・安心の強化に要する経費

25年度予算額	22百万円
24年度予算額	0
差引増△減	22

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行う。また、消防庁においては、林野火災特別地域対策事業の一層の推進に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保

全計画の作成，定期調査，検査報告，防災査察等を推進し，これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては，関東管区警察学校で，火薬類等の災害防止等保安対策推進のため，都道府県警察の火薬類担当者に対して，関係法令，指導取締り要領，火薬類等の基礎知識等について必要な教育訓練を行う。

(2) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては，都道府県の消防の事務に従事する職員及び市町村の消防職員に対し，危険物災害及び石油コンビナート災害の応急対応に関する教育訓練を行う。

(3) 海上防災訓練等

海上保安庁においては，石油コンビナートや国家石油備蓄基地の周辺海域を中心に，官民合同による油等排出事故対策訓練及び消防訓練を実施する。また，危険物管理施設の従業員等を対象に，危険物排出時や海上災害発生時の通報及び応急措置の具体的な方法等について，海上防災講習会等を通じて指導する。

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては，火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため，火薬類取扱場所等への立入検査の徹底及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対し指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては，関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの強化及び安全基準の遵守等についての指

導を行うよう都道府県警察に対し指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては，「消防法」に基づき，次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備（新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保に係る調査検討，屋外貯蔵タンクの安全対策の促進等）

25年度予算額	45百万円
24年度予算額	50
差引増△減	△5

- ・危険物施設の事故防止対策，危険物災害情報等情報支援システム及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告オンライン処理システムの運用による情報提供

25年度予算額	11百万円
24年度予算額	13
差引増△減	△2

- ・危険物データベースの精度の向上，新規危険性物質の早期把握及び危険性評価

25年度予算額	17百万円
24年度予算額	20
差引増△減	△3

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁及び経済産業省においては，石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し，事業所内の施設のレイアウトについて規制を実施するとともに，必要な要請，助言等を行う。

25年度予算額	3百万円
24年度予算額	3
差引増△減	0

また，消防庁においては，石油コンビナート等防災本部等への要請，石油コンビナート地域情報管理システムの改修とともに，東日本大震災を踏まえ，石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者が設置する特定防災施設等の耐震・耐浪性の向上策等の検討を行う。

25年度予算額	17百万円
---------	-------

24年度予算額	12
差引増△減	5

(5) 高圧ガス、火薬類及び都市ガス保安対策の強化と拡充

経済産業省においては、高圧ガス、火薬類及び都市ガスに係る事故の原因調査・分析、技術進歩等に対応した技術基準の作成・運用検討を行う。

25年度予算額	80百万円の内数
24年度予算額	90百万円の内数

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査及び保安教育指導並びに都道府県取締担当者に対する研修等を行う。

(7) 石油コンビナート等の現場保安力向上事業

経済産業省においては、石油コンビナート等の現場保安力の向上に向け、規制を行う行政側で取り組むべき課題、事業者側が自主的に取り組む課題の抽出を行う。

25年度予算額	24百万円
---------	-------

(8) 石油ガス供給事業安全管理技術開発等

経済産業省においては、災害に備え停電時でも稼働する無線機能を備えたマイコンメーター等を活用する次世代液化石油ガス保安システムやバルク貯槽検査高度効率化の調査研究、LPガス事故低減のための事故データの分析・対策及び消費者等に対する保安啓発を実施する。

25年度予算額	314百万円
24年度予算額	309
差引増△減	5

(9) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し立入検査を実施する。

25年度予算額	29百万円
24年度予算額	26
差引増△減	3

(10) 危険物積載船舶及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域等における危険物積載船舶の航行安全、荷役安全管理体制、大型タンカーバースにおける防災体制等について指導し、荷役時の安全防災対策の充実を図る。また、船舶所有者、施設の設置者等に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導する。

(11) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除措置等の実施に資するため、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果と併せて電子画面上に表示できる沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

25年度予算額	8百万円
24年度予算額	8
差引増△減	0

(12) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故等による防除作業を的確に行うために精度の高い漂流予測が必要であることから、現場の巡視船からリアルタイムに海象・風等のデータを取得できる「船舶観測データ集積・伝送システム」を運用するとともに、ブイの移動結果から漂流予測の評価・逐次補正を行うための「漂流予測補正用ブイ」を引き続き整備する。

25年度予算額	10百万円
24年度予算額	12
差引増△減	△2

(13) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、国内の各種分野の専門家等に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て

一元化するとともに、活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供しうる体制の確保に努める。

9 原子力災害対策

9-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して、原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング、個人被ばく線量の管理等についての教育訓練を行うとともに、都道府県警察に対して、関係機関と連携した原子力災害警備訓練の実施を指示する。

(2) 食品と放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、消費者の目線に立ち、消費者が食品中の放射性物質について理解を深め自らの考えで行動できるよう、リスクコミュニケーションを各地で推進することとし、具体的には以下の取組を行う。

- ・関係府省連携等によるシンポジウム形式による大規模な意見交換会を東日本を中心に、各ブロック主要都市等で開催。
- ・地方公共団体や消費者団体等との連携によるシンポジウム形式を基本とする中規模な意見交換会を、全国の中核都市等で開催。
- ・東日本及び全国各ブロックの主要都市等において、少人数の集会が開催できる専門家育成のための研修会を開催（学校給食関係者、栄養士、保健師、消費生活相談員、地方公共団体の衛生担当者等を対象。）。
- ・情報提供の取組みとして、食品中の放射性物質に関する正しい情報提供や問題等をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能Q & A」を継続して提供。

25年度予算額 28百万円

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、都道府県並びに市町村の防災担当者及び消防職員に対

し、原子力災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

(4) 原子力防災対策のための研修等

経済産業省においては、原子力災害に対応する防災要員を対象に災害対応能力向上のための研修等を実施する。

25年度予算額	504百万円
24年度予算額	504
差引増△減	0

(5) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

25年度予算額	1百万円
24年度予算額	1
差引増△減	0

9-2 防災施設設備の整備

(1) 原子力施設等の防災対策

独立行政法人原子力安全基盤機構においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

9-3 その他

(1) 地方公共団体が行う防災対策への支援

内閣府においては、国及び地方公共団体の原子力防災対策の充実強化を図るため、地方公共団体を実施する統合原子力防災ネットワークを含む緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）及び各種防災資機材等の整備・維持、訓練の実施等原子力防災の取組を支援する。

25年度予算額	13,763百万円
24年度予算額	9,878
差引増△減	3,885

(2) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における

地域防災計画の見直しの助言・支援，ハンドブック等の活用の普及，原子力防災訓練への助言・協力等を実施するとともに，東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を踏まえ，消防職員が安全管理を図った上での確かな消火，救助，救急等の消防活動が実施できるよう消防活動対策マニュアルの見直しを行う。

25年度予算額 6百万円

※この他に21百万円の内数

24年度予算額 2

※この他に24百万円の内数

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては，都道府県並びに市町村の防災担当者及び消防職員に対し，生物剤及び化学剤に起因する災害発生時の消防活動に関する教育訓練を行う。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては，一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

25年度予算額 2百万円

24年度予算額 2

差引増△減 0

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては，第9次船員災害防止基本計画に基づき，船員労働災害の防止を効果的かつ具体的に推進するため，平成25年度船員災害防止実施計画を作成し，各事業者における自主的な船員災害防止体制の確立等を図るとともに，運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

25年度予算額 69百万円

24年度予算額 69

差引増△減 0

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては，特殊災害に係る防災対策について，関係機関との連携を強化し，災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため，消防活動や防災体制の検討を行う。

25年度予算額 1百万円

24年度予算額 3

差引増△減 △2

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては，労働災害防止計画に基づき，計画的な労働災害防止対策の展開を図る。平成24年に社会的に注目された事故等を踏まえ，トンネル建設工事の計画届の審査等を通じて可燃性ガス対策等に関する指導を行うほか，水底下を掘削するシールドトンネル工事への実地調査を行う。我が国を代表する化学プラントにおいて重大な爆発火災災害が相次いでいることから，非常作業や異常事態をも想定してのリスクアセスメントの実施等を促進する。地山の掘削や斜面の近傍で行われる各種工事やインフラ整備工事における土砂災害など，東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害の防止を図る。また，東京電力（株）福島第一原発における事故の教訓等を踏まえ，緊急作業時に使用可能な十分な数の予備の線量計を確保し，また，被ばく線量管理の非常時対応計画をあらかじめ策定する等，電力会社等が緊急作業に対する準備を行うよう，指導する。

25年度予算額 280百万円

24年度予算額 301

差引増△減 △21

(3) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては，「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し，海難事故を未然に防止するため，「外国船舶監督官」の組織を引き続き整備するとともに，我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施する。

25年度予算額 110百万円

24年度予算額	101
差引増△減	9

(4) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、立入検査を行う。

(5) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査を行う。

第4章 国土保全

差引増△減 7,161

1 治水事業等

国土交通省においては、日本経済再生に向けて、「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点化するとの方針に基づき、水害・土砂災害等に対する事前防災・減災対策をハード・ソフトの両面から強力に推進する。

- ・東日本大震災の被災地の復興を加速させるため、堤防等の復旧・整備を推進。
- ・九州の豪雨災害、紀伊半島の深層崩壊等、災害が頻発している状況を踏まえ、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮した予防的な治水対策や、近年、甚大な災害が発生した地域における再度災害防止対策を重点的に実施。
- ・老朽化等により機能が低下した施設の適切な補修・更新等を進めるとともに、維持管理データベースの整備や技術開発等を通じて長寿命化対策を促進し、ライフサイクルコストの縮減に努めつつ、戦略的維持管理・更新を推進。

25年度予算額 636,879百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

24年度予算額 650,543百万円

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

1-1 維持管理 予防的対策

国民の安全を守るため、災害の起こりやすさや災害が発生した際に想定される被害の程度を考慮し、堤防の点検結果に基づく緊急対策や、深層崩壊や火山噴火のおそれが高い地域における土砂災害対策、国土保全上重要な沖ノ鳥島の保全など、予防的な治水対策を重点的に実施。

25年度予算額 266,205百万円

24年度予算額 259,044

1-2 災害対応・危機管理対策 再度災害防止・危機管理対策

平成24年7月の九州の災害、平成23年9月の紀伊半島の災害等、甚大な災害が発生した地域において再度災害防止対策を集中的に実施するとともに、危機管理体制の充実を図る。

25年度予算額 116,021百万円

24年度予算額 113,548

差引増△減 2,473

1-3 戦略的維持管理・更新

施設の経年劣化の進行等により機能が低下した河川管理施設等の補修・更新等を行う。あわせて、河川維持管理データベースの構築、長寿命化計画の策定等を通じてライフサイクルコストの縮減を図る。

25年度予算額 135,806百万円

24年度予算額 130,110

差引増△減 5,696

1-4 環境対策

豊かな河川環境を再生し、環境と共存する持続可能な川づくりや地域づくりを進めるため、地方公共団体や住民等と連携した総合的な取組を実施する。

25年度予算額 5,031百万円

24年度予算額 5,394

差引増△減 △363

2 治山事業

農林水産省においては、安全で安心して暮らせる国土づくり、豊かな水を育む森林づくり、身近な自然の再生等による多様で豊かな環境づくりを図るため「森林整備保全事業計画」に基づき、治山事業を計画的、かつ総合的に推進する。

特に、近年の集中豪雨の頻発や地震等によ

る大規模な山地災害の発生や生物多様性の保全に対する国民の関心の高まりを踏まえ、地域の安全・安心を確保するため、効果的・効率的な森林の再生のための治山対策を推進する。具体的には、山地災害を防止し、地域の安全性の向上を図るための治山施設の設置等を推進するとともに、重要な水源地や集落の水源地となっている保安林等において、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進する。特に、東日本大震災以降、全国的に地震や津波等に対する地域住民の不安が高まっていることに加え、巨大な地震が発生した後は、震源域内の余震の発生、広範囲に渡る地震の誘発のおそれがあること等を踏まえ、東海・東南海地震等の被害想定区域や活断層周辺の山地における被害拡大の危険性が高い既存の崩壊箇所等への治山施設の設置等を実施する。

また、流木災害の防止対策等における他の国土保全に関する施策と連携した取組、既存施設の有効活用による迅速な復旧・コスト縮減対策、生物多様性の保全等に資する治山対策を推進する。

さらに大規模災害発生時には、被害箇所の調査や災害復旧についての助言を行う専門家の派遣等、森林管理局等による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施する。

2-1 国有林治山事業

国有林野内における治山事業を実施する。

25年度予算額	20,847百万円
24年度予算額	20,847
差引増△減	0

2-2 民有林治山事業

(1) 直轄事業

・治山事業

継続17地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山事業積算基準等分析調

査、治山技術高度化調査及び流域山地災害等対策調査を実施する。

・地すべり防止事業

25年度予算額	6,596百万円
24年度予算額	5,849
差引増△減	747

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃地及び荒廃危険地の復旧整備や保安林の機能を維持強化するための森林整備を実施する。

25年度予算額	27,215百万円
24年度予算額	27,965
差引増△減	△750

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産所管事業

(1) 直轄事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

・直轄地すべり対策事業

農地及び農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

25年度予算額	1,570百万円
24年度予算額	1,700
差引増△減	△130

・地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続11地区（直轄治山と重複している地区を含む。）について、直轄地すべり防止事業を実施する。

25年度予算額	3,555百万円
24年度予算額	3,606
差引増△減	△51

・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

25年度予算額	
基礎技術調査費	181百万円の内数
24年度予算額	
基礎技術調査費	192百万円の内数

(2) 補助事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

・地すべり対策事業

農地、農業用施設に被害を及ぼすおそれが大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

25年度予算額	2,880百万円
24年度予算額	3,869
差引増△減	△989

・地すべり防止事業

集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区について実施する。

25年度予算額	3,668百万円
24年度予算額	3,706
差引増△減	△38

3-2 国土交通省所管事業

(1) 予防的対策

人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、国土の保全と民生の安定のため、地すべり防止工事を実施する。

25年度予算額	617,586百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
24年度予算額	617,456百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	

(2) 再度災害防止・危機管理対策

風水害、震災等により新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止工事を実施し、再度

災害防止を図る。

25年度予算額	617,586百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
24年度予算額	617,456百万円
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	

4 海岸事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、安全で活力のある農村漁村づくりを推進し、ゼロメートル地帯、大規模地震発生による災害リスクが高い地域等において、国土保全上特に重要な海岸における高潮対策、侵食対策を重点的に実施する。

25年度予算額	4,039百万円の内数
24年度予算額	3,897百万円の内数

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、津波、高潮及び侵食対策として、近年津波、高潮等による被害が発生した海岸の再度災害対応や、背後に人口・資産集積地区や重要交通基盤・生産基盤を抱える海岸の保全対策を重点的に実施する。

25年度予算額	26,654百万円の内数
24年度予算額	25,539百万円の内数

5 農地防災事業

農林水産省においては、次の農地防災事業を実施する。

5-1 直轄事業

・国営総合農地防災事業等

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農地、農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

25年度予算額	16,320百万円
24年度予算額	17,705

差引増△減 △ 1,385

5-2 補助事業

・農地防災事業

農地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、震災対策農業水利施設整備事業、農村地域防災減災事業等について実施する。

25年度予算額 24,229百万円
24年度予算額 3,259
差引増△減 20,970

たに発生した荒廃林地等について、緊急に復旧整備を行う事業を実施する。

25年度予算額 4,264百万円
24年度予算額 4,264
差引増△減 0

・治山施設災害関連事業

災害の再発防止のため、被災施設の改良等を行う治山施設災害関連事業を実施する。

25年度予算額 10百万円
24年度予算額 10
差引増△減 0

6 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり災害関連事業を実施する。

・直轄地すべり対策災害関連緊急事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処する事業を実施する。

25年度予算額 22百万円
24年度予算額 50
差引増△減 △28

・林地崩壊対策事業

激甚災害に伴い発生した小規模な山腹崩壊地の早期復旧を図るとともに、山地災害危険地区において発生した土砂の崩壊等の災害に緊急に対処する事業を実施する。

25年度予算額 41百万円
24年度予算額 42
差引増△減 △1

・災害関連緊急地すべり対策事業

豪雨等による地すべりに緊急に対処するため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施する。

25年度予算額 54百万円
24年度予算額 566
差引増△減 △512

・森林災害復旧事業

民有林の激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

25年度予算額 1百万円
24年度予算額 1
差引増△減 0

・農業用施設等災害関連事業

農業用施設等の効用を増加し、災害の再発防止のため、農業用施設等災害関連事業等を実施する。

25年度予算額 96百万円
24年度予算額 82
差引増△減 14

・国有林森林災害復旧造林事業

激甚災害に係る被害森林の復旧を図る事業を実施する。

25年度予算額 1百万円
24年度予算額 2
差引増△減 △1

・治山等災害関連緊急事業及び災害関連緊急治山等事業

災害の再発防止のため、豪雨等により新

・漁港関係災害関連事業

再度災害防止のため、被災施設の改良等を行う漁港災害関連事業を実施する。

25年度予算額 3百万円
24年度予算額 8
差引増△減 △5

(2) 国土交通省所管事業（河川等）

国土交通省においては、河川等の災害関連事業を次のとおり実施する。

25年度予算額	15,981百万円
24年度予算額	10,717
差引増△減	5,264

・直轄河川等災害関連緊急事業

被災箇所のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、災害復旧と併せて必要な改良事業を実施する。また、砂防設備、地すべり防止施設の改良復旧や豪雨等により生じた土砂の崩壊等に関連し、緊急的的施工を必要とする砂防工事、地すべり防止工事を実施する。

25年度予算額	2,890百万円
24年度予算額	2,890
差引増△減	0

・河川等災害関連事業

河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜、道路及び橋梁について、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。

25年度予算額	2,251百万円の内数
24年度予算額	1,453百万円の内数

・河川等災害復旧助成事業

河川又は海岸について、被害が激甚であって災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できないと認められる箇所について、再度災害を防止するため、未被災箇所を含めた改良復旧を実施する。

25年度予算額	6,774百万円の内数
24年度予算額	2,416百万円の内数

・河川等災害関連特別対策事業

河川、砂防において災害復旧助成事業及び災害関連事業の実施に関し、改良事業による再度災害防止の効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去等を実施する。

・災害関連地域防災崖崩れ対策事業

激甚な災害によるがけ地の崩壊等が発生した箇所、緊急に施行する必要がある箇所についてがけ崩れ防止工事を実施する。

25年度予算額	50,640百万円の内数
24年度予算額	50,640百万円の内数

・災害関連緊急砂防等事業

平成25年に発生する災害について緊急的の施行を必要とする砂防工事、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、雪崩防止工事及び大規模漂着流木対策工事を実施する。

25年度予算額	50,640百万円の内数
24年度予算額	50,640百万円の内数

(3) 国土交通省所管事業（港湾）

国土交通省においては、港湾施設及び海岸保全施設の効用を増加し、災害の再発を防止するため、災害関連事業を実施する。また、「後進地域特例法」適用団体等補助率差額を補助する。

25年度予算額	10百万円
24年度予算額	8
差引増△減	2

7 地盤沈下対策事業**(1) 地下水調査（保全調査）**

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握、障害発生機構の解明等に関する調査を実施する。

25年度予算額	
基礎技術調査費	181百万円の内数
24年度予算額	
基礎技術調査費	192百万円の内数

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施する。

・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進するため、改築3事業を実施

する。

25年度予算額 184百万円

24年度予算額 82

※この他に地域自主戦略交付金（内閣府計上）
の内数

・地下水観測調査

工業用水法に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

25年度予算額 2百万円

24年度予算額 2

差引増△減 0

（3）低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

・地盤沈下対策調査

河川管理施設の沈下対策を検討するため、水準測量を実施する。

・地下水保全管理調査

地下水を適切に保全及び管理し、地盤沈下等の地下水障害の防止施策の立案に資するため、全国の一級水系の河川近傍における地下水の調査結果の評価を引き続き行う。

25年度予算額 8百万円

24年度予算額 15

差引増△減 △7

・地盤沈下関連水準測量

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域において水準測量を行い、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤沈下実態の把握を行う。

25年度予算額 16百万円

（4）地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握し、地下水データの整理と分析を行うほか、地下水採取量、地下水位及び地盤沈下の関係について定量的に評価を行う。これらの結果を活用し、地下水の利

用と保全をより適正に運用していくための「地下水管理方策」を検討する。

25年度予算額 31百万円

24年度予算額 31

差引増△減 0

8 下水道事業

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を行う公共下水道事業、都市下水路事業等を推進する。

また、「下水道浸水被害軽減総合事業」等を活用し、対象地区を限定し、下水道幹線やポンプ場、雨水貯留施設等の重点的な施設整備を行う。さらに、内水ハザードマップの作成・公表や降雨データのリアルタイム提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る。

25年度予算額 5,350百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内数

24年度予算額 5,903百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金の内数

9 その他の事業

（1）防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とすることとしている。また、地方公共団体が単独事業として実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水

事業等について、一般事業債（河川等事業）の対象とすることとしている。

（2）保安林整備管理事業

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

25年度予算額	493百万円
24年度予算額	502
差引増△減	△9

（3）特殊地下壕対策事業

農林水産省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行う。

25年度予算額	14百万円
24年度予算額	18
差引増△減	△4

国土交通省においては、戦時中に築造された防空壕等の特殊地下壕について、現存する危険度が高いものに対して、埋戻し等の対策事業を行う。

25年度予算額	250百万円
24年度予算額	250
差引増△減	0

（4）休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、鉱害防止義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

25年度予算額	1,915百万円
24年度予算額	2,028
差引増△減	△113

経済産業省においては、坑廃水処理に係る現場導入が想定される新技術について、実際の現場での適用の可否の評価、費用対効果等

についての調査を行う。

25年度予算額	28百万円
24年度予算額	32
差引増△減	△4

（5）鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道（株）が施行する落石・なだれ等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業に対し補助を行う。

25年度予算額	1,059百万円
24年度予算額	411
差引増△減	648

（6）鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、開業後70年以上を経過した鉄道事業者が多数存在し、橋梁やトンネルなど規模が大きい老朽化施設について適切な改良が進んでいないことが懸念されているため、地域鉄道における老朽化対策のための改良・補修事業に対して補助を行う。

25年度予算額	83百万円
24年度予算額	83
差引増△減	0

（7）災害対策等緊急事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域、又は重大な交通事故が発生した箇所等において、緊急に再度災害の防止対策又は事故の再発防止対策を実施し、住民及び利用者の安全・安心の確保を図る。

25年度予算額	17,900百万円
24年度予算額	21,300
差引増△減	△3,400

（8）老朽化した港湾施設の点検及び老朽化対策

国土交通省においては、港湾施設の老朽化による機能不全等に対する適切な対応のみならず、将来にわたり効率的・効果的な更新を計画的に進めるため、老朽化した港湾施設の点検及び老朽化対策を行う。

25年度予算額	173,192百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金及び防	

災・安全交付金の内数

24年度予算額 181,834百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

(9) 港湾施設の効率的・効果的な維持管理・更新に向けた取組の推進

国土交通省においては、港湾施設の長寿命化等に資する計画や港湾単位の維持管理・更新計画の策定及び活用により、港湾施設の効率的・効果的な維持管理・更新を図る。

25年度予算額 173,192百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金及び防
災・安全交付金の内数

24年度予算額 181,834百万円の内数

※この他に社会資本整備総合交付金の内数

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費については、訓練演習費、油購入費等から充当するとともに、災害派遣手当、災害加給食等に係る経費を計上している。

25年度予算額	711百万円
24年度予算額	74
差引増△減	637

1-2 災害救助費の国庫負担

厚生労働省においては、「災害救助法」に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

25年度予算額	200百万円
24年度予算額	200
差引増△減	0

1-3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

(1) 災害弔慰金の国庫負担

厚生労働省においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害弔慰金等の一部負担を行う。

25年度予算額	140百万円
24年度予算額	140
差引増△減	0

(2) 災害援護資金の原資の貸付

市町村が一定規模以上の自然災害によって重傷を負った世帯主及び相当程度の住家並びに家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため貸付ける災害援

護資金の原資の貸付を行う。

25年度予算額	200百万円
24年度予算額	200
差引増△減	0

1-4 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

1-5 その他の災害応急対策

(1) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

25年度予算額	200百万円
24年度予算額	200
差引増△減	0

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、平成25年災害に係る復旧事業の円滑な推進を図る。

さらに、漁港について、平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

25年度予算額	874百万円
24年度予算額	982
差引増△減	△108

・補助事業

治山施設について、平成23年災害の復旧を完了し、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、平成23年災害の復旧を完了し、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

さらに、漁港及び水産庁所管の海岸について、平成23年災害の復旧を完了し、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

25年度予算額	1,913百万円の内数
24年度予算額	1,864百万円の内数

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

25年度予算額	35,716百万円
24年度予算額	40,980
差引増△減	△5,264

・直轄事業

河川、ダム、海岸、砂防設備及び地すべり防止施設について、平成23年災害、平成24年災害及び平成25年災害について復旧事業の円滑な施行を図る。また、道路について、平成25年災害の復旧事業の円滑な施行を図る。

25年度予算額	10,478百万円
24年度予算額	12,251
差引増△減	△1,773

・補助事業

河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道について、平成23年災害、平成24年災害及び平成25年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

25年度予算額	25,238百万円
24年度予算額	28,729

差引増△減	△3,491
-------	--------

(3) 港湾等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成24年災害の復旧を完了し、平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

25年度予算額	614百万円
24年度予算額	851
差引増△減	△237

・補助事業

港湾施設及び海岸保全施設について、平成23年災害の復旧を完了し、平成24年災害及び平成25年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

25年度予算額	628百万円
24年度予算額	393
差引増△減	235

2-2 農林水産業施設災害復旧事業**(1) 農林水産業施設**

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

「土地改良法」に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設の災害復旧を行うものであり、災害発生の年を含めて2箇年で復旧を完了する基本方針の下に、平成25年発生災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

25年度予算額	139百万円
24年度予算額	139
差引増△減	0

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の規定により補助し、災害発生の年を含めて3箇年で復旧を完了する方針で、農地、農業用施設、林業用施設、漁業

用施設，農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

25年度予算額	10,858百万円の内数
24年度予算額	10,285百万円の内数

(2) 国有林野事業（治山事業を除く。）

農林水産省においては，国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等の平成24年災害の復旧を完了するとともに，平成25年災害について，所要の復旧事業を実施する。

25年度予算額	1,189百万円
24年度予算額	1,249
差引増△減	△60

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学法人等施設災害復旧事業

文部科学省においては，国立大学法人施設整備費補助金等をもって，平成25年災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

25年度予算額	46,468百万円の内数
24年度予算額	48,122百万円の内数

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては，公立学校施設の災害について，「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」等により，平成25年発生災害に係る被災施設の復旧に必要な経費の一部補助を行う。

25年度予算額	327百万円
24年度予算額	363
差引増△減	△36

(3) 文化財災害復旧事業

文部科学省においては，災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し，国庫補助を行う。

25年度予算額	10,297百万円の内数
24年度予算額	7,974百万円の内数

2-4 水道施設等災害復旧事業

厚生労働省においては，水道施設に係る災害について所要の復旧事業を実施する。

25年度予算額	350百万円
24年度予算額	350
差引増△減	0

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 保護観察体制の復旧

法務省においては，東日本大震災の被災地域における保護観察処遇等の体制の再構築を図るため，更生保護拠点を運営するとともに，更生保護被災地域就労支援対策強化事業を行う。

(2) 法務局の復旧

法務省においては，東日本大震災で被災した水戸地方方法務局本局及び仙台北法務局気仙沼支局について仮庁舎に移転し，事務処理を継続する。

(3) 都市災害復旧事業等

国土交通省においては，公園の災害の復旧事業に対し，「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により，また，地方公共団体等が施行する街路等の都市施設の災害復旧及び市街地内の堆積土砂除去の事業に対し，「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」により補助を行い，平成25年災害の復旧事業の円滑な施行を図るとともに，火山の噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う公園等の施設及び宅地に係る降灰除去事業に対して補助を行う。

25年度予算額	150百万円
24年度予算額	150
差引増△減	0

(4) 公営住宅等

国土交通省においては，地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い，平成25年度災害に係る復旧事業の円滑な実施を図る。

(5) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては，東日本大震災により被災した三陸鉄道の早期復旧に向けた災害復旧事業や，平成25年度の鉄軌道事業者が

行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行う。

25年度予算額	968百万円
24年度予算額	2,318
差引増△減	△1,350

(6) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

定措置法」等に基づき、農業協同組合等からの災害融資について利子補給費及び損失補償費の補助を行うほか、所要の貸付資金の確保に配慮する。

25年度予算額	20百万円
24年度予算額	41
差引増△減	△21

(5) (株)日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)の融資

(株)日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)においては、被災した農林漁業者の経営維持安定、施設の復旧等に必要な資金を融通する。

(6) (株)日本政策金融公庫(中小企業向け業務)による融資

(株)日本政策金融公庫においては、被災中小企業者等の再建・復興に資するため、所要の貸付資金の確保につき十分配慮するとともに、個々の実情に応じた弾力的な融資措置を講じる。

(7) 信用保証協会の信用保証の特別措置

信用保証協会においては、被災中小企業者の再建・復興に資するため、信用保証の別枠化、保証料率の引下げ等の特例措置を講じる。

(8) 災害復旧高度化事業

大規模な災害により既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧に当たって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

(9) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 災害融資(私立学校施設)

日本私立学校振興・共済事業団においては、災害により被害を受けた私立学校に対して貸付条件を緩和した復旧措置を講ずる。

25年度予算額	1,100百万円
24年度予算額	21,100
差引増△減	△20,000

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構の融資においては、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 農林漁業関係融資

農林水産省においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、「地震保険に関する法律」に基づき地震再保険制度を運営しているところであるが、平成25年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を5兆9,595億円と定めて実施する。

25年度予算額	113,365百万円
24年度予算額	96,541
差引増△減	16,824

(2) 農林漁業災害補償等

農林水産省においては、農林漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・「農業災害補償法」に基づき、農業災害に関する農業共済事業を実施する。

25年度予算額	97,942百万円
24年度予算額	97,349
差引増△減	593

- ・「森林国営保険法」に基づき、森林災害に関する森林保険事業を実施する。

25年度予算額	4,147百万円
24年度予算額	4,360
差引増△減	△213

- ・「漁業災害補償法」に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。

25年度予算額	9,517百万円
24年度予算額	14,842
差引増△減	△5,325

- ・「漁船損害等補償法」に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

25年度予算額	10,694百万円
24年度予算額	22,251
差引増△減	△11,557

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について平成25年度地方債計画（通常収支分）において435億円を計上している。

25年度地方債計画額〔43,500〕百万円	
24年度地方債計画額〔29,000〕	
差引増△減	〔14,500〕

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）を補助する。

25年度予算額	600百万円
24年度予算額	600
差引増△減	0

4-2 雲仙岳噴火災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、インターネットを通じた情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備促進を図る。また、水無川流域等において、砂防設備等の整備の促進を図る。

25年度予算額	617,586百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	
24年度予算額	617,456百万円の内数
※この他に社会資本整備総合交付金等の内数	

4-3 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、「被災市街地復興特別措置法」に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

(2) 被災者向け住宅確保対策

国土交通省においては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資により、建築制限の行われている地域で制限解除後6箇月以内に行う住宅の再建について、引き続き支援する。

(3) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援する。

25年度予算額

防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金の内数

24年度予算額

社会資本整備総合交付金の内数

4-4 三宅島噴火災害に関する対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を推進する。

25年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数
24年度予算額

社会資本整備総合交付金等の内数

4-5 平成16年(2004年)新潟県中越地震による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

・治山事業による山地災害対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講ずる。

・道路事業

新潟県中越地域の復興と活性化に向けた日本風景街道「よりみち街道『中越』」等の取組を、地域との協働により推進するとともに、新潟県中越地震の教訓を踏まえ、「道の駅」の防災機能の付加を引き続き推進する。

・土砂災害対策の推進

砂防関係事業においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい信濃川水系魚野川右支川芋川流域において、直轄砂防事業及び直轄地すべり対策事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行う。

4-6 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震による災害に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、地震によって発生した土砂災害に対応するため、必要な土砂災害対策を推進する。

特に、大規模崩壊等により河道閉塞が発生する等、土砂災害が多発し、荒廃が著しい栗駒山系において、特定緊急砂防事業により、引き続き集中的かつ迅速な対策を行う。

25年度予算額	617,586百万円の内数
24年度予算額	617,456百万円の内数

4-7 霧島山（新燃岳）災害による復興対策

国土交通省においては、火山噴火に起因する土石流対策として、市町が適切に住民の避難指示の判断等が行えるよう、降灰等の調査・解析を行い、降灰による土石流の想定区域及び時期について、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害緊急情報として引き続き情報提供を行う。

また、土石流の発生に備え、土石流検知センサーによる監視体制の構築や砂防設備の整備等の対策を実施する。

25年度予算額	617,586百万円の内数
24年度予算額	617,456百万円の内数

4-8 東日本大震災に関する復興対策

(1) 被災者支援

復興庁においては、被災者の方々の住宅再建、被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、コミュニティの弱体化、孤立化が問題となっている中で、心のケア等の支援を行う。

(主な事業)

①被災者生活再建支援金補助金	83,978百万円
②災害救助法による災害救助	52,948百万円
③被災した学生への修学支援	16,705百万円
④緊急スクールカウンセラー等派遣事業	3,913百万円
⑤介護等のサポート拠点に対する支援	2,304百万円
⑥被災者の心のケア支援事業	1,817百万円
25年度予算額	188,253百万円

24年度予算額	91,983
差引増△減	96,270

(2) まちの復旧・復興

復興庁においては、本格的な復旧や復興に向けた公共インフラ等の整備を事業計画及び工程表に沿って推進する。

(主な事業)

①東日本大震災復興交付金	591,774百万円
②災害復旧事業	661,129百万円
③復興道路・復興支援道路の整備等	138,383百万円
④農林水産基盤整備	47,774百万円
⑤社会資本整備総合交付金（復興）	44,111百万円
⑥災害廃棄物の処理	126,567百万円
25年度予算額	1,667,047百万円
24年度予算額	1,185,440
差引増△減	481,607

(3) 産業の振興・雇用の確保

復興庁においては、津波浸水地域等における産業の本格的な復興や雇用の確保のための事業を推進する。

(主な事業)

①津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	110,000百万円
②災害関連融資	96,306百万円
③中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	25,006百万円
④造船業等復興支援事業	16,024百万円
⑤東日本大震災農業生産対策交付金	10,427百万円
25年度予算額	307,451百万円
24年度予算額	292,010
差引増△減	15,441

(4) 原子力災害からの復興・再生

復興庁においては、国が前面に立って福島県の深刻な諸問題に対応できるよう、新たな事業制度を創設する等、原子力災害からの福島県の復興及び再生を加速する。

(主な事業)

①放射性物質により汚染された土壤等の除染	497,796百万円
----------------------	------------

②放射線物質汚染廃棄物処理事業	97,100百万円
③中間貯蔵施設の設置に向けた取組	14,645百万円
④福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	4,795百万円
⑤福島避難解除等区域生活環境整備事業	2,350百万円
⑥長期避難者生活拠点形成交付金	50,300百万円
⑦福島定住緊急支援交付金	10,010百万円
⑧再生可能エネルギー支援	10,300百万円
⑨風評被害対策	1,263百万円
25年度予算額	726,436百万円
24年度予算額	465,513
差引増△減	260,922

(5) 東日本大震災復興推進調整費

復興庁の司令塔機能を強化しつつ、諸制度の隙間を埋め、復興に関し国が実施する調査・企画事業の委託や被災県が実施するソフト事業に対する補助等を実施する。

25年度予算額	10,000百万円
24年度予算額	5,000
差引増△減	5,000

(6) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

25年度地方財政計画額	619,802百万円
24年度地方財政計画額	685,530
差引増△減	△65,727

(7) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

法務省においては、日本司法支援センター（法テラス）にて、以下の施策を実施する。

- ・被災者の抱える法的問題の解決について増加する専門家による支援の需要に対応する

ため、被災地に設置された出張所において、弁護士による無料法律相談や各種専門家による無料よろず相談を実施するとともに、車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅での巡回相談等を実施する。

- ・「震災 法テラスダイヤル（フリーダイヤル0120-078309）」において、二重ローン問題や原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施する。
- ・「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し「災害救助法」が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務）を実施する。

(8) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- ・大規模被災地における地図の修正（土地の境界復元）
- ・登記特設相談所の開設・被災者専用フリーダイヤルの設置
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

(9) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、法務局・地方法務局及び人権擁護委員）にて、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的取扱いや、仮設住宅での生活の長期化、雇用の不安等から発生するおそれのある人権問題等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、これらの人権問題をテーマとしたシンポジウムの開催、人権教室の実施等、人権問題の発生を防止するための啓発活

動を実施する。

25年度予算額	25百万円
24年度予算額	25
差引増△減	0

(10) 東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧・再生

林野庁においては、東日本大震災で被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況等を踏まえながら、林帯幅の確保や人工盛土の活用も図りつつ、津波に対する減災機能も考慮した海岸防災林の整備等を推進する。

25年度予算額	5,596百万円の内数
24年度予算額	2,635百万円の内数

(11) 治山事業

林野庁においては、東海・東南海地震等により、災害の危険性が高く地域住民の不安が高まっている地域における崩壊地等の集中的な復旧整備、津波等に備えた海岸防災林の防潮堤等の整備を実施する。

25年度予算額	144百万円
24年度予算額	1,197
差引増△減	△1,053

4-9 その他の災害に関する復興対策

農林水産省においては、有珠山において治山事業による溪間工及び山腹工を実施する等、地域の安全・安心を確保するための山地災害対策を推進・支援する。

第6章 国際防災協力

差引増△減

△1

1 多国間協力

(1) 国際防災協力の推進

内閣府においては、国連国際防災戦略（UNISDR）事務局を通じた国際防災協力の推進、アジア防災センターを通じた多国間防災協力の推進、日中韓等との地域内防災協力を図るとともに、各種国際会議の場での我が国の知見の発表等により国際防災協力を推進する。また、第3回国連防災世界会議の開催国として、2015年以降の新たな国際的な防災政策の指針・枠組構築に向けて貢献していくための調査及び情報発信を行う。

25年度予算額	177百万円
24年度予算額	236
差引増△減	△59

(2) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国が蓄積する知見を効果的に活用した内容の国際セミナーをアジア諸国の消防防災分野に携わる人材を対象に海外で開催し、アジア諸外国の消防防災能力の向上を図る。また、日韓及び日中における消防行政の現状と課題について、情報交換、改善策の検討等を行い、日韓及び日中消防の連携・協力、消防制度の発展、地方レベルでの消防交流等を推進する。

25年度予算額	9百万円
24年度予算額	9
差引増△減	0

(3) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の強化を図るため、迅速な派遣体制の整備を図るとともに、全国で展開される国際消防救助隊の連携訓練の支援や教育訓練の核となる指導員の育成、また全ての国際消防救助隊登録消防本部を対象にしたセミナーの開催など国際消防救助隊員の教育訓練等の一層の充実を図る。

25年度予算額	16百万円
24年度予算額	17

(4) 国際機関への拠出

外務省においては、国連等と協力し「兵庫行動枠組2005—2015」の着実な実施を推進するため、その中核となる国連国際防災戦略（UNISDR）への拠出を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリーフウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（UNOCHA）の活動を支援する。

25年度予算額	262百万円
24年度予算額	259
差引増△減	3

(5) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

文部科学省においては、アジア太平洋地域において災害関連情報を共有することを目的として我が国が主導する「センチネル・アジア」プロジェクトや、参加国が最善の努力で大規模災害被災地の衛星画像を無償提供する国際協力枠組みである国際災害チャータと連携して、陸域観測技術衛星「だいち」によって撮影した被災地のアーカイブデータの提供、超高速インターネット衛星「きずな」により、アジア太平洋地域のブロードバンド環境の整っていない地域等に対し、「センチネル・アジア」の緊急観測データ等の配信を行う等、海外の災害状況把握に貢献する。

25年度予算額	
運営費交付金	109,769百万円の内数
24年度予算額	
運営費交付金	119,758百万円の内数

(6) 地球地図整備

国土地理院においては、世界の地理空間情報当局が協力して地球全陸域の統一仕様の地理空間情報を整備する「地球地図プロジェクト」を地球地図国際運営委員会の事務局として推進し、地球地図の整備を進めるとともに、開発途上国における円滑なデータ更新に関わる技術開発を行う。また、整備されたデータの防災分野での活用を行う。

25年度予算額	31百万円
---------	-------

24年度予算額	37
差引増△減	△6

(7) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、国連「水と災害フォーラム（仮）」における水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。

25年度予算額	65百万円
---------	-------

(8) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国へ台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像の提供を行う。また、アジア太平洋域各国に台風の解析及び予報に関する資料や、季節予報資料、気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(9) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

2 二国間協力

(1) 開発途上国への協力

外務省等関係省庁においては、我が国の持つ豊富な経験や人材、技術を活用し、引き続き技術協力、無償資金協力及び有償資金協力により開発途上国に対する防災協力を行う。

(2) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・独立行政法人科学技術振興機構（JST）は、地球規模課題の解決及び科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得するとともに、国際共同研

究を通じて途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に役立つ持続的な活動体制づくりを目的に、日本と途上国の研究者が国際共同研究を行う「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS：Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）」を実施する。研究分野の一つとして、防災分野に対する協力を行う。

(3) 地震防災研究分野における日中間の新たな協力関係の構築

文部科学省においては、「地震分野における科学技術協力の強化に関する覚書」（平成21年5月）及び独立行政法人科学技術振興機構（JST）と中華人民共和国科学技術部合同合作司（MOST）の間における「地震防災」を共同支援する研究分野とすることについての合意（平成23年5月）に基づき、今後の両国の研究協力の進展に資することを目的として、観測・予測研究、構造物の耐震技術、地震減災研究を始めとする研究分野を推進するための体制構築を図る。また、地震調査研究推進本部と中国科学技術部、地震局等との地震調査研究の取組及び最新の成果についての定期的な意見交換会を開催する。

(4) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、開発途上国等における災害に強い安全・安心な社会の実現を支援するとともに、我が国と開発途上国等との協力関係の強化を図るため、防災や気候変動対策に関するワークショップの開催、開発途上国における危機管理・防災体制の構築支援等の施策を実施する。

25年度予算額	1,110百万円の内数
24年度予算額	1,113百万円の内数

資料 平成25年度防災関係予算額等集計表

(単位：百万円)

府省庁名/区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	計
内閣府		18,435		600	19,035
警察庁		4,744			4,744
消費者庁		28			28
復興庁				2,899,187	2,899,187
総務省	950	108			1,058
消防庁	397	9,743			10,140
法務省		11,693		25	11,718
外務省		262			262
財務省		13,177		113,365	126,542
文部科学省	4,474	92,476		1,427	98,377
文化庁		(注)			(注)
厚生労働省		31,605		890	32,495
農林水産省		19,783	111,879	126,702	258,364
経済産業省	79	451	2,129		2,659
国土交通省	1,616	66,126	672,217	38,076	788,313
気象庁	988	21,831			22,819
海上保安庁	204	80,498			80,702
観光庁		(注)			(注)
環境省				200	200
原子力規制庁		504			504
防衛省		76,341		711	77,052
合計	8,708	447,805	786,225	3,181,183	4,434,199

(注)

1. 本表は、平成25年3月に国会報告した資料に基づき作成している。
2. 平成25年度政府予算案における防災関係予算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
3. 合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
4. 国土交通省の合計額は社会資本整備総合交付金のうち全国防災経費10,278百万円を含むが、これについては、「科学技術の研究」～「災害復旧等」ごとの内訳を特定できないため、各区分の額の合計とは一致しない。
5. 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。
6. 文化庁、観光庁は内数のため額を表記してない。

出典：各省庁資料をもとに内閣府作成